改革問題に關する論爭文並に文學上の著作數多あれども玆には記さず。

「モーアの『ユートピア』は理想郷を記きたる最初の試みにして後年續々世上に公にせられたる同種數多の著述、例へば Bellamy の "Im Jahre 2000" Cabet の "Reise nach Ikarien," Campanella の "Sonnenstaat." Harrington の "Oceana." Hertzka の "Freiland." 等の先驅たり且つ其の模範たるものなれば、玆に其の揭出せる經濟社會制度の大要を述べむ。「大西洋中の一孤島上見ての生活樣式を等しうせる五十四個の町より成り人民よりの選出に係る國王の統治の下に整然たる自治制を行ひ居れる一社會あり、名付けて「ユートピア」と云ふ。此の地には完全なる共產主義行はれて何等の私有財產權なく、住民は老幼男女を問はず每日六時間宛勞働するの義務を負へり。勞働は農業及び手工業の兩方面に亘り、何人も此等兩業に從事するの外に一定の手工業を習ふを要す。手工は父子相傳ふるを例とすれども、若し子にして他の業を習ふことを望むときは其の業に從事する他の家族中に移さる。精神的の高等產業は僧侶及び官吏の指導協議の下に三三の優秀なる者のみに之を許し、困難なる下等勞働は諸人・奴隸・生產せられたる生產物は凡て國立の倉庫に收納せられ、各家族の主人は自家の必要とするの分量だけを直接に該倉庫より受取る。貨幣は國內に於ては其の用なきが故に一も存在せず、又黃金銀を尊しむる爲めに是等は凡て鎖其の他の下等なる道具製作の用に供す。食は各種飮食物を調理して過不足なからしむるも、若し過剩不用品又は之を貯藏すべき川に供す。食は各種飮食物を調理して過不足なからしむるも、若し過剩不用品又は之を貯藏すべきときは二箇年保存したる後外國の貧民に與へ、而して貰ひて得たる貨幣は毎年傭兵の費用に充つ。人民は各自の職業を選擇するの自由を有し、一都市の人口其の定數を超ゆるときは他の人口過少の都市に移し、全島(五十四都市)の人口其の定數を超ゆるときは人を選んで外國に移住せしむ。云々」

【參考書】(1) **T. E. Bridget,** The life and works of Sir Thomas More, 2. ed. London 1892.—(2) **Conrad,** Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl. Bd. VI.—(3) **A. C. Dareste,** Thomas Morus et Campanella. Paris 1843.—(4) **Kaufmann,** Utopias or schemes of social improvement from Sir Thomas More to Karl Marx, London 1879.—(5) **Kautzky,** Thomas More und seine Utopia, 2. Aufl. Stuttgart 1907.—(6) **Derselbe,** Thomas More in der Geschichte des Sozialismus in Einzeldarstellungen, ebd. 1895.—(7) **Lee,** Dictionary of National Biography, vol. XIII, London 1909.—(8) **Roscher,** zur Geschichte der englischen Volkswirtschaftslehre im 16. und 17. Jahrhundert. 1857—(9) **Walter,** Thomas Morus et son époque, 5. ed., Tours 1868.

(菅井幸雄)

モイゼル・ヨハン・ゲオルグ

Johann Georg Meusel. (1743—1820)

略傳 モイゼルは統計學者にして且つ文學及び史學の造詣深し。一七四三年三月十七日獨逸「ベイエルン」なるアイリッヒスホーフに生れ、「ゲッチンゲン」大學に入りて史學及び哲學を修む。一七六八年「エルフルト」大學の史學教授に就任して其の任に在ること十箇年、一七七九年「エルランゲン」大學教授に轉任して同じく史學を講じ、詳々として倦まざることと實に三十有七年の長きに及ぶ。一八一六年在職五十年の記念に當り榮譽市民の首に住せられしが、一八二〇年十月十九日遂に任地エルランゲンに長逝せり。

彼は統計學を呼ぶに „Stsats-kunde" の名を以てし、之を以て純歷史的科學なりとなし、統計學を定義して「統計學とは諸國の特質及び政治組織を學理的に秩序を立てゝ敍述するものなり」となせり。されば其の統計を研究するに當つても一定の中心的思想より出發するにあらずして學者の種々の材料を廣く蒐集して之によりて研究の成果に到達するの方法によれり。氏の著書中には今日に到るも猶其の價値を失はざるもの尠なからず。

著述 國家學に關するもの次の如し。Anleitung zur Kenntnis der europäischen Staatenhistorie, Leipzig 1775; 4. Aufl ebd. 1800.—Revision der beiden ersten Bände der Gottschedischen Uebersetzung von des Freiherrn von Bielefeld „Lehrbegriff der Staatenkunst," Breslau 1777.—Ueber Kaiser Joseph II. einige Vorlesungen, Leipzig 1790.—Lehrbuch der Statistik, Leipzig 1792; 4. Ausg. ebd. 1817.—Literatur der Statistik, Leipzig 1790. Nachtrag dazu, ebd. 1793 u. 1797—Vorrede zu Ortloffs Handbuch einer allgemeinen Statistik der königlich preussischen Staaten, Erlangen 1798.—Leitfaden zur Geschichte der Gelehrsamkeit. Leipzig 1799–1800.—Magazin für Geschichte, Statistik und Literatur, 1 Bändchen, Zürich 1802.

此の外、尙ほ現存せざるは既に故人となれる佛・伊・獨の諸國の著名なる學者の傳記著作に關する辭典を編纂し、又諸誌に幾多の論文を寄稿せり。

(菅井幸雄)

孟子 (モウシ)

Mèngtzu. Mencius.

孟子の事跡は『史記』孟子荀卿列傳に見ゆれども、頗る簡略に失し、後漢趙岐の孟子題辭に記せる孟子の傳は稍〻詳なれども、其中信ずべきものと、否らざるものとあり。又孟子の本書に往往其出處を載すれども、一貫せる記事にあらず。諸國歷遊の顚末に就いても、從來學者の說又一ならず。要するに、孟子事跡の明ならざること、孔子よりも甚しく、卽ち其生・生地・年代・師承の如きも、古來より一定の說なし。今史記以下の記錄に據り、旁諸家の說を參酌し、小傳を作る。

孟子名は軻、其字は子居・子車・子輿等に作れども、其孰れが正しきかを知らず。蓋此等の字は、晉魏晉以後の書に見えたるものなれば、後世より其孰れが正しきか、又果して以上三種の一を字となせしか知るべからず。趙岐の題辭には「字則未聞也」とあるにより考ふれば、東漢のときに字に就き正確なる傳說なかりしが如し。

其生地に就いては、史記に鄒人となし、別に魯人にて、孔子と其鄕を同じくするなれども、或は鄒を以て魯の卿邑となすものあり。是記に從へば、孟子は魯人にて、孔子と同じく魯國昌平鄕陬邑にあらざる事實として計算したる結果なるが、年齡と卒去とは『孟氏譜』に見え、而して其書後世に傳述せられたるなれば遽に據つて斷定すべからず。但我邦が孟子の年代に就いて知り得るは、孟子自ら孔子より已に至るまでの年數を叙し、由孔子而來。至於今一百有餘歲。(『盡心下』)といへり。孟子の此語、其何の年に發せしか得て知るべからざれど、恐らくは魏年號の行はれざるを旅きての言葉なるべし、終らば孟子の生年は孟子の沒後百年を出でざるべく、而して孔子の沒せし敬王四十一年より起算すれば、其生れしは安王在位の後半期ならむ。又孟子の本書に載する種々の史實より、其孰れも唯一說として疑ふべからざるは、

を以て梁に來れり。然れども王の孟子に求むる所と、孟子の治法に關する理想とは、其距離甚しく、孟子の言は容易に行はるべくもあらず。加之幾くならずして惠王薨じ、襄王繼ぎて立ちしが、庸愚にして共に爲す事あるに足らざるを知り、梁を去れり。後孟子の弟子に樂正子といふものあり、魯に仕へて平公の信任を得孟子を公に薦め、公亦之を聘するの意ありしが公の嬖人臧倉之を沮み事止みぬ。蓋し孟子の時、列國武力を以て雄を爭ひ、時君の聞くを喜ぶものは、富強の術にして、孟子が唐虞三代の德を述べ、王道を明にし、仁義を說くが如きは、迂闊にして事情に闇なりとし、加之孟子は出處進退の義を重んじ、敢て尺を枉めて、尋を直ふすることを爲さざりしかば、身王佐の才を有しながら、遂に世用を爲すこと能はず。是に於て家居して復出でず、門人萬章の徒と專ら先王の學を講じ、仲尼の道を明にして、撰述をなし、以て世を終れり。其撰述せしものは即ち今の『孟子』七篇是れなり。

孟子の學說は七篇に於いて之を窺ふを得。蓋し孟子の學が子思曾子を通じて源を孔子に發したるは論ずる迄もなく、「乃所願則學孔子也。」(『公孫丑』上)といひし言葉を見ても、孟子の學が孔子以外に一派を開きしものに非ざるを知るべし。但孟子が孔子の道を明にせしは、漢唐以後の經師が唯經典の解釋に力を用ひしものとは全く異なりて、孟子の孟子たる所は孔子學術の大なるものに就いては能く其義理を會得し、且つ之を發展せしにあり。即ち孔子の未だ明言せざるもの、若くは語りて詳ならざるものを一層闡明せし點にあり。例せば孔子が一の仁を說きしに、孟子は仁義を併稱せしが如き、孔子は性に就き其善惡を明言せざるに、孟子は性善說を唱へたるが如き是れなり。其他知言・養氣・四端・良知・良能の說の如き、孔子の未だ言はざる所にして、孟子によりて其義始めて明なり。孟子が聖學に功あること尤大なる實に此にあり。今孟子學術の所有方面に就き、叙述することは本稿の目的とする所にあらざるを以て、盡く省略し、唯其政治經濟に關する所說の大要を擧ぐるに止む。

孟子が齊宣・梁惠若くは滕文に告げし政治論の要は、王道に外ならず。此の論たる決して一の哲學者が其空想を描きたるものにあらずして孟子は之を以て君に勸め又自ら之を輔けて經綸をなさんと欲せしものにて、自信の厚くして、抱負の大なること、「夫天未レ欲レ平二治天下一也。當二今之世一舍レ我其誰也。」(『公孫丑』下)の語により之を知るべし。

孟子の所謂王道とは、堯舜以來聖王の天下を治めし道にして、孟子は此を以て、其政治の主義に名けたり。王道は人に忍びざる實心を以て民に行ふ所と、形迹の上より見る時は或は同じきことなきにあらず。然れども之を行ふ動機に至りては則ち一ならず。即ち王者は人民の爲めに人民を治め、覇者は己の私慾之に伴ふ。是に於てか人民の側にも心服と力の爲めに服するとの別生ずるなり。然れども春秋時代までは、覇者とても仁義の美名たるを知り、之を藉りて己の欲望を充たさんとせしが。孟子のときは列國の君皆仁義の名さえ之を惡み、其重ずる所は唯利のみ而して之を公言して憚る所なし。是れ孟子が口を極めて仁義を說き、一世の惑を解かんとせし所以にして、「五覇三王之罪人也。今之諸侯五覇之罪人也。」(『告子』下)と言ひしも亦この世態の變動を述べたるものなり。

孟子は此の如く列國の君に對し王道を說けり。是に於て或は其孔子の思想に同じからざるを議するものあり。謂らく孔子は王室の衰微して諸侯の其命を奉ぜざるを慨き、君臣上下の名分には殊に意を致し、春秋に於て尊王の大義を發揮せり。然るに孟子は之に反し、列國の君に王道を說けり、若し列國の君孟子の如く仁政を行ひ天下の王とする所となれば、其れ周室を如何にせむ、孔子周室を尊ぶものと同じからざるに非ずやと。然れども孟子の所謂王道は古昔聖王堯舜禹湯が天下を治めし道、即ち方法を指す。若し齊梁の君にして各其國内に於て仁政を行ひ、民其德澤を蒙らば、是れ即ち王道の行はれたるものにて、必ずしも周室を仆し天下の王たらずんば王道を行ふ能はずとの意にあらず。唯此に注意すべきは孟子を讀むに孔子が周室に憚々たる如き言辭を發見する能はざる事これなり。是れ抑〻故あることにて、孔子の時は周室已に衰へたれども天下の共主たり。覇者の天下に號令せんと欲するも猶尊王の名義を藉るを以て良策とせし程にて、天子の貴ぶべしとの考は猶人心にあり。故に苟も其道を以てせば周室をして成康の盛時に還らしむること必しも

難しとせず。孟子の時には列國の諸侯擅に王と稱し、天下復周室あるを知らざるの有樣にて、之を恢復して列國諸侯をして臣事せしむることは殆んど不可能に屬す。而して列國君主の攻伐と暴斂とにより生民の受けつゝありし塗炭の苦は孔子の時に比し更に甚しきものあり。故に孟子は寧ろ此等窮民を濟ふを目前の急務となし、列國の君にして能く王道を行ふものあらば之を輔くることを辭せざりしなり。孟子は又かくの如く當時の民を濟はんとの念强かりしを以て、其時君に說くや毎に民の重ずべきこと又人君妄に其權力を恃み暴虐の事をなさば、民怨下に深く、遂に其位を喪ふに至るべきを警告せり、「民爲レ貴。社稷次レ之。君爲レ輕。」(『盡心』下)といひ、湯武の放伐を論じては「賊レ仁者謂二之賊一。賊レ義者謂二之殘一。殘賊之人謂二之一夫一。聞レ誅二一夫紂一矣。未レ聞レ弑レ君也。」(梁惠王下)といひしが如き其一例にして、孟子に民本主義の思想强かりしことは否定すべからず。然れども孟子が此の如く多少矯激の辭をなしたるは前にも申す如く列國の君に對し警告するを目的とし、人の臣子たるものに告ぐるの辭にあらざるによる。抑〻儒敎の重ずる所五倫にあり。五倫のうち最君臣の分を嚴にす。孟子豈に人臣たるものに其君に背くべきことを敎へんや。世或は孟子が「君之視」臣如レ土芥則臣視レ君如二寇讎一。」(『離婁』下)の語を以て詖病をなすものあり。然れども是亦君主が其臣に對する態度の如何によりて、臣の感情にかゝる傾向を生じ易しとの意にして、臣の君に對してかゝる感情を抱くことと倫理上恕すべしといふにあらず。孔孟倫理の法則としては君君たらずと雖、臣臣たらざるべからざるは勿論の事なり。

孟子の王道を具體的に述ぶれば大要務農と興學との二とす。務農によりて人民の生活を安らかならしめ、興學によりて人倫の道を知らしむ。即ち人君たるものは列國の諸侯擅に王と稱し、天下復周室あるを知らざるの有樣にて、之を恢復して列國諸侯をして臣事せしむることは殆んど不可能に屬す。而して列國君主の攻伐と暴斂とにより生民の受けつゝありし塗炭の苦は孔子の時に比し更に甚しきものあり。故に孟子は寧ろ此等窮民を濟ふを目前の急務となし、列國の君にして能く王道を行ふものあらば之を輔くることを辭せざりしなり。孟子は又かくの如く當時の民を濟はんとの念强かりしを以て、其時君に說くや毎に民の重ずべきこと又人君妄に其權力を恃み暴虐の事をなさば、民怨下に深く、遂に其位を喪ふに至るべきを警告せり、「民爲レ貴。社稷次レ之。君爲レ輕。」(『盡心』下)といひ、湯武の放伐を論じては「賊レ仁者謂二之賊一。賊レ義者謂二之殘一。殘賊之人謂二之一夫一。聞レ誅二一夫紂一矣。未レ聞レ弑レ君也。」(梁惠王下)といひしが如き其一例にして、孟子に民本主義の思想强かりしことは否定すべからず。然れども孟子が此の如く多少矯激の辭をなしたるは前にも申す如く列國の君に對し警告するを目的とし、人の臣子たるものに告ぐるの辭にあらざるによる。抑〻儒敎の重ずる所五倫にあり。五倫のうち最君臣の分を嚴にす。孟子豈に人臣たるものに其君に背くべきことを敎へんや。世或は孟子が「君之視」臣如レ土芥則臣視レ君如二寇讎一。」(『離婁』下)の語を以て詖病をなすものあり。然れども是亦君主が其臣に對する態度の如何によりて、臣の感情にかゝる傾向を生じ易しとの意にして、臣の君に對してかゝる感情を抱くことと倫理上恕すべしといふにあらず。孔孟倫理の法則としては君君たらずと雖、臣臣たらざるべからざるは勿論の事なり。

孟子の王道を具體的に述ぶれば大要務農と興學との二とす。務農によりて人民の生活を安らかならしめ、興學によりて人倫の道を知らしむ。即ち人君たるものは己を捨てゝ人民の肉體上及精神上の保護をなし一毫の遺憾なからしむることを期待すべし。個人に取りては精神肉體より重きことは論なけれど、爲政者より之を言はゞ先づ人民の物質上の充實を圖り、即ち仰事俯養しての方法を講じ、然後に庠序學校を起し人倫の道を知らしむべし。之に反し君主たるものは唯暴斂のみ此事として民をして衣食に窮せしめ、其の罪に陷るに及び冷刻なる刑法を以て之に臨むは不仁の甚しきものなり。如何となれば恒産と恒心とは互ひに相關聯し、士を除き一般人民に恒産なくして猶恒心あることを期待するは不可能なればなり。爲政者果して能く此二者に力を盡くしなば天下の耕すものは其野に耕さんことを欲し、商賈は皆其市に藏せんことを欲し、行旅は皆其塗に出でんことを欲し、天下の歸服することは猶水の卑に就くが如くなるべし。然らば民の產を制する方法は如何といふに、孟子は井田法を說けり。孟子の井田に關する考は、其滕文公に治國の要を答へ、又滕の臣畢戰に井地の法を語りしものにより其概略を知るべし。抑井田の法たる孟子の說く所、其概略に止まり、又之を周禮等の周の田制を叙するものに比するに、一見兩者同じからざる樣にも見え、從來諸家の井田の法に就き說く所、聚訟決する所なし。今之を列擧せば却て煩雜にして要を得るに苦しむを以て姑らく孟子の本文に據り、又諸家の說を參酌し、孟子が滕に行はんとせし井田法の考は如何なりしかを見んと す。孟子は先づ夏殷周三代の稅を民に取りし法を述べ「夏后五十而貢。殷人七十而助。周人百畝而徹。其實皆什一也。」(滕文公上)といへり。貢助徹は三代稅法の名にして、五十七十百畝は一井を九區に分ちたる一區の面積、即ち一夫の受くる耕地の面積をいふ(井田と は田を制するの形井字に似たるを以て名く、一井各九區に分れ、溝洫を以て之を繞らす)。上文によれば每區の面積三代各同じからざるが如しと雖、そは先儒も已に論ぜし如く尺度の同じからざるよりかく數字上の差を來せしものにて、其實夏の五十畝は殷の七十畝に同じく、殷の七十畝は周の百畝に同じかりしならん(『顧炎武日知錄』卷七、『萬斯大周官辨非』・『錢塘瀟湘考古錄』等)扨夏后氏のときは一夫の耕作せし五十畝の收穫中、五畝に相當する分を官に納め、其餘は總べて該夫の所得に歸す。已の耕作せしものに就き官に若干を上るを以て、名けて貢といふ。其割合は十分の一なり。殷の制は大に之に異りて、井田の中央一區を公田とし、自餘の八區を私田とし八夫をして之を耕作せしめ私田の收穫は各夫の所得となし又八夫は力を合せて公田七十畝を耕作し、其收穫は總べて官に納めしむ。即ち各夫は私田七十畝と公田各八畝七十五步を耕作し、八畝七十五步の收穫を納むる故、稅率は九分の一となる。是法は農夫の助を藉りて公田を耕作せしむるものたるを以て名けて助といふ。周の徹法は其詳得て知るべからずと雖、先儒或は謂らく周時井田に公田なし、九夫各一區を私田として耕作し、其中より十分一を官に納むと(『萬斯大學春秋隨筆』・『周官辨非』等)其徹と名くる所以は趙岐徹取の義を以て之を解す、從ふべきに似たり。此等三法の稅率は九分一、十分一各同じからざれども其實大差なきを以て、「其實皆什一也」といへり。孟子はこの三法に就き龍子の述べたる「治レ地莫レ善二於助一。莫レ不レ善二於貢一」云々の語を引いて殷の助法を推稱し、畢戰の問に答へて滕に井田の法を行ふべきを論じ、「諸野九一而助。國中什一使二自賦一」といへり。即ち野に於ては總べて殷の助法を用ひ、國中のみに夏の貢法を用ふべしとなり。但何をか野といひ、何をか國中とい

ふか諸家の說く所一ならざるのみ。蓋し孟子が龍子の說に從ひ、貢法を排斥して助法を主張せし所以は、夏后氏の貢法とても其立法の意、固より善からざるにあらず。前に述ぶる如く貢法は一夫私田五十畝を耕作し其中五畝の入を官に納むるの法たりと雖、必ずしも數歲の收穫を校りて其平均額を定め、又之を金錢に見積りて若干となし、歲の豐凶に關はらず誅求をなすことと龍子の言の如くならず。龍子が善からずとなし又孟子が其語を引きし貢法なるものは、戰國のとき諸侯重斂苛克をなし、多額の稅率を定めて之を民に取り、凶年といへども敢て輕減をなさず。而して之を古昔殷貢法の名に託し、其暴政に對する口實となしゝを以て、孟子は斷然之を排し、助法を行ふべきを勸めしなり。井田の制は申す迄もなく各農民に同面積の地を分配して耕作せしめ、彼等をして貧富の差なからしむるを期したるものにて、特に助法の如きは、私田の收穫は之を己に取らしめて、一毫も官に取らず。唯公田の收穫のみ官に取るの制にて、要は人民の負擔を輕くし、其所得を私して生計を充實せしむるを目的とせり。是れ勿論時君暴斂苛克の弊を絕つの意に出づるも孟子は又當時一部の論者の主張せし如き、治者と被治者・勞心者と勞力者との區別を廢し、財產と勞働とを、上下に通じ絕對に平均すべしとの考を有せず、此等の議論には常に反對の意を表せり。即ち孟子に載する「神農の言をなす許行」の如きは此種の論者にて、賢者は民と竝耕して食ひ、粢飧して治むべし。上位にあるもの唯民に取りて其倉庾府庫を充たし、己れ安逸にして其養を受くるは不可なりと。孟子はかゝる議論の實際に行ふべからざるを論じ、世には大人・小人其事業同じからず。心を勞するものと、力を勞するものと其種類一ならず。心を勞するものは人を治め、力を勞するものは人に治められる。人を治むるものが、治められるべき人の勞働したる結果に養はるゝは天下の通義なりといへり。又孟子は前に述ぶる如く、常に稅斂を薄くすべきを論じたるも、是れ唯君主が妄りに人民を虐げて己の私慾を充たすの不可を力說したるまでにて、苟も一の國家を爲し、宮室城郭を營み、百官有司を設け、宗廟祭祀の禮より他國との交際に至るまで、總べて文明の設備をなす以上は、之に相當する經費を要するは勿論にして、此等は皆租稅の形によつて、民に取らざるべからず。乃ち一國の文明進むときは、民の負擔亦之に伴なうて增加するは自然の理にして、極端なる租稅の輕減は一國の進步を妨げて、野蠻時代に復歸せしむるものなりと。(Cf. Templeman; Marine Ins., p. 10.)而して此の三つの擔保は元と明示せられたるものにあらずと雖も、船舶若くは積荷の保險にして此の條件に適合せざるときは全然其の契約を無效ならしむるものとす(英國海上保險法第三三條參照)。是れ默示擔保の名ある所以なり次に項を分ちて略說すべし。

耗羨（モウセン）

「耗羨」の題下を見よ。

默示擔保（モクジタンポ）

例 Implied Warranties.

英國に於て海上保險の契約上所謂默示擔保と稱するものの三あり、(一)船舶が航海に適するものなること(合法)、及び(二)保險契約の適法なること(離路)是なり(但し學者によりては默示擔保を(一)及(二)とし(三)を除外せるものあり、(Cf. Templeman; Marine Ins., p. 10.)而して此の三つの擔保は元と明示せられたるものにあらずと雖も、船舶若くは積荷の保險にして此の條件に適合せざるときは全然其の契約を無效ならしむるものとす(英國海上保險法第三三條參照)。是れ默示擔保の名ある所以なり次に項を分ちて略說すべし。

一　堪航擔保（Seaworthiness）　玆に堪航擔保とは船舶の種類に從ひ相當の積荷を爲し其保險に附せられたる海難に堪へ以て能く其の航海の目的を達することを得べき條件なり、積荷若くば船舶の航海保險(Voyage policy)を契約したる場合に其の發航の時に於ける船舶は共に適航の狀態に存することを要し、其の積荷保險の場合に於ては更に其の船舶が之を到達港に輸送することを得る狀態に存すべき默示擔保を要す、斯くの如く航海保險にありては默示擔保の履行を强要せらると雖も船舶の期間保險(Time policy)にありては此の擔保を要せざるものとせり、其の理由は期間保險にありては其の契約の當時船舶は尙ほ海上に在ること稀ならざるを以て船主は之が堪航を保證するの地位に在らざるを以てなり、而して期間保險の場合と雖も被保險者が其の不堪航の狀態にあることを知りて發航せしめたる爲めに全損に歸したる場合の損害は保險者之を塡補せざるものとす、況んや不堪航に因りて直接に釀したる損害に於てをや。

斯くの如く航海保險（期間保險と航海保險とを區別するは英國の特色なり）に於ては堪航擔保は嚴守さるべき條件なれども、貨物保險に於ける善意の貨主に取りては甚だ酷なるを以て特約により保險者と被保險者の間に於ては堪航擔保を認めざる條件を附すること珍らしからず(例へば "Seaworthiness admitted as between

assurer and Assured." の如き其一例なり)而も英國に於ては此の如き特約を存せざるときは堪航擔保の條件は絕體なるを以て相當の注意を以てするも尙ほ能く發見し得ざるが如き所謂潛在的缺點(Latent Defect)に因りて生じたる損害も亦適航の條件に適はざるものと認め保險者をして其の責に任ぜしめざるを原則とす、而して所謂堪航擔保の範圍は頗る廣くして啻に保險に附せられたる危險に堪ふるの要あるのみならず。過積なること、積込の不適當なること、船員の不足せること、船員たる資格の缺如せること等も亦堪航たるべき場合とせらるゝものとす、(以上の原則は主として次の判決例によりて定められたるものなり、Quebec Marine Insurance Co. v. Commercial Bank of Canada (1870); Bouillon v. Lupton, (1863); Thin v. Richards, (1893); The Vortigern, (1899), 等。

二　合法なること(Legality)　例へば國法に依りて禁止せられたる商業若くば航海に對する保險の無效なるが如き是なり、而して此の條件は毫も英國のみに特有なるものにあらず、蓋し現今各國に於ける契約なるものは啻に其の保險に關するのみならず總ての契約の合法的ならざるべからざるは論を俟たざる所なればなり。

三　離路(又は航路外航行)　爲さざること(Zo Deviation)　保險證券中に定めたる航路を離れて航行し若くは契約なきも慣習上普通定まれる航路外に出るときは其の時より保險の效力を失するものとす(英海保法第四六條第一項及び第三項)。唯例外としては次の如き場合を認む(即ち已むを得ざるの離路にして保險契約は依然として有效なり、英海保第四九條)。(イ)保險證券中特別の規定を存するとき、(ロ)船長又は船主の如何ともすべからざる事情に出でたるとき、(ハ)明示若くば默示擔保の條件に適合せしめんが爲めに必要なるとき、(ニ)被保險利益(船舶)又は其他の目的の安全を保つに必要なるとき、(ホ)人命の救助を爲すの目的に出でたるとき、若くは人命の急に瀕せる船舶を救助するが爲めなるとき、(ヘ)船舶内にある者の爲めに醫療若くは衞生上の援助を求むるの目的上必要なりしとき、(ト)船員の惡行が保險に附せられたる危險に因れるとき等即ち是れなり。

以上三條件の内第二は既に述べたるが如く、亦も他國に於ける場合と異なる所なしと雖、第一の場合は必ずも然らず、例へば本邦にては契約の成立には船舶の堪航を必要の條件とせず、若し之が爲めに損害を釀したるときのみ保險者は其の責を免るべきものとす、又第三即ち離路の場合に於ても英國主義は他國とは相異れり、例へば本邦(商法六六三條)にありては其の航路の變更が事故の發生に影響を及ぼさゞりしときを除外せるが如き啻に法律上彼此其の主義の異なるものあるのみならず、實際に於ても亦特約を以て之を改むる所少からずとす。(尙ほ拙稿「海上保險」の文字を參照すべし)。

(藤本幸太郎)

目的稅（モクテキゼイ）

獨 Zweckisteuer.

目的稅とは或る特殊の財源に充つるの目的を以て賦課する租稅なり。從て本稅は或る固有なる租稅に非ずして、如何なる租稅にても目的稅となり得るものなり。例へば地租を以て國防費の財源に充つるの目的を以て賦課するときは、地租は一種の目的稅にして或る社會政策を行ふの財源に供する爲め、酒造稅を課するときは是亦目的稅たるを失はざるものなり。

目的稅は必ずや之が收入を以て或る特殊の目的の費源に供するものならざるべからずして、例へば道路修繕資金なる特別資金に組み入るゝ爲め自動車稅を課するの類なり。然るに課稅の手段即ち或る租稅の賦課に依り或る目的を達せんとするも其の租稅は目的稅に非ず。例へば「デパートメント、ストア」を壓倒する爲め特殊なる大商店稅を課し、火酒の飮用を禁遏する爲め高率なる火酒稅を課するが如き、大商店稅・火酒稅は何れも目的稅に非ず。然れども若し大商店稅の收入を以て一の大商店撲滅資金を作り、火酒稅を以て火酒飮用禁止資金の財源と爲すの目的を以て課稅するときは此の二者何れも目的稅なり。

又或る租稅其のもののみならず之が附加稅も亦目的稅たるを得べし。例へば所得稅を以て或一種の目的に供用するの目的にて之を賦課するときは所得稅は目的稅なり。而して所得稅に或る附加稅を課し之を以て或る特殊事業の財源に充つるときは此附加稅のみ目的稅となるを得べし。而して或事業にして永久的なるときは、之に供用せらるゝの目的稅は經常的にして、或る事業にして之に反し一時的なるときは之が目的稅は臨時的なるものとす。又目的稅は其租稅の收入のみを以て、特殊の目的に要する資金の全部を充たさざるも、尙ほ目的稅たるを失はざるものとす。例へば或る租稅を治水資金の一部に供するの目的を以て賦課する類なりとす。要するに租稅にして或る限定せられたる目的にのみ供せらるゝときは、常に目的稅となるものとす。目的稅は財政の統一を缺きたる昔時に於ては、金庫の分立及分立簿算と相俟て一般に行はれたるものにして、遠き古代に遡れば租稅は何れも目的稅なりしと謂ふも不可なるなし。殊に英國にては目的稅主義は大に地方稅の間に行はれ、其の殊に著しきものは救貧稅

名を成せり。

二　著述　モーザーの多数の著作の中、国家学に関するものあり。Versuch einer Staatsgrammatik, Frankfurt a. M. 1749.—Kleine Kobrifften zur Staatswissenschafft, Frankfurt a. M. 1761–65.—Beherzigungen, Frankfurt, 1761 u. 1763.—Der Hof; in Kabeln, Frankfurt 1761; 2. Aufl. Mannheim 1786.—Gesammelte moralische und politische Schriften, 2 Teile, Frankfurt 1763 u. 1764.—Beitrag zur Staatsgeschichte, 4 Bde., Frankfurt a. M. 1763–72.—Über Regenten, Ritte und Reisen, 1764.—Von dem deutschen Nationalgeiste, ebd. 1765.—Reigniten, 2 Teile, ebd. 1766 u. 67.—Dr. Luthers Fürstenspiegel, ebd. 1753.

三　略傳　モーザーは一七〇一年ルートヴィヒスブルクに生る。一七二六年チュービンゲン大学に入り法律を以て主として之に従事し、後ウィーンに遊学し、帰国して弁護士となり、一七三九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、後ち侯の宮廷顧問官となり、一七五四年ハーナウ伯領の顧問官となり、一七五七年ハーナウ伯領の宰相となり、一七六四年ハーナウ伯領の宰相を辞し、一七六五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一七七〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一七七二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一七七三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一七七七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一七七九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一七八〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一七八一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一七八二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一七八三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一七八四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一七八五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一七八六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一七八七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一七八八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一七八九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一七九〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一七九一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一七九二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一七九三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一七九四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一七九五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一七九六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一七九七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一七九八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一七九九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八〇〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八〇一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八〇二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八〇三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八〇四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八〇五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八〇六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八〇七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八〇八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八〇九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八一〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八一一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八一二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八一三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八一四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八一五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八一六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八一七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八一八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八一九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八二〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八二一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八二二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八二三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八二四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八二五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八二六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八二七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八二八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八二九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八三〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八三一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八三二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八三三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八三四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八三五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八三六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八三七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八三八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八三九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八四〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八四一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八四二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八四三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八四四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八四五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八四六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八四七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八四八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八四九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八五〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八五一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八五二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八五三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八五四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八五五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八五六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八五七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八五八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八五九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八六〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八六一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八六二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八六三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八六四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八六五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八六六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八六七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八六八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八六九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八七〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八七一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八七二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八七三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八七四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八七五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八七六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八七七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八七八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八七九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八八〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八八一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八八二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八八三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八八四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八八五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八八六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八八七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八八八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八八九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八九〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八九一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八九二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八九三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八九四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八九五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八九六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一八九七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一八九八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一八九九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九〇〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九〇一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九〇二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九〇三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九〇四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九〇五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九〇六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九〇七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九〇八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九〇九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九一〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九一一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九一二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九一三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九一四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九一五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九一六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九一七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九一八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九一九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九二〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九二一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九二二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九二三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九二四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九二五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九二六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九二七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九二八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九二九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九三〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九三一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九三二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九三三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九三四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九三五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九三六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九三七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九三八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九三九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九四〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九四一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九四二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九四三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九四四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九四五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九四六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九四七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九四八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九四九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九五〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九五一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九五二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九五三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九五四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九五五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九五六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九五七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九五八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九五九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九六〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九六一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九六二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九六三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九六四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九六五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九六六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九六七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九六八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九六九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九七〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九七一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九七二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九七三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九七四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九七五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九七六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九七七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九七八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九七九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九八〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九八一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九八二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九八三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九八四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九八五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九八六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九八七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九八八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九八九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九九〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九九一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九九二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九九三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九九四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九九五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九九六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、一九九七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、一九九八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、一九九九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇〇〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇〇一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇〇二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇〇三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇〇四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇〇五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇〇六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇〇七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇〇八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇〇九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇一〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇一一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇一二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇一三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇一四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇一五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇一六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇一七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇一八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇一九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇二〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇二一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇二二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇二三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇二四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇二五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇二六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇二七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇二八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇二九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇三〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇三一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇三二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇三三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇三四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇三五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇三六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇三七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇三八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇三九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇四〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇四一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇四二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇四三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇四四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇四五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇四六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇四七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇四八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇四九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇五〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇五一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇五二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇五三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇五四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇五五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇五六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇五七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇五八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇五九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇六〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇六一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇六二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇六三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇六四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇六五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇六六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇六七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇六八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇六九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇七〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇七一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇七二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇七三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇七四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇七五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇七六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇七七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇七八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇七九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇八〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇八一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇八二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇八三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇八四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇八五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇八六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇八七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇八八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇八九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇九〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇九一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇九二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇九三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇九四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇九五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇九六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二〇九七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二〇九八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二〇九九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一〇〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一〇一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一〇二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一〇三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一〇四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一〇五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一〇六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一〇七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一〇八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一〇九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一一〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一一一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一一二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一一三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一一四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一一五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一一六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一一七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一一八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一一九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一二〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一二一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一二二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一二三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一二四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一二五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一二六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一二七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一二八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一二九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一三〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一三一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一三二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一三三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一三四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一三五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一三六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一三七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一三八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一三九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一四〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一四一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一四二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一四三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一四四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一四五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一四六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一四七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一四八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一四九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一五〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一五一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一五二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一五三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一五四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一五五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一五六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一五七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一五八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一五九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一六〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一六一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一六二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一六三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一六四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一六五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一六六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一六七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一六八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一六九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一七〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一七一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一七二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一七三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一七四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一七五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一七六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一七七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一七八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一七九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一八〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一八一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一八二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一八三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一八四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一八五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一八六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一八七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一八八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一八九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一九〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一九一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一九二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一九三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一九四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一九五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一九六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二一九七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二一九八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二一九九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二〇〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二〇一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二〇二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二〇三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二〇四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二〇五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二〇六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二〇七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二〇八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二〇九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二一〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二一一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二一二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二一三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二一四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二一五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二一六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二一七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二一八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二一九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二二〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二二一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二二二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二二三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二二四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二二五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二二六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二二七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二二八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二二九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二三〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二三一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二三二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二三三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二三四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二三五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二三六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二三七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二三八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二三九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二四〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二四一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二四二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二四三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二四四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二四五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二四六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二四七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二四八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二四九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二五〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二五一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二五二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二五三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二五四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二五五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二五六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二五七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二五八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二五九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二六〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二六一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二六二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二六三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二六四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二六五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二六六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二六七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二六八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二六九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二七〇年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二七一年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二七二年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二七三年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二七四年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二七五年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二七六年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二七七年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相を辞し、二二七八年ヘッセン・ダルムシュタット侯の顧問官となり、二二七九年ヘッセン・ダルムシュタット侯の宰相となり、二二八〇年ヘッセン・ダルムシュタット

濟との區別及び一藩の經濟と國民全體の經濟との區別を述べて曰く、「平民の身一分のうへにては、いかにも何わざをしてなりとも、金銀を得る事の多きが利なれども、上に立て民を治むる人の身にとりては、領内おしならして利益ある事ならでは損あるなり。例へば城下はにぎはうて商人は利を得る事多くても、在々百姓のつまりとなりては、本を失うて末を益するなり。但これは天下と一國々々との差別あり、たとへば何にもせよ世上に無益の奢の爲めに用る物を多くつくり出す國あらんに、これは天下のうへよりいへば損なれども其國にとりては損にあらず。いかにといふに其物を多く作り出すだけ米穀を作り出す事すくなけれ共、其物の價を取て米穀等をばそれだけは他國より買取ゆゑに其國には損なし、然れどもその國に米穀をつくり出さゞるだけ天下の上にては損あるなり」（卷上）と。蓋し貨幣の獲得奢侈品の生産は各個人又は各藩の經濟より觀れば大に利益なりと雖、國民全體の經濟より論ずれば必しも然らずとするなり。然らば國民全體の福利を增進する所以の方策如何。宣長曰く「およそ人間の用をなす一切の物は、其本は皆地より生ずる事なるが、其中に無てかなはぬ物と、無益のおごりに用る物とあるを、世上のおごり長じぬれば、その無益の事に多くの物を費す、無益の物の爲めに田地山林多くつひえて、有用の物の出る妨となり、又無益の事にさまざま人の手間入事多き故に、有用の業をなすべき者も、その無益のわざをなして世を渡る、これ天下の手間の費にして、かの無益の物に土地をつひやすも同じ事なり。然るに世人此子細をわきまへずして、何事をしてなりとも人の渡世になる事多く商事多ければ、世上の賑繁昌なりと心得るはひが事なり」（卷上）と。其の意人世に必須なる貨物の生産を增加するを以て國民經濟の要本となすものゝ如く、農業は固より其の最重んずる所なるも、而も農と雖奢侈の用に供する貨物の生産は之を抑制せんとするものなり。されば其の商工業に關する意見は自ら知るべきなり、曰く「交易のために商人もなくてはかなはぬものにて、商人の多きほど國のためにも民間のためにも自由はよき者なり。然れども惣じて自由のよきはよきほど損あり。何事も自由よければそれだけ物入多く、不自由なれば物入はすくなし。然るに今の世は人ごとに我おとらじとよきものをのみ、自由なるうへにも自由よからんとするから、商人職人年々月々に、便利よく自由なる事めづらしきものなどを考へ出し作り出して、これを賣ひろむるゆゑに年々月々によき物自由なる物出來て、世上の人の物入は漸々に多くなる事なり。……かくて事も物も一つにても多くなり華美になれば、それだけ世話も多く物入の勿論おほくなり。これみな世中の奢りの長ずるするに商工業の發達は、結局奢侈の增長を促すに過ぎずして、國民經濟上喜ぶべき現象にあらず」とするなり。

二　貨幣經濟の制限　次に宣長は貨幣經濟を論じて曰く、「惣じて金銀のやり引しげく多き故に、世上の人の心みなこれにうつりて、士農工商ことごとく己が本業をばおこたりて、たゞ近道に手早く金銀を得る事のみ目をかくるならひとなれり。世に少しにても金銀の取引にて利を得ることあれば、それだけ作業をおこたる故世上の損なり、いはんや業をなげすてたゞ金銀の上のみにて世を渡る者はみな遊民にて、遊民の多きは國の大損なれば、おのづから世上困窮の基となれり。又世上の金銀おほくして便利なれば、人々買まじき無益の物をも買ひ、爲まじき無益の事をも爲などするも、而も農と雖奢侈の用に供する貨物の生産は之を抑制せんとするものなり。されば其の商工業に關する意見は自ら知るべきなり、曰く「交易のために商人もなくてはかなはぬものにて、商人の多きほど國のためにも民間のためにも自由はよき者なり。然れども惣じて自由のよきはよきほど損あり。何事も自由よければそれだけ物入多く、不自由なれば物入はすくなし。然るに今の世は人ごとに我おとらじとよきものをのみ、自由なるうへにも自由よからんとするから、商人職人年々月々に、便利よく自由なる事めづらしきものなどを考へ出し作り出して、これを賣ひろむるゆゑに年々月々によき物自由なる物出來て、世上の人の物入は漸々に多くなる事なり。……かくて事も物も一つにても多くなり華美になれば、それだけ世話も多く物入の勿論おほくなり。これみな世中の奢りの長ずるするに商工業の發達は、結局奢侈の增長を促すに過ぎずして、國民經濟上喜ぶべき現象にあらず」とするなり。

二　貨幣經濟の制限　次に宣長は貨幣經濟を論じて曰く、「惣じて金銀のやり引しげく多き故に、世上の人の心みなこれにうつりて、士農工商ことごとく己が本業をばおこたりて、たゞ近道に手早く金銀を得る事のみ目をかくるならひとなれり。世に少しにても金銀の取引にて利を得ることあれば、それだけ作業をおこたる故世上の損なり、いはんや業をなげすてたゞ金銀の上のみにて世を渡る者はみな遊民にて、遊民の多きは國の大損なれば、おのづから世上困窮の基となれり。又世上の金銀おほくして便利なれば、人々買まじき無益の物をも買ひ、爲まじき無益の事をも爲などするも、而も農と雖奢侈の用に供する貨物の生産は之を抑制せんとするものなり。されば其の商工業に關する意見は自ら知るべきなり、曰く「交易のために商人もなくてはかなはぬものにて、商人の多きほど國のためにも民間のためにも自由はよき者なり。然れども惣じて自由のよきはよきほど損あり。何事も自由よければそれだけ物入多く、不自由なれば物入はすくなし。然るに今の世は人ごとに我おとらじとよきものをのみ、自由なるうへにも自由よからんとするから、商人職人年々月々に、便利よく自由なる事めづらしきものなどを考へ出し作り出して、これを賣ひろむるゆゑに年々月々によき物自由なる物出來て、世上の人の物入は漸々に多くなる事なり。……かくて事も物も一つにても多くなり華美になれば、それだけ世話も多く物入の勿論おほくなり。これみな世中の奢りの長ずるするに商工業の發達は、結局奢侈の增長を促すに過ぎずして、國民經濟上喜ぶべき現象にあらず」とするなり。

の風儀も直るべきものなり」（卷下）と。卽ち宣長は成るべきだけは貨幣經濟の發展を防止し、之を自然經濟の狀態に復歸せしめん事を理想とせしこと明白なり。

三　奢侈禁止　當時貨幣經濟の發達は上下の奢侈を促し、奢侈の結果は上下の困窮となれり。されば宣長は之を救ふの根本策として、上述の如く貨幣經濟を制限するの方策を立つると同時に、又一方に於て此の奢侈的生活を抑制するの必要を說けり。先づ一般生活の程度を論じて曰く、「人は何事もその身の分際相應にするがよきなり。分限に過て奢るがわろき事は申すに及ばず、又あまり降して輕くするも正直にはあらず」（卷上）と。然るに當時に在りて所謂分限相應とはいかなる程度を謂ふや、曰く「今の世ほど下が下まで華美なることは、古今の間になき事なれば、今の世にこれぞ分限相應のよきほどならんと思ふ事は、皆大に分限には過てあるなり。然ればこれをよきほどにせんと思ふときは、萬事を大にそぎすてゝ、狂人かと人に笑はるるほどに落さゞれば、おのおの身分相應の所へは當りがたし」（卷上）と。然るに此の如き奢侈の禁止は命令を以て强制し得べき性質のものに非ず、自然にかゝる氣風に向はしむるには、君主たるもの身を以て下民を率ゐるの覺悟なかるべからずとせり。

四　武家救濟策　以上述ぶる所の貨幣經濟の制限及び奢侈の禁止は、當時上下の困窮を救治する根本政策なり。然るにかゝる根本政策は以て目下焦眉の急を救濟するに足らず。是に於て宣長は其の應急政策として諸侯士人及び庶民に對し夫々適宜の救濟手段を講究せり。先づ諸侯に就て言はんに、宣長は諸侯の窮乏を救はんが爲めには、從來の借金政略を全廢し、之に代ふるに年を限り家人の俸祿を減少すべしとせり。曰く「されば一年を限りてやむことを得ざるときは、御家中の祿を減じ玉ふより外の上策はなし、これ當然のあたりまへなり」（卷下）と。固より家中の如き一定の俸祿に衣食するものを、俄に減俸せんことは情實の至りなりと雖、十分經費を節減して而もなほ足らざるに於ては、此の手段に由るの外道なしとするなり。されど家中とても「もし亂世にも生れあひたらんには、猶いかなる艱難辛苦もあるべきに、ありがたく安隱に世を渡る君恩を思ひ奉るのみぞと思ひとりて、しばらくの難儀をばしのぎ玉ふべきなり」（卷下）と云へり。但し此の方法を行ふに就ては注意を要すとし、さてもし何國にもせよ此法を行はれんに付ては、おのおの祿の大小によりて減少の差別あるべき事勿論なれども、下々に至て徵祿の人々は殊にくつろぎなければ迷惑甚しかるべし。此の所かへすがへすも御かへりみあるべきなり」（卷下）とて、下層のもの程減俸の率を少くすべきことを說けり。次に士人に就ては、宣長は其の救濟策として士人の內職に從事せんことを奬勵せり。曰く「當時役用のしげくして、下共に隨分多く農作をさせ、家內婦人は女工を出精せられて宜しかるべきにや、其中に輕き人々は隨分なるべきだけは自身鋤鍬をとりてれほどにはたらく事も成がたきほどの人々も、隨分かけまはりて指圖手傳等なしてるゝやうにあらまほしきなり」（卷上）と。而して若し果して此の如くならんには、獨り收入を增加し經濟上に於て利する所あるのみならず、筋骨を强健にし、武事の上に於て得る所亦鮮少ならざるべしと言へり。

五　庶民救濟策　庶民に對する應急の救濟手段としては宣長は一種の救恤政策を唱道せり。宣長先づ當時の貧富懸隔の狀態を述べ、「貧人は富人の爲めに貧を增し、富人は貧人によりて富をかさぬるなり」（卷上）とて、富者の益々富み、貧者の益々貧しくなる所以を辨說し、次に社會政策の必要を論じて曰く、「世上の金銀財寶はとかく平等には行わたりがたきものにて、片ゆきのするは古今のつねにて、ほどよく融通するやうにはなりがたきことなり。其內にも今の世は別して貧しき者はますます貧しく、富る者はますます富ことの甚しければ、上に立て治め玉ふ人の御はからひを以て、いかにもして其富る者の手にあつまるところの金銀をよきほどに散じて、專ら貧民を救ひ玉ふやうにあらまほしきものなり」（卷上）と。但し此の策を行はんには先づ第一に最肝要なる條件あり、曰く「その散じやうはその者の歸服して心から出すやうにあらではおもしろからず」（卷上）と。其の故如何といふに、曰く「いかほど多く苦へ持たればとても、これ皆上より玉はりたるにも非ず、人の物を盜めるものにあらず、法度に背きたる事をして得たるにもあらず、皆これ面々の先祖又は巳が働きにて得たる金銀なれば、一錢といへどもしひてこれを取べき道理はなし」（卷上）と。然るに富者をして君主の政策に心服し、窮民救濟に力を致さしむべき方法必しも無きに非ず。曰く「心より歸服だにすれば、よしなき佛寺などのために多くの金銀を出してをしむことなければ、まして領主の貧民を救ひ給ふ御仁政のためならんには、其模樣に依て隨分心から感服して相働き御用に立つべき事にて、是には宜しき仕方の有べき事なり」（卷上）と。然らば其の方法はいかにといふに、曰く「上より民を救ひ玉ふ御仁政の專行はれて、貧民その御めぐみを有がたく存じ奉る樣子を見ば、仰付られず共おのづから富人は救ひの志出來べきことなり。さてもし志ありて貧民を救ふ者あらんには、そのほど

に厚くこれを賞美したまはば、爾相はげみて救ふ者多かるべし」（巻上）と。是れ即ち宣長が窮民救済の要旨とする所なり。而して宣長は従来かかる美風の行はれざりし原因を以て、従来君主が自己の財計を助くるもののみを愛して、窮民の救済に當るものを賞せざるに存すとし、且つ前者の場合多くの特志者を出さざりしの故を以て、後者の場合も亦同様ならんと推斷するの誤れるを辯じ、「金銀を以て上の御用に立て賞美せられはぶりのよき者をば、世上にては却てそねみにくむことゆゑ、それを望む者はすくなし、貧民を救ひて賞せられんは世の中の人の甚悦ぶ事なれば、そねみにくむ者はなくしてこれをうらやむもののみ多かるべし」（巻上）と結べり。

（小島祐馬）

戻税（モドシゼイ）

英 Drawbacks. 獨 Rückvergütungen od. Bonifikation.

一 起因　凡そ一國の租税は、之を國内に於て徴するところの内國税と國境に於て徴するところの關税との二種に分つを得。此内、内國税が、輸入税と同一の影響を、輸入品に與ふると同様に、又内國税は、輸出税と同一の影響を、輸出品に與ふるものなり。是れ蓋し、輸出品に對する内國税の高きは、輸出品に對する輸出税の高きと同様に、其の生産費を高め、其の競爭力を殺ぐものなればなり。元來、内國税殊に内地消費税の目的たる、内國の消費者に課税せんとするに外ならずして、外國の消費者にまでも、課税せむとの意思にあらざるは、勿論、假令之を欲するも、能く其の目的を達し得るものにあらざるべし。何となれば、外國の消費者は、常に其の最廉價なるものを選ぶべく、而して其の最も廉價なるものとは、多く生産費以外に、何等の租税を負擔せざるものなればなり。勿論、内地に於て消費税を負擔するものにしても、尚ほ能く海外に輸出を見るものあれども、そは各國共に同率の消費税を課するものなるか、自國の消費税のみ獨り低率なるか、自國の消費税のみ獨り低廉なるか、自國のみ之を産するか、然らざれば内國生産者が外國生産者に代つて、消費税を負擔するか、此の内孰れかの場合に限るものにして、通常の場合に於ては、内國の消費税を内國消費者に負擔せしむるが如くに、内國消費税を外國消費者に負擔せしむる能はざるものなり。

斯くて、消費税は内國にて消費さる可き物品に課するを以て目的とし、外國にて消費するものにあらざるべく、又假令之を欲するも、能く其の目的を達せざるのみならず、斯くては、却て自國の輸出貿易の發達を阻害するの愚に陷るものなれば、輸出品に限り、消費税を免除するは、正當にして、且又境の宜しきを得たるものなりと謂はざるべからず。然らば、如何にして、之を免除すべきか。凡そ輸出品に對する免税法には二種あり。曰く（一）直接免税法、（二）間接免税法是れなり。方今我國に於ても、是等二種の免税法存し、與に輸出貿易奨勵の策として尊重せらる。

仍て、先づ直接免税法より說明せんに、此法は一國の製品中、輸出向と決定せる商品に限り、初より内國消費税の賦課を免除するものなり。方今、我國に於て、此種の恩典に浴し得るものは、（一）砂糖（明治三十四年三月三十日法律第十三號砂糖消費税法第五條及第十一條の一參照）。（二）骨牌（明治三十五年四月五日法律第四十四號骨牌税法第十二條參照）。（三）綿物（明治四十三年三月法律第七號綿物消費税法第三條第一項參照）。（四）寶藥（明治三十八年五月六日法律第七十一號寶藥税法第十條參照）。（五）石油（明治四十一年三月十六日法律第二十一號、石油消費税法第三條第一項）是れなり。然るに是等直接免税の恩典に浴し得るものは動もすれば、名を輸出に藉り、脫税を圖るものを生ずるの虞あるを以て、之を取締らむが爲めに、何れも嚴重なる取締規定を設く。即ち輸出向たる爲め、免税品たるものに就ては、豫め所轄税務署の承諾を受くべきは勿論、寶藥・骨牌に就ては、免税品に限り、他の物品と區別して藏置すべく、又運搬線路及び運搬先又は輸出港を定め豫め收税官吏の承認を受く可く、殊に寶藥石油・骨牌に就ては、收税官吏に於て必要と認むるときは、其の寶藥に封印を施し、は又之を護送すべく、綿物に就ては、其の運搬・藏置其の他の事項に關し、特に指定する所あるべく、更に寶藥・石油・骨牌・砂糖に關しては、免税の承認を六箇月限り有效とする等是れなり（骨牌税法施行規則第九條・第十條、綿物消費税法施行規則第十條乃至第十二條、寶藥税法施行規則第五條第六條、石油消費税法施行細則第九條等參照）。

然しながら斯く嚴重なる拘束を被り、製造の當初より輸出の最後に至るまで、終始、其の筋の嚴重なる監督の下に働かざるべからざるに於ては、當業者は却て免税の利に過ぐるの迷惑を感ずべし、且つ夫れ如何なる商品なりとも、製造の當時より、斐然之は内地向き、之は輸出向きと、確定したるもの少く、總じて内外市場に販路を有するもの多ければ、製造の後商人の手に移り、内外の市場の景氣不景氣を見計ひ、孰れか其の仕向先きを決するなり。之の故に、假令ひ免税の特典あればとて、製造の當初より斷然之は輸出向と確定して申告することは、當業者に取つて、頗る苦痛なる場合多し。之を以て、直接免税法なるものは、輸出奨勵策として、最も正當にして、且つ最も簡便なる方法の

如くなれども、之を行ふ可く又之を行ひ得可きものを求めば、其の範圍や、極めて狹小なるものなり。是れ現に我國に於ても、僅に前記の五品に限れる所以にして而も今日までの成績に徴すれば、其效果著しからざる所以なり。於是乎、直接免税法に代ふるの間接免税法出づ世に所謂「戻税」なるもの、即ち是れなり。

二 意義　然らば戻税とは何ぞやといふに、戻税とは内國に於て課せられたる消費税若くは輸入に際し課せられたる輸入税を輸出の場合に下戻する制度を云ふ。而して輸出に際し返戻さる可き税金は嘗て徴收されたる税金の全部なるを常とすれど、必ずしも然るに非ずして、時に其の一部なることあり。米國の戻法に於て税金の九割九分を下戻す可しと定めたるが如き其の一例なり。又輸出に際し返戻さる可き税金は嘗て實際徴收したる金額なるを正當とすれど、貨物の種類によりては、之を見出すこと容易ならず、强て之を求めんと欲せば、手續頗る煩多なるを以て、常に一定の數量に對する一定の金額を返戻する場合あり。前者を「實額返戻法」と名け、後者を「定額返戻法」と名く。

三 種類　斯くて戻税法には種々あれども、有も戻税と稱するからには、消費税たりとも、將又輸入税たりとも、總て、「輸出」（若くは再輸出）てふ事實に因て發生する點に於て一致す。是れ寔に戻税の本領にして固有の戻税は皆此の如きものなり。然るに近時各國に於ける戻税制度發達の結果、戻税の範圍擴張し、從來の如く輸出を條件とするものの外に、輸出を條件とせざるもの出でたり。依て方今各國に於ける戻税には、（一）輸出戻税（Ausfuhrvergütungen）（二）製造戻税（Manufakturvergütungen）の別生ず。前者は輸出貿易の奨勵を目的とするものなり。後者は内國工業の奨勵を目的とするものなり。勿論、廣く考ふる時は、輸出貿易の奨勵は同時に内國工業の奨勵となる可く、又内國工業の奨勵の自から輸出貿易の奨勵となる可ければ、結果に於て大差なからむも、前者は直接に輸出貿易の奨勵を以て目的とするが故に、内國産の原料又は輸入の原料により製造したる上、更に之を輸出したるを以て、戻税の條件となし、敢て輸出製造したるものなりや否とを問はざるなり。

然らば、現今我國には、此種製造戻税なるものありや否やといふに、明治三十年四月法律第五十四號）に依て設けられたる輸入税拂戻に關する制（明治三十九年九月勅令第百五十六號發布、明治四十年四月一日施行）、明治四十四年七月勅令第百九十八號及び大正三年五月勅令第百三號）なるものを發布し、又く可き肥料の種類、輸入原料の種類、拂戻金定率其の他之が施行に關する細則を定めたり。今其の内、主要なる條項を左に摘錄せむ。

第一條　關税定率法第九條第二項に依る肥料の原料輸入税拂戻を爲す可き輸入原料品及び之れに對する拂戻金定率左の如し。

大豆油糟	大豆　毎百斤　金四十七錢
胡麻子油糟	胡麻子　同　金二十一錢
荏胡麻子油糟	荏胡麻子　同　金十九錢
菜子油糟又は芥子油糟	菜子又は芥子　同　金二十五錢

第三條　製造場に於ける一箇年輸入原料品毎品の使用見込高三十萬斤未滿のものは、前條の認許を與へず。

二品以上の輸入原料を使用する場合に於て、其の一品が、前項の制限斤量に達するときは、他品に付きては、前項の規定を適用せず。

第十二條　原料品輸入の日より滿一箇年を經過したるときは輸入税拂戻の請求を爲すこと能はず。

此外、練乳原料砂糖戻税法に規定せるもの、輸入原料砂糖戻税法第一條第一項に規定せるもの、及び工業用酒精酒類其の他酒精含有飲料戻税法に規定せるもの、皆是れ製造戻税に屬するものとす。依て是等各法及其の施行規則中、主要なる條項を左に揭記して以て參考に資せむ。

練乳原料砂糖戻税法（明治四十一年三月二十七日、法律第二十七號）

第一條　政府の承認を得て、砂糖色相和蘭標本第十五號以上の砂糖を煉乳製造の原料に使用したる者は、命令の定むる所に依り、消費税に相當する金額の下付を政府に請求すること得。

使用後一箇年を經過したるときは、前項の請求を爲すことを得ず。

同施行規則（明治四十一年三月二十六日、勅令第四十九號）

前項の承認は毎回五百斤以上の場合に限り之を與ふるものとす。

輸入原料砂糖戻税法（明治三十五年三月二十六日、法

律第三十三號發布、同三十七年法律第十號、同三十八年法律第二十七號、同四十年三月法律第二十六號、同四十二年法律第十二號改正）。

第一條　輸入の砂糖にして和蘭標本色相第十五號未滿のものを原料とし、政府の承認を得て、精製糖及氷砂糖を製造したる者は、其の原料砂糖の數量より製造の際生成したる和蘭標本色相第十五號未滿の砂糖の數量を控除したる數量に際し、左の割合を以て算出したる金額の下付を政府に請求することを得。

一　製品を內地消費に供するとき、（イ）和蘭標本色相第八號未滿のものを原料としたるときは百斤に付金一圓四十五錢、（ロ）和蘭標本色相第十五號未滿のものを原料としたときは百斤に付金一圓九十五錢。

二　製品を外國に輸出するとき、（イ）和蘭標本色相第八號未滿のものを原料としたるときは百斤に付金一圓九十五錢、（ロ）和蘭標本色相第十五號未滿のものを原料としたるときは百斤に付金二圓二十五錢。

輸入後一箇年を經過したるときは、前項の請求を爲すことを得ず。

第四條　本法は明治四十四年七月十六日迄其の效力を有す。

工業用酒精酒類其の他酒精含有飲料戻稅法（明治三十九年四月二十四日、法律第四十六號）。

第一條　造石稅又は出港稅納付濟の酒精を命令の定むる所に依り、命令を以て定めたる工業用（火藥・尼斯・依的兒・石鹼・單寧酸・龍腦・食醋・セルロイド・外國に輸出する香水・蒸汽汽鑵燃料を云ふ）に供する者は、政府の承諾を經て、每回一石以上の酒精を使用するときに限り、其の造石稅又は出港稅に相當する金額の下付を政府に請求することを得。

第二條　造石稅又は出港稅納付濟の酒精・酒類、其の他酒精含有飲料を命令の定むる所に依り、命令を以て定めたる政府の工業用（政府の火藥製造用又は煙草醱酵用を云ふ）に供給する者は、每回一石以上の供給を爲すときに限り、其の造石稅又は出港稅に相當する金額の下付を政府に請求することを得。

以上揭記の製造戻稅の內、輸入原料砂糖に關する製造戻稅のみは、明治四十四年七月十六日限り、廢止されたり仍て其の廢止事情に就き、一言辯じ置かざる可からず。從來本邦に輸入の砂糖中原料糖は國定稅率により、百斤七十四錢乃至八十二錢の低稅率を課せらるゝに過ぎざるを以て、內國精糖業者は高稅率を負擔したる輸入原料糖を使用しては、到底輸入精製糖に拮抗することを能はざりき。是れ明治三十五年輸入原料砂糖戻稅法なるものを制定し、是れにより輸入原料糖を以てせる精製糖及び氷砂糖は、獨り外國輸出の場合のみならず、內地消費の場合と雖も、之に向て輸入稅戻稅を行ふに至りたる所以なり。然るに該協定稅率は明治四十四年七月十六日を以て期間滿了し、同日より原料砂糖並に精製糖に對して其の間の權衡を得たる國定稅率を適用し得可ければ、最早や內國消費に對する戻稅の必要なく、唯外國に輸出する精製糖及び氷砂糖等に對してのみ、原料糖輸入稅拂戻の制度を必要とするのみなるが故に、同年七月勅令第百九十七號を以て、明治三十九年發布の勅令第二百六十五號を改正するに當り、之を原料に課せられたる輸入稅戻稅の一に加ふ。そは兎に角現今我國に於ける製造戻稅は、之が爲めに一種を減じ、剩す所のものは、

一　肥料
二　煉乳
三　工業用酒精酒類、其の他酒精含有飲料

の製造に關するものとす。

此の如くして、戻稅には、外國に對する輸出の場合に起るものと、內國に於ける製造の場合に起るものとの二大別あるものなるが、此の外に、更に其の戻さるべき租稅の、嘗て徵收されたる消費稅なると、輸入稅なるとにより、二大別を生ず可し。卽ち（一）消費稅戻稅（Exciss Drawbacks, Steuervergütungen od. Steuerrestitution.）。（二）輸入稅戻稅（Customs Drawbacks, Zollvergütungen, Zollrestitution od. Rückzölle.）是れ也。

次に消費稅戻稅には其の下戻さるゝ消費稅の嘗て該輸出品に直接に賦課せられたるものと、然らずして其の原料品に賦課せられたるものとの別ある可し。依て消費稅戻稅は更に二種に小別せらる。卽ち（一）製品に課せられたる消費稅戻稅、（二）原料に課せられたる消費稅戻稅、是れ也。方今各國を通じて、消費稅戻稅を享くるものは、砂糖・煙草・酒精・酒精の如き日用品にして、消費稅の高きものに多し。其の內「製品に課せられたる消費稅戻稅の適例は、獨逸の砂糖・煙草・麥酒・酒精・埃太利の砂糖・麥酒・酒精・英領印度の綿布（印度政府は一八九四年發布の綿稅條例（Cotton Duties Act）並に一八九六年二月三日發布の法律に依り、印度工場に於て製織せる綿布に對し、從價三分五厘の租稅を課するも、之を製造日より十二箇月以內に輸出するとき

は、戻稅すと定むる、我國の酒類・麥酒・酒精・醬油・石油並に英吉利・佛蘭西・蘇西亞・白耳義・和蘭・諸威・瑞西等の麥酒に對する消費稅戻稅にして、枚擧に遑あらず。「原料に課せられたる消費稅戻稅」の適例は、二三の歐洲諸國に採用せらるる「ボンボン」、「チョコレート」其の他の菓子類並に砂糖漬に對する砂糖消費稅戻稅・米國に於ける藥品・化粧品に對する酒精消費稅戻稅等にして、前者に比すれば、其の數少きも、必ずしも稀なりとせず。

我國に於ても、亦是等二種の消費稅戻稅少なからず。先づ第一に製品に課せられたる消費稅戻稅を見るに、西洋諸國と同じく、消費稅の大なるものにして、此種の特典に浴せざるもの、殆んど之れなきの狀を呈す。卽ち（一）酒精・酒類・麥酒、其の他酒精含有飲料、（二）醬油、（三）石油、（四）綿物、是れなり。今是等諸品の消費稅戻稅に關する法規の要項を摘錄せむに、左の如し。

酒精酒類其の他酒精含有飲料輸出下戻金に關する制（明治三十四年三月三十日、法律第十號發布、同三十七年法律第五號改正）

第一條　命令の定むる所により、造石稅若は出港稅を課せられたる酒類・酒精、若くは酒精含有飲料又は麥酒稅を課せられたる麥酒を外國に輸出したる者は、造石稅若は出港稅又は麥酒稅に相當する金額の下付を政府に請求することを得。

輸出後一年を經過したるときは前項の請求を爲すを得ず。

醬油稅則（明治二十一年六月十八日、勅令第四十七號）

第十三條　外國に輸出する醬油は、輸出の節、稅關の檢查を受置き、輸入港稅關の陸上免狀若くは其の他證憑となる可き書類に該港在留の我國領事の檢印を受け、之を輸出港の稅關に差出し、造石稅の下戻を請求することを得。其の下戻の歩合は大藏大臣の定むる所に依る可し。但し造石稅の下戻を受けたる醬油を本邦に輸入するときは、其の金額を輸入港稅關に還納す可し。

石油消費稅法（明治四十一年三月三十六日法律第二十一號）

第二條　消費稅を納付したる石油を外國に輸出したるときは、命令の定むる所により、消費稅額に相當する金額を交付す。

綿物消費稅法（明治四十三年三月法律第七號）

第三條末項　消費稅を納付したる綿物又は之を以て製造したる物品を外國に輸出したるときは、命令の定むる所により、消費稅額に相當する金額を交附す。

次に現今我國に於ける原料に課せられたる消費稅戻稅如何んといふに、之れ亦西洋諸國の例の如く、前者に比すれば、其の數少きも、尙ほ（一）煉乳、（二）輸出菓子・糖菓に對する砂糖消費稅戻稅に於て之を見る。此內、煉乳に對する砂糖消費稅戻稅の內容に就ては、既に曩に揭記せる練乳原料砂糖戻稅法及び同施行規則に於て盡せるが故に、之を再せず。玆には、輸出菓子及び糖菓に關する原料砂糖戻稅法の大要のみを揭記せむ。

輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法（明治四十二年三月三十八號發布）

第一條　消費稅を課せられたる砂糖を用ひ、製造したる菓子又は糖菓を外國へ輸出したる者は、命令の定むる所により、其の使用したる砂糖に對し、消費稅に相當する金額以下の金額の下付を政府に請求することを得。

輸出後一年を經過したるときは前項の請求を爲すを得ず。

第二條　前條により下付金を受けたる菓子又は糖果に對しては、明治四十三年法律第五十四號關稅定率法第七條第十七號を適用せず。

同施行規則（明治四十二年三月、勅令第六十四號改正）

第一條　輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法に依る下付金額は、菓子又は糖果中に含有する甘蔗糖百斤に付き金五圓とす。

第二條　一回の菓子及糖果の數量三百斤に滿たざる場合に於ては、下付金を請求することを得ず。

第三條　下付金を請求せむとする者は、菓子又は糖果を左の開港より輸出す可し。

橫濱・神戶・大阪・長崎・門司

輸入稅戻稅にも亦其の下戻さるゝ輸入稅の嘗て該輸出品に直接に賦課せられたるものなると、然らずして該輸出品の原料に賦課せられたるものなるとにより、二種の區別あり。卽ち（一）製品に課せられたる輸入稅戻稅、（二）原料に課せられたる輸入稅戻稅、是れ也。前者は舊式の輸入稅戻稅にして、後者は新式の輸入稅戻稅なり。昔の戻稅は專ら前者なりしも、其の後、保稅倉庫の發達、交通機關の進歩、通過貿易の免稅と與に次第に其の必要の程度を減じ、現今何れの國に於ても輸入稅戻稅は專ら後者なるに至りぬ。且つ夫れ、元來戻稅なるものは、輸出奬勵の目的に出づるものなるが故に、當初は直接之に關係せる輸入稅の下戻として發生せるものなるのみならず、輸入原料に對する輸入稅を、當該輸入原料にする製品輸出に際して下戻せむには、一つには、自國の製造工業を奬勵すべく、二つには、自國の加工輸出を奬勵すべければ、之ぞ寔に戻稅の本體にして、今尙ほ各國與に其の額極て多く、近時

保護貿易熱の昂進に連れ、一般に輸入稅苛重となるの傾向あるを以て、一面、之を緩和するの必要を感ずることも亦多く、從て原料に課せられたる輸入稅戻稅は年々歲々、次第に其の額を加ふるの狀あり。

然らば我國に於ける原料に課せられたる輸入稅戻稅如何といふに、此種の戻稅に就ては、關稅定率法第九條第一項に、先づ之の概則を掲ぐ。即ち「輸入原料品を用ひ、命令を以て指定したる物品を製造し、之を外國に輸出したるときは、命令の定むる所により、輸入稅の全部又は一部の拂戻を爲すことを得」と規定し、次で之に基き發布せる「關稅定率法第九條第一項に依る製造品の原料輸入稅拂戻に關する制」（明治三十九年九月二十九日勅令第二百六十五號發布、明治四十四年勅令第百九十七號及び大正三年五月二十二日勅令第百二號改正追加）第一條により、原料に課せられたる輸入稅戻稅を受くべき製造品、輸入原料品、並に拂戻金定率を左の如く定めたり。

製造品　輸入原料品　拂戻金定率

第一種

一　硝子鏡　無色平面の硝子板（厚四「ミリメートル」を超えざるものを除く）　毎百平方「センチメートル」を超えざるもの　金五十六圓三十錢

千平方「センチメートル」を超えたるもの　同　金百四十二圓

二　洋傘又は傘骨　關稅定率法輸入稅表第二百九十八號の八の丙及九の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物　毎百平方「メートル」に付二十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十八圓三十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金二十二圓

四十三を超えたるもの　同　金二十五圓八十錢

三　掛時計又は置時計　金屬を鍍せざる鐵線　徑一・五「ミリメートル」を超えたるもの　同　金壹圓

徑一・五「ミリメートル」以下のもの　同　金一圓五十錢

鋼リボン　同　金一圓

金屬を鍍せざる鐵板及鋼板（有紋のもの及波形のものを除く）　厚〇・七「ミリメートル」を超えざるもの　同　金三十錢

厚〇・七「ミリメートル」を超えたるもの　同　金二圓二十錢

亞鉛板（「ニッケル」を鍍したるもの及「エナメル」、「ペーント」、「ヴァニシュ」、漆等を塗りたるものを除く）　厚〇・二五「ミリメートル」を超えたるもの　同　金一圓五十錢

厚〇・二五「ミリメートル」以下のもの　同　金一圓

時計用機器　從價四割

無色平面の硝子板　厚四「ミリメートル」を超えざるもの　同　金三十錢

厚四「ミリメートル」を超えたるもの　同　金一圓十五錢

四　飮食物罐詰　葉鐵　同　金壹圓

五　結晶炭酸曹達　曹達灰　毎百斤　金三十五錢

六　黃燐　寸法　甲　硫黃を用ひたるもの　燐寸毎百グロス　金八錢

乙　其の他　同　同　金十二錢

七　人造絹絲製品（人造絹絲のみを用ひたるものに限る）　人造絹　毎百斤　金八十七圓九十錢

八　硝子器　曹達灰　硝子毎百斤　金八錢四厘

九　鑄鐵管、銑鐵、鑄鐵管毎百斤　金八錢三厘

十　琺瑯鐵器　金屬を鍍せざる鐵板（有紋のもの及波形のものを除く）　厚〇・七「ミリメートル」を超えざるもの　毎百斤　金三十錢

厚〇・七「ミリメートル」を超えたるもの　同　金二圓二十錢

十一　オルガン　諸譜を塗り又は挿入したる防水布（絹製又は絹人のものを除く）　同　金五十七圓四十錢

十二　ラムプ（送風機を有するもの）　掾條　同　金十二圓

金屬を鍍せざる鋼線（徑一・五「ミリメートル」を超えたるもの）　同　金一圓

エボナイト板　同　金三十五圓四十錢

十三　甄具　藥鐵　同　金七十錢

第二種

一　精製糖・氷砂糖・角砂糖・棒砂糖・其の他類似のもの　砂糖

和蘭標本色相第十一號未滿のもの　毎百斤　金二圓五十錢

和蘭標本色相第十五號未滿のもの　同　金三圓十錢

和蘭標本色相第十八號未滿のもの　同　金三圓三十五錢

二　大豆油　大豆　毎百斤　金二十三錢

三　荏胡麻子油　荏胡麻子　同　金六十六錢

四　菜子油又は芥子油　菜子又は芥子　同　金四十錢

五　胡麻子油　胡麻子　同　金七十九錢

六　落花生油　落花生　同　金五十八錢

七　小麥粉　小麥　同　金七十錢

八　麥酒　麥芽　同　金二圓二十錢

九　苛性曹達又は重炭酸曹達　曹達灰　同　金三十五錢

十　紙（機械抄のものに限る）　パルプ（メカニカルパルプを除く）　同　金二十七錢

十一　衣服又は帽子　毛織物及毛綿交織物（天鵞絨、「プラッシュ」其の他の「パイル」織物を除く）　一平方「メートル」の重量百「グラム」を超え二百「グラム」を超えざるもの　同　金四十二圓

一平方「メートル」の重量二百「グラム」を超え五百「グラム」を超えざるもの　同　金三十圓

一平方「メートル」の重量五百「グラム」を超えたるもの　同　金十八圓

野蠶絲布　同　金二百圓

十二　シャーツ、カラー、カフス又は婦人用下著　關稅定率法輸入稅表第二百九十八號の七の乙に屬する單に漂白したる綿織物（心地を除く）　毎百斤　金七十錢

甲　脫穀せるもの　同　金五十八錢

乙　其の他　同　金七十錢

織口用「キャプシュール」　毎千箇　金三十五錢

コルク栓　毎百斤　金九圓三十錢

曹達灰　同　金三十五錢

十三　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

十四　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

十五　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

十六　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

十七　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

十八　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

十九　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

二十　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

二十一　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

二十二　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

二十三　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

二十四　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

二十五　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

二十六　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

二十七　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

二十八　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

二十九　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

三十　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

三十一　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

三十二　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

三十三　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

三十四　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

三十五　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

三十六　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

三十七　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

三十八　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

三十九　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

四十　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

四十一　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

四十二　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

四十三　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

四十四　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

四十五　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

四十六　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

四十七　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

四十八　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

四十九　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

五十　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

五十一　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

五十二　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

五十三　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

五十四　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

五十五　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

五十六　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

五十七　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

五十八　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

五十九　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

六十　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

六十一　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

六十二　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

六十三　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

六十四　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

六十五　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

六十六　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

六十七　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

六十八　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

六十九　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

七十　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

七十一　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

七十二　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

七十三　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

七十四　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

七十五　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

七十六　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

七十七　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

七十八　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

七十九　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

八十　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

八十一　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

八十二　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

八十三　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

八十四　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

八十五　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

八十六　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

八十七　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同　金十九圓五十錢

四十三を超えたるもの　同　金二十三圓五十錢

八十八　同表第二百九十八號の七の丙に屬する染色又は捺染したる綿織物（心地を除く）　百平方「メートル」に付十「キログラム」を超えざるものにして五「ミリメートル」平方內に於ける經緯の絲數

二十七を超え三十五を超えざるもの　毎百斤　金十六圓五十錢

三十五を超え四十三を超えざるもの　同

	同	金二圓四十錢
其の他	同	金二圓八十錢
其の他		
鑄たるもの	同	金一圓
抽きたるもの	同	金二圓三十錢
其の他	同	金一圓十錢
鐵リベット	同	金一圓四十錢

關稅定率法輸入稅表第四百八十四號の船舶の建設材料　同　金一圓九十錢

木材（單に切り挽き又は割りたるもの）

チーキ	毎立方「メートル」	金四圓二十錢
マホガニー	從價	一割
オーク	同	五分

パイン、ファー及シダー（長二十「センチメートル」、幅七「センチメートル」、厚七「ミリメートル」を超えざるシダーを除く）

厚六十五「ミリメートル」を超えざるもの	毎立方メートル	金三圓十錢
其の他	同	金一圓八十錢

此外に、輸出を條件とせず、單に輸入原料による製造を條件とせるものなれども（即ち製造戻稅なれども）猶ほ原料に課せられたる輸入稅戻稅たるに於て等しきものあり。之れ即ち我國の製造戻稅の通例として、既に量に揭げたる所の關稅定率法第九條第二項及び「關稅定率法第九條第二項に依る肥料の原料輸入稅拂戻に關する制」に規定せるものなり。之を要するに、方今、各國を通じて、消費稅戻稅は多く製品に課せられたる消費稅に於て行はれ、輸入稅戻稅は主として原料に課せられたる輸入稅に就て之を見る。

四　施行の困難　直接免稅法に比し間接免稅法たる戻稅は施行の困難と弊害との甚だ少きものなること既に論ぜる所の如し。されど戻稅に於ても、其の施行の完全を期せむと欲せば、事決して容易に非ず、今戻稅施行に就て困難なる所以を舉ぐれば、大略左記の二點に歸す可し。卽ち　一　課稅品と戻稅額と同一額たるを得るの困難、二　課稅品と戻稅品と同一品たるの證明を得るの困難卽是れ也。

一　課稅品と戻稅額と同一額たるを得るの困難　課稅品に課せられたる戻稅なれば勿論、戻稅の內にも、製品に課せられたると、其形狀品質與に變化なきを以て、前揭二種の困難與に之無けれども、原料に課せられたる戻稅に至ては、消費稅戻稅なれば輸入の際と輸出の際と、戻稅の際と、輸入稅戻稅なれば輸入の際と輸出の際と、戻稅の際と、其の形狀品質與に變化す

れにては、關稅技術上戻稅の行はれ得可き範圍狹小となるのみならず、其の可能なる範圍に於ても、取締の嚴重と、手續の煩多とは、自ら當業者をして、戻稅の恩典に浴することを斷念せしむるに至るの虞あり、さりとて又等一主義によるときは、前記の如き諸種の弊害を釀すに至る可し、之を以て、原則としては、同一主義を採り、到底之に依る能はざるも、尙ほ戻稅の效果大なるものは、例外として、等一主義を採る可し、斯くて兩者の調和其の宜しきを得んには、戻稅制度を適用し得可き範圍擴大して其の國輸出貿易殊に加工貿易の隆盛を見るに至らん。

然らば此點に關する我國の方針如何んといふに、法文の上に於ては、多少明瞭を缺くが如きも、立法の精神を考ふるときは、大體に於て、同一主義を採り、等一主義を否定せるものの如し、（關稅定率法輸入稅拂戻第九條第一項に依る製造品の原料に關する制、第二條乃至第九條參照）、之れが爲め我國の輸出品中戻稅す可きものにして、未だ其の途開かれざるもの數々存す可く又現に戻稅の恩典に浴し得るものにして、其の手續の煩多なると、其の筋の取締嚴重なるを恐れて、敢て之を忌避せるもの多しと聞く。殊に或種の當業者に取つて最も苦痛なるは、製作加工の秘密を漏洩せしめらるること是なり。此點に就ては、我當局者に於ても夙て顧慮する所ありたりと見え、前記「關稅定率法第九條第一項に依る製造品の原料輸入稅拂戻に關する制」第十一條に「稅關官吏、取稅官吏、又は管海官廳官吏は製造者の營業に關し、職務上知得したる事項は、他に漏洩することを得す」と規定せり。然り乍ら營業の秘密を尊ぶ當業者としては、此位の規定に安心す可くもあらざるが故に、戻稅の利益を捨るも、尙ほ營業上技術上の秘密を守らんとするもの少なからずと云ふ。屢論ずるが如く、輸入稅輕微たりし昔の如くならば、戻稅の必要多からざらんも、現在の如く、一般に消費稅殊に輸入稅苛重なるに至りしからには、假令是までの關稅改革毎に、原料品無稅の整理行き亘りたりとはいへ、分業の隆んなる今日、一業に於ける半製品又は全製品にして、他業の原料品又は補助品たるもの少なからざれば、之が爲めに、廻り廻つて我國の輸出貿易殊に加工輸出の發達を阻害すること、決して尠少にあらざる可き乎を以て、此際、成る可く廣きに亘り、戻稅を適用し、此方面より、保護貿易主義の偏弊を減少するの用意あるを切要とす。之の故に、原則としては同一主義を採るも、尙ほ然かするに於て折角の戻稅制度を死物たらしむるの虞れあるものに就ては、成る可く等一主義を採る新方針に移らんことを切望せざるを得ず。斯く方針一變せば、我國に於ても、尙ほ此上戻稅し得可き範圍加はる可く、之に依り當業に顯著なる保護貿易政策の弊害を大に緩和するを得ん。

果して然らば、如何なる物品に對しても、悉く戻稅法を布く可きか、換言すれば、戻稅法は無限に其の範圍を擴張し得可きかといふに、決して然らず。之には第一に技術上の制限あり、第二に財政上の制限ありとす。裏に述べたるが如く、戻稅法は、同一主義を採るに於ては、其の間の權衡を失することなしと雖も、實際に於ては斯かる煩雜なる手續を敢てせずして、初より全然戻稅法を布かざるの優れるあるを覺ゆ。之を以て輸入稅戻稅の無害有益なるを期せんと欲せば、到底自國に產する能はざるもの若くは產するも到底不足なるを免れざる物品に限らざる可からず。是れ戻稅にも亦經濟上の制限ある所以なり。斯く論じ去り論じ來らば戻稅施行の可能の範圍にも、自から限界あるものにして、無暗而も嚴正に戻稅の趣旨を貫徹する能はざる可し。之を矯正せんとて嚴重なる監査又は調査を行ひ、若くは煩雜なる手續を設けんには、之が爲めに輸出の時機を失し、又は其の手數と失費に堪へずして、當事者は止を得ず其の利益を拋棄することなしと謂ふ可からず。依て寬嚴宜しきを得るに適する稅目なるを必要とす。是れ戻稅には等一主義によるも、尙ほ技術上の制限ある所以なり。次に斯かる障碍なしとするも、戻稅の範圍を擴張して制限する所なからんには、國家は主たる財源たる消費稅並に關稅を失ふこと著しかる可く、財政裕なるの國にあらずんば、到底永く堪ふる所あらざる可し。是れ戻稅には時に財政上の制限ある所以なり。

加之、戻稅中消費稅戻稅には格別經濟上の弊害を釀さざるも、輸入稅戻稅に至ては必ずしも然らざるなり。何となれば、輸入稅戻稅の目的物にして現に自國にも產し、殊に將來大に產出の見込あるものならんには、徒に國產に對する强敵を招致して以て幼稚產業の發達を阻害するの結果となる可ければなり。我國に於ける輸入原料砂糖戻稅法の廢物議の種子となりたるは此理に基くものにして、其の遂に廢棄の運命を見るに至りたるも、亦一には此理によるなり。單に理論上より云へば斯かる場合にも一方輸入品に對して輸入稅戻稅を行ひ、他方內國品に對して消費稅戻稅を行はんには、其の間の權衡を失することなしと雖も、實際に於ては斯かる煩雜なる手續を敢てせずして、初より全然戻稅法を布かざるの優れるあるを覺ゆ。之を以て輸入稅戻稅の無害有益なるを期せんと欲せば、到底自國に產する能はざるもの若くは產するも到底不足なるを免れざる物品に限らざる可からず。是れ戻稅にも亦經濟上の制限ある所以なり。斯く論じ去り論じ來らば戻稅施行の可能の範圍にも、自から限界あるものにして、無暗

に其の範圍を脫するを許さざるとも、苟も以上三種の點に於て、著しき故障なき限りは、成る可く、廣く之を普及せしむるに努むるを要す。

五　戻稅の效果　最後に上來論述せる所を一括して考ふるに、輸入品には內國稅（卽ち內國消費稅）を課せざる可からざる場合にも、尙ほ輸出品には內國稅を課す可らず。之を課するも、之を課せざるも、孰れも內外品をして同一地位に立たしめんとするの趣旨に外ならざる可ければ、敢て保護貿易主義に出でたるものにあらず、又決して自由貿易主義に牴觸するものにあらず、交通貿易の障碍たる租稅の負擔、殊に輸入稅を免除するものなれば、寧ろ自由貿易主義に適ふものといふ可く、アダムスミスの如き名著「富國論」に於て之を推重せしは敢なきに非ざるなり。之を以て大局の上より達觀するときは、何れの國に於ても、何れの場合に於ても、之を行ふに何等の支障ある可からず。又內外孰れの方面に於ても、之に向て抗議ある可からず。今や戻稅は此の如き理由に基き、保護貿易國といはず、自由貿易國といはず、普く各國の間に採用せられ、又事情の許す限り次第に其の範圍を擴大せんとするの傾向あるは、全く此道理に基く也。

加之、戻稅のことたる、輸出奬勵金の如く、單に輸出貿易の奬勵を目的とするのみにあらず、又內國工業の奬勵を目的とするのみにもあらず。細かに考ふるときは、（一）消費稅を賦課せる內國貨物の輸出に當つて、之に戻稅して以て、內國產物の輸出奬勵に資し、（二）輸入稅を賦課せる外國貨物の再輸出に當つて、之に戻稅を以て、仲繼貿易の增進を計り、（三）輸入稅を賦課せる輸入原料品又は半製品を以て製造したる物品の輸出に當り、之に戻稅して以て、加工貿易の發達を助け、（四）輸入稅を賦課せる原料品を用ひ、國內に於て消費する特定品を製造したる場合に之に戻稅して以て、製造工業の發達を圖る等、幾多の目的を達し、幾多の效能あるものなるを發見せん。

モリナリ・グスターヴ、ド

（津村秀松）

一　略傳　モリナリは一八一九年三月三日を以て白耳義リエージに生る。一八四一年卽ち二十二歲の時佛國巴里に趣きて經濟問題を研究し一急進雜誌の編纂に參與すること十年、一八五一年白耳義に歸りてブリュッセルの「白耳義王國產業博物館」の經濟學教授となり傍ブリュッセルに「白耳義經濟學雜誌」（L'Economiste belge）を創刊して之を主宰すること十餘年、一八六七年去つて再び佛國に趣き雜誌「ジュルナル、デ、デバー」に寄書し一八八一年雜誌「ジュルナル、デ、ゼコノミスト」の編纂主任となりしが、一九〇九年病の故を以て辭し爾來プリュッセルに歸りて靜かに餘生を送りつゝあり。一八七四年佛國學士院は氏を擧げて其の通信會員の一員に列せしめたり。

二　學說　モリナリは個人主義中心の自由主義者・樂觀論者・理想論者にして、利巳心・競爭及び價值の三原則を以て凡ての經濟現象を說明せんとし、國家は複雜なる經濟問題を處理するの力なきが故に生產業の各方面に於ては專ら關係當事者をして其の處理に當らしめざるべからずとなし、外國貿易に國家の干涉を加ふるが如きは力を極めて之を非難したり。其の他繼物貿易・所有權・奴隸・貨幣・信用・度量衡等の特殊問題に於ても頗る見るべきの說を吐けり。

三　著述　經濟學に關係ある著述の中に就きて重なるものを擧ぐれば次の如し。　Etudes économiques. L'organisation de la liberté industrielle et l'abolition de l'esclavage, Paris 1846.—Les Soirées de la Rue Saint-Lazare. Entretiens sur les lois économiques et défense de la propriété, Paris 1849.—Les Révolutions et le Despotisme, envisagés au point de vue des intérêts materiels, Bruxelles 1852.—Cours d'économie politique fait au musée royal de l'Industrie belge, Bruxelles et Paris 1855.—Conversation sur le commerce des grains et la protection de l'agriculture, Paris 1855; 2. éd. 1897.—Questions d'économie politique et de droit public, 2 vols. Bruxelles et Paris 1861.—Le mouvement socialiste et les réunions socialistes avant le 4/IX. 1870 suivi de la pacification des rapports du capital et du travail, Paris 1871.—La République tempérée, Paris 1873.—L'Evolution économique du XIXe siècle. Théorie du progrès, Paris 1880.—L'Evolution politique et la révolution, Paris 1884.—Les lois naturelles dé l'economie politique, Paris 1887.—Le morale économique, Paris 1888.—Malthus. Lesni sur le principe de population, Paris 1890.—Notion fondamentales d'économie politique et programme économique, Paris 1891.—Précis d'économie politique et de morale, Paris 1893.—Les bourses du travail, Paris 1893.—La viticulture. Ralentissement du mouvement de la population. Dégénérescence. Causes de remèdes, Paris 1797.—Esquisse de l'organisation politique et économique de la société future, Paris 1899.—Les problèmes du XX siècle, Paris 1901.—Questions économiques à l'ordre

du jour, Paris 1906.—L'evolution de l'histoire. Théorie de l'évolution, Paris 1908.—

【參考書】(1) **Cossa**, Introduction to the Study of Political Economy, Engl. trans., London 1893.—(2) **Conrad**, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl. Bd. VI.　(有井幸雄)

モール・ロベルト・フォン

Robert von Mohl. (1799—1875)

略傳　一七九九年八月七日を以て獨逸「ウュルテンベルヒ」なるシュトゥットガルトに生れ、「チュービンゲン」、「ハイデルベルヒ」、「ゲッチンゲン」の三大學に於て國家學を修む。一八二四年始めて「チュービンゲン」大學の助教授に擧げられ、一八二七年正教授に陞任して國家學を講ずること年あり。同三六年より四四年まで同大學圖書館長に兼任し、同四五年より一年間「ウュルテンベルヒ」の下院に議席を有せしが、一八四六年「チュービンゲン」大學を辭して翌年「ハイデルベルヒ」大學の國家學教授に就任す。一八四八年「メルケン」「タイム」より選ばれて教法會議くの代表者となり、又「ウュルテンベルヒ」の司法大臣の椅子に倚りしが翌年辭して大學教授に專任す。然るに一八五七年「ベーデン」の上院議員に擧げられ、兩者を兼任すること四箇年、一八六一年に至り遂に大學の講壇を下りて全く官界並に政治界の人となる。即ち直ちにフランクフルト・アム・マインなる聯邦議會くの「ベーデン」代表者となり、爾來「ベーデン」公使として十年。一八七一年には在カールスルーエ會計檢査院長に轉任せしが、一八七三年「ベーデン」上院を去りて翌一八七四年獨逸帝國議會の議員に選ばる。而して一八七五年十一月四日を以て伯林に逝けり。享年七十七。

學說　モールはシュタインと併べ稱せらるゝ公法行政法の大家にして其の著「國家學」の如きは該學派を以て內外に知らる。大體に於て國家の性質を有機的なりとなし、保護團體の設定・歷史等實施等に反對したれども、而も必要なる場合には於て必ずしも積極的施設をなすことを排斥せず、人口過多に陷りたる場合に於ては植民を以て一部人民に國制的外國移住をなしむるの方法に贊したるが如きは其の一例なり。されど大體に於ては自由主義の政治家なりとす。又彼の手に成れる經濟學史に關する諸著の標題(Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften, vol.III. Erlangen 1858. S. 291—)はカウンツ・クニース等のそれと共に頗る後進者に便宜を與へたり。

著述　モールの著述は頗る多方面に亘り且つ頗る多數に上る。今國家學の方面に於ける主なるものを擧ぐれば次の如し。Die öffentliche Rechtspflege des Deutschen Bundes, Stuttgart 1822.—Das Bundesstaatsrecht der Vereinigten Staaten von Nordamerika, I. Abt., ebd. 1824.—Grundriss zu Vorlesungen über württembergisches Staatsrecht, Tübingen 1824.—Das Staatsrecht des Königreichs Württemberg, 2 Teile., ebd. 1829-31.—Die Literatur des gesamten württembergischen Staatsrecht aus dem letzten Jahrhundert, Stuttgart 1830.—Die Polizeiwissenschaft nach dem Grundsätzen des Rechtsstaates, 3 Bde., ebd. 1832-34; 3. Aufl. 1866.—Die Verantwortlichkeit der Minister in Einherrschaften mit Volksvertretung rechtlich, politisch u. geschichtlich entwickelt, ebd. 1837.—Vorschläge zu einer Geschäftsordnung des verfassunggebenden Reichstages, Heidelberg 1848.—Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften, 3 Bde., Erlangen 1855-58.—Encyklopädie der Staatswissenschaft, Tübingen 1859; 2. Aufl. 1872.—Staatsrecht, Völkerrecht und Politik. Monographien, 3 Bde., ebd. 1860-69.—Das deutsche Reichsstaatsrecht, Tübnigen 1873.—Kritische Bemerkungen über die Wahlen zum Deutschen Reichstage, ebd. 1874.—　以上の外、國家學的雜誌及び叢書の編纂發行に參與すること頗る多かりき。

【參考書】(1) **Allgemeine** deutsche Biographie, Bd. XXII, Berlin 1885.—(2) **Conrad**, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3 Aufl., Bd. VI.—(3) **Palgrave**, Dictionary of Political Economy, vol. II. London 1906.—(4) **Roscher**, Geschichte der Nationalökonomik, München 1874.　(有井幸雄)

モルシュタット・カール・エドワード・エム

K. Eduard M. Morstadt. (1792—1858)

略傳　一七九二年四月七日獨逸「バーデン」なるカルルスルーエに生れ、「ハイデルベルヒ」及び「ティブルヒ」の兩大學に國家學を修めたること二年。一八一五年始めて私講師として母校「ハイデルベルヒ」大學の講壇に立ち、一八一九年には助教授に擧げられ、一八四一年には正教授に進み、かくて經濟・財政の學を講じて倦まざること三十有餘年、一八五〇年一月十日行年五十八を以てハイデルベルヒ(Heidelberg)の地に逝けり。

學說　モルシュタットは自由主義を奉ぜる自由主義者にして專制主義に反對し、農業の自由を論じて外國貿易又は外國人に對する制限を排斥し力を極めて「ギルド」の制度を非難し、事に從うて「七年戰爭」に參加せしが、一七六六年「イルメナウ」の中學教師となり、一七七一年「カッセル」陸軍士兵學校數學教師に轉じ、陸軍大尉に任ぜらる。一七八五年少佐として「フランクフルト・アム・マイン」の駐屯に赴き、同時に兵學校の兵學及び政治學教官となりしが、一七九四年一月十一日任地に於て病歿せり。

著述　モーリスに次の二書あり。Sammlung von Aufsätzen über Gegenstände aus der Staatengeschichte, 2 Teile, Leipzig 1776-77.—Physiocratische Briefe an Prof. Dohm, oder Verteidigung u. Erläuterung der wahren staatswirtschaftlichen Gesetze, die unter dem Namen des physiokratischen Systems bekannt sind, Braunschweig 1780.—　此の外、次の三書を獨逸語に譯出せり。Raynal, Histoi-

略傳　一七四三年三月八日を以て獨逸「ザクセン」なるライプチヒに生れ、法律學・語學・數學・機械學を修めて「ハノーファー」に於て「ギムナジウム」の教師となりしが、一七七四年「ベルリン」に出でゝ「ベルリン」學士會員となり、一七七六年「ベルリン」兵學校數學教師に轉じ、陸軍大尉に任ぜらる。一七八五年少佐として「フランクフルト・アム・マイン」の駐屯に赴き、同時に兵學校の兵學及び政治學教官となりしが、一七九四年一月十一日任地に於て病歿せり。

著述　主なるもの次の如し。Johann Baptist Says Darsfellung der Nationalökonomie, Heidelberg 1818; 3. Ausg. ebd. 1830. (飜譯)—Charakterzeichnung der Politik aller Staaten der Erde, Heidelberg, 2 Bde, 1820 u. 21.—Polemisch-humoristische Leuchtkugeln in das deutsche Privatfürstenrecht, Heidelberg 1847.—Kommentar über das Handelsrecht Deutschlands u. Frankreichs, 1. Teil, Heidelberg 1849.—Die 2. Aufl. von J. L. Klübers Europäisches Völkerrecht, Schaffhausen 1851.

【參考書】(1) **Allgemeine** deutsche Biographie, Bd. XXII.—(2) **Conrad**, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl. Bd. VI.—(3) **R. v. Mohl**, Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften, I, Erlangen 1855.—(4) **Palgrave**, Dictionary of Political Economy, vol. II. London 1906.　(有井幸雄)

モルプルゴ・エミリオ

Emilio Morpurgo. (1835—1885)

略傳　モルプルゴは一八三五年伊太利パドヴァに生る。代議士としてヌ「フィレンツェ」文部省に長官として教育・經濟・財政等の實際問題の解決に盡ること年あり、後に「パドヴァ」大學の教授となりて經濟學・統計學を講ぜしが、一八八五年二月十五日を以て同地に逝けり。而して彼は企業家利潤を論じて、それは企業家が自己の企業に使用せる自家の土地、並に自己の企業指揮の勞力に對する報酬の外に企業上の危險に對する報酬を含むことありとなし、又貨幣の價値は其の購買力即ち之を以て購ひ得らるゝ一般貨物の分量により定まるとなせり。

著述　主なるもの次の如し。Johann Baptist Says Darsfellung der Nationalökonomie, Heidelberg 1818; 3. Ausg. ebd. 1830. (飜譯)—Charakterzeichnung der Politik aller Staaten der Erde, Heidelberg, 2 Bde, 1820 u. 21.—Polemisch-humoristische Leuchtkugeln in das deutsche Privatfürstenrecht, Heidelberg 1847.—Kommentar über das Handelsrecht Deutschlands u. Frankreichs, 1. Teil, Heidelberg 1849.—Die 2. Aufl. von J. L. Klübers Europäisches Völkerrecht, Schaffhausen 1851.

【參考書】(1) **Allgemeine** deutsche Biographie, Bd. XXII.—(2) **Conrad**, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl. Bd. VI.—(3) **R. v. Mohl**, Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften, I, Erlangen 1855.—(4) **Palgrave**, Dictionary of Political Economy, vol. II. London 1906.　(有井幸雄)

モーギヨン・ジャコブ

Jakob Mauvillon. (1743—1794)

略傳　モーギヨンは佛人の出なり。一七四三年三月八日を以て獨逸「ザクセン」なるライプチヒに生れ、法律學・語學・數學・機械學を修めて「ハノーファー」に

re philosophique et politique des établissements etc. des Européens dans les deux Indes, 6 vols., Amsterdam 1773.—Turgot, Considération surla formation et la distribution des richesses, Paris 1775.—v. Mirabeau, H. G. B. Graf, De la monarchiePrussienne sous Frédéric le grand, 8 vols. Strassburg 1788.

【参考書】(1) Allgemeine deutsche Biographie, Bd. XX. Leipzig 1884.—(2) **Conrad**, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl. Bd. VI.—(3) **Oncken**, Geschichte der Nationalökonomik, Teil I. Leipzig 1902.—(4) **Roscher**, Geschichte der Nationalökonomik, München 1874.—(5) **Palgrave**, Dictionary of Political Economy, vol. II. London 1906.　（増井幸雄）

紋銀（モンギン）

清 Mên yin.

「貨幣」の題下（支那現状）の項を見よ。

モンクレチアン・アントアンド

Antoine de Montchrétien, (Sieur de Vatteville,) (1575 ou 1576—1621)

I 略傳 モンクレチアンは詩人にして経済学者、且つ新教徒として知らる。一五七五年（或は七六年なりとも云ふ）佛國「カルヴァドス」縣フレーズに生る。始め詩を學びて幾多戯曲の作あり。某日禁を犯して決闘を敢てしたるの far 逃れて英國に遊びしが、マリー、スチュアートの薨去を題材としたる非劇を物して之を時のジェームス一世に献じたるの功により免されて佛國に帰ることを得、ロアール河畔のシャテリョン市に工場を設けて絨毯業に従事せり。一六一五年著政策に關する大部の意見書を起草して之を功臣ルイ八世並に攝政マリー、ド、メヂシーに献ぜしが、一六一一年に至り身を新教徒の群に投じて其の頭領となり、サンセールの地に占據して政府の壓迫に反抗し、同地の陥るに及んで一時蹤跡を晦ませしも、同年十月八日遂にソーレー附近に於て官憲の短銃に仆れたり。

II 學説 モンクレチアンは佛國に於て經濟學を組織的に論じたるの嚆矢にして、著書に「經濟學」（Economie Politique）なる表題を冠せしむる亦彼を以て權輿となす。前記ルイ八世への献本に題して Traité de l'Économie politique, 1615. といふもの即ち是なり。されど此の表題は必ずしも其の内容に相應はしからず、蓋し彼は同書に於ては價値及び資本の定義を取くすず、貨幣・交換・需給の原則をも論ぜず、偖かに諸生産業を分類して之に對して取るべき政策、而も頗る消極的・制限的なる政策を論じたるに過ぎざれはなり。今彼の所説を見るに、勞働を以て凡ての富の源泉なりとなし、分業及び競爭を可となして之を奨勵し、前輩に襲成し從つて其の源泉として依據の增遖を認容したりしも、必要なる程度を超ゆるの欲望は排斥し、又アンリ四世の農業相續物産個重政策と名相サリーの農業偏重政策とを調和せんとして農業及び工業の兩者は共に等しく保護すべきものにして何れの一方にも偏すべからずと説きたりと。而して彼が全經濟政策上の根本原則として、元來人民及び其の富める諸生産業は凡て君主の管轄制御の下にあるべきものなりとなし、此の原則に反するものは國亡ぶ、西班牙・和蘭の諸國が商業に多大の自由を與へたるは即ち自滅の基なりと論じたりしは注目に値す。蓋し佛國に於ける重商主義の先驅か。

III 著述 モンクレチアンの著書は全名を Traité de l'Économie politique, dédié au Roy et a la Reyne Mére de Roy. à Rouen chez Jean Osmond, dans la court du Palais 1615. avec privilège du Roy. と云ふ而して一八八九年巳里に於て復行せられたる右書第II版にはフンク、ブレンタノ（Th. Funck-Brentano）の物せる序文を添ふ。

【参考書】(1) **Cossa**, Introduction to the Study of Political Economy, Engl. transl. London 1893.—(2) **Ingram**, History of Political Economy, London 1907.—(3) **Roscher**, Geschichte der Nationalökonomik, München 1874.—(4) **Scheel**, Geichichte der politischen Oekonomie, in Schönberg, 3, Aufl. I. Tübingen 1890.—(5) **Conrad**, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl. Bd, VI.—(6) **say**, Nouvean Dictionnaire d'Économie Politique, Paris 1892.—(7) **Palgrave**, Dictionary of Politic alEcomomy, vol. II., London 1906.　（増井幸雄）

モンタナリ・デ・ジェミニアノ

D. Geminiano Montanari. (1633—1687)

I 略傳 モンタナリは一六三三年を以て伊太利モデナに生る。一六五六年二十三歳にして獨逸「ザルツブルヒ」大學に於て「ドクトル」の學位を受け、後伊太利フィレンツェ及び瑞西諸地を經て英國に渡り、倫敦に在ること二年、時に「アングロ、サクソン」の品性と風の生活をなしつゝ數學研究と執筆とに從事し、一七三四年「羅馬衰亡原因論」を公にし、一七四八年に至り四十餘年の研究と四個年の勞作とを費せる大著「萬法精理」三十一卷を大成す。而して時既に老境に入れるも其の後猶ほ文筆を擱かずして多數の小著作あり、しかも一七五四年巳里を引拂うてフレーブに退き、程なく熱に胃され肺に及び咯血二週間にして一七五五年二月十日を以て同地に永眠せり。享年六十六。

II 學説 モンテスキューの大著「萬法精理」（L'Esprit des lois.）は其の論ずる所法律・政治・軍事・財政・經濟・風俗・習慣・宗教・氣候の影響等多方面に亘れる頗る浩瀚なるものなるが、今同書に表はれたる彼の經濟學說を見るに、彼が斯學に對して爲せる貢獻は個々の問題に就てにあらずして、「自然法」の原則を樹立したるの點に存するなり。即ち論じて曰く、自然界に自然の秩序あると等しく人間社會にも自然の秩序の存するものあり、世事萬端は偶然の機會によりて起るにあらずして因果の大原則の支配を受るものなり、自然は優超

彼の著書の全體を通觀するに、其の論ずる所は經濟・技術・軍事・商業・政治等、主として外國商業に關係ある部門に重きを置けるを見る。亦以て當時如何に外國商業並に殖民事業に向つて多大の注意の拂はれたるかを察するを得む。

III 著述 モンクレチアンの著書は全名を Traité de l'Économie politique, dédié au Roy et a la Reyne Mére de Roy. à Rouen chez Jean Osmond, dans la court du Palais 1615. avec privilège du Roy. と云ふ而して一八八九年巳里に於て復行せられたる右書第II版にはフンク、ブレンタノ（Th. Funck-Brentano）の物せる序文を添ふ。

【参考書】(1) **Cossa**, Introduction to the Study of Political Economy, Engl. transl. London 1893.—(2) **Ingram**, History of Political Economy, London 1907.—(3) **Roscher**, Geschichte der Nationalökonomik, München 1874.—(4) **Scheel**, Geichichte der politischen Oekonomie, in Schönberg, 3, Aufl. I. Tübingen 1890.—(5) **Conrad**, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl. Bd, VI.—(6) **say**, Nouvean Dictionnaire d'Économie Politique, Paris 1892.—(7) **Palgrave**, Dictionary of Politic alEcomomy, vol. II., London 1906.　（増井幸雄）

モンタナリ・デ・ジェミニアノ

D. Geminiano Montanari. (1633—1687)

I 略傳 モンタナリは一六三三年を以て伊太利モデナに生る。一六五六年二十三歳にして獨逸「ザルツブルヒ」大學に於て「ドクトル」の學位を受け、後伊太利フィレンツェ及び瑞西諸地を經て英國に渡り、倫敦に在ること二年、時に「アングロ、サクソン」の品性と風の生活をなしつゝ數學研究と執筆とに從事し、一七三四年「羅馬衰亡原因論」を公にし、一七四八年に至り四十餘年の研究と四個年の勞作とを費せる大著「萬法精理」三十一卷を大成す。而して時既に老境に入れるも其の後猶ほ文筆を擱かずして多數の小著作あり、しかも一七五四年巳里を引拂うてフレーブに退き、程なく熱に胃され肺に及び咯血二週間にして一七五五年二月十日を以て同地に永眠せり。享年六十六。

II 學説 モンテスキューの大著「萬法精理」（L'Esprit des lois.）は其の論ずる所法律・政治・軍事・財政・經濟・風俗・習慣・宗教・氣候の影響等多方面に亘れる頗る浩瀚なるものなるが、今同書に表はれたる彼の經濟學說を見るに、彼が斯學に對して爲せる貢獻は個々の問題に就てにあらずして、「自然法」の原則を樹立したるの點に存するなり。即ち論じて曰く、自然界に自然の秩序あると等しく人間社會にも自然の秩序の存するものあり、世事萬端は偶然の機會によりて起るにあらずして因果の大原則の支配を受るものなり、自然は優超

市を包圍したる際に發行し戰後直ちに回收したるものを以て嚆矢となすと云へり。

III 著述 Della moneta, trattato mercantile, 1630. (Scrittori classici italiani di economia politica, vol. 3, Milano 1815.)—Breve trattato del valore delle moneta in tutti glistati, 1683.—La Zecca in Consulta di Stato, Podova 1683–87.

【参考書】(1) **Conrad**, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl. Bd. VI.—(2) **Cossa**, Introduction to the Study of Political Economy, Engl. trans. London 1893.—(3) **Palgrave**, Dictionary of Political Economy, vol. II., London 1906.—(4) **V. Schwarzkopf**, Beitrge zur Geschichte der nationalökononischen Studien in Italien in 17. und 18. Jahrhundert, Strassburg 1872.　（増井幸雄）

モンテスキュー・シャールルイド

スコンダー

Charl Louis de Secondat Montesquieu, Baron de la Brède et de. (1683—1755)

I 略傳 モンテスキューは一六八九年一月十八日を以て佛國ボルドーに近きラブレードの要塞中に生る。十一歳の時キーに近きジュイリーの雄辯學校に送られ、在學五年、家業に從つて法律家たらむことを志せしも、父の故に會ひ初志を飜へして一七一四年ボルドーなる議會參事官の地位を繼ぴ、一七一六年伯父の歿によりて其の法律事務所と財産と議會に於ける「終身議長」の地位とを併せて之を讓り受けたり。然るに其の後數年ならずして方向を轉じて哲學・政治學・自然科學等の研究に心を潜め、屢ボルドー學士院に於て論文を朗讀したることあり、一七二一年『波斯人の手紙』をまはし西歐遊歴中の波斯貴族の筆端に藉して佛國の政治・宗教其の他一般社會の腐敗を論じ、嘖々たる好評に忽ち学内に文名を轟せたり。一七二五年佛國學士院の一員に推薦せられしも、巳里在住者たるを要すとの規定の爲めに取消されしかば、翌一七二六年參事官の地位を賣りボルドーを去つて巳里に出で（但し年の半はラブレードに住居せり）一七二八年正式に學士院の一員に列せらる。其の後程なくモンテスキューは人情・風俗乃至は政治・憲法の狀況觀察の爲めに歐洲漫遊を思ひ立ちて先づ瑞西・墺太利・匈牙利・伊太利・瑞西の諸國を遍歷し、ライン地方より和蘭を經て英國に渡り、滯在二年、時たまアングロ、サクソンの品性と風とに感じて一路直ちにラブレードに歸りて英國の生活をなしつゝ經營研究と執筆とに從事し、一七三四年「羅馬衰亡原因論」を公にし、一七四八年に至り四十餘年の研究と四個年の勞作とを費せる大著「萬法精理」三十一卷を大成す。而して時既に老境に入れるも其の後猶ほ文筆を擱かずして多數の小著作ありしが、一七五四年巳里を引拂うてラブレードに退き、程なく熱に胃され肺に及び咯血二週間にして一七五五年二月十日を以て同地に永眠せり。享年六十六。

II 學説 モンテスキューの大著「萬法精理」（L'Esprit des lois.）は其の論ずる所法律・政治・軍事・財政・經濟・風俗・習慣・宗教・氣候の影響等多方面に亘れる頗る

にしに人力は到底之に匹敵すべくもあらず、人力によりて成りたりと見ゆることも實は人力が偶々自然の法則と一致したるが爲めに生じたる特例のみと。彼は此の見地よりして區々たる人爲政策を排し、干渉是れ事とする重商主義に反對して自由主義を鼓吹せり、其の利率は貸付元本不支拂の危險の程度に比例して增大すべきものにして、若し法律が利息付貸金に制限を加ふるが如き場合に於ては貸金者は法律違反の擧を敢てすべきことを指摘して利息制限法を難じたるの點に於て特に其の著しきを見る。但し殖民論に於ては所論再び重商主義に立ち還れるが如し。

猶ほ個々の問題に關する彼の所說を見るに、商業に就てはそは貨物に對して正しき價値を與へ各種貨物の間に正しき關係を樹立せしむ、加ふるに賣買は當事者雙方が利益に外ならざるを以て貿易を行ふ二國間に於ては相互依賴・扶助の關係を生じ、遂に平和に導くものなりと說き、貨幣價値に就ては所謂數量說を信じ、米國に於ける鑛山開發によりて貴金屬の供給增加し爲に其の價値の下落を來し從つて貨幣價値の下落を生じたり、是れ利子の永久的低落の眞因なりと論じ、又マルサスに先だつこと百年の昔に於て「節欲の結果は自ら人種の發展を來すべし」と道破して『人口論』の著者を驚かしめ、社會の腐敗を來さしむるが爲めに各個人の財產の平均せることを說み。租稅は收入に比例せず所得（卽ち收入の中より普通の欲望滿足資料を差引きたる殘額）に比例して直接に賦課すべしとなし、又機械の使用に反對したり。

之を要するに當時の社會狀態より推論したる多少の謬想あるを免れざりしとは云へ、其の識見實に拔くること數等にして、アダム・スミスも其の影響を受くる所ありしが如し。ケネーの著書"Tableaux Economique"は『萬法精理』以後の（三九三十年にして世に出でたり。

三 著述 Lettres persanes, 1721. (譯・重版及び讀譯を見たり)—Supplément aux lettres persanes, 1721. (譯・重版及び讀譯を見たり)—Dialogue de Sylla et d'Eucrate, 1748. (前書の補論として收錄せらる)—Discours sur les devoirs des magistrats, 1725 ?—Réflexion sur la monarchie universelle, 1727 ?—Considérations sur les causes de la grandeur des Romains et de leur décadence, 1734. (數次重版及び讀譯を見たり)—Défense de l'esprit des lois, Geneva 1750. 【參考書】(1) Say, Nouveau Dictionnire de l'Économie Politique, vol II. Paris 1892.—(2) Conrad, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl. Bd. VI.—(3) Palgrave, Dictionary of Political Economy, vol. II, London 1906.—(4) Encyclopedia Britannica, vol. XIX., London 1885.—(5) Ingram, History of Political Economy, London 1907.—(6) Oncken, Geschichte der Nationalökonomie, Bd. I, Leipzig 1902.—(7) Roscher, Geschichte der Nationalökonomik, München 1874.　（增井幸雄）

ヤ 約束手形（ヤクソクテガタ）

英：Promissory Note. 獨：Eigene oder trockene Wechsel. 佛：Billet à ordre.

一 意義 約束手形とは一定の金額を他人に支拂ふことを無條件に約束せる流通證券なり。卽ち(一)約束手形は振出人が自ら支拂を約束する證券なり。然るに爲替手形にありては振出人は自ら支拂を爲さずして、他人に支拂を委託するものなり。是れ約束手形が爲替手形と異なる所以なりとす。(二)一定の金額を支拂ふ證券なり。約束手形に於て支拂ふことを約するは金錢にして、我商法に於ては商品又は有價證券を手形債權の目的となす能はず。而して手形金額は必らず一定するを要し、米國に行はるる手形の如く利息の約束をなすを得ず。(三)金錢の支拂を無條件に約束する證券なり。約束手形の支拂の約束には條件を附し、支拂の原因を定め又は資金の淵源を指定するを得ず。(四)約束手形は流通證券なり。是れ手形の主要なる性質にして裏書又は交付に依り自由に之を移轉することを得べく、記名式なるときと雖も、特に裏書禁止の附記なきときは、自由に裏書を以て之を讓渡することを許せり。今約束手形の書式を示せば左の如し。

第何號

印紙

約束手形

一金壹千圓也

一滿期日　大正四年七月參拾壹日

一支拂擔當者　日本橋區兜町株式會社第一銀行

右金額貴殿又は貴殿の指圖人へ御支拂可申候也

大正四年六月壹日

東京市日本橋區何町何丁目何番地　甲野太郎

乙野次郎殿

（裏面）

本手形西野三郎殿へ讓渡候也

東京市神田區何町何丁目何番地　乙野次郎

大正四年六月十日

本手形丁野四郎殿へ讓渡候也

東京市淺草區何町何丁目何番地　丙野三郎

大正四年六月二十日

本手形戊野五郎殿へ讓渡候也

東京市日本橋區何町何丁目何番地　丁野四郎

大正四年七月壹日

表面の金額正に受取申候也

大正四年七月參拾壹日

東京市京橋區何町何丁目何番地　戊野五郎

二 振出 約束手形を振出すには左の事項を記載し、振出人之に署名することを要す。(一)其の約束手形たることを示すべき文字、是れ他の證券又は手形と區別するに必要にして、之を手形文句と稱せり。(二)一定の金額、約束手形の金額は一定せるを要し、不確定又は不分明なる部分に記載せる手形は無效なり。又其の主たる金額が、他の部分に記載したる金額と異なるときは、主たる部分に記載したる金額を以て手形金額とす。(三)受取人の氏名又は商號、金額三十圓以上のものに限り之を無記名式とし、所持人又は持參人に支拂ふべき旨を記載するを得べし。(四)單純なる支拂の約束、約束手形には支拂の約束を記載するを要し、其の約束は單純ならざるべからず。故に支拂の約束に條件を附し、例へば荷物到達すれば支拂ふべきことを約するが如きは無效なり。(五)振出の年月日、此の年月日は約束手形を受取人に交付したる時を云ひ、實際の年月日と符合せざるも手形は無效とならず。(六)一定の滿期日、滿期日は手形金の支拂あるべき日にして、所持人は此の日に至り支拂を請求することを得べし。滿期日の種類は法律を以て之を限定し(イ)確定せる日、(ロ)日附後確定せる期間を經過したる日、(ハ)一覽の日、(ニ)一覽後確定せる期間を經過したる日の四種の中一なることを要し、他の滿期日を記載するを得ず。但し手形に滿期日を記載せざりしときは、一覽の日を以て滿期日とすることゝせり。(七)振出地、振出地とは手形を受取人に交付したる地にして、市町村若くは北海道又は沖繩の區の如き行政區劃中獨立したる最小地域を謂ふものとせり。振出地は振出人が手形に支拂地を記載せざりしときは之を以て其の支拂地とし、又之を振出人の營業所又は住所の所在地と看做せり。

以上は約束手形の要件にして手形の成立に必要なり。其他(一)振出人は約束手形に受取人の氏名又は商號と共に、其の約束手形の所持人が支拂を受くることを得べき旨を記載することを得。此の手形は無記名式のものと同一の效力を有せり。又(二)他人を支拂擔當者として記載することを許せり。是れ振出人は自ら手形の支拂を爲さずして他人をして支拂はしむることあるを以てなり。支拂擔當者は通常銀行にして、商人は銀

行をして金錢の出納を司らしむること多きを以て其の取引銀行をして手形の支拂を爲さしむるを常とす。(三)振出人は又約束手形に其の支拂地に於ける支拂の場所を記載することを得べし。是れ振出人が支拂地に於ける營業所、住所又は居所以外の場所に於て支拂ふ場合に便利なり。其の他手形に番號を記載し、又は手形と引換に支拂ふべきことを記し、受取人又は其の指圖人に支拂を爲すべきことを記載するを常とすれども法律上必要ならず。約束手形は以上の事項を記載する外、其の金額に應じ所定の印紙を貼用するを要す。

三 流通　約束手形は法律上の指圖證券なるを以て、振出人が特に之を禁止せざる限りは之を他人に讓渡することを得べし。而して手形が無記名式又は記名式參人拂なるときは單に交付のみに依り讓渡することを得れども、通常裏書の方法に依るものにして、其の記名式なるときと雖も、振出人が之を禁止せざるときは裏書に依りて之を讓渡することを得べし。裏書(Indorsement)とは手形の所有權を他人に讓渡する手形行爲にして、通常手形の裏面又は補箋に爲すものなり。裏書の方式は通常被裏書人の氏名又は商號及び裏書の年月日を記載し、裏書人署名するものにして、實際の雛形を示せば左の如し。

表面の金額乙殿又は其指圖人に御支拂相成候也
大正四年何月何日
東京市日本橋區本町三丁目
甲野太郎　㊞

然れども被裏書人を記載せずして裏書人の署名のみを以て之を爲すことを得、之を略式裏書又は白地裏書(Blank indorsement)と稱し、此の場合に於ては爾後

り署名の後之を交付することを要す。斯の如く手形は所持人の支拂の呈示を待ちて支拂を爲すものとなせども、支拂の請求なきときは振出人は之を支拂ふこと能はずして常に其の準備を爲さざるべからざるの不便あるべし。故に此の場合には支拂拒絕證書作成の期間經過の後手形金額を供託して其の債務を免るゝことを得ること、せり。

五 償還請求　振出人が約束手形の支拂を爲さざりしときは、所持人は振出人の以外の前者に對し償還の請求を爲すことを得るものにして、裏書人は之が償還の責任を有するものなり。是れ手形の信用を增加し、其の流通力を大ならしむる所以なり。所持人が擔保の請求を爲さんと欲するときは、滿期日又は其の後二日內に振出人又は支拂擔當者に對し支拂の呈示を爲し、若し手形金額の支拂なきときは同一期間內に支拂拒絕證書を作らしむることを要し、所持人が前記の手續を爲さざりしときは、振出人以外の前者に對する手形上の責任を失ふものなり。然れども拒絕證書の作成を免除したる者に對しては手形上の權利を失ふことなしとす。所持人は又其の直接の前者に對し拒絕證書作成の日又は其の後二日內に償還請求の通知を發することを要し、裏書人は其の後者より償還請求の通知を受けたるときは、其の直接の前者に對し通知を受けたる日又は其の後二日內に償還請求の通知を發することを要す。所持人が償還請求を爲すを得べき金額は(一)支拂あらざりし手形金額及び滿期日以後の法定利息、(二)拒絕證書作成の手數料其の他の費用なりとす。

六 手形保證　手形にありては裏書人をして確保の責任を負はしむるのみならず、手形債務の履行を確實ならしめんが爲めに保證を認めたり。保證は約束手形又は其の補箋に署名するに依りて之を爲すものにして

之を爲したる者は其の債務が無效なるときと雖も、主たる債務者と同一の責任を負ふものなり。保證を爲すに當り其の主たる債務者を明示することなく、何人の爲めに保證を爲したるか分明ならざるときは、其の保證は振出人の爲めに之を爲したるものと見做せり。而して保證人が其の債務を履行したるときは、所持人が其の前者に對して有すべき權利及び主たる債務者が其の他約束手形にありても參加支拂を認めたれども實際に行はるゝことなし。

七 經濟的作用　約束手形は主として信用方法として利用せらるゝものなり。蓋し約束手形は法律上特殊なる性質を有し、必ず法律の規定せる要件を具備することを要し、署名者は其の手形の文言に從ひて責任を負ひ債務者は手形法に規定なき事由を以て手形上の請求を爲す者に對抗することを得ざるを以て、其の債權明確なるのみならず、手形は裏書又は交付に依り自由に之を讓渡することを得、振出人又は支拂擔保者が支拂を爲さざりしときは、裏書人に對して償還の請求を爲し、又は手形訴訟に依り迅速且簡便に其の權利を實行することを得べし。故に約束手形により貸附を爲すときは其の債權を確保することを得るのみならず、自由に之を讓渡して資金を得るの便あり。是れ我國の銀行に於て貸付を爲すに當り借用金證書に代ふるに約束手形を用ふる所以にして、約束手形に依るときは其支拂正確なるのみならず、資金の必要なる場合に於ては中央銀行其の他の銀行にて割引することを得べし。

商品の信用取引に用ひらるることあり。商品を購入するに當り直ちに代金を支拂はずして後日に至り支拂ふことあり。此の場合に買主より約束手形を振出して賣主に交付するときは容易に之を行ふことを得べし。而して買主は手形の期限に至り商品の賣上金を以て之を支拂ふことを得るを以て資金の需要を節約することを得べし。賣主は其の受取りたる手形を取引銀行に於て割引して資金を得又は更に他の支拂に用ふることを得べし。斯の如くにして約束手形が轉轉流通して多くの支拂に利用せらるゝときは通貨の需要を節約することを得べし。（內藤　章）

屋號（ヤゴウ）

「商號」の題下を見よ。

ヤコッブ・ルドヰッヒ、ハインリッヒ、フォン

Ludwig Heinrich von Jakob.(1759—1827)

一 略傳　ヤコッブは一七五九年二月二十六日普魯西「メルセブルヒ」縣なるヅッチンに生れ、メルセブルヒ及びハルレの兩地に於て學ぶ。一七八五年始めて「ハルレ」大學講師となり同八九年助敎授に擧げられ同九十一年正敎授に進み哲學を講じてカントの學說を擴布すること二十年、一八〇四年以來は國家學の正敎授となれり。然るに一八〇六年ナポレオンの大軍殺到して同大學を廢するや露西亞に招かれ「カルコブ」高等學校に赴きて國家學を講じ、又其の鑄國紙幣を論じたるの關係によりて一八〇九年財政委員として露都に聘せられしが、一八一六年「ハルレ」大學の再興せらるるに及び「ハルレ」に歸りて再び從前の如く正敎授として國家學の敎壇に立てり。一八二七年七月二十二日ハルレ近郊ベード、ラウフスタットに逝く。

二 學說　ヤコッブはアダム、スミスの學說に多少訂正を加ふる所ありしとは云へ大體に於て之を承認し、重農重商兩主義に反する自由主義的產業主義の普及に

Handelswissenschaft für Staatsgelehrte, Halle 1828, (著作)—此の外にその論著を原語に數種補記せり。J.B. Say, Traité d'économie politique etc.—H. Thornton, An Inquiry into the nature and effects of the paper credit of Great Britain, London 1802.—I. Lowe, The present state of England in regard to agriculture, trade and finance, etc., London 1822.—James Mill, Elements of Political Economy, 2. ed. London 1824.

【參考書】(1) Allgemeine deutsche Biographie, Bd. XIII., Leipzig 1881.—(2) **Conrad**, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl. Bd. V.—(3) **Horton**, Silver and Gold, Cincinnati 1895.—(4) **Ingram**, History of Political Economy, London 1907.—(5) **Palgrave**, Dictionary of Political Economy, vol. III., London 1906.—(6) **Roscher**, Geschichte der Nationalökonomik in Deutschland, München 1874. (金井辛雄)

家賃保險 (やちんほけん)

「火災保險」の題下を見よ。

ヤング・アーサー

Arthur Young. (1741—1820)

略傳 有名なる農政學者にして一七四一年九月七日(或は十一日なりとも云ふ)英倫僧侶に生る(或は父の生地ヤプスレー州に於てなりとも傳ふ)。幼時ラテン文の學校を經てリンの一商會に使用人となる。給金にまかせて書籍小說等に耽りて學業甚だ怠りがちなりしかば、十六歲の時父を失ひ而も何等の遺産の殘るべきものなかりしかば、一七六一年(或は六二年)ハートフォードシャーに於て小農場を借受けて農業を營みしが、一七六七年エセックスに移るに及んで大規模の實驗を行ひて農業改良の基礎を確立し、爾後諸地を旅行記及び其他多數の著書を公にして、一七七四年其の傑作「政治算術」(ロー氏の「王立銀行論」の一章に發せらる)と共に「王立協會」の一員に擧げらる。一七七六年愛蘭を視察し愛蘭地方の土地管理人となりしも、居ること三年にして一七七九年出版を去りて米國に遊らむとせしも果たさず、一七八四年月刊『農業雜誌』(Annals of Agriculture)を創刊して自ら其の大部分を執筆せり。既に英本國の農業改良を視察したるヤングは一七八七—八八年と引續き三回愛蘭に旅行し遂に最後の旅行に於ては伊太利地方にも遊び、一七九〇年革命勃發前の人心動搖せる巴里・ヴェルサイユの光景を目擊して皆之を『佛國旅行記』に筆を執れり。一七九三年ピット(Pitt)に擧げられて「農事局長」(Secretary of the Board of Agriculture)となり農業及び農民の爲めに大に盡す所ありしが、一七九七年愛女を失うてより快々として樂しまず、僅かに農事局の事務を見る外凡そを挙げて顧みず、『農業雜誌』も一七九八年廢刊さるに及び病を病んで視力を失ひたれば、一八〇九年『エディンバラ・レヴュー』所載農業意見を最後の報告書として爾後全く著作をなさず。一八一一年視力を失ひて病の床に就き、一八二〇年四月十日(十一日なりとも云ふ)倫敦なる農事局長官邸に於て他界せり。享年七十九。

農政學上に於けるヤングの學名の高き、啻に英本國に於けるのみならず、佛國に於ても亦然りとす。彼の著述は實に驚くべき多數に上り、其の主なるものは左の如し。

著述 國家學的著述の主なるもの左の如し。

The farmer's letters to the people of England, London 1767; 3. ed. 1771.—A six weeks' tour through the southern countries of England and Wales, London 1767; 4. ed. 1771-72.—A six months' tour through the north of England, London 1786; 4. ed. 1776. (佛譯あり)—The expediency of a free exportation of corn etc., London 1769.—The farmer's tour through the eastern part of England, 4 vols. London 1770; 1778. (獨譯あり)—Proposals to the legislature for numbering the people, London 1771.—Observations sur l'état actuel des terres incultes dans la Grande-Bretagne, Paris 1773.—Political arithmetic, containing observations on the present state of Great Britain, and the principles of her policy in the encouragement of agriculture, London 1774. (殺版を重ね獨佛兩國語に譯せらる)—Political arithmetic, Part II, London 1797.—A tour in Ireland with general observations on the present state of that kingdom in 1776 and 1777, Dublin 1780.—Travels during the years 1787, 1788 and 1789, London 1792. (佛譯あり)—Annals of Agriculture and other useful arts, 46 vols. London 1784-1815.—Travels in France during the years 1787, 1788 and 1789, London 1792. (佛譯あり)—Travels in Italy and Spain in the years 1789 and 1790, London 1792.—Essay on the application of the surplus produce of land to the purposes of human support, London 1801.—Inquiry into the progress of the nation, London 1815.—Autobiography, London 1898.

ヤングは農政問題より論を人口問題に及ぼしてマルサス・スチュアート等と正反對の意見を述べて曰く、國富大なれば勞働の需要增加して勞銀昂騰し勞働の供給即ち人口の數も亦從つて增加す。職業のある所に人集まる。都市移住は田舍を荒廢せしむと云ふものあるも實は逆に田舍の荒廢が人口を都つて都市に移住せしめたるのみ、又人口は食物によりて制限せらると云ふものあるもすは之に果せず、產しー度產業を得たるものは之を養つることなく如何にかして衣食の道を立つるものなり、食物には制限なし、人口增加すれば食物亦從つて增加すべきものなるを以て人口數の增加を來すべきが故に徒勞のみ、否、抑斯ることに殘れる勞働者の勞銀の昂騰を來して勞働の供給即ち人口增加を促すの必要なきなりと。

ヤングは英國の强大なる理由の一として自由を擧げたり。自由の抑壓が經濟的發達を來すことを述べて曰く、佛國及び愛爾蘭は土地私有なりしも自由なし、前者に於ては地租重くして產民飢餓に瀕し後者に於ては非加特力教法は宗教そのものよりも寧ろ毛織物業・絹織物業等を妨げたり、これ兩者が地味の點に於て遙かに劣れる英蘭よりも却て經濟發達せず、國力强大ならざる所以なり。政治の要訣は自由にあり、國家は決して干涉すべからずと。彼は此の見地よりして穀物輸上運送費補助の廢止を論じたり。然れども彼の自由論は必ずしも徹底一貫せず、產し穀物の自由輸入を論ずるの一方に於て、英國の强勢を恐れて「穀物條例」(Corn Law)に賛成しマルサス・リカードー等と共に自由貿易運動に反對したればなり。

思ふにヤングの根本思想は產業の統一を增加せしめむとするにあるものにして、凡ての所論は皆產業促進の見地に出づ。所謂「アセンティーズム」、小產制度・三圃農業・共有地・開放地等に對する反對論の如きは勿論、共の勞銀論すらも亦然るなり。彼思くらく、食料品低廉なれば勞働の供給減じて勞銀高まるが故に、土地肥沃なる國に於ては商工業發達せず、加之、勞銀高ければ勞働者の道德的性質を壓し合理的經濟よりも逆さかしむ(低廉なる小作料の小作人に與ふる影響亦之に同じ)と。此の故にヤングは一方に於ては穀價に於ては勞働者の欲望增進を促がし、斯くして勞働の供給增加により勞銀の低落を來して以て商工業を保護せむことを希望したり。

made in the 1776-79, 2 vols. London 1739; 2 ed. 1780. (原註者に準註ならん)—The question of wool established, London 1787.—Travels during the years 1787-89, undertaken more particularly with a view of ascertaining the cultivation, wealth, resources, and national prosperity of France, 2 vols., London 1792; 2. ed. 1794. (原註者に準註ならん)—National Danger, and the means of savety, London 1798; 2. ed. 1794.—The question of scarcity plainly stated and remedies considered, London 1800.—An inquiry into the state of the public mind amongst the lower classes, London 1800.—Inquiry into the progressive value of money in England as marked by the price of agricultural product, London 1812.—An inquiry into the rise of prices in Europe, during the twenty-five years compared with that which has taken place in England, London 1815.

【傳考書】(1) **Betham-Edwards**, The Autobiography of Arthur Young, with selection from his correspodence, London 1897.—(2) Encyclopædia Britannica, 11. ed. vol. XXVIII.—(3) **Lee**, Dictionary of National Biography, vol. XXI. London 1909.—(4) **Palgrave**, Dictionary of Political Economy, vol. III. London 1906.—(5) **L. L. Price**, Political Economy in England, London 1821.—(6) **Conrad**, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl. Bd. VIII.—(7) **Roscher**, Zur Geschichte der englischen Volkswirtschaftslehre. Leipzig 1851.

(『経済雑誌』第百九十号)　(井手孝雄)

(井手孝雄)

(七三九四)　書辭科百大本日　有價證券

有價證券（ユウカショウケン）

英 Negotiable paper.　獨 Verkäufliche Dokumente, Wertpapier.　佛 Papier négociables.

I 概念　有價證券とは一定の物件に對する請求權を表示せる證券にして、その權利を讓渡し或は行使するには法律上其の證券の占有を以て必要條件とするものを云ふ。卽ち此の權利と之を表示する證券とは離るべからざる關係を有するが故に、證券を構成する物質には何等特別の價値なきにも拘らず、恰も證券そのものが有價證券たるの觀を呈するに至る。從つて權利者が權利の利用・行使をするに當つて、盜難・火災其の他の原因により該證券が權利者の占有を離れたる時は、權利者は之と同時に權利そのものを喪失せるものに非ずと雖も、其權利を行使し利用するの方便を失つたるものと云はざるべからず。從つて更に其の證券を同狀し得るものとす。

有價證券の性質前述の如きを以て、單に權利證明の效力を有するに過ぎざるもの、又は郵便切手・紙幣等の如く何等私法上の權利を有することなく、而も其物自身に價格を有するが如きものは有價證券に非ず。凡指名債權の如く債權の讓渡をなすに方り、債權者に對して通知を發し或はその承諾を必要とするものにあつては、之を各國實際の慣習又は立法上に見るに、住々此點を以て有價證券に非ずとなすも、同國の商業界にあつては手形を以て有價證券に準ずるの一例にして、獨逸の如き其の一例にして、有價證券の意義を決所するものあり、獨逸の如き其の一例にして、有價證券の意義を決所するものあり、獨逸の如き其の一例にして、有價證券の意義を決所するものあり

又は不特定なる金錢の給付を目的とし、概ね個人間の評價によりて取引せらるるに反し、資金證券は資金の放下を證するものにして、其の性質として(イ)一定の利息を生ずるか又は不特定の利益配當を生じ、(ロ)投資の目的物として歡迎せられ、(ハ)屢〻取引所に於て投機取引の目的物となり、(ニ)從つて公定相場を有す べし。三　短期證券と長期證券　證券に記載せられたる目的物給付期間の比較的長きや短きやにより此二種に區別す。長期證券は多くは資金證券にして事業の竣功若くは會社の存續期間を以て期限となし、短期證券は商業證券に多く概ね資本の一回收期を以て期限とするが故に其期限極めて短し。四　公的證券と私的證券　此區別は證券發行者の種類より見たる區別にして、公債證券は前者の適例なるべく手形・倉庫證券・船荷證券・貨物引換證・株券・社債券は後者に屬す。五　主たる有價證券と從たる有價證券　前者は獨立して存在するも後者は他の有價證券に附屬して存在するものを云ふ。和札(coupon)の如き即ち後者に屬す。六　記名式證券、指圖式證券と無記名式證券　有價證券の形式如何により此三者に分つことを得べし。七　要因的證券と不要因證券　前者は證券の表示する權利のより て發生せる原因を證券面に記載するを要する證券にして、後者は之を要せざるものを云ふ。倉庫證券の如きは前者に屬し手形は後者の適例なり。八　設權的證券と證權的證券、凡て權利を成立せしむる爲めに私法上證券の作成を必要條件とするものあり、又之に反して權利は既に普通の法律行爲によりて發生し、唯その證據として證券を作成することあり。前者の場合に發行する證券は學者之を名づけて設權的證券と稱し後者は之れを證權的證券と名づく。有價證券にも亦此の如く設權的なるあり、將又證權的なるあり、而して手形は設權的證券の一にして社債券の如きは證權的證券と併合的證券　發行の適例なりとす。九　個別的證券と併合的證券は資金の方法を基礎として觀察する時は此二種に分つことを得べし。個別的證券とは個々に分ちて發行するものを云ひ、併合的證券とは之れを併合して發行するものを云ふ。例へば額面百圓の株券を發行するに當り一券百圓宛となしたるものは前者に屬し、一券一千圓又は一萬圓となしたるものは後者に屬す。一〇　自己履行の有價證券　發行者自ら證券記載の義務を履行すべきや、又は發行者以外の人をしてその責に任ぜしむべきやにより此の區別を認め得べし、前者は發行者自ら履行すべきものにして約束手形の如く後者は他人をして履行せしむるものにして爲替手形の如し。

三　種類　次に吾國に於て有價證券と認められるるものを項を分ちて略說すべし。一　公債證書　公債證書(Public bonds)とは國、又は其の他の政團が事業を起し、或は不慮の難局に處するに方り、其費用巨大にして經常收入を以て支辨し能はざる時、其の費用に充當せんが爲め一般公衆より募債する場合に其の債權者に交付する有價證券にして、その發行者が國家なる時は地方債證書と云ひ又地方自治團體なる時は地方債證書と稱す。公債は一般に發行者の信用厚きが故に、概ね無擔保にして利子步合低く且信用の繼續期間も長きに亘るを常とす。然りと雖も時に發行者其の債務を履行せざる所なるを以て、その信用は一定に極めて確實なる性質により公債證書は極めて盛に行はるる所なり。國債は種々の點より觀察して種々の區別を認め得べし。即ちその起因より之を見れば戰亂災殃等の場合に發行する非常公債あり、國家が平時にその財政上又は私經濟上の目的を達せんが爲に發行する平時公債あり。之が發行の場所の異なるに從ひ利付發行によるもの、割引發行によるもの、無擔保公債と擔保公債、普通公債と割增金附公債等種々の區別を認め得べし。地方債は其性質殆ど國債に異ることなし。唯地方債に在りては其の償還の最長期が法律によりて限定せられ、據置五箇年償還期限三十ケ年と限らるるのみ。二　大藏省證券　大藏省證券(Treasury Notes)とは流動公債の一種にして、一會計年度内に於ける一時的歲入不足を填補せんが爲めこれを募集し、其の會計年度内に償還するものにして大藏省之れが應募者に發行交付する證券を云ふ。抑〻一國の歲入は歲出と相適合すべきものなりと雖も、會計年度の進行中に在りては時に歲入に不足を告げ經費支辨の途に苦むことなしとせず。然りと雖も歲入は單に國庫の都合のみによりて之を定むることを得ず、即ち租稅は金融の狀況、納稅者の便宜等を顧みずして徵收し得べきものに非ず、又支拂をなすに方り歲入不足の理由を以て之が支拂を延滯し得べきものに非ざるなり。大藏省證券は國庫をしてかゝる理由により生ずる一時的窮迫より免れしめんが爲に發行せらるるものなるを以て、それ該會計年度内に償還せらるべきものたるや勿論なり。されば吾國の大藏省證券のその償還期を十二箇月以内となすべきものと規定せられ、決して該會計年度を超ゆることを許さず。而して無記名式、且、利附又は割引法により發行し其額面は百圓以上にして、其形式・種類・利子及割引步合等は

大藏大臣隨時之れを定むべく、又大藏省證券發行の最高額は會計法により帝國議會の協賛を經て豫定せらるべきものなりとす。大藏省證券は其償還期極めて短かく且始めより確定せるのみならず、利子步合高く又其性質安全確實なるを以て遊金運用の方法として最も歡迎せらる。三　株券　株券(shares)とは株式所有者の權利(所謂株主權)を證する有價證券なり、換言すれば株式會社又は株式合資會社が株式によりて資金を募集したる場合に於て、該會社が其應募者に對し株式所有の證として發行を交付する證券を云ふ。但此に株式とは會社の資本を均一なる多數の小部分に分割したるものにして、吾商法の規定によれば此各株式の金額は五十圓以上なることを要するも、一時に全額を拂込む場合に限り二十圓まで引き下ぐることを得べし。されば株券を所有するもの即ち株主は、會社に對して株主權を行使し得べし。殊に每配當期に於て株主總會の決議により其拂込金額に比例して會社營業利益の配分、即ち配當に與るの權利を有し、株主總會に出席して議決權・投票權を行使し得べし。又株主は會社に對する一般の債權者と異なり、自から會社の企業者たるの地位に立つものなるが故に、其の株券と引換に其投資額の返還を求むることを得ずと雖も、定款に反對の規定なき限り、其の持株を讓渡することにより株主たるの權利を他人に移轉し從つて同一の效果を擧ぐることを得べし。又株主は義務として株金の拂込をなすべく、取締役より二週間前に拂込の通知を受けたる時は指定せられる拂込期間内に其拂込をなさゞるべからず。株券には種々の區別を認め得べし、今其の重なるものに就きて之を略說すべし。(イ)株券は之を其の形式より分ちて記名式株券と無記名式株券とに分つことを得べし。記名式株券とは株主の氏名又は商號を記載したるもの にして、無記名式株券とは其の記載なきものを云ふ。吾商法の規定によれば、無記名式株券は株金額全額支拂濟の後にあらざれば發行することを得ず、名而して株金額全納の後に於ては株主は其の有する株券を無記名式になすことを會社に請求し得べく、又無記名式を記名式たり又無記式たり得べきものなりといへども、我が國の實際に在りては無記名式株券を發行せるもの殆ど之れなし。且記名式株券は無記名式株券と異り讓渡手續比較的面倒にして、讓渡毎に一會社に手數料を支拂ひて株式臺帳(Share-book)に登錄せしめ、所謂名義書換をなさゞるべからず。(ロ)株券は又假株券と本株券とに分つことを得べし、假株券とは株金額拂込未濟のものに對して發行せられ、全額拂込濟のものを本株券と稱し、假株券金額全部の支拂之れあるときは假株券に引換へらるゝ、されば假株券は必ずしも記名式株券たるべく、本株券は

較的薄からざるを得ず。又社債權は社債權者の有する純然たる債權を證するものにして、株券の如く財產權以外の內容分子を有することなし、但し株券の所有者は該會社の企業者の一員たるを以て、その受くる配當は會社の獲たる純益を其の株式拂込金額に應じて分割せるものにして、その金額は事業の繁閑利益の多少によりて增減し決して一定することなきに反し、社債權者の享くるものは貸付金の利子にして、從つて其の金額契約によりて一定して會社の收むる利益の多少によりて增減することなし。又前者は其の拂込必ずしも一時たるを要せず、其の營業の狀態により長期に亘り分割して拂込むこと多きも、後者に在りては資金の需要に迫られて募集するものなるが故に必ず其の金額を一時に拂込ましむるを常とす。社債券には左の事項を記載し取締役之に署名することを要す。(一)社債の總額(二)各社債の金額。(三)社債の利率。(四)社債償還の方法。(五)會社の商號。倘記名式社債券に在りては社債權者の氏名を記載すべく、又社債權者の請求により記名式を無記名式に變更するを得べし。されど實際は記名式社債券は殆ど行はるることなく無記名式のもののみ發行せらる。又其の償還期長きに亘るを以て社債券には利札を添付す。社債權者の擔保をして確實ならしめんが爲めには法律によりて會社の募集し得べき社債の總額を限定するの必要あり、是れ商法が社債の總額は拂込みたる株金額に超ゆることを得ず、最終の貸借對照表に依り會社に現存する財產が前項に滿たざる時は社債の金額は其財產の額に超ゆることを得ずと規定せる所以なり。但此の規定には日本興業銀行其の他の特權銀行に關する著しき例外あるを注意すべし(「銀行」の題下參照)。而して其の總額は通常巨額に上るを以て之を多數の小部分に分割するの要あり、されど各社債の金額餘りに小に失するあるべきを以て、法律は各社債の最低額面を二十圓と限定したり、而して實際の募集に當りては應募金の最も高きものより社債の割當を行ふを常とす。**五 船荷證券** 船荷證券(Bill of lading)は海上運送に付せらるべき運送貨物の受領を證し、且到達港に於て荷受人又は船荷證券の所持人に引渡すべきことを約せる證券にして、儲船者又は荷送人の請求により運送品の船積後遲滯なく、船長又は其他船舶所有者の委任せるものの發行する流通證券なり。而して船荷證券は形式證券なるが故に法の定むる次の事項を記載するを要し、且船長又は之に代る者の署名を必要條件となす。(一)船舶の名稱及國籍。(二)船長が船荷證券を作らざる時は船長の氏名。(三)運送品の種類重量若くは容積及び其荷造の種類個數並に記號。(四)儲船者又は荷送人の氏名若くは商號又は所持人名又は商號。(五)荷受人の氏名若くは商號又は所持人に運送品を引渡すべき事。(六)船積港。(七)陸揚港但發航後儲船者又は荷送人が陸揚港を指定すべき時はその之を指定すべき港。(八)運送賃。(九)數通の船荷證券の作成地及其作成の年月日。船荷證券は流通證券なるが故に裏書の方法により自由に之を賣買讓渡し得べく、且物權的證券なるを以て運送貨物の處分は必ず船荷證券と引換に非ざればなすを得ざるべきにより、數通の船荷證券を發行せる時と雖も船積港に於て其の一通引渡の爲め其の他の各通は其の效力を失ふべきや勿論なり。但陸揚港外に於ては船長は船荷證券の各通の返還を受くるに非らざれば運送品の引渡をなさざるものとす。而して數通の船荷證券ある時は全部取揃ひたる後に非ざれば船積貨物の賣買をなし得ざる管なれとも、そは偏りに窮屈に失するを以て、荷受人にして信用ある時はその最初に到着したる一通の船荷證券により未だ運送中に屬する貨物を賣却することを得べく、所謂未着商品(Goods to arrive)の賣買即ち是なり。但船荷證券の各通は同一の效力を有するを以て、數通相並びて流通するが爲め時に詐欺手段を運らす者なきを保せず、されば荷爲替取組の場合には船荷證券の全部を銀行に引渡さしむるものとす。次に特別名稱を附せられたる船荷證券を說明すべし。赤荷證券(Red bill of lading)は一に赤船荷證券又は保險付船荷證券とも稱せられ赤色に印刷するを以て此の名あり。東洋殊に上海以北の支那諸港・朝鮮諸港・浦鹽・長崎等の間に行はる。此の證券は船荷證券と保險證券とを合體せるものなれば、通常の船荷證券の文句以外更に保險に關する要項を記載するの要あり。即ち汽船會社は荷主をして一保險契約を締結するの煩勞を免れしめむが爲、自ら運賃以外の保險料を徵して運送貨物に起ることあるべき損害を負擔するものにして、運送業者は更に其の危險を保險專業者に託して保險せしむる場合に發行する船荷證券なり。蓋し之によりて保險契約締結の煩勞を免れ得る事は保險發達せず、公衆亦保險思想に暗き支那の地に於て赤荷證券が異常なる發達を遂げたる理由なるべし。而して今其の損害負擔の範圍を見るに、日本郵船株式會社の發行する赤荷證券に曰く(當會社は海上保險業者と契約を爲し、本貨物に對し本船及び艀船運搬中の危險に付金損分損を擔保し、且つ輸出地荷受後輸入地陸揚後當會社保管中七日間積替地に於ては陸揚中火災の保險に付損害塡補の責に任ず」と。**通し船荷證券**(Through Bill of lading)とは通常海上運送陸上運送を通じて發行せらるる船荷證券にして、海外に在りては盛に行はる。即ち船荷證券と貨物引換證とを兼ぬるものにして、汽車汽船の

一方より地方に積換ふるに方り、更に汽船會社は鐵道會社と運送契約を締結するの勞を省き、荷物替を取扱みたる時は中繼の場所に於て更に組直しをなすの不便を避くるを得べし、又時に甲乙兩汽船會社の航路を通じて發行せらるるものを指すことあり。**六 貨物引換證** 貨物引換證(Carriers' note, Railway acknowledgement)とは陸上運送業者の發行交付するものにして、運送を依託せられたる貨物の受領を證し、且到達地に於て該證券と引換に運送品を引渡すべく記載せる證券なり。今其の特質を見るに、(一)貨物引換證は自餘の證券と同じく物權的效力を有するを以て、運送貨物の處分はすべて此證券により成さるるものとす。(二)貨物引換證は二枚以下を發行することを得ず、此の點に於て船荷證券と異る。(三)貨物引換證は商法の規定に從へば其の受取人を制限して證券記載の者に限るを原則とす、故に指圖式となさんと欲せば特に指圖文句を記載せざるべからず。(四)貨物引換證記載の內容は運送人と荷送人との關係を定むる材料となるを以て、其の記載は一定の形式の下になされざるべからず、即ち貨物引換證には下の事項を記載し運送人之に署名することを要す。(一)運送品の種類重量又は容積及び其荷造の種類個數並に記號。(二)到達地。(三)荷受人の氏名又は商號。(四)荷送人の氏名又は商號。(五)運送賃。(六)貨物引換證の作成地及その作成の年月日。**七 倉庫證券** 倉庫證券(Warehouse Certificate)とは庫荷證券若くは倉庫寄託證券と稱せられ、倉庫營業者が寄託主に對して發行する流通證券なり。即ち倉庫營業者が其の相手方に對し報酬を受け一定の場所に於て一定の期間內或特定の貨物を保管し、且之を返還すべきことを約する證券を云ふ。而して我商法は所謂對立證券主義を採るを以て倉庫證券は預證券(Warehouse Receipt)・質入證券(Instrument of pledge)の二葉より成り、前者は專ら寄託貨物讓渡の爲に用ひられ、後者は主として資金の融通を圖るの用に供せらる。倉庫證券は寄託主の請求に基き倉庫營業者の發行するものにして、左の事項及番號を記載し、且倉庫營業者署名することを要す。(一)受寄物を保險に付したるときは保險種類個數並に記號。(二)寄託者の氏名又は商號。(三)保管の場所。(四)保管料。(五)保管の期間を定めたるときは其期間。(六)受寄物の種類品質數量及其の荷造の記號。(七)證券の作成及び其作成の年月日。而して倉庫證券には記名式指圖式二種の形式あり、其記名式なる時と雖も裏書禁止の記載なき限り裏書により之を讓渡し、又は之を質入することを得べし(商法三六四條第一項)。倉庫證券にして發行せらるる時は(イ)寄託に關する一切の事項は倉庫業者と證券所持人との間に於ては凡て其の證券の記載によりて定まるべく、(ロ)寄託貨物に關する處分は此の證券を以て成されざるべからず、即ち倉庫證券は所謂物權的效力を有するを以て、貨物の讓渡及び質入は證券の讓渡及び證券上の質權設定によりて自由に成さるべく、又(ハ)寄託貨物に關する一切の權利關係は證書面に記載せらるるを以て第三者保護の目的を達し得べし。**八 手形** 手形(Bills & notes)とは手形法の規定に準據して作成せられ、一定の金額を一定の時期一定の場所に於て支拂ふべき又は支拂はしむべき契約を記載せる證券にして、之に爲替手形・約束手形及び小切手の三種あり。此等は各當該項目の下に詳說せらるるを以て此に省略す。就て見るべし。

四 讓渡 有價證券の移轉がやがてその代表する有價物件そのものゝ移轉となるに在り、故にその賣買讓渡は極めて容易且自由に行はるる。されどその讓渡の方法は證券の形式によりて自ら均しからず、その無記名式のものに在りては證券の引渡のみによりて權利移轉し、證券の所持人又は持參人はその何人たるを問はず、直ちにその證券上の權利者と認めらるるも、記名式のものに在りては特に一定の手續を經るを必要とす。而も有價證券の種類によりてその讓渡手續を異にす。左に之れを略說すべし。公債・株券・社債券等の記名式資金證券にありては、その讓渡をなすに方り名義書換の手續を履まざるべからず。名義書換とは有價證券の讓渡に際し讓渡人はその發行者に其旨を通告し、發行者の有する原簿に之を登錄せしめ、且該證券に讓受人の氏名を記載する方法なり。次に商業證券中指圖式又は記名式のものに在りては裏書の手續を必要とす。裏書とは上に權利を有するものが自己の權利を他人に移轉する法律行爲にして、通常その證券の裏面に記載せらるるを以て裏書の名あるなり。

（矢島朋之丞）

有生資本（ユウセイシホン）

獨 lebendes Inventar.

「農業資本」の題下を見よ。

郵便（ユウビン）

英 Post. **佛** Poste.

一 總說 郵便は政府の經營に係る信書其の他の物件送達事業にして、主として思想の交通を目的となせり。郵便と電信電話との異なる所は通信の方式にありて、即ち一は一般運輸上の設備に依り、思想の記號たる信書又は物件自體の送達を爲すにあるも、一は機械的設備に依り電氣力を以て直接且迅速に思想を傳達するにあり。本邦に於ける郵便は信書及び物件に限定せ

らるるも、外國にありては往々旅客運送をも兼營するものあるを以て、廣く郵便といふときは交通事業の全部に渉るが如しと雖、信書以外の物件は要するに郵便機關に於て附帶經營するの便宜に出づるものなるを以て其の範圍に於て著しく局限せらるるを見るべく、同時に爲替・貯金・證券保管・保險・年金又は年金恩給金の支拂の如き、亦右の如き意味に於て一般に附帶事業として認めらるる所なり。蓋し郵便事業の如く廣汎なる地域に對し普遍的に行はれ、當に國内のみならず各國を聯ねて其の利便を共通ならしむるものにありては、同一組織の下に統一的に經營するの要あり、且取扱機關の普及すると否とは人智の普及産業の振興に關聯すみならず、努めて其の料金を低廉にし其の取扱を簡易迅速にして一般の利用に委せざるべからず、これ國家が助長行政の一として自ら之を管掌する所以にして、且之を電信電話及び各種附帶事業と取扱機關を共通ならしむるに依りて著しく其經費を節約することを得、斯業の發達改良をなすと同時に又收支上に少なからざを餘剩を生ずるものなるが故に、之を官業となすは自然的獨占事業として社會政策上必要にして、同時に財政上に於ても重なる財源として認めらるる處なり。殊に信書の秘密は國家自體に屬する軍事外交等凡ての方面を通じて之が確實なる保障を要するのみならず、一般公衆の信書の秘密は又國家によりて最も公平に確保せらるべきものなりとす。故に郵便は各國何れも之を官業となすに一致し、ローランド、ヒル氏の一片均一料金制度の施行以前約八十年、郵便制度の猶頗る幼稚なる時代にありて最も自由放任の思想を鼓吹せるアダム、スミス氏にして猶郵便事業に對しては、獨り之が官業たるを否定せざるのみならず之を官業の好適例として推稱せり。如此にして郵便は各國皆之を官業となすの結果、信書の送達に對しては皆幾多の制限例外を付するも之が專掌を原則となすの點に於て其の揆を一にせり。我郵便法は信書の送達を業と爲すことを禁じ、運送業者及び其の使用人の如き假令之を業となさざるも貨物に添付する無封添狀又は送狀の外、其の運送方法に依り個人の爲めに信書の送達を爲すことを得ざるものと規定せり。

郵便事業は斯く公共の利福を增進する上に就き重要なる關係を有するを以て、諸般の特權を附與して其の業務の執行を容易ならしむるものなり。運送業者の郵便物運送の義務・郵便使用人及び郵便專用車馬等の通行權・郵便專用物件又は現用物件の差押賦課及び海損分擔の免除・郵便物の檢疫優先權・郵便物の差押拒絕の如き皆其の例なり。

郵便事業は其の行はるる地域に依り內國郵便及び外國郵便の別あり。各〻其の制度を異にすると共に、前述の如く諸般の附帶事業あるも是等は各別項に讓り、玆には狹義の內國郵便制度に就き說明する所あるべし。

一　沿革　一　外國　烽火・烽烟の如きは太古文字の行はれざりし時代に於ける唯一の隔地者間通信の方法なり、上古印度人は鳩・燕の類をして信書を送達せしめ、地中海航海者の如きも亦此の方法を利用せりと云ふ。飛脚制度の古代より存在せしことは各種紀念碑の繪畫等に徵すべく、希臘に於ける「ヘメロドローム」の如きは其の速度と負荷量の大なるに依りて現はれ、波斯人及び羅馬人は其の廣大なる版圖統治の爲め專ら軍事及び政治上の必要に基き特有の通信制度を設け、波斯王チウルスは迅速なる驛馬を用ひ口傳又は文書に依りて命令を傳へ、羅馬帝國は其の完備せる通路と相俟て整頓せる驛制を有したり。中世の初めに在りては各國民の政治上及び經濟上の行動は尙狹き範圍に限られ、郵便の如きも領主・寺院・學校・都市・市場を連絡するに止まり、各專有又は統一的の飛脚制度を有せり。獨逸に於ける「ドイッチェオルデン」の飛脚制度は其の模範と稱すべくビニス本院と普魯西分院との間に規則正しく行はれ、又佛蘭西巴里大學の如きは特有の通信制度を設け漸次之を改良して遂に財源となすに至り、一四六四年ルイ十一世が同國に於て統一的郵制を布くに至る迄繼續せられたり。英國に於ては夙く十三世紀エドワード一世の時代に於て公用郵便制度存在し、同二世に至り個人の通信をも取扱へり。露國には十三世紀頃より「シャム」なる制度あり、國道に沿ひたる一般人民より公用驛傳の爲めに提車を供するの方法にして漸次一般市邑の負擔となり、私人も亦之が利用に與かり、十六世紀に至りては官營郵便制度を見るに至り、ピーター大帝は普魯西の制に則り同國人を聘して郵制を布けり。伊太利に於ける郵便の起原は十六世紀ビニスに於ける "Corrieri di Venezia" にあり、又商人及び都市の如きも各飛脚制度を有し當初都市場間の交通に便したるも漸次其の範圍を擴張し、ハンザ同盟の如きは主要なる都市間に於ける通信交換方法を開始するに至れり。

先是中世紀の末葉藝術復興に伴ふ文運の進步あり、之と共に印刷術の發明に依る刊行物の頒布多く、新大陸及び新航路の發見に伴ふ通商貿易の進步等相俟つて通信制度の發達を促し、郵便は公用を主とする時代を離れて廣く一般の用に供せらるるに至り、私人・領主の手に依りて經營せられたるものが漸次國家の管掌に移るの氣運を成せり。卽ち巴里大學飛脚制度が國立郵便制度と競爭し一六四三年遂に其の特權を失ふに至りたるが如き、英國ヘンリー八世の頃外國との盛なる交通に伴ひ、外國商人組合及び官營郵便との劇しき競爭あり

たるもエリサベス女皇の時に至り "Chapges post" を廢止するに至りたるが如き、就中獨逸に於て有名なるツルン、タキシス家は國內は勿論本國と匈牙利及び亞弗利加に於ける出征者の通信を掌理し、カール一世に及びて同家の特權として認められしが、其の後ザクセン・プランシュワイヒ等の諸侯相次で獨立の郵便制度を設け、獨逸の郵便制度は頗る複雜を極めたり。而るに一八五〇年十六箇の郵便行政同盟して相互の交換を約し、新に獨墺郵便條約を締結するに及びタキシス家の經營は漸次縮少されしが、一八六七年普魯西政府に於て之を繼承し統一郵便制度を造り、巴威里及びウュルテンブルヒのみ特別の郵便行政權を保持せり。如此して十七世紀に及び歐洲各國を通じ郵便制度の形態略〻整ひ佛國に於ては一六二七年郵便局を設け、確定料金を定め、次で郵便切手及び郵便函を創め、信書の外小包郵便の取扱を爲すに至れり。英國に於ては查斯二世信書郵便のみならず旅客運送に關する專掌權を定め、"Post Office Charter" を公にし、一六八三年倫敦市部に信書及び小包の「ペンニー」郵便を創め、次で之を國立郵便に合併せり。十九世紀に入り郵便制度革新の動機を爲したるものとして郵便料金の均一、郵便葉書の創始及び萬國郵便聯合等を數ふることを得べし。當時各國の郵制尙幼稚にして、料金の如き距離に依りて異なり、計算方法複雜にして且高價なる爲め版稅行はれ廣き利用を阻礙せるもの少なからざりしが、英人ローランド、ヒル氏は此の不便を救濟すべく調查の結果均一料金制を案出して輿論を喚起し遂に議會の容るる所となり、諸般の障害を排して一八四〇年より之を實施したるに郵便物數萊年ならずして數倍し、各國競うて之に倣ふに至れり。郵便葉書は獨逸通信大臣ステファン氏（其の題下參照）の創意になりしが、一八六九年墺地利に於て先づ之を實施し次で獨・英其の他各國の採用する所となり、年と共に其の利用範圍擴張したり。一八七八年萬國郵便聯合の基礎成り歐米諸國より漸次世界各國に及ぼせり。斯くして海陸運輸の進步及び產業の開發に伴ひ國內及び國際を通じ今日の如く進步せる郵便組織を釀成するに至れり。

二　本邦　我國郵便の起源も亦政府機關相互の通信殊に軍事上の通信に源を發せりと雖も崇神の朝に於ける四道將軍の派遣は諸國交通の端を啓き口頭通信の起原を爲し、其の後新羅・百濟を征服し諸國に國道を置くに及び郵政の萌芽たる驛路の制稍現はれ、大化二年諸般の制度文物唐制に倣ふに際し、通信制度亦彼に則り驛馬・傳馬を置き驛鈴・傳符を定め有司の往來に便し軍事の必要を充たし官用文書の往復を爲さしめたり。以來諸政の變革及び治亂興亡に伴ひ驛制又張弛一ならざりしが、紀元一九〇〇年代鎌倉幕府の興るや驛遞の中心此の地に移り驛制一變し飛脚を以て驛馬に代ふるに至れり。豐臣秀吉の天下を統一するに及びて驛制の中心は大坂に移り、征韓の役等ありて信書の往復繁く急便の必要を告ぐること切なりしを以て殊に意を驛制の整備に用ひたり。斯くて二三〇〇年代德川氏の居を江戶に移すに際し傳馬役を設け、土地給米を與へ傳馬及び駄賃馬の制を定め、天正十八年道中繼飛脚の制を創設し、老中より諸國に發する文書を驛遞飛脚として傳送せしめ以て王政維新に及べり。當時諸國の領主皆其の采邑より江戶に往復すべき急飛脚を置き、就中紀州・尾州の如きは東海道路次每に一小舍を設け各舍に飛脚を配置せり。是等は凡て公用に屬するものなるが、德川氏元和年間大阪城奮戰の諸士東海道各驛長と議し、家祿を飛脚として每月三回八の日を以て家信を發送することとしたるは三度飛脚と稱し實に我國私信遞送の濫觴にして、其の後大坂の商賈等竊に此の例に倣ひ飛脚を業務と爲す者出で三都の間を往復すること五十餘年に及び寬文三年三都の商賈等舊制を革め獨立して町飛脚屋・抱宰領と稱し、買人の裝を爲して遞送業に服せしより重なる都市に町飛脚業を開始するものあるに至れり。是等の通信方法に依るものは其の賃錢尙頗る高く且取扱方法幼稚にして、當時大阪飛脚の江戶に着するや其の旅亭の戶外に莚席を敷きて書狀及び貨物を並列し、路人縱覽して自己の姓名を認むれば就きて之れを受取るに過ぎず、爾後二百餘年間我國の通信は唯此の一方法に止まれり。維新に及びて郵便制度は範を歐米諸國に採り、明治元年九月驛遞規則を制定し東京・京都間公書遞傳の定便を開始し、郵便制度の端緖を開き三年三月東京・大阪・京都及び橫濱間に施行し郵便切手を發行し東海道十二藩六縣に命じて各驛に書狀受函及郵便切手賣捌所を設けしめ、四年三月所謂新式郵便制を布告し驛遞司をして之を掌理せしめたるが、同年中に於ける取扱數實に五十六萬餘通を算せり、當時の時間賃錢表なるものに就き一二の例を示せば、東京・大阪間三十九時間一貫五百匁、西京・靜岡間二十三時間四分九百匁、大阪・四日市間十時六分四百匁なりしが如し。而して書狀の外官廳の日誌・新聞紙・書籍・見本品の如きも郵便物として取扱ふこととし翌五年に至り殆ど全國に施行せり。六年三月郵便規則を定め民間に於ける書狀送達の營業を禁止して政府專掌權を確定し、信書一通の量目を二匁とし從來里程の遠近及び市內郵便・地方郵便・市外郵便の別に依り各料金を異にしたるを更めて市內・地方・市外の別を除く外均一制とし、留置郵便・金子入書狀等の制を定め、官文書を主とせる在來の主義を改めて公衆郵便に重きを置き郵政上一新紀元を

開けり。同年十一月郵便葉書・封皮及帶紙を發行し、十年六月萬國郵便聯合條約に加盟し、十一年に至りて郵便線路は略ゝ全國各地を連絡せり。十六年一月郵便條例を施行して從來の諸法規を統一改正し郵便物を第一種乃至第四種に分ち、市内・市外・地方の別に依る郵便料增額の制を廢し全國均一の主義を一貫せり。同年に於ける郵便物數一億七百萬にして人口一人當三通餘に當るを見る。十七年十二月往復葉書を發行し、二十二年第三種郵便物に屬する定時刊行物料金を半減し、農産物種子を第四種郵便に加へ、二十三年三月郵便取扱規則を公達し、二十五年三月配達證明の制を定む。同年六月小包郵便制度を創始し先づ全國樞要の地二百餘局をして取扱はしめ、二十九年新領土臺灣に郵便制度を布き、同年十一月代金引換小包郵便制度を實施し、三十二年郵便局所に於て郵便切手と共に收入印紙の賣捌を開始し、第一種及び第二種郵便料金を引上げたり。三十三年三月在來の法規を改正統一して新に價格表記・現金取立・私製葉書・封緘葉書を創め、損害賠償の規定を附加して郵便法・鐵道船舶郵便法及び之に附帶すべき諸規則を制定公布し、依りて我國の郵便制度は名實共に大に整備するに至れり。三十五年十二月小包郵便料金を改正して距離の遠近に依る等差を廢し、三十六年私製葉書製式規則を定めて私製葉書の製式を寬大にし、翌三十七年二月日露開戰と共に軍事郵便規則を公布し次で俘虜郵便規則を定む。三十九年十一月年賀郵便特別取扱方法を設けて公衆の利便を圖り、四十年在來の方法に依る小包を書留とし別に簡易なる普通小包を設け、廣告郵便の制を創む。四十一年四月引受時刻證明郵便制度を定め、四十二年四月收入印紙賣捌を遞信省所管に移せり。四十二年十一月より市内郵便の制を定め同一郵便區市内に發着する特定の郵便物に對し低料を以て郵送せしむることとし、四十三年十一月郵便葉書・封皮及帶紙を發行し、十年に至りて郵便局に於て文書の内容を認證する内容證明郵便制度を施行し、四十年二月速達郵便制を定め先づ東京市及び其の附近相互間及び是等各地と橫濱市内との間に實施せり。大正三年九月日獨開戰に伴ひ軍事郵便及び俘虜郵便の實行を見たり。要之我國に於ける郵便制度は外國に於けるが如き幾多變遷の徑路を經たるものと異なり、一舉最新の制度を採りて之を實地に試み間斷なく之が改良を企圖せる結果、今日に於ける進歩せる組織を見るに至りたるものにして、通信力の如き年々共に增加し最近大正三年度に於ける差出數通常小包を合して十七億五千萬・人口一人當三十二箇を算するに至れり。

三　本邦に於ける内國郵便制度

一　機關　郵便は其の附帶事業たる爲替・貯金と共に遞信大臣の管理に屬し、地方遞信官署をして業務の執行及び監督を爲さしむるものとす。郵便局は其の事務の大小に依りて一等乃至三等に分ち、一・二等郵便局は主要なる都市に設置し何れも國家直屬の使用人を以てするものなり。三等郵便局は都鄙を通じ普く設置せらるる特殊の官署にして局長は官吏たる資格を有するも事實上私人が政府の委託を受けて業務を執行するものにして普通局及特定局の別あり、前者は全然渡切經費を以て當該局長をして事務を處理せしむるものにして、後者は比較的取扱事務の多き地に設置せられ、局舍及び職員等に付きての經費は政府直接に經理するものなり。郵便局は郵便物集配事務を取扱ふと否とに依り集配局と無集配局とに分つことを得べく、各集配局の受持に屬する一定の地域を郵便區と稱し市内・市外に分かたる、市内は集配郵便局所在地及び之と人家の連檐する部落又は街衢にして市外は市内を除きたる部分なり。又鐵道列車又は船舶内に於て主として遞送事務の取扱を爲す鐵道及び船舶郵便局あり。

監督機關としては遞信局あり。全國を行政區域に依り五區に分ち東部は東京に、西部は大阪に、北部は仙臺に九州は熊本に、北海道は札幌に各遞信局を設置し各分轄區域内に於ける郵便局を監督し、別に廣島・金澤・名古屋・長野・新潟各一等郵便局を分掌局とし一定の區域及び事務の種別を定めて監督事務を分掌せしむ。以上は内地の制にして臺灣・樺太・朝鮮及び關東都督府に於ては各民政署に於て郵便事務を管理し、其の執行機關も亦多少其の趣を異にするものあり。倘支那の主要なる都府開港場等に本邦郵便局を設置し、内地と同一の方法に依り郵便を取扱ひ遞信省の直轄に屬せしむ。郵便局所數（電信電話專務局を除く）左の如くにして内地一局當面積三・四方里に當るを見る。

遞信省所管の分（大正四年三月末日現在）

一等郵便局	四七	二等郵便局	一四三
三等郵便局	七、〇五二（内特定局九八）		
計			七、二四二

右の内

集配局	四、二一〇	電信事務取扱局	三、八五〇
無集配局	二、七三二	郵便單獨局	三、三九二
鐵道及船舶郵便局	二〇		

殖民地民政署所管の分（大正四年三月末日現在）

朝鮮	五一一	臺灣	一五八
樺太	三三	關東都督府	一二八

二　郵便物の種類・制限及料金　郵便物を分つて通常郵便物及び小包郵便物とし、前者は信書又は之に類する物件にして後者は小貨物の送達を目的とするものなり。書狀（無封の添狀又は送狀を除く）を郵便物と

して差出す場合には必ず通常郵便に依ることを要するも、其の他の物件は通常郵便又は小包郵便と爲すことを得べし。但し通貨は價格表記とし、金・銀・寶石・珠玉其の他の貴重品は價格表記又は書留と爲さざるべからず。郵便物は其の取扱手續の如何に依り普通及び特殊の二とし、料金を要すると否とに依り有料及び無料に分つことを得。

イ　通常郵便物　郵便法は通常郵便物を第一種乃至第五種に區別せり。（甲）第一種通常郵便物は書狀にして有封書狀及び無封書狀の別あり。前者は其の全部或は幾部を肇記し若くは印刷したる特定の人に對する通信文にして郵便葉書に依らざるものをいひ、後者は全部又は大部分を印刷したる賀狀・案内狀の類にして帶封又は開封の儘發送するものを云ふ。（乙）第二種通常郵便物　を郵便葉書とし通常葉書・往復葉書・封緘葉書の別あり、又通常葉書は一定の製式に從ひ之を私製となすことを得。（丙）第三種通常郵便物として低料郵送の取扱を受くるものは毎月一回以上刊行する定期刊行物にして一定の條件を具備し、所轄遞信局長の認可を受けたるものに限り且低料郵送の條件として其の内容及び體裁共に幾多の制限を付せり。（丁）第四種通常郵便物　書籍・印刷物・業務用書類・寫眞・書畫・圖・商品見本及び雛形・博物學上の標本にして何れも低料郵便として又幾多の條件を付し之が制限を設く。（戊）第五種通常郵便物　は農産物種子にして蔓種・苗木等之に屬し又低料郵便の一種なりとす。

以上各種に該當せざる物件及び該當するも封緘したるもの、第二種郵便物の原形を損ひ又は他物を添付し若くは他種の郵便物と合裝したるもの、又は郵便葉書（繪葉書を除く）の表面又は第三種乃至第五種郵便物に通信文を記載したるものは第一種郵便物と同一の取扱を爲し、第三種以下各異種の郵便物を合裝したるものは其の種類中の最高料金を納付すべき郵便物と同一の取扱を爲すべし。

ロ　小包郵便物　は貨物送達の方法なりと雖、通常郵便物に附帶し郵便機關の處理に適する範圍内に於てするを以て重量及び容積の小なるものに限られ、料金は内地及び殖民地を通じ同一管内にありて略統一せる率を異にするものあり。最近は其の種類中の最高料金を納付すべき郵便物と同一の取扱を爲すべし。

ハ　郵便物の差出　郵便物は其の遞送距離・容積・重量及び内品の性質等に應じ差出の際其の内容を保護し且他に損傷を與へざる樣適當に包裝することを要し、郵便局窓口に差出すものと郵便函に差入るるものとあり、前者は小包及留置以外の特殊取扱通常郵便物にして、後者は其以外の通常郵便物なり、但し形體の大なるもの又は特に郵便局の承認を要するものは普通通常郵便物と雖も郵便局窓口に差出さざるべからず。而して郵便函に差出すものは郵便局の承認を受けたるものに限り且郵便函に適する樣定時に郵便局引受に係る郵便物は、受持集配局に於て自局引受の郵便物と共に、其の引受を爲すべきものと否とを檢査し、引受を爲すべきものに對しては其の證として料金納付の爲めに用ひたる郵便切手其の他の證票を消印して遞送又は配達の手續に付す。

四　郵便物の遞送　郵便物の遞送は一般交通機關を利用し若くは特殊の設備に依り各郵便局を連絡するものにして之を郵便線路と稱し、通常道路・鐵道・鐵索及び水路の別あり。連絡地域の如何に依り通例一等乃至四等に分ち、等級に應じて便數に等差を設く。通常郵便と小包郵便とに依り各別に線路を設定するを原則とするも兩者を併送するもの亦少なしとせず。通常線路は其の運搬方法の如何に依り人夫送・人車送・馬車送・駱馬送・駄馬送・艀送の種別あり。是等運搬機關は其の仕立方に依り順送便・往復便・片便に別たる。其他遞送速度及び負擔荷重等は前記便種・運搬方法・地況・郵便物の多寡等に依り各別に之を定む。鐵道郵便線路は郵便物遞送上多くは幹線たる地位に立ち、其の遞送方法には係員取扱便・閉嚢便及び締切便の三種あり。係員取扱便は郵便吏員が列車中に乘組み郵便物の區分其の他遞送事務を取扱ふものにして、閉嚢便は締切行嚢を以て郵便物を送受し郵便吏員をして之を護送せしめ又は驛長に交付し鐵道小荷物として運送せしむるものを云ひ、締切便も亦締切行嚢を以て郵便物を送受するも特別の車輛に郵便物を積込みて閉鎖して一定の郵便局に於て之を開閉し郵便物の積卸しを爲すものなり。各驛列車發着又は通過の際沿線郵便局との郵便物受渡方法には人を以てするものと機械を以てするものとあり、後者は列車の進行中特殊の裝置に依り自働的に受授するものにして主として急行列車に使用せらる。鐵索線路とは河川・谿谷の如きに於て鐵索の設備に依り郵便物を受授する方法なり。水路郵便線路は汽船に依るものと和船に依るものとに依りて異なり、重要航路に於ける汽船には船内に郵便局を設置し遞送のみならず一般郵便事務の取扱を爲さしむるものあり、又船内郵便室を設け郵便物を搭載し吏員をして其の遞送事務を取扱はしむるもの、及び締切託送と稱し締切りたる郵便行嚢を貨物として取扱はしむること鐵道郵便線路に於けるが如きものあり。和船にありては託送及び別仕立の二とし、前者は倘汽船に於けるものの如く、後者は特に遞送用の和船を仕立つるものにして遞送人をして之を操縦せしむ。而して郵便物を遞送するには先づ之

を宛先の如何に依り區分することを要し、之が爲め各郵便局に區分原簿を設け關係遞送線路の連絡方法、郵便物の多寡及び郵便物の種類等に依り精密に遅速及び取扱上の便否を考覈し便毎に之を定むるものなり。例へば東京市内宛の郵便物が全市内又は各行政區毎に平素凡そ十通以上あるとき、若くは他の市町村又は府縣宛のものも平素右と同一の通數あるときは全國何れの郵便局より差立つる場合に係はらず其の宛先を付して各別に把束するが如き、隣接局に屬するものは物數の多寡に係はらず各別に區分するが如き、鐵道郵便線路にありては全國を七區域に分ち同一區域内なると否とに依りて區分方法を異にするが如き、又小包郵便の如く貨物を送達するものにありては主要なる地に小包遞送主管局を設けて管區内に宛てたるものは之に集中し分配せしむるが如きなり。區分を爲したる郵便物の中書留及び價格表記郵便物は一旦之を赤行嚢に締切り、普通通常郵便物は之を把束とし、共に白行嚢に納めたる上通常郵便物と小包郵便物とを各別に之を大行嚢に格納し封緘したる上遞送せしむ。時としては通常郵便物と小包郵便物とを同一大行嚢に納むることあり。書留及び價格表記郵便物の送受には個々に就き其の番號を、普通小包郵便物は個數を示せる送附證を添へ更に普通通常郵便物と同時若くは格別に之を格納したる大行嚢數に依りて其の送受を明かにす。

五　郵便物の配達　配達局に到達したる郵便物は之を市内外及び各配達區に分ち、集配人をして定時に配達せしむるものとす。郵便物は留置・私書函渡等を除くの外一般に其の宛所に配達するを原則とす。凡て郵便物の配達と取集とは郵便區市内は各別に之を行ひ市外は併行するを例とし、小包郵便物は取扱數の多少に依りて通常郵便物と共にするものと各別にするものとあり。集配度數は地勢・通信力及び郵便物集散の狀況に依り所轄選信局長之を定む。市外は市内に比し集配度數少なく通常一日一回とし、二回以上之を行ふ地を稱して增回地といふ。又郵便局より遠隔の地にありては必要の地點に集配人を駐在せしむる駐在集配の方法あり。

六　郵便物の轉送及び還附　郵便物を受取人に配達し又は差出人に還附すべき場合に於て受取人又は差出人他に移轉し、其の移轉先分明なるときは直ちに之を轉送す。受取人の所在不明・料金不納・郵便物の受取拒絶・留置期間經過等の事由に依り配達し能はざる郵便物又は成規に違反して差出したる郵便物は差出人に還附すべく、差出人は其の受取を拒むことを得ず。郵便物の轉送又は還附は通例料金を要せざるも、小包郵便物にして料金加算を要する區域に轉送又は還附する場合に於ては相當料金を要するものとし、轉送料は請求人より、還附料は差出人より各之を追徴するものとす。受取人に交附し又は差出人に還附すること能はざる郵便物は所轄選信局に於て之を開披調査し、尚配達還附又は交附の際受取人又は差出人をして配達證に證印せしむ。書留郵便物は郵便官署に於て其の送達上の危險を擔保するものにして、郵便官署の責に歸すべき事由に依り郵便物を亡失若くは毀損したるときは其の損害を賠償するものとす。賠償金額は通常郵便物亡失のときは一個に付金十圓、小包郵便物は亡失と毀損とに依りて其の額を異にせり。ロ　價格表記（英Insured Letters; 獨 Briefe mit Wertangabe; 佛 Valeurs déclarées）　價格表記郵便物も亦一の保險郵便にして現金其の他貴重品輸送方法として認められる處なり。其の表記金額は在中品通貨なるときは夫と同一金額、通貨以外の物件なるときは其の市價を超過することを得ず、且千圓を最高限とす。價格表記に書留と略其の取扱手續を同じうするも其の異なる所は損害賠償の程度にあり、即ち郵便物全部亡失のときに表記金額の全額、一部亡失又は毀損のときは其の表記金額と殘存價格との差額を賠償す。ハ　別配達（英 Express delivery; 獨 Eilzustellung; 佛 Envois exprès）　郵便物は一般に集合配達の方法に依るを以て、配達局に到着後一定の時間内に滯留することあるのみならず、集配順路の關係上相當の配達時間を要するものあり、之れ急速を要する郵便物の爲めに別配達の方法を取扱方法を異にするものなり。此の外普通取扱と特殊取扱とを問はず時・所若くは郵便物の性質に依り特別の取扱を爲すものに年賀郵便・市内特別郵便・速達郵便・訴訟書類及び特許裁判書類郵送・軍事郵便・俘虜郵便の如きあり。何れも特殊の必要に基く郵便制度利用上の便法なるを以て便宜茲に掲ぐべし。イ　書留（英 Registration; 獨 Einschreiben; 佛 Recommandation.）　引受・遞送・配達を通じ郵便局の帳簿に記錄して之が確實を期し、差出人には受領證を交附し、配達・還附又は交附の際受取人又は差出人をして配達證に證印せしむ。書留郵便物は郵便官署に於て其の送達上の危險を擔保するものにして、郵便官署の責に歸すべき事由に依り郵便物を亡失若くは毀損したるときは其の損害を賠償するものとす。賠償金額は通常郵便物亡失のときは一個に付金十圓、小包郵便物は亡失と毀損とに依りて其の額を異にせり。ロ　價格表記（英Insured Letters; 獨 Briefe mit Wertangabe; 佛 Valeurs déclarées）　價格表記郵便物も亦一の保險郵便にして現金其の他貴重品輸送方法として認められる處なり。其の表記金額は在中品通貨なるときは夫と同一金額、通貨以外の物件なるときは其の市價を超過することを得ず、且千圓を最高限とす。價格表記に書留と略其の取扱手續を同じうするも其の異なる所は損害賠償の程度にあり、即ち郵便物全部亡失のときに表記金額の全額、一部亡失又は毀損のときは其の表記金額と殘存價格との差額を賠償す。ハ　別配達（英 Express delivery; 獨 Eilzustellung; 佛 Envois exprès）　郵便物は一般に集合配達の方法に依るを以て、配達局に到着後一定の時間内に滯留することあるのみならず、集配順路の關係上相當の配達時間を要するものあり、之れ急速を要する郵便物の爲めに別配達の方法を

設けたる所以にして、即ち郵便物の配達局に到着次第直ちに特使を以て配達し、其の引受に就きても亦時間外取扱を爲す。別配達の請求を爲し得るものは書留又は價格表記郵便物に限り通例差出人より之が請求を爲すも、受取人も亦一定の期間を限り配達料を負擔して自己に宛てたる書留又は價格表記郵便物別配達を請求することを得べし。ニ　留置（英 Poste Restante）　留置郵便物は單に指定郵便官署に留置き受取人の出頭を俟て之を交付するものと、別に其の留置局到着通知の旨を受取人に通知するものとあり。凡て差出人より請求すべきものとす。留置期間は通例三十日にして此の期間内に於て差出人若くは受取人より留置郵便物の配達・轉送留置又は轉送を請求することを得。ホ　引受時刻證明　書留通常郵便物に限り之が取扱を爲す、引受の際差出人に交付すべき受領證及び郵便物に引受時刻を記入證明するものにして、主に鐵山の試掘又は採掘出願に使用せらる。ヘ　配達證明（英 Advice of delivery; 獨 Sendung gegen Rückschein; 佛 Avis de réception）　郵便物の配達を了したるとき其の配達の證明書を配達郵便局より差出人に送付するものにして書留及び價格表記の郵便物に限りて之が取扱を爲す。證明の效力は郵便物の内容に及ばざるも配達の事實を確證し得るが故に一般に重要なる書類物件の送附に使用せらる。又書留又は價格表記郵便物差出人は差出後二年内に該郵便物の配達濟否に關する證明を引受郵便局に請求することを得べし。ト　内容證明　文書の内容を郵便局に於て認證し其の謄本を郵便局及び差出人の手許に保留し置く方法にして、日本字又は漢字を以て記載したる文書にして書留通常郵便物として差出す場合に限り之が取扱を爲し、法律上各種の通知・催告其の他後日の證據を要する通信に利用せらる。差出人は内容證明郵便物差出後二年以内に内容文書の謄本と共に郵便物受領證を提出し内容檢査の證明を請求することを得。チ　代金引換（英 Cash on delivery service; 獨 Nachnahme; 佛 Remboursement）　書留及び價格表記の郵便物に限り之が取扱を爲し引換代金は千圓を限りとす。郵便物は到着郵便局に留置き其の旨を受取人に通知し受取人出局して代金と引換に之を交付したるときは其の旨引受郵便局を經て差出人に通知すべく、差出人は其の通知書と共に郵便物受領證及び取立金送達料を差出し、之と引換に取立代金の交付を受く。郵便振替貯金加入者は引換代金を直ちに其の口座に拂込むことを請求することを得べし。蓋し互に深き信用を以て取引をなすは一般商賈の例外となす處なるを以て、現時隔地間の顧客に對する商品賣買の方法として代金引換郵便は最も其の效果著しく其の取扱高年々激增せり、殊に内地窯灣・朝鮮等の間に於て其の必要の度著しとなす。リ　集金郵便（英 Collection; 獨 Inkasso; 佛 Encaissement.）　一定の證書又は證券に對し郵便局に於て集配人をして現金の取立を爲さしめ、引受郵便局を經て之を委託者に支拂ふ制度なり。玆に證書又は證券は現金受領證・無記名の公・社債券・引換證・船荷證券又は之に準ずべきものに限り、何れも持參人に支拂はるべきものにして、一口の最高額千圓とし錢位未滿の端數を付することを得ず。證書又は證券にして一定の期日に取立つべきものなるときは、支拂人所在地に達すべき日數を除き該期日より早くも十日遲くも三日以前に之を委託することを要す。取立郵便局に於ては郵便集配人をして期日あるものは其の期日に於て、其の他のものは可成速かに支拂人の居宅に就き證書又は證券と引換に現金の取立を爲さしむべく、現金の取立を了すること能はざるときは通例證書又は證券を郵便局に還附し、其の旨を委託者に通知す。委託者は第一回の取立に際し其金額を取立つること能はざる場合に於ては直ちに之を還付することを得べし。取立を了したるときは引受局を經て其の旨委託者に通知し委託者は其の通知書及び集金送達拂を引受郵便局に差出し取立金の拂渡を受くるものとす。郵便振替貯金加入者は其口座に對し直接に集金郵便に依る取立金拂込又は特別取扱を請求することを得（「郵便振替貯金」の題下「集金拂込」の項參照）。ヌ　約束郵便　平常多數の郵便物を差出す場合に於て一々郵便切手を貼用するの煩を避くる爲め、其料金を一定の期間毎に通貨を以て後納せしむる方法にして、第二種郵便物又は其の他の印刷物及び書籍を每月一回以上繼續刊行し、且發行の都度其の當月又は翌月中に一個月の發行に付百通以上差出すものにして、所轄選信局長又は管理事務分掌一等郵便局長の承認を受けたるものに限りと之を取扱ふ。又官公署の事務に關し同一區町村内に多數郵便物を繼續して差出す場合に於ては約束郵便として低額の料金を以て取扱を爲すことあり。ル　廣告郵便　受取人を指定せざる廣告引札等各種の印刷物を

差出人自らの宛先及び差出年月日を記入し、特別の料金を納めて差出すときは書留郵便物として取扱われる。書留郵便物には、特殊取扱として速達、配達証明、内容証明、代金引換及び保険がある。

書留　郵便物の亡失、き損又は誤配の場合に、実損額（最高一万円）の賠償を受けることができる。

郵便物の送達　郵便物は、差出人の依頼により、指定の日時に配達することができる。

郵便物の転送　郵便物は、受取人の申出により、一定の期間、他の場所に転送される。

郵便物の還付　郵便物は、差出人の申出により、受取人に交付できなかつた郵便物を還付する。

郵便物の再配達　郵便物は、受取人の申出により、一回に限り、無料で再配達される。

郵便物の訂正　郵便物は、差出人の申出により、発送後でも、その内容を訂正することができる。

郵便物の引受時刻証明　郵便物は、差出人の申出により、その引受けの年月日時を証明する。

郵便物の引受証明　郵便物は、差出人の申出により、その引受けの事実を証明する。

郵便物の閲覧　郵便物は、差出人の申出により、その内容を閲覧することができる。

郵便物の代送　郵便物は、差出人の申出により、受取人の指定する者に代送される。

郵便物の交換　郵便物は、差出人の申出により、受取人と交換される。

郵便物の差止　郵便物は、差出人の申出により、その引渡しを差止められる。

郵便物の引渡　郵便物は、差出人の申出により、受取人以外の者に引渡される。

郵便物の受取人払　郵便物は、受取人が料金を支払うことを条件として差出される。

郵便物の料金後納　郵便物は、差出人が料金を後納することを条件として差出される。

郵便物の料金別納　郵便物は、差出人が料金を別納することを条件として差出される。

郵便物の料金前納　郵便物は、差出人が料金を前納することを条件として差出される。

郵便物の料金免除　郵便物は、差出人が料金を免除されることを条件として差出される。

郵便物の料金不足　郵便物は、料金が不足しているときは、受取人から不足額を徴収される。

郵便物の料金過納　郵便物は、料金が過納になつているときは、差出人に還付される。

郵便物の料金追徴　郵便物は、料金が不足しているときは、差出人から不足額を追徴される。

郵便物の料金還付　郵便物は、料金が過納になつているときは、差出人に還付

	小包	商品見本	業務用書類	印刷物	牛、片、包、束	新聞紙
郵便	容重　重量 長及容積　積量 三辺六吋　封度	—	—	—	容重　重量 積容　積量 幅長　四オンス 一二吋　吋	容積　容量 幅長　積容 一二吋　吋
	十十九八七五三一 封封封封封封封封封 度度度度度度度度度 迄迄迄迄迄迄迄迄迄 十十九八七六五四三 一片片片片片片片片片				一通 半片	
郵便	重量 五瓩迄　一〇瓲	容積 但縦幅長各形五一物五六〇（四〇は方インチ）以上二五〇は方インチ迄	容積 但縦幅長各形五一物五六〇（四〇は方インチ）以上二五〇は方インチ迄	容積 但縦幅長各形五一物五六〇（四〇は方インチ）以上二五〇は方インチ迄	容積 但縦幅長各形五一物五六〇（四〇は方インチ）以上二五〇は方インチ迄	容積 但縦幅長各形五一物五六〇（四〇は方インチ）以上二五〇は方インチ迄
	重量 五瓩迄 五〇瓲 三参	容積 但縦幅長内厚各面の一三五〇（四五〇は五〇〇）方インチ迄	容積 但縦幅長形各物面四五〇方インチ迄	容積 但縦幅長各物面に限り四五〇方インチ迄	容積 但縦幅長各物面に限り四五〇方インチ迄	容積 但縦幅長各形物面に限り四五〇方インチ迄
	重量 五瓩迄 五〇瓲 三参	五〇瓦迄毎に 五参	五〇瓦迄毎に 五参	五〇瓦迄毎に 五参	一五〇瓦迄毎に 五参	一五〇瓦迄毎に 五参
	重量 五瓩迄 五〇瓲 三参	重量 五瓩迄 三五〇瓦	重量 五瓩迄 一五〇瓦	重量 五瓩迄 一五〇瓦	重量 五瓩迄 一五〇瓦	重量 五瓩迄 一五〇瓦
	重量及容積制限	重量及容積制限	重量及容積制限	重量及容積制限	重量及容積制限	重量及容積制限
	料金	料金	料金	料金	料金	料金

	書籍	商品見本	業務用書類	印刷物	牛、片、包、束	新聞紙
郵便	容積　重量 積容　積量 幅長　無制限 一二吋	—	—	—	容積　重量 積容　積量 幅長　四オンス 一二吋	容積　容量 幅長　積容 一二吋
	四オンス迄一片				一通 半片	
郵便	容積　重量 毎に二オンス迄　積容 一片　幅長	容積 但縦幅長形各面四五〇方インチ迄	容積 但縦幅長各物面に限り四五〇方インチ迄	容積 但縦幅長各物面に限り四五〇方インチ迄	容積 但縦幅長各物面に限り四五〇方インチ迄	容積 但縦幅長各物面に限り四五〇方インチ迄
	毎に二オンス迄一片	五〇瓦迄毎に 一五参	五〇瓦迄毎に 一五参	五〇瓦迄毎に 一五参	一五〇瓦迄毎に 一五参	一五〇瓦迄毎に 一五参
	重量 二〇瓦迄 一〇布	重量 二〇瓦迄 一〇布	重量 一〇瓦迄 一〇布	重量 一〇瓦迄 一〇布	重量 一〇瓦迄 一〇布	重量 一〇瓦迄 一〇布
	重量及容積制限	重量及容積制限	重量及容積制限	重量及容積制限	重量及容積制限	重量及容積制限
	料金	料金	料金	料金	料金	料金

	小包	商品見本	業務用書類	印刷物	牛、片、包、束	新聞紙
郵便	容重　重量 積容　積量 三辺六吋　封度	—	—	—	容重　重量 積容　積量 幅長　四オンス 一二吋	容積　容量 幅長　積容 一二

郵便
郵便為替
郵便運搬補助金
郵便為替

郵便

五 統計 一 本邦

(一) 郵便物引受數及郵便局所數年次別調

年度	郵便物数 通常	小包	一人ニ付キ回数	局郵数便
(明治四年創始)明治三年	五萬九千四百	一	〇・一	一八
明治十年	三千二百三十四萬	一	一・一	三八
明治十五年	九千七百八十萬	一	二・七	五五
明治二十年	一億三千七百萬	一	三・五	四三
明治二十五年	二億七千〇六萬三千	四〇五萬	六・七	四三
明治三十年	五億〇九百八萬	一〇二萬三千	一一・八	四三
明治三十五年	八億九千五百萬	一〇二萬三千	一五・五	五四
明治四十年	一億三千四百九萬	七千九百萬	三一・〇	六六
大正元年(明治四十五年)	一億六千三百九萬	一億三千四百萬	三三・〇	七三
大正三年	一億七千九百九萬	一億三千四百萬	三三・九	七三

(二) 特殊取扱郵便物数 (大正三年度)

種類	通常	種類	通常
書留	三千一百四十九萬	小包	七百四十九萬
価格 通貨	一億四千九百萬	〃	八百萬
価格 支記 其他	一千〇六萬	〃	六萬
代金引換	三千八百萬	〃	三千四百萬
別配達	六千八百萬	〃	三千萬
配達証明	四千二百萬	〃	四萬
留置 書通	一億〇一百萬	〃	四百萬
留置 便告知	九千四百萬	〃	二千萬
郵便 郵集	三千六百萬	〃	三千六百萬
郵便 書訴	九百四十萬	〃	九百四十萬
郵便 郵約束	六千〇萬	〃	六千〇萬
郵便 引受時刻明告	四百萬	〃	四百萬
郵便 別記証	六百萬	〃	六百萬
郵便 特別送達	一千四百六萬	〃	一千四百萬
郵便 内容明示	三千六百萬	〃	三千萬
郵便 特別送達	一千四百萬	〃	一千萬

(三) 通常郵便物種別調 (大正三年度)

種類	物数	種類	物数
書状	一億六千八百萬	新聞雑誌	三億六千〇萬
無封書状	四億九千六百萬	書籍類	四億二千七百萬
葉書 通常	九億〇四百萬	書類	三億六千三百萬
葉書 往復	一億〇九百萬	本邦及植民地産物形況	四億二千三百萬
葉書 封緘	四千二百萬	種子	三億四千一百萬
葉書 私製	一億六千一百萬		
葉書 計	一億四千九百萬	総計	一億七千九百萬

(四) 外国 (一九一三年度)

国別	郵便物数 通常	小包	人口一人平均	郵便局所数 一局ニ付キ人口	一局ニ付キ面積
英吉利	五億五千六百萬	一億四千九百萬	一一	三千四百	一二方哩
佛蘭西	三億〇一百萬	五千萬	六	一四五七	六六
独逸	六億八千三百萬	二億三千五百萬	一一	四一三八	一三・一
墨西哥	一億七千萬	一千萬	一一	一千四百	一九二
墺太利	一億四千〇萬	五千萬	五	三千〇〇	一〇・〇
匈牙利	六千五百萬	一千五百萬	三	五四〇〇	一〇・〇
伊太利	一億四千〇萬	三千六百萬	四	二千八百	一〇・三
瑞西	一億〇一百萬	三千六百萬	九	四〇三	三・一
和蘭	五千一百萬	六千萬	六	一千三百	三・六

郵便運搬補助金 (ユウビンウンパンホジョキン)

英 Postal Subsidy.

(下村宏)

郵便為替 (ユウビンカワセ)

英 Postal money order. 獨 Postanweisung.
佛 Mandat de poste.

I 総説 郵便為替は郵便官署に於て取扱ふ二種の送金方法なり。郵便官署に於て取扱ふ送金方法には郵便為替の外振替貯金及び価格表記郵便の如き制度ありと雖、振替貯金は其の利用者の双方若しくは一方は、同制度に對し継続的關係を有する口座加入者なる特定者たることを要し、口座に對する帳簿上の計算に依り、少くとも一方は現金の受拂を省略することを得べく、且其の受拂差引金額は其の口座の貯金として存するに反し、郵便為替は双方共口座加入者たると否とを問はず、又價格表記郵便は必ずしも送金に限ることなく廣く有價物件の送達を目的とし、且送金の場合にありても金員自體を現實に交受するに反し、郵便為替は一時的に利用することを得るものなり。又價格表記郵便は必ずしも送金の目的及び取扱機關に於て銀行為替と其の類を異にせり。次に郵便為替と銀行為替とは其の作用を同じうするも兩者の異なる所は制度の主眼とするに反し、郵便為替は主として小額の金錢を送受し商工業者の爲に金額の減少を防ぐと共に、前者は其の經營上利益を目的として取扱ふべき都市に限らるゝと共に、前者は其の取引關係の頻繁にして取扱件數多きを以て、機關の配置に就きても取扱手數料に於ても特殊の取扱を爲すを要するに依り之に代ふるに一筆の手形を以て決濟し得べき爲替なる制度を生ずるに至れり。爲替は遠く十二世紀の末葉始めて伊太利に行はれ次で各國に傳はり、最初郵便機關を之に利用したるは佛國にして一六二〇年代にあり。其の後時に行はれたりしも、是等は多く郵便吏員の私的業務として何れも一七九二年英國に創められ和蘭に於ても亦始と之と同じく、郵便為替に就て管轄としてゐるに過ぎざりしが、佛國は一八一七年、英國は一八三八年、普魯西は一八四八年に於て何れも各國を通じ郵便制度の行はるる所郵便為替を置まざるなきに至れり。我國に於ては維新後泰西制度の移入も亦た玆に屢し夙に明治四年に於てこれが實行の議あり。明治十七年九月郵便為替規則を制定して翌八年一月より實施し、一口三十圓以下に於ける通常為替のみの取扱を爲し、同年に於ける振出口數十一萬、此の金額二百十二萬圓にして、取扱局所數の如きも三千五百餘の郵便局中二百十二局に過ぎざりしが以來年と共に漸進し其金額の制限等に改正を加へ、明治十五年十二月郵便條例の制定せらるるに及び、郵便為替の利用に適應せしむ。此間に於て明治三十九年の創始に係る振替貯金制度の如きは、郵便為替と殆んど其の作用を同じうしつゝあるに拘はらず、郵便為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、小為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、年十二月より郵便為替及び電信為替の金額制限を百圓に高め、同年十二月より郵便為替の取扱を爲す集配局に於ては一圓迄の居宅拂の取扱を爲すことゝせり。大正四年一月より更に各種為替の金額制限を高めて通常為替及び電信為替は二百圓まで、小為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、郵便為替と銀行為替とは其の作用を同じうしつゝあるに拘はらず、郵便為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、

二 沿革

人事交通の發達により物貨交易の盛んとなるに伴ひ隔地者間に於ける計算取引の上に就き金員の送受を必要とするに至り、而も其の都度現金を輸送することは多大の危險と手數とを要するに依り、之に代ふるに一筆の手形を以て決濟し得べき爲替なる制度を生ずるに至れり。爲替は遠く十二世紀の末葉始めて伊太利に行はれ次で各國に傳はり、最初郵便機關を之に利用したるは佛國にして一六二〇年代にあり。其の後時に行はれたりしも、是等は多く郵便吏員の私的業務として何れも一七九二年英國に創められ和蘭に於ても亦始と之と同じく、郵便為替に就て管轄としてゐるに過ぎざりしが、佛國は一八一七年、英國は一八三八年、普魯西は一八四八年に於て何れも各國を通じ郵便制度の行はるる所郵便為替を置まざるなきに至れり。我國に於ては維新後泰西制度の移入も亦た玆に屢し夙に明治四年に於てこれが實行の議あり。明治十七年九月郵便為替規則を制定して翌八年一月より實施し、一口三十圓以下に於ける通常為替のみの取扱を爲し、同年に於ける振出口數十一萬、此の金額二百十二萬圓にして、取扱局所數の如きも三千五百餘の郵便局中二百十二局に過ぎざりしが以來年と共に漸進し其金額の制限等に改正を加へ、明治十五年十二月郵便條例の制定せらるるに及び、郵便為替の利用に適應せしむ。此間に於て明治三十九年の創始に係る振替貯金制度の如きは、郵便為替と殆んど其の作用を同じうしつゝあるに拘はらず、郵便為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、年十二月より郵便為替及び電信為替の金額制限を百圓に高め、同年十二月より郵便為替の取扱を爲す集配局に於ては一圓迄の居宅拂の取扱を爲すことゝせり。大正四年一月より更に各種為替の金額制限を高めて通常為替及び電信為替は二百圓まで、小為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、

三 本邦に於ける内國郵便為替制度 一 郵便為替の種類金額制限及び料金

郵便為替には通常為替及び小為替の二種あり。通常為替は何れも通知式の為替にして、兩者の差異は其の通知に郵便を以てすると電信を以てするとに在り。小為替は證書一枚の金額制限を五十圓とし、三十三年一月居宅拂の制を設け爾來漸次の增加し、明治三十二年四月通常及び電信為替證書一枚の制限額を五十圓とし、三十之が者及を圖り、同年三月郵便法の制定と同時に郵便為替法なる單行法を設け、為替證書振出枚數の制限を陸し小為替證書の制限額を五圓に高め、翌三十四年四月郵便為替證書發引讓渡規則を實施せり。是より先き明治二十七八年戰役及び明治三十三年北清戰役に際し野戰郵便為替の方法を設け、明治三十七年二月日露の開戰と共に軍事郵便為替ね則を發布し、且征軍人軍屬等送金の便に供し、作せて戰地に於ける貨金回收の一助たらしめんことを期し、同年三月俘虜郵便為替規則を制定し俘虜の爲め無料特別送金の方法を設け、塞港・樺太・關東州・朝鮮の如き新領土に對しても相次で內地に準じ郵便為替制度を施行せり。明治四十二年一月よ

為替は二百圓迄で、小為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、年十二月より郵便為替及び電信為替の金額制限を百圓に高め、同年十二月より郵便為替の取扱を爲す集配局に於ては一圓迄の居宅拂の取扱を爲すことゝせり。大正四年一月より更に各種為替の金額制限を高めて通常為替及び電信為替は二百圓まで、小為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、郵便為替と銀行為替とは其の作用を同じうしつゝあるに拘はらず、郵便為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、

種別 / 金額	通常為替料	電信為替料	特別電信為替料	小為替料金
一圓迄	二十錢	三十五錢	五十錢	一圓迄 二錢
二圓迄	二十錢	三十五錢	五十錢	
五圓迄	二十錢	五十錢	八十錢	
十圓迄	二十錢	五十錢	八十錢	
二十圓迄	二十錢	七十五錢	一圓二十錢	一圓迄 四錢
三十圓迄	二十錢	七十五錢	一圓二十錢	
四十圓迄	二十錢	七十五錢	一圓二十錢	
五十圓迄	二十錢	七十五錢	一圓二十錢	
六十圓迄	二十錢	七十五錢	一圓二十錢	一圓迄 六錢

註 *特別電信為替料金とは內地・樺太・關東州・朝鮮・支那及び支那沿洲を除くの各地相互間に取扱ふ電信為替の料金を云ふ。但し朝鮮と沿洲との間は一般料金に依るものとす。

為替とし且最高金額に制限なし。

為替の種類・電信為替及び小為替の三種あり。通常為替及び小為替の金額制限 郵便為替には通知に郵便を以てすると電信を以てするとの差異あるのみにして、何れも一圓以上五十圓以內に限定し、明治十八年九月電信為替及び小為替の取扱局所數二千二百に增加し、明治三十二年四月には取扱局所數千二百に增加し、明治三十二年四月通常及び電信為替證書一枚の制限額を五十圓とし、三十三年一月居宅拂の制を設け爾來漸次の增加し、明治三十二年四月通常及び電信為替證書一枚の制限額を五十圓とし、三十之が者及を圖り、同年三月郵便法の制定と同時に郵便為替法なる單行法を設け、為替證書振出枚數の制限を陸し小為替證書の制限額を五圓に高め、翌三十四年四月郵便為替證書發引讓渡規則を實施せり。是より先き明治二十七八年戰役及び明治三十三年北清戰役に際し野戰郵便為替の方法を設け、明治三十七年二月日露の開戰と共に軍事郵便為替ね則を發布し、且征軍人軍屬等送金の便に供し、作せて戰地に於ける貨金回收の一助たらしめんことを期し、同年三月俘虜郵便為替規則を制定し俘虜の爲め無料特別送金の方法を設け、塞港・樺太・關東州・朝鮮の如き新領土に對しても相次で內地に準じ郵便為替制度を施行せり。明治四十二年一月より通常為替及び電信為替の金額制限を百圓に高め、同年十二月より郵便為替の取扱を爲す集配局に於ては一圓迄の居宅拂の取扱を爲すことゝせり。大正四年一月より更に各種為替の金額制限を高めて通常為替及び電信為替は二百圓まで、小為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、郵便為替と銀行為替とは其の作用を同じうしつゝあるに拘はらず、郵便為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、

為替を其の一部に加へ、同一の差出人より同一の受取人宛て、同一郵便局に於て拂渡すべき為替金額を一日三十圓以內に限定し、明治十八年九月電信為替及び小為替取扱局所數千二百に增加し、明治三十二年四月には取扱局所數二千二百に增加し、明治三十二年四月通常及び電信為替證書一枚の制限額を五十圓とし、三十三年一月居宅拂の制を設け爾來漸次の增加し、明治三十二年四月通常及び電信為替證書一枚の制限額を五十圓とし、三十之が者及を圖り、同年三月郵便法の制定と同時に郵便為替法なる單行法を設け、為替證書振出枚數の制限を陸し小為替證書の制限額を五圓に高め、翌三十四年四月郵便為替證書發引讓渡規則を實施せり。是より先き明治二十七八年戰役及び明治三十三年北清戰役に際し野戰郵便為替の方法を設け、明治三十七年二月日露の開戰と共に軍事郵便為替ね則を發布し、且征軍人軍屬等送金の便に供し、作せて戰地に於ける貨金回收の一助たらしめんことを期し、同年三月俘虜郵便為替規則を制定し俘虜の爲め無料特別送金の方法を設け、塞港・樺太・關東州・朝鮮の如き新領土に對しても相次で內地に準じ郵便為替制度を施行せり。明治四十二年一月より通常為替及び電信為替の金額制限を百圓に高め、同年十二月より郵便為替の取扱を爲す集配局に於ては一圓迄の居宅拂の取扱を爲すことゝせり。大正四年一月より更に各種為替の金額制限を高めて通常為替及び電信為替は二百圓まで、小為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、郵便為替と銀行為替とは其の作用を同じうしつゝあるに拘はらず、郵便為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、

為替は通常為替に比し手數料高額なるも、後者は公衆に對し送金の便を得せしむるが爲め、都會を通じ通く郵便官署をして之が取扱をなさしむるものにして、之れ即ち郵便為替の名を有する所以なり。

郵便為替制度は其の行はるる地域を標準として區別するときは、內國郵便為替及び外國郵便為替（共通下參照）の二に分つことを得べし。玆には後者を共の項下に就て說明すべし。

二 外國郵便為替

郵便為替制度は其の行はるる地域を標準として區別するときは、內國郵便為替及び外國郵便為替（共通下參照）の二に分つことを得べし。玆には後者を共の項下に就て說明すべし。

三 本邦に於ける內國郵便為替制度 一 郵便為替の種類金額制限及び料金

郵便為替には通常為替及び小為替の二種あり。通常為替及び小為替の金額制限 郵便為替には通知に郵便を以てすると電信を以てするとの差異あるのみにして、何れも一圓以上五十圓以內に限定し、明治十八年九月電信為替及び小為替取扱局所數千二百に增加し、明治三十二年四月には取扱局所數二千二百に增加し、明治三十二年四月通常及び電信為替證書一枚の制限額を五十圓とし、三十三年一月居宅拂の制を設け爾來漸次の增加し、明治三十二年四月通常及び電信為替證書一枚の制限額を五十圓とし、三十之が者及を圖り、同年三月郵便法の制定と同時に郵便為替法なる單行法を設け、為替證書振出枚數の制限を陸し小為替證書の制限額を五圓に高め、翌三十四年四月郵便為替證書發引讓渡規則を實施せり。是より先き明治二十七八年戰役及び明治三十三年北清戰役に際し野戰郵便為替の方法を設け、明治三十七年二月日露の開戰と共に軍事郵便為替ね則を發布し、且征軍人軍屬等送金の便に供し、作せて戰地に於ける貨金回收の一助たらしめんことを期し、同年三月俘虜郵便為替規則を制定し俘虜の爲め無料特別送金の方法を設け、塞港・樺太・關東州・朝鮮の如き新領土に對しても相次で內地に準じ郵便為替制度を施行せり。明治四十二年一月より通常為替及び電信為替の金額制限を百圓に高め、同年十二月より郵便為替の取扱を爲す集配局に於ては一圓迄の居宅拂の取扱を爲すことゝせり。大正四年一月より更に各種為替の金額制限を高めて通常為替及び電信為替は二百圓まで、小為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、郵便為替と銀行為替とは其の作用を同じうしつゝあるに拘はらず、郵便為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、

為替は通常為替に比し手數料高額なるも、後者は公衆に對し送金の便を得せしむるが爲め、都會を通じ通く郵便官署をして之が取扱をなさしむるものにして、之れ即ち郵便為替の名を有する所以なり。

郵便為替制度は其の行はるる地域を標準として區別するときは、內國郵便為替及び外國郵便為替（共通下參照）の二に分つことを得べし。玆には後者を共の項下に就て說明すべし。

二 沿革

人事交通の發達により物貨交易の盛んとなるに伴ひ隔地者間に於ける計算取引の上に就き金員の送受を必要とするに至り、而も其の都度現金を輸送することは多大の危險と手數とを要するに依り、之に代ふるに一筆の手形を以て決濟し得べき爲替なる制度を生ずるに至れり。爲替は遠く十二世紀の末葉始めて伊太利に行はれ次で各國に傳はり、最初郵便機關を之に利用したるは佛國にして一六二〇年代にあり。其の後時に行はれたりしも、是等は多く郵便吏員の私的業務として何れも一七九二年英國に創められ和蘭に於ても亦始と之と同じく、郵便為替に就て管轄としてゐるに過ぎざりしが、佛國は一八一七年、英國は一八三八年、普魯西は一八四八年に於て何れも各國を通じ郵便制度の行はるる所郵便為替を置まざるなきに至れり。我國に於ては維新後泰西制度の移入も亦た玆に屢し夙に明治四年に於てこれが實行の議あり。明治十七年九月郵便為替規則を制定して翌八年一月より實施し、一口三十圓以下に於ける通常為替のみの取扱を爲し、同年に於ける振出口數十一萬、此の金額二百十二萬圓にして、取扱局所數の如きも三千五百餘の郵便局中二百十二局に過ぎざりしが以來年と共に漸進し其金額の制限等に改正を加へ、明治十五年十二月郵便條例の制定せらるるに及び、郵便為替の利用に適應せしむ。此間に於て明治三十九年の創始に係る振替貯金制度の如きは、郵便為替と殆んど其の作用を同じうしつゝあるに拘はらず、郵便為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、年十二月より郵便為替及び電信為替の金額制限を百圓に高め、同年十二月より郵便為替の取扱を爲す集配局に於ては一圓迄の居宅拂の取扱を爲すことゝせり。大正四年一月より更に各種為替の金額制限を高めて通常為替及び電信為替は二百圓まで、小為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、郵便為替と銀行為替とは其の作用を同じうしつゝあるに拘はらず、郵便為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、

為替とし且最高金額に制限なし。

為替の種類・電信為替及び小為替の三種あり。通常為替及び小為替の金額制限 郵便為替には通知に郵便を以てすると電信を以てするとの差異あるのみにして、何れも一圓以上五十圓以內に限定し、明治十八年九月電信為替及び小為替取扱局所數千二百に增加し、明治三十二年四月には取扱局所數二千二百に增加し、明治三十二年四月通常及び電信為替證書一枚の制限額を五十圓とし、三十三年一月居宅拂の制を設け爾來漸次の增加し、明治三十二年四月通常及び電信為替證書一枚の制限額を五十圓とし、三十之が者及を圖り、同年三月郵便法の制定と同時に郵便為替法なる單行法を設け、為替證書振出枚數の制限を陸し小為替證書の制限額を五圓に高め、翌三十四年四月郵便為替證書發引讓渡規則を實施せり。是より先き明治二十七八年戰役及び明治三十三年北清戰役に際し野戰郵便為替の方法を設け、明治三十七年二月日露の開戰と共に軍事郵便為替ね則を發布し、且征軍人軍屬等送金の便に供し、作せて戰地に於ける貨金回收の一助たらしめんことを期し、同年三月俘虜郵便為替規則を制定し俘虜の爲め無料特別送金の方法を設け、塞港・樺太・關東州・朝鮮の如き新領土に對しても相次で內地に準じ郵便為替制度を施行せり。明治四十二年一月より通常為替及び電信為替の金額制限を百圓に高め、同年十二月より郵便為替の取扱を爲す集配局に於ては一圓迄の居宅拂の取扱を爲すことゝせり。大正四年一月より更に各種為替の金額制限を高めて通常為替及び電信為替は二百圓まで、小為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、郵便為替と銀行為替とは其の作用を同じうしつゝあるに拘はらず、郵便為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、

為替は通常為替に比し手數料高額なるも、後者は公衆に對し送金の便を得せしむるが爲め、都會を通じ通く郵便官署をして之が取扱をなさしむるものにして、之れ即ち郵便為替の名を有する所以なり。

郵便為替制度は其の行はるる地域を標準として區別するときは、內國郵便為替及び外國郵便為替（共通下參照）の二に分つことを得べし。玆には後者を共の項下に就て說明すべし。

二 沿革

人事交通の發達により物貨交易の盛んとなるに伴ひ隔地者間に於ける計算取引の上に就き金員の送受を必要とするに至り、而も其の都度現金を輸送することは多大の危險と手數とを要するに依り、之に代ふるに一筆の手形を以て決濟し得べき爲替なる制度を生ずるに至れり。爲替は遠く十二世紀の末葉始めて伊太利に行はれ次で各國に傳はり、最初郵便機關を之に利用したるは佛國にして一六二〇年代にあり。其の後時に行はれたりしも、是等は多く郵便吏員の私的業務として何れも一七九二年英國に創められ和蘭に於ても亦始と之と同じく、郵便為替に就て管轄としてゐるに過ぎざりしが、佛國は一八一七年、英國は一八三八年、普魯西は一八四八年に於て何れも各國を通じ郵便制度の行はるる所郵便為替を置まざるなきに至れり。我國に於ては維新後泰西制度の移入も亦た玆に屢し夙に明治四年に於てこれが實行の議あり。明治十七年九月郵便為替規則を制定して翌八年一月より實施し、一口三十圓以下に於ける通常為替のみの取扱を爲し、同年に於ける振出口數十一萬、此の金額二百十二萬圓にして、取扱局所數の如きも三千五百餘の郵便局中二百十二局に過ぎざりしが以來年と共に漸進し其金額の制限等に改正を加へ、明治十五年十二月郵便條例の制定せらるるに及び、郵便為替の利用に適應せしむ。此間に於て明治三十九年の創始に係る振替貯金制度の如きは、郵便為替と殆んど其の作用を同じうしつゝあるに拘はらず、郵便為替は十圓迄とし以て一般の利用に供し、

二　通常爲替　**イ　振出**　通常爲替の差出人は通常爲替振出請求書と共に爲替金及び手數料を郵便局所に差出して郵便爲替證書及び受領證書の交付を受け、適宜の方法に依り爲替證書を受取人に送付すべく、郵便局所に於ては其の振出請求書を通知書に代用し拂渡局に送付す。若し差出人振出の際一口料金五錢を納付し證書送達の取扱を請求するときは振出局所より拂渡局所を經て之を受取人に送達す。**ロ　拂渡**　受取人爲替證書を拂渡局所に差出すときは振出局より廻送したる振出請求書に對照し、其の正當受取人たることを認めたる上爲替金の拂渡を爲す、又受取人の希望により之を郵便貯金に振替預入することを得。**ハ　拂渡猶豫・拂渡停止及び拂戻**　通常爲替の差出人は爲替振出の際一定の期間を限り爲替金の拂渡猶豫を請求し、振出後に於ては拂渡の停止又は其の解除を請求することを得。又差出人は爲替證書と共に受領證書を振出郵便局所に差出し爲替金の拂戻を請求することを得べし。此等の諸點は外國の郵便爲替に於ても普く認めらるる處にして所謂普通手形と其の間著しく性質を異にする點なりとす。**ニ　拂渡若くは拂戻局所の變更**　拂渡局所の變更は差出人又は受取人より、拂戻局所の變更は差出人より何れの郵便局所に對しても之を請求することを得べし。**三　電信爲替**　差出人より提出せる電信爲替振出請求書に基き振出郵便局所より電信を以て爲替金額、受取人宿所氏名及び差出人氏名を拂渡郵便局所に通報し、拂渡局所に於ては之に依り電信爲替證書を發行し受信電報配達の例に依り受取人に送達す。但し振出局所に於て電信の取扱を爲さざるときは其の電信局所に至る距離の遠近に依り直送又は書留郵便を以て連絡し、又拂渡局所に於て郵便又は電報配達の取扱を爲さざるときは、最寄に於ける郵便爲替と共に是等の事務を取扱ふ局所に於て證書發行及び送達の手續を爲す。受取人は自己又は差出人に於て居宅拂を請求したるときと雖便宜郵便局所に就き爲替金の拂渡を受くることを妨げず。通常爲替又は電信爲替の差出人に於て爲替金の拂戻を爲す場合に於ても亦右に準じ居宅拂の取扱を受くることを得べし。**ホ　線引讓渡（交換拂・便宜拂）**　郵便爲替證書は受取人の指定なき小爲替證書の外任意に讓渡することを得ざるも、相手方が銀行の場合に限り取引の利便を圖り特に小切手に準じ讓渡することを得るものとせり、即ち證書の裏面に二條の平行線を劃し、若し特に銀行を指定せんとするときは其の線内に銀行の名稱を記載すべく、讓受銀行に於ては其の證書に銀行の指定なきものは單に引渡に依り又其の指定あるものは之を抹消し、右と同樣の手續に依り更に他の銀行に讓渡することを得べし、線引を爲したる爲替證書に對しては拂渡の際差出人及び受取人宿所氏名等の尋問を省略し、銀行の指定あるものは其の指定銀行に、指定なきものは其の證書を所持する銀行に對して拂渡すものなり。尙線引爲替證書の拂渡に就きては交換拂及び便宜拂の二種あり。前者は交換所所在地に於て其の組合銀行の請求に依り郵便局吏員を交換所に派出し、手形交換の例により交換濟に係る郵便爲替證書に對し拂渡を爲すものにして、後者は銀行に於て便宜とする郵便局所を拂渡局所に指定し、所轄選信局長又は管理事務分掌一等郵便局長の承認を受くるときは當該局所に豫め印鑑を提出し置き、線引讓渡を受けたる爲替證書に就き拂渡を受くるものなり。當該銀行を受取人に指定したる爲替に就きても亦以上の方法に準じ拂渡を受くることを得。現時交換拂の取扱を爲すものは東京・大阪・京都・神戸・横濱・名古屋・金澤・廣島・函館・小樽及び關門にして、便宜拂は交換所の設置なき地に於ける銀行の利便に供するものなり。今最近五箇年間に於ける交換拂枚數及び金額を示せば左の如し。

年次	枚數	金額
明治四十三年	三三四、〇三七	三、六〇九、四三〇円
大正元年	三九九、八四四	五、九五五、三八二
大正二年	四二七、〇四四	四、三七、二六六
大正三年	四四九、七八八	五、一三九、二三〇
	四三五、〇三三	五、三五六、六三〇

四　外國に於ける內國郵便爲替制度　郵便爲替制度は各國略其の作用を同じうするを以て、玆には重なる數國に就き各其特別なる事項を擧ぐるに止め、制限金額及び料金は別に一表として示すべし。又電信爲替及び小爲替が通常爲替に關する規定の準用を受くることは尙本邦制度に於けるが如し。**一　英吉利**　通常爲替の三種あり。通常爲替の差出人は其の效力を失ひたる場合には、差出人又は受取人より再度證書の請求を爲すことを得。爲替貯金局に於ては成規の手續を經たること、正當本人たること、並に其の爲替金の拂渡なきことを確かめたる上再度證書を發行し請求人に送達す。但小爲替證書に失に依る場合にありては、相當保證人を立てて請求する場合の外は、其の發行の日より百五十日を經過したる後にあらざれば再度證書を發行せず。**六　爲替金渡濟通知・拂渡濟否照調**　此の兩者は共に郵便爲替差出人に於て爲替金拂渡の事實を確かむる方法にして、振出の際爲替金渡濟通知の請求ありたる郵便爲替は拂渡を爲すと同時に差出人の選擇により郵便又は電報を以て其の旨を通知す。拂渡濟否照調は振出後に於てするものにして、何れの郵便局所に對しても請求することを得。差出人よりする場合は通常爲替又は電信爲替に限り且振出の際之を請求すべく、受取人よりする場合は爲替の種類如何に拘はらず請求書を差出すべし、此の請求書は通信事務と表記し無料郵便にて差出すことを得。居宅拂渡は爲替振宛局所の如何に拘はらず受取人の宿所を郵便區として受持の郵便局所に於て取扱ひ、受取人が離島其の他交通不便の地に在る場合の外凡て之が取扱を爲し、郵便集配人に於て郵便局窓口に於けると同樣の手續に依り拂渡を爲す。受取人を指定することを要するも、拂渡局を指定すると否とは隨意にして、其の指定なき場合に於ては受取人に於て拂渡を受けんとする局名を記入すべし、小爲替證書の有效期間は三箇月にして、期間經過の證書に對し拂渡を受けんとするときは振出料金と同額の郵便切手を證書の裏面に貼附することを要す。僻陬の地にありては希望者の爲め特に集配人をして小爲替金の拂渡を爲さしむることあり。**二　佛蘭西**　郵便爲替は郵便局の外陸軍主計官及び殖民地にありては出納官又は收稅官に於ても之を取扱ひ、通常爲替・電信爲替及び小爲替の三種あり。通常爲替は一般のものの外豫約爲替及び葉書爲替ありて、前者は新聞雜誌等豫約購讀の爲めにするものにして一口十山の附加料金を要し、後者は郵便局に於て爲替證書を送達し且受取人の居宅に就き拂渡を爲すものにして、本國及亞爾然利に於て爲替金三百法以內に限り其の取扱を爲し特別料金十山を要す。爲替證書には受取人住所氏名及び複記式に依る金額の外、三百法以上の爲替に限り拂渡局名をも記載すべく、尙下部の餘白には差出人自己の氏名を記入することを得。有效期間は本國・亞爾然利及びルヅン內にありて二箇月とし、殖民地は土地に依り三箇月及九箇月とす。期限經過の場合には日附檢閱、證書の亡失又は毀損の場合には拂渡認可を請求すべく、何れも六十山の印紙付用紙を用ひて中央郵便電信局に之を差出すべし、但郵送中亡失又は毀損の場合に限り料金を免除す。拂渡は一般郵便局の外補助郵便局に於ては三百法以內、郵便船乘組海上事務官は海上にて出會する軍艦乘組の軍人及び海員に宛てたる五十法以內の爲替に對し之を取扱ひ、又三百法以內は何れの郵便局に於ても一覽拂を爲すも其以上は振宛局に限り拂出報告書と對照し拂渡を爲す。電信爲替の有效期間は通例拂渡

局へ到着の翌日より五日間とし、手數料十山を納付するときは居宅拂の取扱を爲す。小爲替證書の交付方法は證書に受取人を指定せるとき否とに依りて異なり、指定するときは通常郵便を以てすることを得るも指定せざるときは必ず書留郵便に依らざるべからず、小爲替證書の有效期間は二箇月にして爲替料と同額の料金を以て發行す。三 拂戻 通常爲替及び電信爲替の二種あり。通常爲替證書用紙は郵便局に於て賣下ぐるも、其他のものにありては通常十枚一組五布とし漬煮通知用紙書のみは六枚に限り五布とす、但し漬煮通知用紙書の爲替に關する通信は二枚三「ページ」とし、郵便局の外郵便切手賣捌所に於て賣買し、差出人は之に受取人及複記式に依る金額を記載し、及び自己の住所氏名及び通信文を記入することを得べく、證書は振出局より拂渡局に向け證書と共に規定式に依りて調製したる振出報告書を發行し、證書は普通の爲替手形と同一寸法の紙を用ひ取扱に便せしむ。受取人は一回を限り爲替證書の裏書を爲すことを得ず。銀行に讓渡せられたる爲替證書にして銀行に於て危險を增保する場合に於ては爲替料を徵して拂渡を爲す。差出人は之に受取人の居宅に就き拂渡を爲す。差出人は爲替金拂渡の急遽を要する場合に於て別配達の取扱を請求することを得べく、其の料金として差出人より拂渡局の市外に在る場合は一「キロメートル」に付一「クローネ」の割合を以て受取人より追徵す。又差出人は一口二十五「ページ」を納付し爲替證書到達認又は爲替金拂渡濟通知を請求することを得。證書有效期間は七日、居宅拂を爲さざるものなるときは一月とし、期限經過の場合は郵政當の承認を要し、證書の亡失毀損の場合は拂渡認可書を以てこれに代ふるものとす。拂渡及び拂渡不能の爲替は爲替料に掲載し公告の日より一年內に何等申出なきときは國庫に歸屬す。

電信爲替にありては受取人が拂渡局所々在地に在る場合には其の居所に就き爲替金の拂渡をなすも、否らざる場合には爲替電報のみを發遞し爲替金の受取は郵便局に就きて之を爲さしむ。五 米●國 通常爲替一種あるのみにして、電信爲替は業務經營の關係上實施するに至らず。差出人は郵便局にて交附する用紙に依り最出需求書を差出し、郵便局に於て受取人氏名を記載したる證書を發行し差出人より受取人に送附せしめ、拂渡局に向け證書と共に規定式に依りて調製したる振出報告書を發行し、證書は普通の爲替手形と同一寸法の紙を用ひ取扱に便せしむ。受取人は一回を限り爲替證書の裏書を爲すことを得ず。銀行に讓渡せられたる爲替證書にして銀行に於て危險を增保する場合に於ては爲替料を徵して拂渡を爲す。差出人は之に受取人の居宅に就き拂渡を爲す。差出人は爲替金拂渡の急遽を要する場合に於て別配達の取扱を請求することを得べく、其の料金として差出人より拂渡局の市外に在る場合は一「キロメートル」に付一「クローネ」の割合を以て受取人より追徵す。又差出人は一口二十五「ページ」を納付し爲替證書到達認又は爲替金拂渡濟通知を請求することを得。證書有效期間は七日、居宅拂を爲さざるものなるときは一月とし、期限經過の場合は郵政當の承認を要し、證書の亡失毀損の場合は拂渡認可書を以てこれに代ふるものとす。拂渡及び拂渡不能の爲替は爲替料に掲載し公告の日より一年內に何等申出なきときは國庫に歸屬す。

電信爲替にありては受取人が拂渡局所々在地に在る場合には其の居所に就き爲替金の拂渡をなすも、否らざる場合には爲替電報のみを發遞し爲替金の受取は郵便局に就きて之を爲さしむ。五 米●國 通常爲替一種あるのみにして、電信爲替は業務經營の關係上實施するに至らず。差出人は郵便局にて交附する用紙に依り最出需求書を差出し、郵便局に於て受取人氏名を記載したる證書を發行し差出人より受取人に送附せしめ、拂渡局に向け證書と共に規定式に依りて調製したる振出報告書を發行し、證書は普通の爲替手形と同一寸法の紙を用ひ取扱に便せしむ。受取人は一回を限り爲替證書の裏書を爲すことを得ず。銀行に讓渡せられたる爲替證書にして銀行に於て危險を增保する場合に於ては爲替料を徵して拂渡を爲す。差出人は之に受取人の居宅に就き拂渡を爲す。差出人は爲替金拂渡の急遽を要する場合に於て別配達の取扱を請求することを得べく、其の料金として差出人より拂渡局の市外に在る場合は一「キロメートル」に付一「クローネ」の割合を以て受取人より追徵す。又差出人は一口二十五「ページ」を納付し爲替證書到達認又は爲替金拂渡濟通知を請求することを得。證書有效期間は七日、居宅拂を爲さざるものなるときは一月とし、期限經過の場合は郵政當の承認を要し、證書の亡失毀損の場合は拂渡認可書を以てこれに代ふるものとす。拂渡及び拂渡不能の爲替は爲替料に掲載し公告の日より一年內に何等申出なきときは國庫に歸屬す。

電信爲替にありては受取人が拂渡局所々在地に在る場合には其の居所に就き爲替金の拂渡をなすも、否らざる場合には爲替電報のみを發遞し爲替金の受取は郵便局に就きて之を爲さしむ。五 米●國 通常爲替一種あるのみにして、電信爲替は業務經營の關係上實施するに至らず。差出人は郵便局にて交附する用紙に依り最出需求書を差出し、郵便局に於て受取人氏名を記載したる證書を發行し差出人より受取人に送附せしめ、拂渡局に向け證書と共に規定式に依りて調製したる振出報告書を發行し、證書は普通の爲替手形と同一寸法の紙を用ひ取扱に便せしむ。受取人は一回を限り爲替證書の裏書を爲すことを得ず。銀行に讓渡せられたる爲替證書にして銀行に於て危險を增保する場合に於ては爲替料を徵して拂渡を爲す。差出人は之に受取人の居宅に就き拂渡を爲す。差出人は爲替金拂渡の急遽を要する場合に於て別配達の取扱を請求することを得べく、其の料金として差出人より拂渡局の市外に在る場合は一「キロメートル」に付一「クローネ」の割合を以て受取人より追徵す。又差出人は一口二十五「ページ」を納付し爲替證書到達認又は爲替金拂渡濟通知を請求することを得。證書有效期間は七日、居宅拂を爲さざるものなるときは一月とし、期限經過の場合は郵政當の承認を要し、證書の亡失毀損の場合は拂渡認可書を以てこれに代ふるものとす。拂渡及び拂渡不能の爲替は爲替料に掲載し公告の日より一年內に何等申出なきときは國庫に歸屬す。

電信爲替にありては受取人が拂渡局所々在地に在る場合には其の居所に就き爲替金の拂渡をなすも、否らざる場合には爲替電報のみを發遞し爲替金の受取は郵便局に就きて之を爲さしむ。五 米●國 通常爲替一種あるのみにして、電信爲替は業務經營の關係上實施するに至らず。差出人は郵便局にて交附する用紙に依り最出需求書を差出し、郵便局に於て受取人氏名を記載したる證書を發行し差出人より受取人に送附せしめ、拂渡局に向け證書と共に規定式に依りて調製したる振出報告書を發行し、證書は普通の爲替手形と同一寸法の紙を用ひ取扱に便せしむ。受取人は一回を限り爲替證書の裏書を爲すことを得ず。銀行に讓渡せられたる爲替證書にして銀行に於て危險を增保する場合に於ては爲替料を徵して拂渡を爲す。差出人は之に受取人の居宅に就き拂渡を爲す。差出人は爲替金拂渡の急遽を要する場合に於て別配達の取扱を請求することを得べく、其の料金として差出人より拂渡局の市外に在る場合は一「キロメートル」に付一「クローネ」の割合を以て受取人より追徵す。又差出人は一口二十五「ページ」を納付し爲替證書到達認又は爲替金拂渡濟通知を請求することを得。證書有效期間は七日、居宅拂を爲さざるものなるときは一月とし、期限經過の場合は郵政當の承認を要し、證書の亡失毀損の場合は拂渡認可書を以てこれに代ふるものとす。拂渡及び拂渡不能の爲替は爲替料に掲載し公告の日より一年內に何等申出なきときは國庫に歸屬す。

電信爲替にありては受取人が拂渡局所々在地に在る場

經由すべきものは、同局の協合に依り乘組郵便員をして在外諸々人に於てたる爲替にして倍本國船郵便局を

在るときは六十布受取人より請求するときは貳銭とす。

各國郵便爲替額及び料金表

國別	種類	額限 最高	額限 最低	料金
	通常爲替	四〇磅	一	一〇磅以下一片、一〇磅超過二〇磅以下二片、二〇磅超過四〇磅以下三片、三〇磅超過四〇磅以下四片、四〇磅超過一〇片

國別	種類	額限 最高	額限 最低	料金
英吉利	電信爲替	四〇磅	一	一、二、三、補所同額通常爲替料金相當額 但最低額一六片
		六片以上六六片の倍數に依り六片を增す		

國別	種類	額限 最高	額限 最低	料金
佛蘭西	通常爲替	八〇〇馬克	一	一五五馬克以下一五法、一〇〇馬克以下一〇法、二〇〇馬克以下二〇法、四二〇〇馬克以下四〇法、四三二〇〇馬克以上一一〇法
	電信爲替	兩和本國及民地五五〇〇〇佛蘭西五〇〇〇佛蘭法	一	一、所同、二、所同
	小爲替	二〇法	五山（五山以上一五山）	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一〇〇
	通常爲替	一磅一志		一六片、二志一片、二志六片、三志一片、三志六片、四志一片、四志六片、五志一片、五志六片、六志一片、六志六片、七志一片、七志六片、八志一片、八志六片、九志一片、九志六片、十志一片、十志六片、十一志一片、十一志六片、十二志一片、十二志六片、十三志一片、十三志六片、十四志一片、十四志六片、十五志一片、十五志六片、十六志一片、十六志六片、十七志一片、十七志六片、十八志一片、十八志六片、十九志一片、十九志六片、二十志一片、二十志六片、二十一志一片、二十一志六片、二十二志一片、二十二志六片、二十三志一片、二十三志六片、二十四志一片、二十四志六片、二十五志一片、二十五志六片、二十六志一片、二十六志六片、二十七志一片、二十七志六片、二十八志一片、二十八志六片、二十九志一片、二十九志六片、三十志一片、三十志六片、三十一志一片、三十一志六片、三十二志一片、三十二志六片、三十三志一片、三十三志六片、三十四志一片、三十四志六片、三十五志一片、三十五志六片、三十六志一片、三十六志六片、三十七志一片、三十七志六片、三十八志一片、三十八志六片、三十九志一片、三十九志六片、四十志一片、四十志六片、四十一志一片、四十一志六片、四十二志一片、四十二志六片、四十三志一片、四十三志六片、四十四志一片、四十四志六片、四十五志一片、四十五志六片、四十六志一片、四十六志六片、四十七志一片、四十七志六片、四十八志一片、四十八志六片、四十九志一片、四十九志六片、五十志一片、五十志六片、五十一志一片、五十一志六片、五十二志一片、五十二志六片、五十三志一片、五十三志六片、五十四志一片、五十四志六片、五十五志一片、五十五志六片、五十六志一片、五十六志六片、五十七志一片、五十七志六片、五十八志一片、五十八志六片、五十九志一片、五十九志六片、六十志一片、六十志六片、六十一志一片、六十一志六片、六十二志一片、六十二志六片、六十三志一片、六十三志六片、六十四志一片、六十四志六片、六十五志一片、六十五志六片、六十六志一片、六十六志六片、六十七志一片、六十七志六片、六十八志一片、六十八志六片、六十九志一片、六十九志六片、七十志一片、七十志六片、七十一志一片、七十一志六片、七十二志一片、七十二志六片、七十三志一片、七十三志六片、七十四志一片、七十四志六片、七十五志一片、七十五志六片、七十六志一片、七十六志六片、七十七志一片、七十七志六片、七十八志一片、七十八志六片、七十九志一片、七十九志六片、八十志一片、八十志六片、八十一志一片、八十一志六片、八十二志一片、八十二志六片、八十三志一片、八十三志六片、八十四志一片、八十四志六片、八十五志一片、八十五志六片、八十六志一片、八十六志六片、八十七志一片、八十七志六片、八十八志一片、八十八志六片、八十九志一片、八十九志六片、九十志一片、九十志六片、九十一志一片、九十一志六片、九十二志一片、九十二志六片、九十三志一片、九十三志六片、九十四志一片、九十四志六片、九十五志一片、九十五志六片、九十六志一片、九十六志六片、九十七志一片、九十七志六片、九十八志一片、九十八志六片、九十九志一片、九十九志六片、一〇〇志一片、一〇〇志六片
	電信爲替	八〇〇馬克	一	一、二、所同、要額通常爲替料金相當額
	小爲替	一磅一志		一六片、一五志片、六片、一二志六片、一二志、一〇・五片
獨逸	電信爲替	八〇〇馬克	一	一、二、所同、要額通常爲替料金相當額
	通常爲替	一〇〇マルク	一	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
合北衆國米	通常爲替	一〇〇弗	一	一一、二五二弗弗、五〇〇〇一一、一一〇〇〇弗仙仙、七六五四三二一〇一一、一七六五四三二一〇弗弗弗弗弗弗弗、一一、二五〇八五三一一、三五〇八五二〇仙仙仙仙仙仙仙仙仙仙
	電信爲替	一〇〇弗	一	一一、一一、所同、要額通常爲替料金
墨太利	通常爲替	一〇〇キロネ	一	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇
	電信爲替	一〇〇キロネ	一	一、二、所同、要額通常爲替料金

五 內國郵便爲替統計

一 本邦郵便爲替振出口數及び金額種類別比較

年次	通常爲替 口數	通常爲替 金額	電信爲替 口數	電信爲替 金額	小爲替 口數	小爲替 金額
明治八年	二千六百口	二、三千三百円	一千口	千円	千口	千円
同十年	三〇三	二、六五三	一	一	一	一
同十五年	六三二	九、一六八	一	一	一	一
同二十年	九六六	九、五六八	七	九九	七六	一、三五七
同二十五年	一、四六八	三〇、三三	五九	八五	一、三〇	二、〇三五
同三十年	三、一五七	四五、三四	三四五	三、九五三	二、三三四	三、四五四
同三十五年	三、一五七	六六、三五九	五五、三六八	五、三六八	二、三八四	三、三五四
同四十年	五、三三一	九六、六〇〇	三五、三六八	三、三五四	三、三五三	四、九五三

一九一三年に於ける各國內國郵便爲替振出口數及び金額比較

國別	口數	金額	一口當金額	人口百人當口數	人口百人當金額
日本	一、六六千口	六六、六四四千円	一三円七七	三六口	四九円
英吉利	九四、九四四千口	一、九四四、四四四千円	二〇円五六	二〇口	四一円
墨太利	一、一四四千口	一四、四四四千円	一二円六六	三口	三六円
佛蘭西	六、六四四千口	一六六、六六六千円	二五円	一六口	四〇円
獨逸	一、六六六千口	四〇、四四四千円	二四円	二口	五円
墨西哥	一、一四四千口	一四、四四四千円	一二円六六	二口	二五円
白耳義	四、四四四千口	一〇〇、〇〇〇千円	二二円五	六口	一五円
和蘭	一、一四四千口	二二、二二二千円	一九円二三	二口	三八円
瑞西	一、六六六千口	一六、六六六千円	一〇円	三口	二三円
匈牙利	一、三三三千口	一〇、〇〇〇千円	七円五〇	一口	一四円
夾吉利	一、三三三千口	九、四四四千円	六・一	一口	一二円
佛蘭西	六、六四四千口	一二、二二二千円	一・八	一口	二・三円
獨逸	七、七五五千口	一五、五五五千円	二・〇	一口	二・五円
合北衆國米	一、一四四千口	四、四四四千円	四・〇	一口	四円
墨太利	三、三三三千口	一、九八八千円	一・八	一口	二・三円
伊太利	三、三三三千口	四、三三三千円	一・三	一口	一・六円
白耳義	四、四四四千口	一、三〇〇千円	〇・三	一口	一・六円
和蘭	七、七七七千口	一二、二二二千円	一・六	一口	二・三円
瑞西	三、三三三千口	四、四四四千円	一・三	一口	一・六円
匈牙利	三、三三三千口	三、三三三千円	一・〇	一口	一・二円

瑞典	九、四〇三	二〇〇、三〇四	二〇・二	一七六	三、三五三
諾威	一、〇五〇	二一、〇五四	二九・六	四三	一、二七五
丁抹	四、九八三	二九、六九六	二六・〇	一八〇	四、六四四
加奈太	四、四二六	二三、二六四	二〇・九	九九	一、六四四
英領印度	二六、三三三	二六〇、三九七	一一・〇	八	九一
墨西哥	一、一八三	四六、九〇八	三九・七	八	三一〇
新西蘭	二、九六九	四〇、三五六	一三・六	二六三	三、三五七

郵便局生命保險（ユウビンキョクセイメイホケン）

（下村　宏）

洋 Post office life insurance.

郵便局生命保險とは一八六五年四月を以て英國政府が官の事業として開始したる小口生命保險に外ならず。其の名稱の由て來る處は郵便局に命じて其の事務を扱はしめたるが爲めなり。此事たる蓋し政府が合理的基礎を有する生命保險を經營せる最初の例と云ふべく、後四年を經て佛國政府の行へる官營生命保險も畢竟淵源を此處に發するものなるを以て少しく其の狀況を記さんとす。

當時下級の人々の爲めに專ら小口の保險契約を行ひ居たる民間の團體に三種ありしと云ふを得べけん。即ち(一)は友愛組合(Friendly Society)にして專ら疾病保險的手段を講じ居たり。(二)は集金組合(Collecting society)にして毎週二三片を被保險者の家に就き集金して生存保險死亡保險を行ひ來れり。(三)は小口生命保險會社(Industrial Life Insurance Co.)にして、一八五四年以來開業せる「プルーデンシャル」會社其他に依り主として死亡保險を實行し居たり。然るに其頃(一)と(二)の內に缺損を重ねて解散するもの多く夫れが爲め積年排ひ來れる保險料を失ひたる組合員及び天下の輿論は是等組合の當事者を責むるよりも寧ろ政府の監督の緩漫なるを難ずるもの多かりき。斯くて新しき取締法を設くるの必要を感じたる政府は更に一歩を進めて小口生命保險の官營を計畫したり。云ふ迄もなく一八六一年以來實行せる郵便局の貯金事業が甚好結果を見るに至れる事が此の決定をなさしむるに與りて力ありしなり。

民間の企業甚熾なる英國の議會は一八六三年提出せられたる此の政府案に對し反對論多く、之を以て民業に對する官府の壓迫となし民間の事業家は爲めに自家積年の事業を奪はるるに至るべしとなせり。當時の宰相グラッドストーンの熱心なる原案維持に依り法案終に通過し既記の年より郵便局を通じ實行せらるる事とはなりしも、一八七八年に至りては僅に二百二十九件一萬九千六百磅の契約を有するに留りたり。爾來方法の改善の爲今世紀以來漸く盛況に向はんとし、一九〇一年末には一萬二千六百九十四磅に達したりと雖も、同年末には一萬五千件、一九一一年末には一萬二千六百九十三件七十二萬六百二十四磅の小契約は無診査となし、此契約に付ては最初の一箇年を停止期間として其時代に於て英國の一小口生命保險會社「プルーデンシャル」が千九百十四萬餘件一億九千萬磅の契約を有せるに比し、件數に於て千五百分の一金額に於て二百六十五分の一に過ぎざるを見るべし。然も近時に於ける英國郵便保險の數字が少しく增加せる背面の理由には郵便局官吏が其の被保險者の大部分を占め居る事にして、弘く小口保險を必要とする階級に行渡れる點よりしても民間の企業に及ばざる事遠し。前記の數字に見るも「プルーデンシャル」の方一件平均の保險金額進に小なるを以て其事情を看取し得べし。一八五年に彼國の保險特別委員(Select Committee on National Provident Assurance)が公にせる報告に從ふも、郵便局生命保險連年の景況は一件平均の保險金額八十磅內外なるを明にせり。斯くては終に細民の爲めに行ふ保險として成功せるものと云ひ得べからざるなり。

郵便局生命保險の失敗斯くの如きに就きては特別の理由なかるべからず、一面より云へば支拂能力に於て絕對に民業以上なる官府の事業なるが上に、保險料に於ても民間の夫れに比し比較的低廉なれば民業以上の大發達を見るべき運命を有すと云はざるべからず。保險料に就きて補遜せんに民間の保險會社にては通常の生命保險に比し、小口生命保險の保險料は五割前後の割高を見るを常とするに反し、郵便局生命保險にありては一割內外の割高に過ぎざるなり。例へば保險金を千圓とし二十歲の被保險者と終身保險を約するに方り英の「プルーデンシャル」は二十三圓八十三錢、米の「メトロポリタン」は二十四圓七十六錢獨の「ギクトリヤ」は二十七圓九十六錢を要求するに對し英國郵便局は僅に十八圓五十六錢を課するのみ。敗因の存する處は第一は英國國民の氣風として民營として存じ得べき事業を官營が行ふ事既に不人望の基となる事にして彼國人の氣質と容れざる點なり。第二は郵便局が此事業を開始せる時は既に民間會社が鞏固なる地盤を造り居りて官營保險に乘ずべき間隙を與へざりし事之なり。最初英

國に小口保險を營みしは Industrial and General 會社にして一八四九年の創立に係る郵便局の事業は既に「立ち後」れなりと云ふべし。第三は官府の事業に避くべからざる短所として執務自ら官僚的となり尠大僵傲被保險者の嫌忌を招きたるものありしならん。第四は事業方法の缺點にして最初の間は非集金主義を取り、保險料を支拂はんとする者は自ら郵便局に持參する事を要請せられたるのみならず、契約手續・保險料表等を載せたる書類の如きも無料配付を爲さず少額ながら料金を徵して之を賣り下げたる如きこと之なり。之を比するに民間の保險者が終始集金人を毎戶に派し少しく被保險人となるべき見込ある向に對しては、其要請を待つ迄もなく禮を厚くして各種の書類を無料頒布するに比して成敗の岐るる處偶然にあらざるなり。吾國亦或は近く小口生命保險官營案の提唱せらるるあるべし。海外の實例は貴重なる敎材として注視を怠にすべからざるなり。

（石川文吾）

郵便航路補助（ユウビンコウロホジョ）

洋 Postal subsidy. **洋** Postdampfersubvention.

「海運政策」及び「海運補助金」の題下を見よ。

郵便貯金（ユウビンチョキン）

洋 Post Office Savings Bank. **洋** Postsparkasse. **佛** Caisse d'Epargne Postale.

一　意義及び目的　郵便貯金は廣義に於ける貯蓄銀行の一種に屬し、公私立貯蓄銀行と並びて官立貯蓄銀行の一態樣を爲すものなり。本來貯蓄銀行は營利の觀念を去りて下級階級者の爲めに貯蓄心を涵養し、零碎の金錢を最も安全確實に保管利殖すべき公益慈善の趣旨に基くものたるは、外國に於ける貯蓄銀行が何れも宗敎慈善團體の事業に其の源を發したるに見るも明かにして、現時之を營むものも皆此の趣旨に依らざるはなく、我國に於ける貯蓄銀行が營利的地位に立ちて貯蓄銀行たるの特色に乏しきが如きは寧ろ遊例と謂はざるを得ず。而して社會の最大多數を占むる下級者の爲めに、其の有する錙銖を蓄へて資產構成の途を得せしむるが爲めには、莘固なる信用の下に立ち營利の觀念を去りて預け人の利益を圖り、且金錢と時間との餘裕に乏しき者をして小額の餘財を得るに從ひて預入する機會を與へ、其の取扱方法を簡易にして入り易く繼續し易き設備を以てせざるべからず。私立貯蓄銀行の如き取扱の簡易にして親切なるが如きは其の特色として見るべきも其の機關の確實と普及とに至りては、官立貯蓄銀行殊に郵便貯金を推さざるを得ず。蓋し通信事業就中郵便事業は其の制度の性質の然らしむる所、各國一般に之を官營にするの點に於て、且其の分布せる機關を利用し、而も其の機關の普及せる點に於て、且其の分布せる機關を利用して營む金融制度と關聯して貯蓄預金を營むに至るは必至の要求に出づるものにして、これ通常官立貯蓄銀行が郵便貯金の形式に於て行はるる所以なりとす。故に郵便貯金制度は公益事業たるの點に於て郵便・電信・郵便爲替等と趣を同じうするも、一步を進めて慈善的趣旨を伴ふ點に於て獨特の性質を帶ぶると共に、下級者の爲には必須の金融機關たる作用を爲すものなり。

二　沿革　**一　外國**　郵便貯金制度の萌芽は、一八〇七年英國の國會議員ホワイト、ブレッド氏が勞働社會の工業奬勵並に貧窮者の救助に關する法案を下院に提出せる時、同時に英國の全郵便局を通じ之に貯金制度を布くべき旨を詳述したるにあり。當時民間の貯蓄銀行は僅に二行に過ぎずして國民の注意を喚起するに至らず、輿論の反對を招き遂に議會の否決する所となれり。其の後五十二年を經過し一八五九年チャーレス、サイクス氏、ホ氏の考案を繼承し、時の宰相グラッドストーン氏及び一井郵稅局長を以て有名なるローランド、ヒル氏に說き、兩氏の贊成を得、之が法案を議會に提出し、グ氏の熱誠なる說明に依り遂に之が通過を見るに至り。同年五月十七日郵便貯金銀行條例(Post Office Savings Banks Act 1861 24 & 25 Vict. C. 14)の名の下に其の效力を生ずるに至れり。サイクス氏提案の要旨は一八三八年郵便爲替事業創始後二十年間に於ける良好なる成績は之と事務の性質を一にする郵便貯金に對しても亦望み得べく、現時國內に貯蓄銀行六百二十五あるも皆都市に僻在し之が普及を見んことは將來を通じて不可能なり。若し全國都鄙に普及せる郵便局を利用せば以て國民全般の貯蓄思想の健全なる發達を期することを得べしといふにあり（サ氏は此功に依り一八八八年「ナイト」の爵位を授けられたり）。當時サイクス氏所論の容れられたるは、民設貯蓄銀行の勃興に伴ひ屢〻破綻を招き爲に之が監督取締法規の制定改廢を重ぬること數次、議會政府共に屢〻民營貯蓄銀行の弊害に苦しめられ、確實と普及の必要を感ずること痛切なりしに依らずんば非ず。本制度は直ちに英國殖民地に實施せられ其の良好なる成績に依り相次で列國に普及するに至り、佛國に於ては一八六五年マラース氏を英國に派遣して其の實況を調査せしめ、巴里貯蓄銀行頭取アガトン、プレボスト氏は當初郵便貯金に反對したるも其の實況を視察して歸國するに及び、本制度の有益にして緊要なるを主張し、上院に建議し委員會の容るゝ所となり、一般郵便局又は稅務署をして貯金事業を取扱はしめたるも、普佛戰爭の影響に依り

國名	年月日
瑞典	一八六三、一、一
喜望峰	一八六三、一、一
埃及利	一八六三、一、一
夕スマニア	一八六三、一、一
和蘭	一八六三、一、一
佛蘭西	一八六三、一、一
英領印度	一八六三、四、一
ローデシア	一八六三、一、一
土耳其	一八六三、一、一
北米合衆國	一八六三、一、三
葡萄牙	一八六三、九、一
英吉利	一八六三、九、一六
西班牙	一八六三、一、一
卜井リ	一八六三、九、一
新西蘭	一八六三、一、一
加奈太	一八六四、一、一
白耳義	一八六四、一、一
新南威	一八六四、九、一
日本	一八六五、四、一
伊太利	一八六五、一、一
羅馬尼	一八六六、一、二
レシヨー	一八六六、一、一
勃爾瓦利	一八六七、一、一
ベトーラルスナ領	一八六七、一、一
墨西亞	一八六七、八、七
芬蘭	一八六七、一、一
ベハマ島	一八六七、一、一
何牙利	一八六七、一、一
錫蘭	一八六七、一、一
布哇	一八六七、一、一

如きあり。是等兩國は公立貯蓄銀行制度の一變種に過ぎざるものにして、貨殖を目的とせざる法人及び團體、社寺・學校・慈善組合の預入金にありては最高制限額以上預入金の記入を受くるものとす。右は通常の預入方法

郵便貯金

二　預入金額・額面・限度及び利子　現行郵便貯金法は明治三十八年七月一日より施行せられ、一人に對する預入制限額は一回十錢以上總額千圓以下とし、公共團體・社寺・學校・慈善を目的とせざる法人及び團體・共同貯金又は產業組合の預入金にありては最高制限額以上預入することを得べし。制限額超過の預金に對しては預け入をしたるときは制限額を爲さざるときは、之を爲さざるときは制限額超過の預金に對しては預け入をしたるときは、之を爲さざるときは、之を爲さざるときは、之を爲さざ

厘・一錢・一錢五厘・二錢及び三錢の郵便切手に就き各同一種の切手を貼付し了りたる時は、一箇月一回以内に於て預入することを得べし。臺紙は私製のものを用ふることを得べく、若し官製のものと樣式寸法等を異にするときは豫め其の紙質寸法竝に之に印刷すべき文字・欄際又は繪畫等に關する見本を遞信局長に差出し其認可を受くることを要す。本制度は小額預入者に取り至便なる方法にして、其の創始に依り學童貯金の如きは頗に振興するに至り、其の大正三年度中に於ける預入口數三百五十萬、金額百二十三萬圓に上り勞働者等にありても本制度を利用する者尠なしとせず。ロ **證券貯金**　現時證券貯金として預入することを認められたるものは各種國債證券及び新潟・山梨・岐阜・滋賀・石川・福井・富山・鹿兒島各縣債券、東京・大阪・京都・橫濱・神戶・長崎・廣島・高松等の各市債券、勸業・貯蓄・興業債券・北海道拓殖銀行債券にして償還せられたるもの及び各其の利札なり。是等證券は貯蓄の目的を以て所持するもの多きのみならず、其の利子及び償還金支拂の機關は極めて少數なるを以て、所持人は其の支拂を受くる上に就き多大の手數を免れざりしが、本制度の創設に依りて是等の不便を救濟し且廣く證券須布の機會を爲すに至れり。證券貯金に預入し得る證券は何れも無記名のものに限り、割增金付のものは共に預入することを得べく、所得稅を課せらるべきものは其の稅額を控除したる殘額を以て預入額とす。預入を爲すべき局所に於て當該預け人に拂渡すべき郵便爲替證書も亦證券貯金として預入することを得べし。ハ **出張貯金**　取集貯金と共に局所外預入の一種に屬し、時間の餘裕に乏しき者の爲めに貯金預入を容易ならしむる便法にして、官衙・工場・學校等多數預け人の集合する場所に對し、其の請求に依り一定の場所及び日時に於て郵便局吏員を派出し貯金預入を取扱はしむるものなり。出張を受くる所に於ては便宜取纏人に於て通帳及び金額を一括して內譯書と共に吏員に引渡すことを得べし。ニ **取集貯金**　集配人をして郵便物集配の途次貯金の預入を取扱はしむる方法にして、郵便區市外居住者の如き郵便局より遠隔の地に在る者は、隨時貯金預入の利便を得難きものあるを以て所轄郵便局長に於て官署・學校・社寺等公衆の來集に便なる場所を指定し、一定の時日に於て現金及び切手に依る預入を取扱はしむるものなり。ホ **規約貯金**　郵便貯金預け人の組合規約に依り拂戻に制限を付し、其の代表者より拂戻及び脫退の承認に關する證明方法を具して郵便局の承認を受け、之に適合する場合の名稱、所在地竝に拂戻及び脫退の承認に關する規約を解除し又は組合を脫退したるとき亦同じ。是等の場合に於て預け人他に通常貯金通帳を所持するときは之に對し規約貯金の轉記を受くることを要す、これ一人一冊以上通帳を所持することを得ざるが故なり。ヘ **振替貯金**　本制度も亦貯金奬勵上の方法にして、一定の期間拂戻を爲さざる條件を以てする貯金なり。其の期間は新に貯金を預入する場合と、既に通帳を有する場合なるとを問はず、據置の請求を爲したる日より起算し、三年乃至十年の範圍に於て一年の單位を以て任意に之を定むることを得べく、且其の滿了の際に於て期間を更新することを妨げず。通帳表面には郵便局所に於て據置貯金の旨を附記し、通帳現在額は凡て同一の滿了期に繫るものとし、其以前に於ては止むを得ざる事由に依り選信局長に於て必要と認めたる場合の外拂戻を爲すことを得ず。其の貯金を以て購入したる證券の交付に就きても據置の效力を及ぼすものなり。期間滿了の際他に通常貯金通帳を所持するときは、之に對し據置貯金の轉記を受くることを要すること規約貯金に同じ。ト **共同貯金**　多數者が同一の目的の爲めに貯金せんとする場合に於て、其の總代人名義の郵便貯金に對し共同して預入する方法にして、其の取扱を受けむとするときは、總代人より共同貯金の趣意書及び共同預入者の概數調書を添へて申請し選信局長の認可を受くることを要す。預入者は豫め總代人より配付されたる預入票に現金を添へ、各自に若くは適宜取纏人をして預入せしむることを得べく、後の場合に於ては其の合計額が十錢以上なれば可なりとす。貯金局に於ては該預入票に依り預け人原簿に登記したる上預入票を總代人に送付し、總代人は其の所持する通帳に添へて之を郵便局所に差出し預入金の記入を受くべく拂戻其の他に就きては總代人に於て之を爲すものとす。共同預入者は自己名義の貯金を共同貯金に組替ふることを得べく、共同貯金の組合を解除したるとき、又は其の取扱の承認を取消されたるときは總代人より其の貯金の拂戻を請求すべきものとす。チ **海外貯金**　本邦郵便局の設置なき外國に在住する本邦人の爲めに郵便貯金の利便を得せしむる方法にして、適宜の用紙に依り預入申込書を調製し、郵便爲替に依る預入金と共に

け人原簿を開設し、再度以後の預入金も亦同一の送金方法に依るものとす。貯金の拂戻に就きては預け人に於て自己又は內地居住者を受取人に指定することを得べく、適宜の用紙に依り拂戻請求書を調製し、郵便爲替に依る預入金と共に爲替貯金局に送附するときは一般の例に依りて預け人原簿を開設し、再度以後の預入金も亦同一の送金方法に依るものとす。貯金の拂戻に就きては、預け人に於て自己又は內地居住者を受取人に指定することを得べく、適宜の用紙に依り拂戻請求書を調製して爲替貯金局に送附するときは之を原簿より拂出し受取人が預け人なる場合に於ては郵便爲替に依り其の爲替料は貯金より控除し、內地居住者なる場合には拂戻證書を以て之を送達す。海外貯金の預け人は證券の購入保管及び賣却・貯金の據置其の他手續上許す限り各種の取扱を請求することを得べく、預け人歸國したるときは速に通帳の交附を請求することを要し、之に對し爲替貯金局に於て通帳を發行交附するに依りて一般の貯金と同一の取扱を受くるに至るものとす。リ **行賞貯金**　明治三十七八年戰役に關する行賞賜金にして將校、同相當官及び高等文官以外の受給者に對するものは、現金は郵便貯金とし特別郵便貯金通帳を以て、公債證書は證券保管の方法に依り特別證券保管通帳を以て交附せられたるものにして、之れ當時に於ける經濟界の狀況に徵し、若し證券又は現金を以て交附するときは通貨膨脹の勢を助長すると共に、證券價格の低落に依りて受給者に不利を蒙らしむることあるべきを慮り、受給者の大部を占むる下士及び相當官以下に對しては郵便貯金制度を利用し、兼ねて此の記念すべき恩賞を保存せしむるの趣旨に出でたるものなり。是等特別通帳に特例とする所は、(一)郵便貯金通帳は一人一冊を例とするも特別郵便貯金通帳に就きては特に兩者を併せ有することを得しめたること、特別證券保管通帳に就きても亦然りとす。(二)賜金額の關係上公債證書のみを交附する場合と雖、將來に於ける利子の受入又は證券賣却代金の處理に便ぜしむる爲め、金額の記載なき特別郵便貯金通帳を發行したること、(三)特別郵便貯金通帳の所持人は部隊長又は市町村長の證明あるときは、一般の規定に係はらず金額の制限なく卽時拂を請求するを得るの點にあり。明治三十九年五月行賞賜給事務開始より最近大正三年度末迄に於ける特別郵便貯金通帳一、一三九、四六七、四六二、八一三圓・特別證券保管通帳一、一三九、四六〇、四六二、八一三圓の內、一箇年以上一年五十磅總額二百磅以下にして、七人・此金額二〇、四六二、八一三圓・特別證券保管通帳一、一三九、四六〇、四六二、八一三圓の內、一箇年以上一年五十磅總額二百磅以下にして、八九七、八〇八人・此額面金額九三、五九一、八五〇圓なり。

四　各國に於ける郵便貯金制度　一 **英吉利**　郵便貯金制度の鼻祖たる英國に於ては、一八六一年九月十六日より本制度を開始し、郵政長官管理の下に一萬二千有餘の郵便局に於て之が取扱を爲し、預入制限金額は一口一志以上一年五十磅總額二百磅以下にして、一志を單位とし、友誼組合・「ベンニー」銀行等にありては此以上に預入することを得べく、利子は二分五厘とし預金が一磅に達したる月の翌月より拂戻の前月迄之を付し、十二月三十一日を區切りて元金に加算す。預入は現金の外郵便切手及び郵便爲替證書・小爲替證書又は小切手等の證券を以てすることを得べく、前者は一片の切手が一志に滿つるを俟て一月一志以內に於て、後者は特定銀行に對し線引讓渡を爲したるものにあらざること及び小切手に就きては有限責任會社に支拂はるべきものならざること等の條件あり。貯金の拂戻には通常拂・電報拂及び卽時拂の方法ありて通常拂及び電報拂は貯金部長に之を請求し、電報拂は卽日拂戻の分は十磅以內にして電報料を負擔し、片便郵送のものは二十磅以內にして電報料を輕減せらるゝの別あり。卽時拂は一口一磅以內に於て何れの郵便局に於ても隨時之を取扱ふ、預け人は總額五百磅迄の範圍に於て二分五厘利付「コンソル」公債外二種の證券及び年金證書を購入し又は之を賣却することを得べし。郵便保險・年金及び陸海軍・學校・工場等に對する特別の施設に就きては別項述ぶる所の如し。

二　佛蘭西　一八八二年一月一日より事務を開始し、七千有餘の郵便局に於て之が取扱を爲し、工部郵便電信省の下に於ける郵便電信局の主管に屬せり。一口の預入額は一法以上總額千五百法とし、共濟組合・同業組合其の他相互・慈善又は備荒的團體の性質を有する會社又は組合にありては一萬五千法迄を預入することを得べく、最高限超過の場合に於ては相當減額方を催告して之に應ぜざるものに對しては閃債證券を購入保管するものとす。利子は年二分五厘とし一法未滿の端數を除き預入に次ぐ一日又は十六日より、及び拂戻前月末又は十五日迄之を付し十二月三十一日を區切りて元金に加算す。通帳は新規預入の際預け人より請求書を徵し縣管理局長に於て發行す。現金の外切手預入の方法あり、五仙又は十仙の郵便切手を以て一月十法迄を預入することを得。拂戻には通常拂・卽時拂の外中央貯金局受持口座加入者の爲めにする氣送郵便に依る拂戻、三百法以內に於てする電信拂戻、郵便に依り請求し電信に依り認可する拂戻・自己又は其の他の者を受取人とする郵便爲替拂戻等諸種の方法あり。小額の國債證券を購入保管し得ることは佛國貯蓄機關の特色にして、郵便貯金にありても十法の國債證券を購入し得る預金額あるときは、預け人の申出に依り若くは貯金局の職權を以て購入保管することを得べく、且凡て記名證券を以てするものとす。尙郵便保險

艦船・軍隊・圍隊貯金等の特別制度に就きては別項述ぶる所の如し。

三 白耳義 白耳義に於ける新便貯金は英國に次ぎて一八七〇年一月一日より開始し、以前より設置せられたる年金局と合併して貯金年金局と稱し國庫及び通信局にして、貯蓄預金は勿論國庫及び年金局の現金・公共團體の資金・特定の會社又は組合の預金等に百分の割引・證券擔保貸付・勞働者家屋建築等各種の方面に放資し、其の活動に伴ひ他の貯蓄機關は姜微振はざるに至れり。預金は一口一法以上にして最高無制限なるも特別の許可あるにあらざれば十五日間に五千法以上を預入することを得ず。又貯金局は一般預入は三千法以上は二分にして前記共濟組合・信用組合等に對しては二萬法迄の金額を預入することを得。利子は一法以上に對し預入に次ぐ一日又は十五日より及び拂戻前月末日迄に於て殘高に應じ十五日乃至六箇月の範圍に於て殘高を區切りて元金に加算す。拂戻は百法以内に於ては一週に三分とし、毎年十二月三十一日を區切りて元金に加算す。特別預入の方法に切手預金及び振替貯金小中學校生徒等は此外二仙切手を以て一月十法以内に預入することを得べく、後者は新規及び五百法以上の場合を除きては一般郵便局に於ても拂戻を爲すことを得べし。拂戻は百法以内に於ては四十「クローネン」以内、中央貯金局に於ては一般郵便局に於ても即時拂戻を爲すことを得べく、振替に十「ベルレル」の切手を貼付して「クローネン」に達するを俟て一週三枚以内を一般郵便局に於ても即時拂戻を爲すことを得べく、場合に於ては金額に制限なく即時拂戻を爲すことを得べく、一般郵便局に於て四十「クローネン」以上を拂戻さんとするときは貯金局の認可を要し、且十五日乃至二箇月前に拂戻の豫告を爲すことを要す。切手預入の許可を與ふるに當りては預入者の住所・職業・資産・信用の程度を調査し、且預入の目的を確かめ、且つ其の預入が不當の目的に出でざるや否やを確かめたる後ならざれば許可を與へず。

四 澳太利 澳地利郵便貯金局は一八三三年一月十二日の創設に係り六千有餘の郵便局に於て貯金の取扱を爲せり。一口の預入最低額及預入金の單位は一「クローネン」なるも、利子・拂戻等に依る端數整理の場合に限り單位以下の金額を預入することを得べく、最高限は二千「クローネン」にして之を超過したる場合には減額方を通告し預入より何等申出なき場合に於ては預入の爲めに四百「クローネン」以上の金額證書を購入す。利子は年三分以内とし商務省令を以て之を定め、預入日に於て預入することを得べく、振替に十「ベルレル」乃至二千「クローネン」の金額に對して之を付し、毎年十二月三十一日を區切りて元金に加算す。預入は現金の外郵便切手・醫券利札及び官廳常備金の預入は千「リーレ」迄を以て之を付し、毎年十二月三十一日を區切りて元金に加算す。預入は現金の外郵便切手・小中學校生徒等は此外二仙切手を以て一月十法以内に預入することを得べく、後者は新規及び五百法以上の場合を除きては一般郵便局に於ても拂戻を爲すことを得べし。拂戻は百法以内に於ては四十「クローネン」以内、中央貯金局に於ては一般郵便局に於ても即時拂戻を爲すことを得べく、振替に十「ベルレル」の切手を貼付して「クローネン」に達するを俟て一週三枚以内を一般郵便局に於ても即時拂戻を爲すことを得べく、場合に於ては金額に制限なく即時拂戻を爲すことを得べく、一般郵便局に於て四十「クローネン」以上を拂戻さんとするときは貯金局の認可を要し、且十五日乃至二箇月前に拂戻の豫告を爲すことを要す。切手預入の許可を與ふるに當りては預入者の住所・職業・資産・信用の程度を調査し、且預入の目的を確かめ、且つ其の預入が不當の目的に出でざるや否やを確かめたる後ならざれば許可を與へず。特別貯金として艦船貯金等の制度あり。

七 北米合衆國 北米合衆國に於ける郵便貯金の狀況を見るに、同國に於ては一八六九年學校貯金と貯金局との關係に就き詳細なる規定を設け、各級受持教師を以て取扱爵用に充つることを得べく、而して校長の一法に充つるを俟て通帳と共に郵便局に提出して記入を受け、爾後は一時學校名義の貯金に組入れ其の利子を以て取扱ひ來りしが、一八八九年より郵便局に於ても之が取扱を爲さしめ、次で稅關・合衆工場・施門舘は一八七三年以來の歷案として議會に提案せられたること前後八十四回に及びたりしが、一九一〇年一月一日より之が事務を開始せり。預入最低限及び預入金單位は一弗、最高限は五百弗とし、現況を見るに至れり。今其の概略と稱せらるゝ自耳義の制度を見るに、同國に於ては一八六九年學校貯金と貯金局との關係に就き詳細なる規定を設け、各級受持教師を以て取扱爵用に充つることを得べく、而して校長の一法に充つるを俟て通帳と共に郵便局に提出して記入を受け、爾後は一時學校名義の貯金に組入れ其の利子を以て取扱爵用に充つることを得べく、而して校長の一法に充つるを俟て通帳と共に郵便局に提出して記入を受け、爾後は一時學校名義の貯金に組入れ其の利子を以て取扱爵用に充つることを得べく、而して校長の

貯金の許す限り當該州若くはテリトリーに於ける預金に對し年二分とし、一弗未滿の端數には之を付せず。拂戻は一般郵便局に於て殘高に應じ十五日乃至六箇月の範圍に於て殘高を區切りて元金に加算す。特別預入の方法に切手預金及び振替貯金小中學校生徒等は此外二仙切手を以て一月十法以内に預入することを得べく、後者は新規及び五百法以上の場合を除きては一般郵便局に於ても拂戻を爲すことを得べし。拂戻は百法以内に於ては四十「クローネン」以内、中央貯金局に於ては一般郵便局に於ても即時拂戻を爲すことを得べく、振替に十「ベルレル」の切手を貼付して「クローネン」に達するを俟て一週三枚以内を一般郵便局に於ても即時拂戻を爲すことを得べく、場合に於ては金額に制限なく即時拂戻を爲すことを得べく、一般郵便局に於て四十「クローネン」以上を拂戻さんとするときは貯金局の認可を要し、且十五日乃至二箇月前に拂戻の豫告を爲すことを要す。切手預入の許可を與ふるに當りては預入者の住所・職業・資産・信用の程度を調査し、且預入の目的を確かめ、且つ其の預入が不當の目的に出でざるや否やを確かめたる後ならざれば許可を與へず。特別貯金として艦船貯金等の制度あり。

七 北米合衆國 北米合衆國に於ける郵便貯金の狀況を見るに、同國に於ては一八六九年學校貯金と貯金局との關係に就き詳細なる規定を設け、各級受持教師を以て取扱爵用に充つることを得べく、而して校長の一法に充つるを俟て通帳と共に郵便局に提出して記入を受け、爾後は一時學校名義の貯金に組入れ其の利子を以て取扱爵用に充つることを得べく、而して校長の

國別	預入金額制限		利子	
	最低	最高	歩合	計算制限
英吉利	一志	無制限	二分五厘	半ケ月
佛蘭西	一法	二、五〇〇法	二分五厘	半ケ月
白耳義	一法	ナシ	三分（千法以上は二分五厘）	半ケ月
墺地利	一クローネン	二、〇〇〇クローネン	三分以内	半ケ月
伊太利	一リーレ	二、〇〇〇リーレ	二分五厘五毛	半ケ月
合北衆米國	一弗	五〇弗	二分	一ケ月
瑞典	一クローネン	ナシ	千クローネン以内四分、千クローネン以上三分	一ケ月
瑞西亞	二五仙	一、〇〇〇仙	四分	一ケ月
匈牙利	一クローネン	ナシ	二分五厘（千クローネン以上二分）	半ケ月
尼馬	一法	二、〇〇〇法	二分六厘四毛	半ケ月
和蘭	二五仙	ナシ	二分	半ケ月
葡萄牙	二仙	ナシ	千五百ミルレース以内二分五厘、千五百ミルレース以上二分	半ケ月
匈牙利	一クローネン	ナシ	三分（千クローネン以上二分）	半ケ月
尼馬	一法	二、〇〇〇法	三分乃至五分	一ケ月
和蘭	二五仙	ナシ	二分六厘四毛	半ケ月
瑞典	一クローネン	ナシ	千クローネン以内四分、千クローネン以上三分	一ケ月
瑞西亞	二五仙	一、〇〇〇仙	四分	一ケ月
合北衆米國	一弗	五〇弗	二分	一ケ月
伊太利	一リーレ	二、〇〇〇リーレ	二分五厘五毛	半ケ月
墺地利	一クローネン	二、〇〇〇クローネン	三分以内	半ケ月
佛蘭西	一法	二、五〇〇法	二分五厘	半ケ月
白耳義	一法	ナシ	三千法迄は二分五厘、三千法以上は二分	半ケ月
匈牙利	一クローネン	ナシ	千クローネン以内四分、千クローネン以上三分

手許に保管し生徒に對しては預入の都度受領證を交付し、校長は別に一校を總括せる預入原簿に依りて出納を明かにす。學校貯金に對し政府又は町村は補助金を附與し、一私人にして寄附金を投じて貧困の生徒を補助するものあり。又郵便局に於ては相當切手を貨與し順次現金と引換ふる方法に依れり。次に學校貯金施設に最も熱心なりと稱せらるる羅馬尼亞に於ては、郵便貯金の開始と同時に學校に對して貯金の取扱を强制し、教員をして郵便貯金機關の補助取扱者たらしめ、各教室には貯金の取扱規則及效益を揭示すべく、每朝授業開始前貯金の利益を說明して一人一日五「レイ」以下に於て預入金を受取り生徒の面前に於て之を記入し、一月預入額二「レイ」に充つるを俟て郵便局に差出し生徒別の通帳に記入を受け、學校貯金委金に對する寄附金は之を生徒に分配するものとす。爾餘の諸國にありても概ね之に類する方法に依り多くは切手貯金に依り郵便貯金に預入するも英國に於ける學校貯金が「ペンニー」銀行と連絡するが如き、佛國に於ては私立貯蓄銀行にも預入することを認めたるが如き、獨逸に於ては郵便貯金なきを以て主に公立貯蓄銀行に預入し且往々獨立して學校貯金組合を經營するものあるが如き、各其の國に於ける貯蓄銀行の設備如何に依り趣を異にするものなり。

二　艦船貯金　艦船貯金の端緒は一八六六年英國海軍に於て水兵及び兵士が國境外に在る場合に於ける其の俸給の利殖に便ぜしむる爲め貯金を初めたるにあるも、此制度は郵便貯金とは無關係なりしが、佛國に於ては其の效果の著大なるに鑑み一八八五年郵便貯金と連絡せる艦船貯金の制度を設けたる以來、海員の爲めに金錢浪費の風習を矯め貯蓄心を涵養すべき重要なる制度として伊太利・墺地利・匈牙利・英吉利・露西亞・和蘭・瑞典等相次で本制度を採用するに至れり。今其一、二の例を示さんに、佛國に於ては國有艦船及び鎭守府に貯金支局を設け、主計・艦長若くは鎭守府に於て管理の普通乘組員のみならず、將校も亦預入たることを得べく、船內支局は新規通帳發行・預入及び一部拂戾を取扱ひ全部拂戾は原簿を所管する巴里中央貯金局の認可を受けざるべからず。第三者も亦預け入の口座に對して預入を爲すことを得ると共に預け入も、亦其の預金を本國の家族に對し無料にて送付し預金を以て年金證書の購入、若くは政府の養老年金に對する拂込に充つることを得べく、其の他一般貯金と同一の效力を有す。露國に於ける艦船貯金支局は國立貯金局の管轄に屬し、航海の開始より終りに至る迄各軍艦內に開設し、軍艦乘組員は凡て預け入たることを得べく艦長管理の下に艦費を以て主計官に於て貯金の預入・拂戾・他艦又は國立貯金局に對する貯金の移管及利子の計算を取扱ひ、預金が九百五十留に達したるときは預入の爲めに百留の四分利公債購入の手續を爲し、航海を終へて歸還したるときは到着地の貯金局に書類と共に引繼ぐものなり。

三　國際貯金　國際貯金とは郵便貯金を國際的に連絡するの方法にして、一八八二年佛爾西・白耳義間に國際郵便貯金條約締結せられ、一八八五年リスボン郵便會議に於て草案を作成し、之を各國郵政廳に送り、其適當と認めたるときは更に特別會議を開きて之を討議すべき決議を爲せり。本制度は未だ廣く實行せらるゝの運に至らずと雖、白耳義・和蘭間及び伊太利と英・佛及び埃及間の如き國民的交通の盛なる國々に於て部分的に實施せられ、佛國に屬するものは亞爾是利及び突尼斯にも其の效力を及ぼせり。今佛・白間條約の要旨を見るに、兩國貯金局の一方に預入したる貯金は千五百法迄を限り關係者の請求に依り無料にて他の一方に移替するを得ること、自國に於て預入したる金額を他國に於て一部又は全部の拂渡を受くるを得ること、何れの郵便局に於ても之が取扱を爲すこと、利子歩合・證券の購入等に就きては現に口座を受持つ國に依るべきこと等を規定せり。右の外英・佛・白・瑞典等の諸國に於て陸軍々人の爲に行はるる軍隊貯金、白耳義に於て兒童の出生するや直に郵便貯金通帳を附與する通帳贈與制度、白・伊・佛・瑞典に於て郵便貯金純益の全部又は一部を特に長期預入者に對し附與する割增金制度、匈牙利・瑞典監獄に於て囚徒の勞銀を貯蓄せしむる囚徒貯金の如き亦特別郵便貯金制度として行はるるものなり。

六　郵便貯金の放資

郵便貯金は其の發達するに伴ひ政府の爲めに巨大なる債務を構成するものにして、之が適當なる管理は預金の安全を保つ上に就き必要なるのみならず、其の放資方法の如何は政府の損益に關し延いて貯金利子の高低に關聯すると共に、其の金額の巨大なる爲め財政經濟上にも影響すること少なからず。各國に於て之に對する措置如何に就きては其金額の多寡・財政の狀況・產業發達の程度・政治上の關係等に依り其の趣を異にすと雖も概して左の四種に區別することを得べし。

一　國債限定主義　必要なる準備金を除き擧て國債證券のみに放資するものにして預金管理の確實なる點に就きては固より疑なしと雖、富力及び貯蓄心の發達に伴ひ間斷なく增加する貯金に對し收支の計算を維持すると共に、資金分配の衡平を保つ上に就き往々機宜を得難きものあり。郵便貯金の祖國たる英國に於ては

從來此の主義を一貫し來り、郵便貯金は貯蓄銀行預金と共に擧げて國債に放資する結果、連年購入する國債證券は多額に上り爲めに其の價格を騰貴せしめ、一方國債の利下に依りて資金運用上益〻不利の狀態に陷り新なる放資方法を求むるの必要を唱へらるゝに至れり。佛國に於ても在來此の主義を採用し、一八八七年二月の法律に依り五千萬法以內を預金局當座預金として營繕基金に充て、之に超ゆる額は貯蓄銀行預金と共に預金局に於て管理し、專ら國債にのみ放資し來りたるも、一八九五年七月の法律を以て國債證券の外縣市町村等の債券及び土地抵當銀行の不動產等にも放資し得ることゝなり、最近に於てこれが實現を見るに至れり。

二　固定的放資主義　國債證券の外利子の確定せる有價證券、例へば地方債・社債・不動產擔保貸付の類に放資するものにして、墺太利・匈牙利・伊太利・露西亞・羅馬尼の如き之に屬せり。墺太利郵便貯金局に於ては一九〇一年より證券擔保貸付及び割引を開始し、前者は國立墺匈銀行に於て貸付を許す墺國各種證券・墺匈銀行株券等に對し五十「クローネン」以上に限り三箇月以內に於て貸付を爲すことを得べく、後者は貸付を認められる各種證券及び之に附屬する利札にして、三箇月以內に支拂はるべきものに對して之を爲す。伊太利郵便貯金局に於ては供託及び貸付局と連絡し、同局を通じて縣町村への貸附又は不動產質權其の他の證券に放資しつゝあり。露國に於ても亦國庫債券・鐵道債券・土地抵當債券にのみ放資し來りしが、一九一〇年六月の法律に依り小規模の信用組合に對する貸付を開始するに至れり。

三　流動的放資主義　前二者の外手形・動產擔保貸付・銀行預金等に併せ放資するものなり。白耳義・和蘭・瑞典・芬蘭・瑞典等之に屬し、就中最も放資方法の發達せるものと稱せらるゝは白耳義なり。白耳義貯金局に於ける資金の運用方法は固定放資及び流動放資の二つに分つことを得べく、前者は繼續的放資にして國債證券・國家の保證を有する證券・縣市町村債・國內會社社債券並に勞働者家屋取得組合の貸付、若くは地方信用組合への貸付にして預金局の媒介に依りて之を行ひ、後者は一時的放資にして爲替の割引・商業證券に對する貸付・內外國債・縣市町村債券・國內會社社債券又は債券に對する貸付にして、國立銀行を經由して之を爲し、其の特色とする所は預入者階級に對して資本を均霑せしむるの點にあり、即ち小資本家・工業家・農業家に對して小額の貸付を行ひ、又家屋建築組合及び保險制度と連絡して勞働者に對して貸付を爲す等の方法に依り、其の經濟的利益を增進せしむること多大なるものあり。

四　自由放資主義　放資方法に關し何等制限を設けざるものにして加奈太に於て其の例を見るのみ。但し此の主義は前各號の如く放資方法が制限的に列擧せらるることなしと雖、事實に於ては第二第三よりも限定すること多きものあり、現時加奈太に於ては主として歲入整理資金及び其の他政府一般の用途に充てつゝあるを見る。要するに郵便貯金の放資が各國を通じ、尙公債を中心としつゝあるは固より其の所なりと雖、預金額の增加に伴ふ財政、經濟上の影響及び經營上の必要に基き、一面公共事業に對する放資に重きを置くに至り、社會政策的見地に立ちて農工商業を通じ、預入者階級に對して資金を供給するの施設に出づるを一般の傾向とするものの如し。本邦に於ける放資方法の變遷を見るに、郵便貯金創始當時にありては經濟組織尙幼稚にして預金額も亦多額ならざりしかば、東京爲換會社に貯金の運用を託し、次で第一國立銀行に之が出納運轉を取扱はしめたりしも貯金の增加するに及び、一私立會社の能く圓滿なる運轉を期し難き實あるより、明治十一年五月大藏省と協議して同省にも預入することゝし、次で十七年六月第一銀行に對する預金命令を解除し、全部國債局に預入し同局より預け入の貯金に對し實際元加を要する利子の支拂を受くることに定め、二十三年三月法律第二十一號を以て特別會計を設置し、現時大藏省預金部に於て普通貯金・保管金・供託金竝救育災害準備金と共に管理し、從來國債にのみ放資し來りたるも近時次第に其の範圍を擴張し勸業債券に放資し又地方公共團體・產業組合・耕地整理・漁業組合其の他の事業に貸附を開始するに至れり。乍併其の範圍尙狹きに失するのみならず、常に勸業銀行又は農工銀行等を經由するの方法を執れるは、之を海外諸國の實況に徵して尙幼稚の狀態にありと言はざるを得ざるなり。

七　郵便貯金統計（一）日本

年次	人員	金額
明治八年	一、八四八人	一五、三一四円
同九年	四、四四三	四一、八四九
同十年	五、七六一	一〇〇、一二九
同十一年	一四、一二七	二六六、二一〇
同十二年	二六、四七三	四九四、一二五
同十三年	三六、一二六	六六三、〇九三
同十四年	三八、九四四	八二、九四九
同十五年	四六、二一二	一、〇四〇、三一四
同十六年	八七、〇一四	二、二九八、三四四

郵便貯金

(三) 佛蘭西

年次	人員	金額
一八八二	三一二人	六〇〇圓
一八八五	四七〇人	三一二圓
一八八九	〇一六人	四〇〇圓
一八九五	二一四人	五三五圓
一九〇〇	四一六人	一〇四〇圓
一九〇一	八六〇人	二一五〇圓
一九〇二	一一三人	二八二五圓
一九〇三	一二八人	三二〇圓
一九〇四	一三六人	三四〇圓
一九〇五	一四二人	三五五圓
一九〇六	一四八人	三七〇圓
一九〇七	一五四人	三八五圓
一九〇八	一六〇人	四〇〇圓
一九〇九	一六六人	四一五圓
一九一〇	一七二人	四三〇圓
一九一一	一七八人	四四五圓
一九一二	一八四人	四六〇圓
一九一三	一九〇人	四七五圓
一九一四	一九六人	四九〇圓

(四) 白耳義

年次	人員	金額
一八六五	〇人	二〇〇圓
一八七〇	一〇〇人	二〇〇圓
一八七五	一〇〇人	二〇〇圓
一八八〇	一〇〇人	二〇〇圓
一八八五	一〇〇人	二〇〇圓
一八九〇	一〇〇人	二〇〇圓
一八九五	一〇〇人	二〇〇圓
一九〇〇	一〇〇人	二〇〇圓
一九〇一	一〇〇人	二〇〇圓
一九〇二	一〇〇人	二〇〇圓
一九〇三	一〇〇人	二〇〇圓
一九〇四	一〇〇人	二〇〇圓
一九〇五	一〇〇人	二〇〇圓
一九〇六	一〇〇人	二〇〇圓
一九〇七	一〇〇人	二〇〇圓
一九〇八	一〇〇人	二〇〇圓
一九〇九	一〇〇人	二〇〇圓
一九一〇	一〇〇人	二〇〇圓
一九一一	一〇〇人	二〇〇圓
一九一二	一〇〇人	二〇〇圓
一九一三	一〇〇人	二〇〇圓

(五) 墨太利

年次	金額	年次	金額
一八八三	一〇〇圓	一九〇五	一〇〇圓
一八八五	一〇〇圓	一九〇六	一〇〇圓
一八九〇	一〇〇圓	一九〇七	一〇〇圓
一八九五	一〇〇圓	一九〇八	一〇〇圓
一九〇〇	一〇〇圓	一九〇九	一〇〇圓
一九〇一	一〇〇圓	一九一〇	一〇〇圓
一九〇二	一〇〇圓	一九一一	一〇〇圓
一九〇三	一〇〇圓	一九一二	一〇〇圓
一九〇四	一〇〇圓	一九一三	一〇〇圓

(六) 伊太利

年次	人員	金額
一八七六	一〇〇人	一〇〇圓
一八八〇	一〇〇人	一〇〇圓
一八八五	一〇〇人	一〇〇圓
一八九〇	一〇〇人	一〇〇圓
一八九五	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇〇	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇一	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇二	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇三	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇四	一〇〇人	一〇〇圓

(七) 露西亞

年次	人員	金額
一八六二	一〇〇人	一〇〇圓
一八六五	一〇〇人	一〇〇圓
一八七〇	一〇〇人	一〇〇圓
一八七五	一〇〇人	一〇〇圓
一八八〇	一〇〇人	一〇〇圓
一八八五	一〇〇人	一〇〇圓
一八九〇	一〇〇人	一〇〇圓
一八九五	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇〇	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇一	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇二	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇三	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇四	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇五	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇六	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇七	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇八	一〇〇人	一〇〇圓
一九〇九	一〇〇人	一〇〇圓
一九一〇	一〇〇人	一〇〇圓
一九一一	一〇〇人	一〇〇圓
一九一二	一〇〇人	一〇〇圓
一九一三	一〇〇人	一〇〇圓
一九一四	一〇〇人	一〇〇圓

郵便貯金

(二) 英吉利

年次	人員	金額
一八七〇	三一一人	一〇四〇圓
一八八〇	三一四人	一〇四五圓
一八九〇	四一五人	一三八五圓
一八九五	四九六人	一六三五圓
一九〇〇	五四七人	一八二五圓
一九〇一	五五八人	一八六〇圓
一九〇二	五六九人	一八九五圓
一九〇三	五八〇人	一九三〇圓
一九〇四	五九一人	一九六五圓
一九〇五	六〇二人	二〇〇〇圓
一九〇六	六一三人	二〇三五圓
一九〇七	六二四人	二〇七〇圓
一九〇八	六三五人	二一〇五圓
一九〇九	六四六人	二一四〇圓
一九一〇	六五七人	二一七五圓
一九一一	六六八人	二二一〇圓
一九一二	六七九人	二二四五圓
一九一三	六八〇人	二二八〇圓
一九一四	六九一人	二三一五圓

郵便貯金

(一) 米合衆

年次	人員	金額
一八六七	三一一人	一〇四〇圓
一八八〇	三一四人	一〇四五圓
一八八八	四一五人	一三八五圓
一八九五	四九六人	一六三五圓
一九〇〇	五四七人	一八二五圓
一九〇一	五五八人	一八六〇圓
一九〇二	五六九人	一八九五圓
一九〇三	五八〇人	一九三〇圓
一九〇四	五九一人	一九六五圓
一九〇五	六〇二人	二〇〇〇圓
一九〇六	六一三人	二〇三五圓
一九〇七	六二四人	二〇七〇圓
一九〇八	六三五人	二一〇五圓
一九〇九	六四六人	二一四〇圓
一九一〇	六五七人	二一七五圓
一九一一	六六八人	二二一〇圓
一九一二	六七九人	二二四五圓
一九一三	六八〇人	二二八〇圓
一九一四	六九一人	二三一五圓

郵便貯金

年次	金額
明治十七年	一一〇人
同十八年	一二〇人
同十九年	一三〇人
同二十年	一四〇人
同廿一年	一五〇人
同廿二年	一六〇人
同廿三年	一七〇人
同廿四年	一八〇人
同廿五年	一九〇人
同廿六年	二〇〇人
同廿七年	二一〇人
同廿八年	二二〇人
同廿九年	二三〇人
同三十年	二四〇人
同卅一年	二五〇人
同卅二年	二六〇人
同卅三年	二七〇人
同卅四年	二八〇人
同卅五年	二九〇人
同卅六年	三〇〇人
同卅七年	三一〇人
同卅八年	三二〇人
同卅九年	三三〇人
同四十年	三四〇人
同四十一年	三五〇人
同四十二年	三六〇人
同四十三年	三七〇人
同四十四年	三八〇人
大正元年	三九〇人
同二年	四〇〇人
同三年	四一〇人

郵便貯金

一九〇四	三二、〇〇〇人	二、〇一〇、〇〇〇圓
一九〇五	四六、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇
一九〇六	五六、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
一九〇七	六二、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
一九〇八	六五、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇
一九〇九	六四、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
一九一〇	七四、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇
一九一一	七五、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇
一九一二	八〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇

（下村 宏）

郵便振替貯金（ユウビンフリカエチョキンリ）

英 Service of check and transfer. 獨 Postscheck- und Giroverkehr. 佛 Service des chèques et des Virements postaux.

一 總說 郵便振替貯金は口座所管廳に於て加入者の爲めに設けられたる口座に對し、加入者若くは其の他の者より現金又は一定の鑑券を拂込みて貯金となし、又は口座相互間に於て貯金を振替へ及び加入者自身若くは其の指定受取人に現金の拂出を爲す制度なり。其の口座を有して其の現在金を利用するの點は郵便貯金の一種たるも、主たる作用に至りては郵便貯金の如き純然たる貯蓄預金と異り、寧ろ特殊の送金方法及び債權債務の決濟手段、即ち當時者の雙方若くは少くとも一方は現金を受拂することなくして債務關係を完了し得べき點に在せり。而も本制度の眞髓たる振替及び其の他の諸關にありては之に止まらず、小切手に依る口座現在金の拂出方法を認め、旦之を納稅・債權證書の支拂に充つる等其の用途更に汎きものあり。作倂是等供せらるゝもののみならず、政府金融の調節作用に於て又著しき影響を及ぼす多望なるものあるのみなら、我振替貯金制度の前途頗る多望なるものあるを信ず。

二 沿革 郵便振替貯金即ち外國に於ける郵便小切手及び振替計算制度は一八八三年墺太利に於て創められたるところなり。是より先同國壻納銀行の媒介に依りて之に類する取引方法行はれたるも、其の利用者は銀行等多額の現金を取扱ふものに限られたりしが、夫で振替會計組合なるもの行はれ、取引者相互の差引計算に就きては組合の媒介に依り始ど完全に行はれたるも收入及び爲替の支拂に就いては尙現金に依らざるべからずして取引上多大の不便ある點に鑑み、同國郵便局に於て同局に計算座を有するものの爲めに、小切手の發行及び振替計算を爲し得べき制度を案出せり。小切手の發行を得ざりし小口預金の如きも爭うて加入し、一八八七年本制度は郵便貯金の如き純然たる貯蓄預金と異り、寧ろ特殊の送金方法及び債權債務の決濟手段、即ち當時者の雙方若くは少くとも一方は現金を受拂することなくして債務關係を完了し得べき點に在せり。而も本制度の眞髓たる墺太利及び其の他の諸國にありては之に止まらず、小切手に依る口座現在金の拂出方法を認め、旦之を納稅・債權證書の支拂に充つる等其の用途更に汎きものあり。作倂是等供せらるゝもののみならず、政府金融の調節作用に於て又著しき影響を及ぼす多望なるものあるのみなら、我振替貯金制度の前途頗る多望なるものあるを信ず。茲には本邦始め諸外國の實例を擧げ及び債

（一七九四）

權債務の決濟手段、即ち當時者の雙方若くは少くとも一方は現金を受拂することなくして債務關係を完了し得べき點に在せり。而も本制度の眞髓たる墺太利及び其の他の諸國にありては之に止まらず、小切手に依る口座現在金の拂出方法を認め、旦之を納稅・債權證書の支拂に充つる等其の用途更に汎きものあり。作倂是等供せらるゝもののみならず、政府金融の調節作用に於て又著しき影響を及ぼす多望なるものあるのみなら、我振替貯金制度の前途頗る多望なるものあるを信ず。茲には本邦始め諸外國の實例を擧げ及び債權債務の決濟手段、即ち當時者の雙方若くは少くとも一方は現金を受拂することなくして債務關係を完了し得べき點に在せり。而も本制度の眞髓たる墺太利及び其の他の諸國にありては之に止まらず、小切手に依る口座現在金の拂出方法を認め、旦之を納稅・債權證書の支拂に充つる等其の用途更に汎きものあり。作倂是等

三 本邦郵便振替貯金制度 **一 加入** 振替貯金加入希望者加入請求書に振替預金拾圓を添へ郵便局を經て口座所管廳に請求するときは、口座所管廳は請求人名義の口座を開設し、其の口座番號を請求人に通知し且印鑑票用紙を送付するに依り之に相當事項を記載し署名捺印の上口座所管廳に差出すべし。

二 利子・受拂金額・制限・料金 口座現在金に對しては利子を付し、其計算方法は月の初日より十五日迄又は十六日より月末日迄の各期間を通じ繼續する最低殘額に對し月利子の半數を乘ずるものとす、但し現在高十萬圓を超ゆるものに在りては其超過額は無利子とす。利率は年三分六厘とし、每年三月末日を區切りて元金に加算す。拂込及び振替拂金額は無制限なるも現金拂に限り千圓を最高限とす。加入者の口座に對し受拂ある每に當日の受拂高及び現在高を表示する受拂通知票を調製して當該加入者に送付すべく、加入者は最近に送付を受けたる受拂通知票の貯金現在高（基本預金を除くを常とす）を超過して振替若くは拂出の請求を爲し又は同時に異り、拂込料金は拂込人の負擔に屬するものと口座の負擔に屬するものとあり、前者は金額別に依り拂込金一圓迄一錢・五圓迄二錢・十圓迄四錢・五十圓迄六錢・百圓迄八錢・五百圓迄十錢・千圓迄十四錢・一萬圓迄十六錢・以上一萬圓迄每に四錢を加減し、後者は金額に係はらず一口一錢なるも加入者に於て豫め口座所管廳の承認を受け自ら之を負擔することを得。口座間の振替受拂に對しては受入・拂出共各二錢とす。現金拂出料金は十圓迄五錢・五十圓迄十錢・百圓迄二十錢・三百圓迄三十五錢・六百圓迄四十錢・八百圓迄四十五錢・千圓迄五十錢とす。但加入者自己の住所と同一行政區內又は同一郵便區內若くは其の隣接郵便區內に在る一郵便局を指定し、豫め口座所管廳の承認を受くるときは當該郵便局を經て自己の口座に對し自ら拂込を爲すときに限り拂込料金は加入者以外の拂込人の負擔する場合に於て郵便切手を以て納付せしむる外一般に當該口座預金より拂出料金五錢とす。是等料金は口座現在金に對して利子を付する外、基本預金及口座廢止の場合に於て之を控除徵收するものとす。又國庫金受拂の爲めにする集金拂込方法の如き其の實例に就きては、本制度利用の機會と方法とは金、振替の項に述べつゝあり。

三 本邦郵便振替貯金制度 **一 加入** 振替貯金加入希望者加入請求書に振替預金拾圓を添へ郵便局を經て口座所管廳に請求するときは、口座所管廳は請求人名義の口座を開設し、其の口座番號を請求人に通知し且印鑑票用紙を送付するに依り之に相當事項を記載し署名捺印の上口座所管廳に差出すべし。

二 利子・受拂金額・制限・料金 口座現在金に對して利子を付し、其計算方法は月の初日より十五日迄又は十六日より月末日迄の各期間を通じ繼續する最低殘額に對し月利子の半數を乘ずるものとす、但し現在高十萬圓を超ゆるものに在りては其超過額は無利子とす。利率は年三分六厘とし、每年三月末日を區切りて元金に加算す。拂込及び振替拂金額は無制限なるも現金拂に限り千圓を最高限とす。加入者の口座に對し受拂ある每に當日の受拂高及び現在高を表示する受拂通知票を調製して當該加入者に送付すべく、加入者は最近に送付を受けたる受拂通知票の貯金現在高（基本預金を除くを常とす）を超過して振替若くは拂出の請求を爲し又は同時に異り、拂込料金は拂込人の負擔に屬するものと口座の負擔に屬するものとあり、前者は金額別に依り拂込金一圓迄一錢・五圓迄二錢・十圓迄四錢・五十圓迄六錢・百圓迄八錢・五百圓迄十錢・千圓迄十四錢・一萬圓迄十六錢・以上一萬圓迄每に四錢を加減し、後者は金額に係はらず一口一錢なるも加入者に於て豫め口座所管廳の承認を受け自ら之を負擔することを得。口座間の振替受拂に對しては受入・拂出共各二錢とす。現金拂出料金は十圓迄五錢・五十圓迄十錢・百圓迄二十錢・三百圓迄三十五錢・六百圓迄四十錢・八百圓迄四十五錢・千圓迄五十錢とす。但加入者自己の住所と同一行政區內又は同一郵便區內若くは其の隣接郵便區內に在る一郵便局を指定し、豫め口座所管廳の承認を受くるときは當該郵便局を經て自己の口座に對し自ら拂込を爲すときに限り拂込料金は加入者以外の拂込人の負擔する場合に於て郵便切手を以て納付せしむる外一般に當該口座預金より拂出料金五錢とす。是等料金は口座現在金に對して利子を付する外、基本預金及口座廢止の場合に於て之を控除徵收するものとす。又國庫金受拂の爲めにする集金拂込方法の如き其の實例に就きては、本制度利用の機會と方法とは金、振替の項に述べつゝあり。

三 沿革 郵便振替貯金即ち外國に於ける郵便小切手及び振替計算制度は一八八三年墺太利に於て創められたるところなり。是より先同國壻納銀行の媒介に依りて之に類する取引方法行はれたるも、其の利用者は銀行等多額の現金を取扱ふものに限られたりしが、夫で振替會計組合なるもの行はれ、取引者相互の差引計算に就きては組合の媒介に依り始ど完全に行はれたるも收入及び爲替の支拂に就いては尙現金に依らざるべからずして取引上多大の不便ある點に鑑み、同國郵便局に於て同局に計算座を有するものの爲めに、小切手の發行及び振替計算を爲し得べき制度を案出せり。小切手の發行を得ざりし小口預金の如きも爭うて加入し、一八八七年本制度は郵便貯金の如き純然たる貯蓄預金と異り、寧ろ特殊の送金方法及び債權債務の決濟手段、即ち當時者の雙方若くは少くとも一方は現金を受拂することなくして債務關係を完了し得べき點に在せり。而も本制度の眞髓たる墺太利及び其の他の諸國にありては之に止まらず、小切手に依る口座現在金の拂出方法を認め、旦之を納稅・債權證書の支拂に充つる等其の用途更に汎きものあり。作倂是等

（一七九五）

供せらるゝものゝみ。玆には本邦始め諸外國の實例を擧げ及び債權債務の決濟手段、即ち當時者の雙方若くは少くとも一方は現金を受拂することなくして債務關係を完了し得べき點に在せり。而も本制度の眞髓たる墺太利及び其の他の諸國にありては之に止まらず、小切手に依る口座現在金の拂出方法を認め、旦之を納稅・債權證書の支拂に充つる等其の用途更に汎きものあり。作倂是等

三 本邦郵便振替貯金制度 **一 加入** 振替貯金加入希望者加入請求書に振替預金拾圓を添へ郵便局を經て口座所管廳に請求するときは、口座所管廳は請求人名義の口座を開設し、其の口座番號を請求人に通知し且印鑑票用紙を送付するに依り之に相當事項を記載し署名捺印の上口座所管廳に差出すべし。

二 利子・受拂金額・制限・料金 口座現在金に對して利子を付し、其計算方法は月の初日より十五日迄又は十六日より月末日迄の各期間を通じ繼續する最低殘額に對し月利子の半數を乘ずるものとす、但し現在高十萬圓を超ゆるものに在りては其超過額は無利子とす。利率は年三分六厘とし、每年三月末日を區切りて元金に加算す。拂込及び振替拂金額は無制限なるも現金拂に限り千圓を最高限とす。加入者の口座に對し受拂ある每に當日の受拂高及び現在高を表示する受拂通知票を調製して當該加入者に送付すべく、加入者は最近に送付を受けたる受拂通知票の貯金現在高（基本預金を除くを常とす）を超過して振替若くは拂出の請求を爲し又は同時に異り、拂込料金は拂込人の負擔に屬するものと口座の負擔に屬するものとあり、前者は金額別に依り拂込金一圓迄一錢・五圓迄二錢・十圓迄四錢・五十圓迄六錢・百圓迄八錢・五百圓迄十錢・千圓迄十四錢・一萬圓迄十六錢・以上一萬圓迄每に四錢を加減し、後者は金額に係はらず一口一錢なるも加入者に於て豫め口座所管廳の承認を受け自ら之を負擔することを得。口座間の振替受拂に對しては受入・拂出共各二錢とす。現金拂出料金は十圓迄五錢・五十圓迄十錢・百圓迄二十錢・三百圓迄三十五錢・六百圓迄四十錢・八百圓迄四十五錢・千圓迄五十錢とす。但加入者自己の住所と同一行政區內又は同一郵便區內若くは其の隣接郵便區內に在る一郵便局を指定し、豫め口座所管廳の承認を受くるときは當該郵便局を經て自己の口座に對し自ら拂込を爲すときに限り拂込料金は加入者以外の拂込人の負擔する場合に於て郵便切手を以て納付せしむる外一般に當該口座預金より拂出料金五錢とす。是等料金は口座現在金に對して利子を付する外、基本預金及口座廢止の場合に於て之を控除徵收するものとす。又國庫金受拂の爲めにする集金拂込方法の如き其の實例に就きては、本制度利用の機會と方法とは金、振替の項に述べつゝあり。

（一七九六）

四 振替 加入者は所屬口座所管廳の如何に係はらず相互間に振替貯金の振替を請求することを得べし。

五 現金拂 加入者が口座現在金を拂出して自ら現金を受領し、若くは他人を指定して之が拂渡を受けしめにする特別取扱方法を設けて先づ之を大阪市に開始せり。市公金・府縣郵便貯金・日本興業銀行・北海道拓殖銀行及び府縣農工銀行等の爲めに之が取扱を開始せり。四十五年二月には振替貯金規則の改正あり基本預金を半減して十圓とし、受拂料金に改正を加へ、拂込限度に對して居宅拂の制を設け、同年五月郵便振替貯金に依る債券募集・元利金支拂並賃付事務に關する特別取扱方法を定めて日本勸業銀行・日本興業銀行・北海道拓殖銀行及府縣農工銀行等の爲めに之が取扱を開始せり。市公金・府縣郵便貯金等の便は祖稅行政上の一大革新にして爲めに公衆又は市町村團體の利便を增進するところ尠からず。

三 本邦郵便振替貯金制度 **一 加入** 振替貯金加入希望者加入請求書に振替預金拾圓を添へ郵便局を經て口座所管廳に請求するときは、口座所管廳は請求人名義の口座を開設し、其の口座番號を請求人に通知し且印鑑票用紙を送付するに依り之に相當事項を記載し署名捺印の上口座所管廳に差出すべし。

二 利子・受拂金額・制限・料金 口座現在金に對して利子を付し、其計算方法は月の初日より十五日迄又は十六日より月末日迄の各期間を通じ繼續する最低殘額に對し月利子の半數を乘ずるものとす、但し現在高十萬圓を超ゆるものに在りては其超過額は無利子とす。利率は年三分六厘とし、每年三月末日を區切りて元金に加算す。拂込及び振替拂金額は無制限なるも現金拂に限り千圓を最高限とす。加入者の口座に對し受拂ある每に當日の受拂高及び現在高を表示する受拂通知票を調製して當該加入者に送付すべく、加入者は最近に送付を受けたる受拂通知票の貯金現在高（基本預金を除くを常とす）を超過して振替若くは拂出の請求を爲し又は同時に異り、拂込料金は拂込人の負擔に屬するものと口座の負擔に屬するものとあり、前者は金額別に依り拂込金一圓迄一錢・五圓迄二錢・十圓迄四錢・五十圓迄六錢・百圓迄八錢・五百圓迄十錢・千圓迄十四錢・一萬圓迄十六錢・以上一萬圓迄每に四錢を加減し、後者は金額に係はらず一口一錢なるも加入者に於て豫め口座所管廳の承認を受け自ら之を負擔することを得。口座間の振替受拂に對しては受入・拂出共各二錢とす。現金拂出料金は十圓迄五錢・五十圓迄十錢・百圓迄二十錢・三百圓迄三十五錢・六百圓迄四十錢・八百圓迄四十五錢・千圓迄五十錢とす。但加入者自己の住所と同一行政區內又は同一郵便區內若くは其の隣接郵便區內に在る一郵便局を指定し、豫め口座所管廳の承認を受くるときは當該郵便局を經て自己の口座に對し自ら拂込を爲すときに限り拂込料金は加入者以外の拂込人の負擔する場合に於て郵便切手を以て納付せしむる外一般に當該口座預金より拂出料金五錢とす。是等料金は口座現在金に對して利子を付する外、基本預金及口座廢止の場合に於て之を控除徵收するものとす。又國庫金受拂の爲めにする集金拂込方法の如き其の實例に就きては、本制度利用の機會と方法とは金、振替の項に述べつゝあり。

（一七九七）

四 振替 加入者は所屬口座所管廳の如何に係はらず相互間に振替貯金の振替を請求することを得べし。

五 現金拂 加入者が口座現在金を拂出して自ら現金を受領し、若くは他人を指定して之が拂渡を受けしめにする特別取扱方法を設けて先づ之を大阪市に開始せり。四十五年二月には振替貯金規則の改正あり基本預金を半減して十圓とし、受拂料金に改正を加へ、拂込限度に對して居宅拂の制を設け、同年五月郵便振替貯金に依る債券募集・元利金支拂並賃付事務に關する特別取扱方法を定めて日本勸業銀行・日本興業銀行・北海道拓殖銀行及府縣農工銀行等の爲めに之が取扱を開始せり。市公金・府縣郵便貯金等の便は祖稅行政上の一大革新にして爲めに公衆又は市町村團體の利便を增進するところ尠からず。

三 本邦郵便振替貯金制度 **一 加入** 振替貯金加入希望者加入請求書に振替預金拾圓を添へ郵便局を經て口座所管廳に請求するときは、口座所管廳は請求人名義の口座を開設し、其の口座番號を請求人に通知し且印鑑票用紙を送付するに依り之に相當事項を記載し署名捺印の上口座所管廳に差出すべし。

二 利子・受拂金額・制限・料金 口座現在金に對して利子を付し、其計算方法は月の初日より十五日迄又は十六日より月末日迄の各期間を通じ繼續する最低殘額に對し月利子の半數を乘ずるものとす、但し現在高十萬圓を超ゆるものに在りては其超過額は無利子とす。利率は年三分六厘とし、每年三月末日を區切りて元金に加算す。拂込及び振替拂金額は無制限なるも現金拂に限り千圓を最高限とす。加入者の口座に對し受拂ある每に當日の受拂高及び現在高を表示する受拂通知票を調製して當該加入者に送付すべく、加入者は最近に送付を受けたる受拂通知票の貯金現在高（基本預金を除くを常とす）を超過して振替若くは拂出の請求を爲し又は同時に異り、拂込料金は拂込人の負擔に屬するものと口座の負擔に屬するものとあり、前者は金額別に依り拂込金一圓迄一錢・五圓迄二錢・十圓迄四錢・五十圓迄六錢・百圓迄八錢・五百圓迄十錢・千圓迄十四錢・一萬圓迄十六錢・以上一萬圓迄每に四錢を加減し、後者は金額に係はらず一口一錢なるも加入者に於て豫め口座所管廳の承認を受け自ら之を負擔することを得。口座間の振替受拂に對しては受入・拂出共各二錢とす。現金拂出料金は十圓迄五錢・五十圓迄十錢・百圓迄二十錢・三百圓迄三十五錢・六百圓迄四十錢・八百圓迄四十五錢・千圓迄五十錢とす。但加入者自己の住所と同一行政區內又は同一郵便區內若くは其の隣接郵便區內に在る一郵便局を指定し、豫め口座所管廳の承認を受くるときは當該郵便局を經て自己の口座に對し自ら拂込を爲すときに限り拂込料金は加入者以外の拂込人の負擔する場合に於て郵便切手を以て納付せしむる外一般に當該口座預金より拂出料金五錢とす。是等料金は口座現在金に對して利子を付する外、基本預金及口座廢止の場合に於て之を控除徵收するものとす。又國庫金受拂の爲めにする集金拂込方法の如き其の實例に就きては、本制度利用の機會と方法とは金、振替の項に述べつゝあり。

（一七九八）

四 振替 加入者は所屬口座所管廳の如何に係はらず相互間に振替貯金の振替を請求することを得べし。

五 現金拂 加入者が口座現在金を拂出して自ら現金を受領し、若くは他人を指定して之が拂渡を受けしめにする特別取扱方法を設けて先づ之を大阪市に開始せり。四十五年二月には振替貯金規則の改正あり基本預金を半減して十圓とし、受拂料金に改正を加へ、拂込限度に對して居宅拂の制を設け、同年五月郵便振替貯金に依る債券募集・元利金支拂並賃付事務に關する特別取扱方法を定めて日本勸業銀行・日本興業銀行・北海道拓殖銀行及府縣農工銀行等の爲めに之が取扱を開始せり。市公金・府縣郵便貯金等の便は祖稅行政上の一大革新にして爲めに公衆又は市町村團體の利便を增進するところ尠からず。

三 本邦郵便振替貯金制度 **一 加入** 振替貯金加入希望者加入請求書に振替預金拾圓を添へ郵便局を經て口座所管廳に請求するときは、口座所管廳は請求人名義の口座を開設し、其の口座番號を請求人に通知し且印鑑票用紙を送付するに依り之に相當事項を記載し署名捺印の上口座所管廳に差出すべし。

二 利子・受拂金額・制限・料金 口座現在金に對して利子を付し、其計算方法は月の初日より十五日迄又は十六日より月末日迄の各期間を通じ繼續する最低殘額に對し月利子の半數を乘ずるものとす、但し現在高十萬圓を超ゆるものに在りては其超過額は無利子とす。利率は年三分六厘とし、每年三月末日を區切りて元金に加算す。拂込及び振替拂金額は無制限なるも現金拂に限り千圓を最高限とす。加入者の口座に對し受拂ある每に當日の受拂高及び現在高を表示する受拂通知票を調製して當該加入者に送付すべく、加入者は最近に送付を受けたる受拂通知票の貯金現在高（基本預金を除くを常とす）を超過して振替若くは拂出の請求を爲し又は同時に異り、拂込料金は拂込人の負擔に屬するものと口座の負擔に屬するものとあり、前者は金額別に依り拂込金一圓迄一錢・五圓迄二錢・十圓迄四錢・五十圓迄六錢・百圓迄八錢・五百圓迄十錢・千圓迄十四錢・一萬圓迄十六錢・以上一萬圓迄每に四錢を加減し、後者は金額に係はらず一口一錢なるも加入者に於て豫め口座所管廳の承認を受け自ら之を負擔することを得。口座間の振替受拂に對しては受入・拂出共各二錢とす。現金拂出料金は十圓迄五錢・五十圓迄十錢・百圓迄二十錢・三百圓迄三十五錢・六百圓迄四十錢・八百圓迄四十五錢・千圓迄五十錢とす。但加入者自己の住所と同一行政區內又は同一郵便區內若くは其の隣接郵便區內に在る一郵便局を指定し、豫め口座所管廳の承認を受くるときは當該郵便局を經て自己の口座に對し自ら拂込を爲すときに限り拂込料金は加入者以外の拂込人の負擔する場合に於て郵便切手を以て納付せしむる外一般に當該口座預金より拂出料金五錢とす。是等料金は口座現在金に對して利子を付する外、基本預金及口座廢止の場合に於て之を控除徵收するものとす。又國庫金受拂の爲めにする集金拂込方法の如き其の實例に就きては、本制度利用の機會と方法とは金、振替の項に述べつゝあり。

（一七九九）

めんとするときは、普通拂出書用紙に相當記入の上所屬口座所管廳に差出すべし。所管廳は口座より貯金拂出の手續を爲したる上振替貯金拂出證書を發行し、拂出證書の一部たる拂出通知票と共に拂渡郵便局を經て之を指定受取人に送達し、受取人は相當記入の上之を拂渡郵便局に差出し引換に現金を受領することを得べし。又拂出金の居宅拂を受けんとするときは加入者よりその旨を拂出請求の際、受取人よりする場合は請求書を差出し、受取人が離島其の他交通不便の地に在る場合の外其取扱を受くることを得べく料金は一口五錢とす。拂渡局の變更は加入者若くは受取人より、拂渡停止・其の解除及び拂出の取消は拂出證書の現金拂出前に於て加入者より請求することを得べし。拂出證書の有效期間は其の發行の日より起算し三十日とし、此の期間を經過し又は之を亡失若くは毀損汚染したるときは再度證書を請求することを得。拂出證書に對する拂出金受領の要なきときは拂込の例に準じ其の戻入を爲すことを得べく、此の場合に於ては拂込料金を要せず。拂出證書は銀行に對し線引讓渡を爲すことを得べく、又交換所組合銀行は當該交換所に參加する郵便官署に對し、手形交換の手續に準じ交換所所在地の郵便局に於て拂渡すべき拂出證書の交換拂を請求することを得。

六　局待拂　加入者は其の所屬口座所管廳の別に依り各指定の局に限り、其以外の郵便局にありては口座所管廳に對し電報を以て照復する場合に限り即時現金の拂渡を請求することを得べく、指定局の一たる遞信省構內局に於てする場合の外幾め拂渡郵便局を指定し、口座所管廳の承認を受け當該局に印鑑票を差出し置くべし、右電報料金は一般拂出料金の外別に一口四十錢とす。加入者局待拂を請求せむとするときは局待拂々出書用紙に相當記入の上、金額の變造を豫防する爲め拂出書用紙に印刷したる數字に依り拂出金額の數字を切り殘し直接之を受取人に交附すべく、受取人は拂出書の裏面に署名捺印し振出の日付より七日以內に指定郵便局に差出し現金の交付を受くることを得。

七　讓渡及び相續　振替貯金は讓受人に於て當該口座に屬する一切の義務の承繼を條件として之を讓渡することを得。相續に依り振替貯金を承繼しむるときは加入者より相續人現に生存する拂出書の裏面に署名捺印し振出の日付より七日以內に指定郵便局に差出し現金の交付を受くることを得。於ては戸籍謄本又は抄本を添へ被相續人現に生存する場合、又は他に同順位の相續人ある場合に於ては共同相續人連署し又は昌等の證明方法に代ふべき保證人を立て口座所管廳に對して速に名義書換を請求すべし。

八　脫退・除名及び口座所管廳變更　加入者振替貯金口座より脫退せむとするときは脫退請求書を所屬口座所管廳に差出すべし。此の場合に於て口座に屬する基本預金及び貯金現在高を自己の加入せる他の口座又は他の加入者の口座に振替ふることを得。貯金現在高なくして拂出書を振出し、又は振替貯金事業の信用を害する虞ありと認めたる加入者に對しては、口座所管廳に於て其の加入承認を取消すことあるべし、加入者料金の納付を怠りたる場合亦同じ。加入者は又口座所管廳の變更を請求することを得べく、其の請求書を現に加入する口座所管廳に差出し、口座所管廳に於て之を承認したるときは新口座所管廳に於て新規加入の例に依り當該加入者の口座を開設し、原口座の基本預金郵便局及び其の近郊に於ける特に指定したる郵便局に對して拂込を爲し、別に市內に於ける主なる郵便官署を指定して各郵便局に於ける拂込書類を取纏め、其の拂込高を表示する通知書を調製し納稅告知書にして拂込通知票に代用すべき部分を添へ之を加入者たる市に送付す。口座所管廳に於ては一般の例に依り其の拂込金を口座に登記し、受拂通知票に右通知書の副本を添へ市に送付す。證券又は次項に定むる條件を具ふる小切手にして市に於て其の受入を承認し、且豫め遞信局長又は管理事務分掌一等局長に屆出でたる場合に限りこれを公金の拂込に充つることを得べく、又納稅者にして振替貯金に加入するときは自己の口座より市の口座に對して公金納付の爲め振替を請求することを得。市は其の貯金現在高を限度とし特に指定したる郵便局に於て所要金額の即時拂を請求することを得べし。受拂料金は各一口一錢五厘とし、一箇月分取纏め口座貯金より差引徵收し拂込人は料金を要せず。而して市自ら徵する場合の外此の特別口座に對しては一般の規定に依る拂込又は振替拂込を爲すことを得ず。市に於て一般の規定に依り拂出を爲す場合に於ては相當料金を要す。又市は其の口座に屬する貯金を當該市公金の取扱を爲す銀行の日本銀行、又は同行支店に有する當座勘定口に振替の請求を爲すことを得。區に於ても亦右に準じ振替貯金に依り公金受拂の取扱を受くることを得べし。

十　小切手拂込　手形交換所組合銀行又は其の代理交換委託銀行を支拂人とし、且當該手形交換所所在地を支拂地とする特殊人拂小切手にして其の振出の日より起算し、八日以內のものは之を郵便振替貯金の拂込に充用することを得べく、交換所所在地及び隣接地の郵便局を指定して其の取扱を爲さしめ、郵便局にて受入れたる小切手には其の表面餘白に當該受入郵便局日付印を押捺し、之を支拂地手形交換所に提出して交換計算に付するものとし、其の計算決了後にあらざれば拂込の效力を生ぜず。料金は現金と同一の割合に依り、拂込が效力を生ぜる場合と雖既納の料金は之を還付せざるものとす。

十一　集金郵便の拂込　振替貯金加入者の請求に基き集金郵便に依り取立てたる金額を直ちに當該加入者の口座に拂込む方法にして、加入者は口座所管廳に於て發賣し、若くは私製に依る集金書用紙に相當事項を記載し、社債券・利札・貨物引換證等あるものは之を添へ郵便局に差出すときは、支拂人所在地受持郵便局に於て一般集金郵便の例に依り集金したる上振替貯金に拂込の手續を爲すべく、料金は委託料は一般集金郵便に、拂込及び口座受入料金は一般振替貯金に何れも同額とし、凡て加入者の口座より控除徵收するものとす（「郵便」の題下「集金郵便」の項參照）。

十二　府縣稅納入特別取扱　市町村の收納に係る府縣稅を府縣金庫に納入する爲め振替貯金に依る特別取扱を要するときは、當該府縣知事に於て遞信大臣の認可を受け府縣金庫を加入者とする口座の開設を請求すべきものとす。市町村よりする振替貯金拂込書には府縣稅納入の旨を附記し、且納付書其他必要なる書類を添付することを得べく、加入金庫の取扱に係るものを取纏め合計票を付し、拂込通知票及び添付書類と共に加入金庫に送付し又口座所管廳に於て拂込金を口座に登記したるときは受拂通知票に合計票副票を添へ加入金庫に送付す。拂込料金は一般と同額に依り拂出料金は特に指定したる郵便局に於て口座貯金現在高を限度とし、即時拂を受くる場合に限り一口一錢五厘とし其の他は一般の例に依るものとす。市町村より府縣金庫に納入すべき府縣稅以外の收納金に就きても亦右に準じ拂込むことを得べし。

十三　振替貯金に依る債券募集・元利金支拂並貸付　振替貯金に加入せる特殊銀行に於ては豫め遞信大臣の認可を受け其の發行債券の募集・元利金の支拂及び貸付事務に就き振替貯金に依る特別の取扱を受くることを得べく、認可の都度當該銀行・各事務種別・取扱郵便局共の他必要なる事項を一般に告示す。債券の募集に當り資出を許されたる動業債券・農工債券又は北海道拓殖銀行債券にして當該銀行より遞信局を經て取扱局に送付し置き資捌の都度其の代金を銀行の口座に拂込むものとし、前者は一般社債の募集にして郵便局に對し募集申込の都度之を銀行の口座に拂込み募入の分に對しては郵便局を經由して債券を交付し、募入外れの分に對しては拂込金を還付するものとす。元利金の支拂に就き特別取扱の認可を受けたるときは支拂基金を口座に拂込むことを要す、基金は最近六箇月間に於ける一月支拂平均額の二十倍を下ることを得ず、若し銀行事務開始後六箇月以內の場合は遞信大臣其の額を定む。當該銀行に於て發行せる無記名債券又は其の利札の所持人は支拂期の開始せるものに限り之を郵便局に呈示して支拂を受くることを得べく、債券・利札及び其の支拂金額は當該銀行と口座所管廳との間に於て計理す。銀行より貸付金の借入を受けむとする者は當該銀行の定むる所に從ひ借入申込書其の他必要なる書類を郵便局に差出すときは之を銀行に送致すべく、銀行に於て之を承認したるときは振替貯金拂出の例に依り借受人に對して口座貯金を拂出すものとす。此の場合に於ては證書一枚の金高に制限を付せず、其の千圓を超過したるものに對しては千圓を增す毎に料金五錢を加徵す。又借受人は振替貯金拂込の例に依り借受金を拂濟することを得べし。是等取扱に關する所要料金左の如し。

受入れたる小切手には其の表面餘白に當該受入郵便局日付印を押捺し、之を支拂地手形交換所に提出して交換計算に付するものとし、其の計算決了後にあらざれば拂込の效力を生ぜず。料金は現金と同一の割合に依り、拂込が效力を生ぜる場合と雖既納の料金は之を還付せざるものとす。

十一　集金郵便の拂込　振替貯金加入者の請求に基き集金郵便に依り取立てたる金額を直ちに當該加入者の口座に拂込む方法にして、加入者は口座所管廳に於て發賣し、若くは私製に依る集金書用紙に相當事項を記載し、社債券・利札・貨物引換證等あるものは之を添へ郵便局に差出すときは、支拂人所在地受持郵便局に於て一般集金郵便の例に依り集金したる上振替貯金に拂込の手續を爲すべく、料金は委託料は一般集金郵便に、拂込及び口座受入料金は一般振替貯金に何れも同額とし、凡て加入者の口座より控除徵收するものとす（「郵便」の題下「集金郵便」の項參照）。

十二　府縣稅納入特別取扱　市町村の收納に係る府縣稅を府縣金庫に納入する爲め振替貯金に依る特別取扱を要するときは、當該府縣知事に於て遞信大臣の認可を受け府縣金庫を加入者とする口座の開設を請求すべきものとす。市町村よりする振替貯金拂込書には府縣稅納入の旨を附記し、且納付書其他必要なる書類を添付することを得べく、加入金庫の取扱に係るものを取纏め合計票を付し、拂込通知票及び添付書類と共に加入金庫に送付し又口座所管廳に於て拂込金を口座に登記したるときは受拂通知票に合計票副票を添へ加入金庫に送付す。拂込料金は一般と同額に依り拂出料金は特に指定したる郵便局に於て口座貯金現在高を限度とし、即時拂を受くる場合に限り一口一錢五厘とし其の他は一般の例に依るものとす。市町村より府縣金庫に納入すべき府縣稅以外の收納金に就きても亦右に準じ拂込むことを得べし。

十三　振替貯金に依る債券募集・元利金支拂並貸付　振替貯金に加入せる特殊銀行に於ては豫め遞信大臣の認可を受け其の發行債券の募集・元利金の支拂及び貸付事務に就き振替貯金に依る特別の取扱を受くることを得べく、認可の都度當該銀行・各事務種別・取扱郵便局共の他必要なる事項を一般に告示す。債券の募集に當り資出を許されたる動業債券・農工債券又は北海道拓殖銀行債券にして當該銀行より遞信局を經て取扱局に送付し置き資捌の都度其の代金を銀行の口座に拂込むものとし、前者は一般社債の募集にして郵便局に對し募集申込の都度之を銀行の口座に拂込み募入の分に對しては郵便局を經由して債券を交付し、募入外れの分に對しては拂込金を還付するものとす。元利金の支拂に就き特別取扱の認可を受けたるときは支拂基金を口座に拂込むことを要す、基金は最近六箇月間に於ける一月支拂平均額の二十倍を下ることを得ず、若し銀行事務開始後六箇月以內の場合は遞信大臣其の額を定む。當該銀行に於て發行せる無記名債券又は其の利札の所持人は支拂期の開始せるものに限り之を郵便局に呈示して支拂を受くることを得べく、債券・利札及び其の支拂金額は當該銀行と口座所管廳との間に於て計理す。銀行より貸付金の借入を受けむとする者は當該銀行の定むる所に從ひ借入申込書其の他必要なる書類を郵便局に差出すときは之を銀行に送致すべく、銀行に於て之を承認したるときは振替貯金拂出の例に依り借受人に對して口座貯金を拂出すものとす。此の場合に於ては證書一枚の金高に制限を付せず、其の千圓を超過したるものに對しては千圓を增す毎に料金五錢を加徵す。又借受人は振替貯金拂込の例に依り借受金を拂濟することを得べし。是等取扱に關する所要料金左の如し。

（三）貸付

（イ）年賦償還

貸付契約一件に付外に左の割合に依る料金を加徵す		二十錢
貸付金額に應じ	五百圓迄は	其の一萬分の二十五
	三千圓を超過したるものは	其の一萬分の二十
	三千圓を超過したるものは	其の一萬分の十五

（ロ）定期償還

貸付契約一件に付外に左の割合に依る料金を加徵す		二十錢
貸付金額に應じ	五百圓迄は	其の一萬分の二十
	五百圓を超過したるものは	其の一萬分の十

注　貸付契約の成立に至らざりしもの及び公共團體・耕地整理組合並共同施行者所屬組合漁業組合・森林組合又は其聯合會に貸付くるものは之を無料とす。

四　各國に於ける小切手及び振替貯金制度

歐洲諸國に於ける小切手及び振替貯金制度は國に依りて其の業務方法を異にするもの少なしとせざるも、玆には特殊の點を示すに止め其の基本預金額・利子及び料金に就きては別に一表を添ふべし。

一　英・和　私人・商店・會社・法人其の他の團體にして小切手業務に加入せむとするときは、商號登記簿抄本・定款等必要なる證明書を添へて郵便局經由若くは直接口座所管廳に請求し、其の許可を得たる後一ヶ月以内に基本預金を拂込むものとす。拂込に用ふべき拂込票は一枚七「ペルレル」相當額加入の爲めにするものにして郵便局に於て實費を私製することを許さず。拂込金額には制限なく何囘郵便局に於ても拂込を爲すものなりと雖も、千「クローネン」以内は一依りこれを爲すことを得、五「ペルレル」の切手を貼付すること、きは拂込票に通信文を記入することを得べし。（同國に於ける郵便爲替は居宅拂式なり）第三者より受取りたる郵便爲替證書・振立郵便又は代金引換郵便の取立金に就きても亦右に準ず。小切手帳は二拾五十枚綴二「クローネン」とし、一口二萬「クローネン」を限り記名又は無記名を以て振出すことを得、無記名小切手は貯金局の窓口に於て支拂はるるものなりと雖も、所持人より之を受取りたる郵便爲替證書と同一方法に依り拂渡を爲すべき仕拂案内書とを以て受取人が匈牙利又は外國に居住する場合に於ては郵便爲替の到達する毎に郵便局に於て直ちに其の口座に對し拂込を爲すべく（同國に於ける郵便爲替は居宅拂式なり）第三者より受取りたる郵便爲替證書・振立郵便又は代金引換郵便の取立金に就きても亦右に準ず。小切手帳は二拾五十枚綴二「クローネン」とし、一口二萬「クローネン」を限り記名又は無記名を以て振出すことを得、無記名小切手は貯金局の窓口に於て支拂はるるものなりと雖も、所持人より之を受取りたる郵便爲替證書と同一方法に依り拂渡を爲すべき仕拂案内書とを以て受取人が匈牙利又は外國に居住する場合に於ては郵便爲替證書又は代金引換郵便に依り受取人を指定し或は自己を以て受取人と爲すことを得べし。加入者は自己の口座に拂込むことを得べく、記名小切手は郵便爲替證書又は代金引換郵便の取立金に就きては別に一表を添ふべし。

一　和　私人・商店・會社・法人其の他の團體にして小切手業務に加入せむとするときは、商號登記簿抄本・定款等必要なる證明書を添へて郵便局經由若くは直接口座所管廳に請求し、其の許可を得たる後一ヶ月以内に基本預金を拂込むものとす。拂込に用ふべき拂込票は一枚七「ペルレル」相當額加入の爲めにするものにして郵便局に於て實費を私製することを許さず。拂込金額には制限なく何囘郵便局に於ても拂込を爲すものなりと雖も、千「クローネン」以内は一口座に於て支拂はるるものなりと雖も、所持人より之を受取りたる郵便爲替證書と同一方法に依り拂渡を爲すべき仕拂案内書とを以て受取人が匈牙利又は外國に居住する場合に於ては郵便爲替の到達する毎に郵便局に於て直ちに其の口座に對し拂込を爲すべく（同國に於ける郵便爲替は居宅拂式なり）第三者より受取りたる郵便爲替證書・振立郵便又は代金引換郵便の取立金に就きても亦右に準ず。小切手帳は二拾五十枚綴二「クローネン」とし、一口二萬「クローネン」を限り記名又は無記名を以て振出すことを得、無記名小切手は貯金局の窓口に於て支拂はるるものなりと雖も、所持人より之を受取りたる郵便爲替證書と同一方法に依り拂渡を爲すべき仕拂案内書とを以て受取人が匈牙利又は外國に居住する場合に於ては郵便爲替證書又は代金引換郵便に依り受取人を指定し或は自己を以て受取人と爲すことを得べし。加入者は自己の口座に拂込むことを得べく、記名小切手は貯金局の窓口に於て支拂はるるものなりと雖も、所持人より之を受取りたる郵便爲替證書と同一方法に依り拂渡を爲すべき仕拂案内書とを以て受取人が匈牙利又は外國に居住する場合に於ては郵便爲替證書又は代金引換郵便に依り受取人を指定し或は自己を以て受取人と爲すことを得べし。加入者は自己の口座に拂込むことを得べく、記名小切手は貯金局の窓口に於て支拂はるるものなりと雖も、所持人より之を受取りたる郵便爲替證書と同一方法に依り拂渡を爲すべき仕拂案内書とを以て受取人が匈牙利又は外國に居住する場合に於ては郵便爲替證書又は代金引換郵便に依り受取人を指定し或は自己を以て受取人と爲すことを得べし。

一　瑞西　口座所管廳は二十三箇所あり。拂込は一口には制限なきも一萬法以上は小局に於て取扱を爲さざることあり。拂込票は無料にて交付し又は私製となすことを得べし。加入者は最も近き口座所管廳に請求し自己に宛てたる爲替證書・振立金及代金引換金を其の口座に受入ることを得。拂出に付きては小切手局に於ては二萬法を限り持參人拂を許し同一地拂の場合は五日（祭らるる場合は八日以内に之を呈示することを要す、但正當權利者より請求する場合に限り一月以内其效力を有す。郵便局を經由して拂出を爲す場合は必ず受取人を指定し或は自己を以て受取人と爲すことを得。

利子　拂込は無利子とす。

振替　口座所管廳は二十三箇所あり。拂込は一口には制限なきも一萬法以上は小局に於て取扱を爲さざることあり。拂込票は無料にて交付し又は私製となすことを得べし。加入者は最も近き口座所管廳に請求し自己に宛てたる爲替證書・振立金及代金引換金を其の口座に受入ることを得。拂出に付きては小切手局に於ては二萬法を限り持參人拂を許し同一地拂の場合は五日（祭らるる場合は八日以内に之を呈示することを要す、但正當權利者より請求する場合に限り一月以内其效力を有す。郵便局を經由して拂出を爲す場合は必ず受取人を指定し或は自己を以て受取人と爲すことを得。

利子　拂込は無利子とす。

振替　口座所管廳は二十三箇所あり。拂込は一口には制限なきも一萬法以上は小局に於て取扱を爲さざることあり。拂込票は無料にて交付し又は私製となすことを得べし。加入者は最も近き口座所管廳に請求し自己に宛てたる爲替證書・振立金及代金引換金を其の口座に受入ることを得。拂出に付きては小切手局に於ては二萬法を限り持參人拂を許し同一地拂の場合は五日（祭らるる場合は八日以内に之を呈示することを要す、但正當權利者より請求する場合に限り一月以内其效力を有す。郵便局を經由して拂出を爲す場合は必ず受取人を指定し或は自己を以て受取人と爲すことを得。

二　瑞西　口座所管廳は二十三箇所あり。拂込金額にも亦右に準ず。小切手帳は二拾五十枚綴二「クローネン」とし、一口二萬「クローネン」を限り記名又は無記名を以て振出すことを得、無記名小切手は貯金局の窓口に於て支拂はるるものなりと雖も、所持人より之を受取りたる郵便爲替證書と同一方法に依り拂渡を爲すべき仕拂案内書とを以て受取人が匈牙利又は外國に居住する場合に於ては郵便爲替の到達する毎に郵便局に於て直ちに其の口座に對し拂込を爲すべく（同國に於ける郵便爲替は居宅拂式なり）第三者より受取りたる郵便爲替證書・振立郵便又は代金引換郵便の取立金に就きても亦右に準ず。小切手帳は二拾五十枚綴二「クローネン」とし、一口二萬「クローネン」を限り記名又は無記名を以て振出すことを得、無記名小切手は貯金局の窓口に於て支拂はるるものなりと雖も、所持人より之を受取りたる郵便爲替證書と同一方法に依り拂渡を爲すべき仕拂案内書とを以て受取人が匈牙利又は外國に居住する場合に於ては郵便爲替證書又は代金引換郵便に依り受取人を指定し或は自己を以て受取人と爲すことを得べし。

利子　拂込は無利子とす。

振替　口座所管廳は二十三箇所あり。拂込は一口には制限なきも一萬法以上は小局に於て取扱を爲さざることあり。拂込票は無料にて交付し又は私製となすことを得べし。加入者は最も近き口座所管廳に請求し自己に宛てたる爲替證書・振立金及代金引換金を其の口座に受入ることを得。拂出に付きては小切手局に於ては二萬法を限り持參人拂を許し同一地拂の場合は五日（祭らるる場合は八日以内に之を呈示することを要す、但正當權利者より請求する場合に限り一月以内其效力を有す。郵便局を經由して拂出を爲す場合は必ず受取人を指定し或は自己を以て受取人と爲すことを得。

二　瑞西　口座所管廳は二十三箇所あり。拂込金額にも

輸出奬勵金

（ユシュツショウレイキン）

（下村宏）

獨 Export Bounties. 獨 Ausfuhrprämien. od. Ausfuhrvergütungen

一 意義　輸出奬勵の目的を以て一定の貨物の輸出に際し之れに與ふる補助金をいふ。凡そ國家又は企業者が、自國生産品の輸出を奬勵するの方法は種々ある可しと雖も、その手續最も簡單にして且つ其の效果の最も速に現はるゝものは、外國市場に於ける自國商品の價格を低廉ならしむるにある可し。之を以て今或國が自國の商品の輸出に際し、一定の補助金を與ふるときは、それ丈け其の商品の生産費を輕減したるに等しき結果となり、外國市場に於て、是れ迄より低廉に賣出すを得可く、從て外國市場に於ける諸國の競爭品を壓倒して、輸出額は次第に增加することとなる可し。是れ輸出奬勵金の發生する所以なり。

由是觀之、輸出奬勵金と輸出稅とは正しく反對の位置に立つものなりと云ふべし。輸出稅はそれ丈け國庫の收入を增加するものなれども、又それ丈け輸出品の價格を高めて以て輸出貿易を阻害するものなり。之に反し輸出奬勵金はそれ丈け國庫の支出を增加するものなれども、又それ丈け輸出品の價格を低めて以て輸出貿易を奬勵するものなり。前者は概して收入主義に出で後者は主として貿易政策に出づ。從て輸出奬勵金と輸出稅とは同一種類の商品に就きて之れを併せ行ふことを得ざるものなり。

されど輸入稅に至ては則ち然らず。單に然らざるのみならず、輸出奬勵金を下付するときは、同時に同種商品の輸入に對し、輸出奬勵金と同額以上の關稅を賦課せざる可からず。然らずんば一旦奬勵金を受けて輸出したる商品が更に踵を返して再び輸入し來るものなしといふ可からず。此種のこと度重なる時は國庫は同一の商品に對し幾回となく奬勵金を與ふる始末となり、而も輸出奬勵の目的は毫も達せられずして、唯徒らに無用の失費に苦しむに至らむ。

二 種類　次に輸出奬勵金の種類に就いて論述せむ。抑も貿易上の奬勵金には、輸出奬勵金の外に、輸入奬勵金あり、又輸出奬勵金の內にも、一國政府の附與する公的奬勵金あり、又公私孰れを問はず、一定の輸出品に對し直接に附與する直接輸出奬勵金あり、更に又間接輸出奬勵金あり、間接に輸出奬勵金たるの實存するを知らずして之を與ふるものあり、多種多樣なるなり。然しながら輸入奬勵金たりとも、今は歐洲に於ても昔の產物として、單に其の面影を存するに過ぎざるもの多し。今、事の玆に至れる所以を尋ぬるに、其昔「マーカンチリズム」最盛の時代には、各國與にあらゆる手段を講じて以て輸出奬勵に努めたるが故に、輸出奬勵金は勿論、國によつては、內國に於ける或る種の貨物（主として穀物）の供給を豐富ならしめて以て、其の價額を低廉ならしめんが爲め、又は殖民地よりの輸入を奬勵して以て、母國間の關係を密接ならしめんが爲め、外國又は殖民地よりの輸入品に對し、輸入奬勵金を下附せることさへありたり。然るに此事たる、屢々詐僞に罹るの虞れありたるが上に、奬勵上の一部は、單に輸入商を利益するに止り、其金額だけ內國の物價を低廉ならしむるの效なかりしのみならず、近時、各國共に如何なる貨物に就ても、直接間接に輸出の奬勵こそすれ、輸出の制限を企つるもの稀なれば、輸入は招かずとも、自ら到る可きの道理なるより、輸入奬勵金は先づ以て次節に其跡を絕ち、遂に全く絕滅するに至れるなり。次に輸出奬勵金たりとも一國政府の手より公然之を附與せんか、對手國の感情を害し、反抗を招き、忽ち相殺關稅の賦課により、全然無效ならしめらる可く、然らざるも、一般國民の膏血に出でたる租稅其他の國家の收入を以て、一部輸出業者の私腹を肥すものたるの譏を免れず。之を以て今や何れも其非を悟り、新に生ぜる私的輸出奬勵金か、然らずんば間接輸出奬勵金たるものの外、是れ亦殆んど其の跡を絕つに至りぬ。

三 私的輸出奬勵金　然らば新に生ぜる私的輸出奬勵金如何といふに、之に就ては、先づ以て一言せざる可からざることあり。元と輸出奬勵金發生の原因たる。一 幼稚なる內國產業を發達せしめんが爲め、外國に販路を擴張するの必要あること、二 過剩生產に基く物價下落の困難を免れしめむが爲め外國に販路を擴張する必要あること、の二種に外ならず。然るに前の場合は幼稚なる產業に就てのことなるを以て國家は自から進で輸出奬勵金を下附することあるべけむも、後の場合は發達せる產業に就てのことなるを以て之に對して迄も國家は輸出奬勵金を與ふるを肯んぜざるべし。然るに近時資本の集積、機械の發明に伴ひて、專ら之に依る大仕掛企業勃興の結果、後の場合を記すること頻々なり。於是乎、外國に販路を擴張するの手段を講ぜざる可からざるが、外國市場には、中外の競爭ありて、一と通りの手段にては、到底其の目的を達し得可くもあらず。之を以て、與に過剩生產に基く物價の下落に苦む內國の同種企業家は、相謀りて以て、先づ同種企業の聯合（卽ち所謂「カルテル」組織なるもの）を造

り、內國市場の獨占を企て、產品を制限し、相場を釣り上げ、依て得たる獨占の利益を資金として、殘餘の物品を輸出する同業者に對して、其の額に應じて輸出奬勵金を附與し、其れ丈け低價に外國市場に投賣し得せしめて以て、販路の擴張を圖るなり。方今、歐米諸國に勃興せる「カルテル」の內には、此種の企圖をなすもの甚だ多し。

近年、我國に於ても亦紡績業者の間に、屢〻此種の計畫を見、最初より通算すれば、既に五回に及ぶ。卽ち第一回は去る明治二十三年のことにして、當時內地一般に不景氣起り、綿糸の內地販路殆ど杜絕するの狀ありしかば、全國紡績業者の團體たる大日本紡績聯合會は、遂に向ふ五箇年間、一箇年凡そ三萬梱乃至五萬梱輸出の計畫を立て、之に依て利益あるときは、輸出梱數に按分して配當し、損失を招くときは、同盟錘數に按分して分擔するの決議をなし、同時に日本郵船會社に交涉して、上海着の運賃四割引の特典を得て、此難關を切拔けたり。第二回は明治三十年の冬にして、上海金融界の逼迫と、內地經濟界の恐慌とに遭遇し、綿糸は全く其の販路を失ひたれば、同年十二月二十日より、翌三十一年一月三十一日まで、二十手以下一萬梱を韓國以外の外國に輸出するに決し、其の引受會社に對し、輸出奬勵金を與へ、若し該期間中に輸出し能はざりしときは、違約金として、奬勵金の二倍を徵收すべきことを決議せり。第三回は明治三十一年五月のことにして、各社努めて輸出を謀り、一梱に就き七十錢の奬勵金を與ふるの案出で、十一月之を修正し、一箇年の全輸出額を二十五萬俵と見積り、一梱に付き二圓、二箇年五十萬圓の輸出奬勵金を附與する計畫を立てしも、同業者利害關係を異にするものありて、遂に實行するに至らずして止みたれども前年綿糸輸出奬勵法を議するに際し、同時に其筋に請願せる外國爲替資金の件許容せられて、此年二月十五日、政府より六箇月間三百萬圓を限り、綿糸輸出爲替資金として、正金銀行の手を經て、銀塊貸下の特典を得しかば、多少救濟の効を奏せり。第四回は明治三十九年の秋にして、銀價の暴落より、綿糸の輸出忽ち杜絕するに至りしかば、此年九月、大日本紡績聯合會は、休錘の上、孟買棉花たるときは、二十手以下の綿糸を紡出する運轉錘數に應じ追徵することとして、綿糸並に撚糸二十手以下一梱に付き二圓以上三圓以下、綿布（「シーチング」天竺布及び綾綿布）每三百斤に付き五十錢以上一圓五十錢以下の輸出奬勵金を附與するの案を立て、九月十五日より實行して、十月二十五日に止みたり。此間の輸出奬勵金支出額は、綿糸に對し六萬百九十二圓、綿布に對しニ千五百二十一圓に過ぎざりしも、時恰も銀價恢復の機に際せじかば、輸出は漸次順調に向ひ、綿糸の如きは、以前は每月漸く一萬梱に過ぎざりしもの、二萬梱以上に上るに至れり。而して第五回は明治四十一年の春のことにして、其性質上よりいふも、又其の組織上よりいふも、稍〻重大なるものなるを以て、項を改めて之を詳述せん。

明治四十年以來、大阪を初め、各地の紡績會社增錘の結果、綿糸の供給俄に增加せるに拘らず、銀價の暴落より、支那に對する綿糸の輸出額に減退せし爲め、紡績業は、何れも過剩生產に陷り、糸價日を逐うて低落を告げぬ。於此乎、同年末、大日本紡績聯合會は、大阪綿糸商組合の請を容れ、糸價の低落を防ぐの策として、一面に於て、操業短縮を行ふと同時に、他面に於て、輸出奬勵策を講じたり。今、其の要領を摘記せむに左の如し。

（第一）明治四十一年一月十二日より向ふ三箇月間一箇月五晝夜以上休業し、委員會に於て尙ほ繼續の必要ありと認むるときは、更に一箇年を限り、其の期間を延長することを得。但し二十一手以上並に撚糸紡績は此の限りにあらず。前項休業に代ふるに、休錘を以てすることを得。一箇月休業日數五晝夜に達せざるものに對しては、其の充たざる日數に應じ、一日一錘金一圓を徵收すること。

（第二）綿布原糸を除き、二十番手及び其の以下の太糸を紡出する聯合會所屬の紡績會社は、總て次に記する所の輸出奬勵法の規定に從ふべきこと。（一）輸出奬勵の爲め、輸出綿糸に對し、輸入地に於て、景品券を發行すること。但し景品券發行に關する細則は、別に之を定む。（二）前條に要する費用は、二十番手以下の太糸總出來高に對し、每梱金五十錢（但し輸出綿糸に對しては每梱金七十五錢）を各紡績會社より醵出するものとす。但し三割以上休錘をなすものは、本條の義務を免るゝものとす。

次に景品券發行に關する細則の內、主要なるものを摘記すれば左の如し。（一）明治四十一年三月一日以降、本邦より輸出する二十番手及其の以下の綿糸に對し、洋造四十玉入一梱（和造二十玉入二俵）に對し、景品抽籤券一本を附與す。（二）景品抽籤券は、之を附したる本邦輸入綿糸に附隨すべきものとし、輸入免狀又は之に代はるべき證憑書類の提出を俟て、輸入港に於て、之を交附す。（三）每次提供すべき景品は之を左の七等に分つ。

一等	一本	日本綿絲十六手八十梱（此價格混銀一萬弗）
二等	二本	一本に付き同二十四梱（同　三千弗）
三等	十本	一本に付き同四梱（同　五百弗）

四等	三十本	一本に付き同	一梱（同　百二十五弗）
五等	百　本	一本に付き同	半梱　同　六十二弗五十仙）
六等	千九百本	一本に付き同	四玉　同　十　弗

其の他總て七等とし、美術繪葉書一組を呈す。

元來、支那人は射倖心强き國民なれば、綿絲の購入と共に、一々景品として一種の富籤を無代價にて進呈する此制度は、機宜に適し、相當に輸出奬勵の效果を奏し、間もなく、市場に於ける景氣の恢復と相俟つて、能く停滯品を一掃するを得たり。此の如くして、我國に於ける綿絲紡績聯合會の輸出奬勵金制度たる、大體に於て、毎回相當の成績を擧げしかば、其の成功に鑑み、其の後、我國に於ける製紙業者・製糖業者等の間に、同一の劃策をなすもの生じ、嬰寸業者・「セメント」業者等の間にも亦屢〻之に倣はんとの議出づ。

四　利害　以上記する所に由て之を觀るに、輸出奬勵金は輸出を促進し、從て產業を救濟し若しくは之を發達せしむるの效あるべきは更に疑を容れざる所なるのみならず、過剩生產及び之に基く恐慌又は關稅戰爭の如き應急手段を要する場合に當て、一定の國々に對する輸出品に限り、國家又は同種企業家の團體に於て之に奬勵金を與ふるは、一時の權道として許すべきものならむも、其の結果、外國人は却て內國人より廉價に同一貨物を購入し得可く、內國の產物にてありながら外國に廉く却て內國に貴してふ本末顚倒の結果を生ずべし。

現に我國に於ける私的輸出奬勵金たる前記の綿絲輸出奬勵金に就て、之を見るも、最初より四回までの綿絲輸出奬勵法たる、或は輸出運賃の割引により、或は低利爲替資金の給付により、或は棉花割戾運賃の利用によりたるものなれば、別に多く內地消費者の肩上に負擔を轉嫁する次第にあらざりしが、最後の綿絲輸出奬勵法たる、之れ全く一八九七年に於ける埃太利の紡績業聯合會の綿絲輸出奬勵金、若しくは獨逸の綿絲「カルテル」の輸出奬勵金と同功異曲とも稱すべきものにして、表面は各紡績會社の釀金により、輸出奬勵の資に供せんとするものなれども、其實各紡績會社は毎梱五十錢乃至七十五錢の負擔を自から負はんとするものにあらずして、結局其の新費用丈は內地向綿絲の値上となり、一般內地消費者の利益を割いて自己の利益の資に供せんとするものたるに外ならざるべし。卽ち程度に於てこそ差異あれ、今日獨米等の「ツラスト」又は「カルテル」が、英吉利竝に和蘭の如き自由市場に向て、盛に試みつゝある彼の「ダンピング」（Dumping）と其性質を等うするものなり。殊に最近第五回の場合には、我紡績業者は輸出奬勵法を議するの前已に操業短縮を行ひ既記の如く、明治四十一年一月廿二日より向ふ三箇月間（必要あらは通じて一箇年間）毎月五竪夜以上休業せんとの決議をなしたり。勿論從來とても大抵二竪夜の休業を實行し居たれば、此の際の決議の結果は從來より三竪夜の休業を增加する譯なれど、當時の產額は一箇月約七萬五千梱乃至八萬七千梱なれば、其平均額を約八萬梱と假定せば、一日の產額二千七百梱の一部生產者に私するの讒りを免れざるを以てなり。勿論、此種の批難は消費者本位說より出づるものなれば生產者本位說を主張する保護貿易主義を採用する以上は深く顧慮するに足らざる所ならむも、果して幾期の如く、其の效果を奏し得可きや否や、將又永く此制度を維持し得可きや否や、大に疑なき能はざるものなり。一と通り其の理由を說明せむに、國家にして、直接輸出奬勵金の制を設けむには、旣く一般に容易に輸出奬勵金あることを知らしめ、且つ其の金額の一定せ

るより之を受くるものをして安んぜしむるの利益ありと說けど、直接輸出奬勵金にては其の手段あまりに露骨なるより外國の感情を害し易く、忽ち外國の爲に相殺關稅を課せられて、遂に奬勵金の目的を達せざるに至る可し。此の點より云へば、間接輸出奬勵金を採用することこそ策の得たるものなるが如くなれども、之とて早晩外國の知る所となる可く、旣に外國の知る所とならば、同じく相殺關稅の手段により其の效力を相殺せらる可きは、直接輸出奬勵金と異るなし。現に我國にも之に關する規定あり。卽ち明治三十九年三月、關稅定率法の改正に際し、同法第五條を以て、外國に於て輸出奬勵金を受くる物品には、勅令を以て、奬勵金と同額の附加稅を課することを得と定め、次で明治四十三年再び關稅定率法を改正するに方つても、尙ほ此種の相殺條項を保存せり。今其の全文を擧ぐれば左の如し。

第五條　外國に於て、輸出奬勵金を受くる物品に對しては、別表（附屬輸入稅表のこと）に定めたる關稅の外、勅令を以て、奬勵金と同額の關稅を課することを得。

加之、近時の通商條約に於ては、或は輸出奬勵金を制限し、或は之を禁止し、或は其の金額の當該貨物に課する消費稅又は輸入稅を超過するを禁止し、少くとも輸出奬勵金又は戾稅を交付するときは內外人間に區別を設く可からずと約定し置くもの甚だ多し。現に我國の條約に於ては、輸出奬勵金並に戾稅等に就き、直接何等の制限を被らざるも、尙ほ之が適用に就き、內外人間に區別を設く可からずと規定すること比々皆然り。試に現行日英條約第一條第八項を揭記せむに、「保稅庫入に關する便益、奬勵金及び戾稅に關する一切の事項に付き、內國臣民と全く均等なる待遇を享受す可し」とあり。又現行日米條約第六條を見るに、「兩締盟國の一方の市民若くは臣民は、一方の領土內に於て、一切の通過稅を免除せられ、倉庫料・奬勵金・便宜及稅手の國の利益を害するに著しきものにあらざるか、然らずむば、其の相手國は弱國にして、相殺關係の如き區別待遇を敢てすること、政治上又は條約上、不可能なるか、若しくは斯かる區別待遇を爲して以て自國の利益を擁護せむとの經濟的考慮薄き國々なるか、孰れか其の一にあらざるよりは、早晩相手國より相殺關稅の適用を被りて無效となるか、若くは諸外國の模倣する所となつて其の效力を失ふか、孰れにもせよ、結局之を廢棄するの優れるあるを悟るに至るの場合多かるべく、從て此種の條約は、過ぐる十九世紀の末葉に於ける歐洲大陸諸國間の砂糖輸出奬勵金なりとす。

五　砂糖輸出奬勵金　惟ふに近年各國に於て試みられたる各種の輸出奬勵金の內、最も世人の注意を喚起せるは、確に歐洲大陸諸國の間に行はれたる砂糖輸出奬勵金ならむ。仍て一通り其の沿革の大要を略述せむ。十九世紀以前に於ては歐洲に砂糖產せず、獨り英吉利が亞米利加並に亞細亞の諸殖民地より甘蔗糖を輸入し、之を精製して以て歐洲諸國に供給するに過ぎざりしかば、其の價格の如きも非常に高貴なるものなりき。然るに一七四七年獨逸の化學者マーグラッフ（Marggraf）なるもの初て北歐に產する甜菜中に糖分多きを發見し、此發見に基て一八〇一年同じく獨逸の人アカード（Achard）なるもの之より砂糖を搾取するの術を發明し、之が製造に著手せり。されど當時の製造法は未だ甚だ幼稚にして、甜菜より得る砂糖の分量は僅に百分の二・三に過ぎざりしが故に、到底甘蔗糖と競爭する能はざるのみならず、戰亂打續きたれば遂に製造を中止するに至りぬ。然るに其の後ナポレオン一世出でて英吉利と戰ふや、當時砂糖貿易を獨占せる英吉利を苦むるの一策として、佛國に甜菜糖業を起さむことを計り、賞を懸けて之を奬勵せしかば、忽ち四方に斯業の勃興を見るに至れり。之を見て獨逸、墺太利等の諸國も亦之に倣ひしかば生產額次第に增加し、生產費次第に減少し、價格大に下落し、需要大に增進せり。斯くて今迄奢侈品たりし砂糖も、今や日用品となりて消費額著しく增進せしかば、玆に一個の好消費稅目たるの實を現はしぬ。之を以て一八三七年佛蘭西は先づ第一に之に課稅し、次で獨逸は一八四一年、白耳義は一八四三年、墺太利は一八四九年、露西亞は一八五一年之に倣ふ。されど產額增加の勢尙ほ止まざりしかば　各國共に之を國內に供給するを以て足れりとせず、更に進んで之が輸出に努めざる可からざるに至れり。於是乎、輸出力を減殺す可き消費稅の負擔は、輸出品に限り免除せざる可からざるの仕儀となり、遂に戾稅法を採用するに至る。然るに當時各國の採用せる消費稅たる、原料稅（原料たる甜菜の重量を標準として課稅するもの）に非ずむば則ち糖液稅（甜菜より搾取せる糖液の重量竝に濃厚の度を標準として課稅するもの）なりしが製糖技術の進步、製糖組織の發達擴張原料甜菜の改良等に連れ一定量の原料より搾取する糖分著しく增加せり。今其の一例として獨逸に於ける趨

勢を表示すれば左の如し。

獨逸に於ける舶來精製糖分の增加

年度	精製糖分	年度	精製糖分
一八八一	一三・七%	一八九一	一二・%弱
一八八二	一四・〇	一八九二	一三・三
一八八三	一四・三	一八九三	一三・七
一八八四	一〇・七	一八九四	一三・八
一八八五	一四・八	一八九五	一三・八
一八八六	一四・八	一八九六	一三・八
一八八七	一四・〇	一八九七	一三・八
一八八八	一四・〇	一八九八	一三・八
一八八九	一四・〇	一八九九	一三・八
一八九〇	一四・〇	一九〇〇	一三・八

以上は獨逸のことなれど、自餘の諸國に於ても亦皆此例に洩れず。一定量の舶來より拂取し得可き糖液頻年に著しく增加したるのみならず、又之と同樣に一定量の糖液より製出し得可き糖量も亦著しき增加を示せしかば何れの國に於ても皆消費稅額以上の戾稅額を見るに至り、玆に期せずして、各國衆に輸出奨勵金のを與ふるに至りぬ。現に一八九七年十二月一日發布の自耳義國舶來糖消費稅法並に舶來糖戾稅法により「ベクトリートル」に付き四十九法の消費稅を課すると同時に、一「ベクトリートル」の糖液より千九百「グラム」の砂糖を製し得るものとして、輸出砂糖一「ベクトリートル」の糖液より千九百「グラム」に付き四十五法の戾稅を行ひしに實際に於ては一「ベクトリートル」の糖液より二千九十「グラム」の砂糖を製すること得しかば、二千九十「グラム」に付き四十五法の輸出奨勵金を得る勘定となれり。且つ夫れ此結果、各製糖場の技術、機械、組織、原料の如何により、從て受くる奨勵金の高を異にすること可く、又國庫は爲に失ふ所大なるに至りしかば、其の弊害に堪へざるも、さりとて諸國との競爭上今俄に之を廢棄する能はざる事情あるを以て、勢ひ止むを得ず各國衆に輸出奨勵金を保存し、唯其の間接的のものなりしを直接的のものと改めて以て戾稅の更金を國に於ける砂糖輸出奨勵金なるものは、輸出奨勵の目的より見れば、寧ろ輸出奨勵金となり、遂に又直接輸出奨勵金となれり、是等關係の詳細は前項に述べたるを以て茲に之を略す。

六　輸出交付金

直接又は間接なるを問はず、國家が公然輸出奨勵金を附與するときは、多く前記の砂糖輸出奨勵金の如き運命を見るに至るものなれば、今や一切の生產國は皆爭うて奨勵金を附與するの狀なるより、其の效果全からざるのみならず、國庫の負擔は年と與に重きを加ふるの一方にして、而も輸出奨勵金に反對を唱へ、萬一大陸諸國にして反省する所なくんば、英國政府は斷然大陸よりの輸入砂糖に對し輸出奨勵金に等しき輸入稅を課して以て之を相殺す可しと公言し、米國も亦英吉利と略ぼ同一の地位に立ちしかば、大陸諸國の輸出奨勵金を喜ばず。遂に一九〇二年の四月、年輸出奨勵金を授くる國より輸入する砂糖には普通の輸入稅たる從價四割の外に一「ヰンド」に付き十分の一「キント」の附加稅を課することと定め（「キルソン」關稅法）、更に一八九七年此制度を擴張して、附加稅を生產國の附與する輸出奨勵金の幾額に等しきものとなし、大藏大臣は諸國の輸出奨勵金又は戾稅を調査して附加稅を定むと改めたり（「ディングレー」關稅法）。

斯くて大陸諸國の輸出奨勵金には英米諸國の激烈なる反抗起りたるが上に、之を附與する大陸諸國に於ても今や一切の生產國は皆爭うて奨勵金を附與するの狀なるより、其の效果全からざるのみならず、國庫の負擔は年と與に重きを加ふるの一方にして、而も輸出奨勵金に反對を唱へ、萬一大陸諸國にして反省する所なくんば、英國政府は斷然大陸よりの輸入砂糖に對し輸出奨勵金に等しき輸入稅を課して以て之を相殺す可しと公言し、米國も亦英吉利と略ぼ同一の地位に立ちしかば、大陸諸國の輸出奨勵金を喜ばず。遂に一九〇二年の四月、年輸出奨勵金を授くる國より輸入する砂糖には普通の輸入稅たる從價四割の外に一「ヰンド」に付き十分の一「キント」の附加稅を課することと定め（「キルソン」關稅法）、更に一八九七年此制度を擴張して、附加稅を生產國の附與する輸出奨勵金の幾額に等しきものとなし、大藏大臣は諸國の輸出奨勵金又は戾稅を調査して附加稅を定むと改めたり（「ディングレー」關稅法）。

六　輸出交付金

直接又は間接なるを問はず、國家が公然輸出奨勵金を附與するときは、多く前記の砂糖輸出奨勵金の如き運命を見るに至るものなれば、今や一切の生產國は皆爭うて奨勵金を附與するの狀なるより、其の效果全からざるのみならず、國庫の負擔は年と與に重きを加ふるの一方にして、而も輸出奨勵金に反對を唱へ、萬一大陸諸國にして反省する所なくんば、英國政府は斷然大陸よりの輸入砂糖に對し輸出奨勵金に等しき輸入稅を課して以て之を相殺す可しと公言し、米國も亦英吉利と略ぼ同一の地位に立ちしかば、大陸諸國の輸出奨勵金を喜ばず。遂に一九〇二年の四月、年輸出奨勵金を授くる國より輸入する砂糖には普通の輸入稅たる從價四割の外に一「ヰンド」に付き十分の一「キント」の附加稅を課することと定め（「キルソン」關稅法）、更に一八九七年此制度を擴張して、附加稅を生產國の附與する輸出奨勵金の幾額に等しきものとなし、大藏大臣は諸國の輸出奨勵金又は戾稅を調査して附加稅を定むと改めたり（「ディングレー」關稅法）。

斯くて大陸諸國の輸出奨勵金には英米諸國の激烈なる反抗起りたるが上に、之を附與する大陸諸國に於ても今や一切の生產國は皆爭うて奨勵金を附與するの狀なるより、其の效果全からざるのみならず、國庫の負擔は年と與に重きを加ふるの一方にして、而も輸出奨勵金に反對を唱へ、萬一大陸諸國にして反省する所なくんば、英國政府は斷然大陸よりの輸入砂糖に對し輸出奨勵金に等しき輸入稅を課して以て之を相殺す可しと公言し、米國も亦英吉利と略ぼ同一の地位に立ちしかば、大陸諸國の輸出奨勵金を喜ばず。遂に一九〇二年の四月、年輸出奨勵金を授くる國より輸入する砂糖には普通の輸入稅たる從價四割の外に一「ヰンド」に付き十分の一「キント」の附加稅を課することと定め（「キルソン」關稅法）、更に一八九七年此制度を擴張して、附加稅を生產國の附與する輸出奨勵金の幾額に等しきものとなし、大藏大臣は諸國の輸出奨勵金又は戾稅を調査して附加稅を定むと改めたり（「ディングレー」關稅法）。

例に洩れず。一定量の舶來より拂取し得可き糖液頻年に著しく增加したるのみならず、又之と同樣に一定量の糖液より製出し得可き糖量も亦著しき增加を示せしかば何れの國に於ても皆消費稅額以上の戾稅額を見るに至り、玆に期せずして、各國衆に輸出奨勵金のを與ふるに至りぬ。現に一八九七年十二月一日發布の自耳義國舶來糖消費稅法並に舶來糖戾稅法により「ベクトリートル」に付き四十九法の消費稅を課すると同時に、一「ベクトリートル」の糖液より千九百「グラム」の砂糖を製し得るものとして、輸出砂糖一「ベクトリートル」の糖液より千九百「グラム」に付き四十五法の戾稅を行ひしに實際に於ては一「ベクトリートル」の糖液より二千九十「グラム」の砂糖を製すること得しかば、二千九十「グラム」に付き四十五法の輸出奨勵金を得る勘定となれり。且つ夫れ此結果、各製糖場の技術、機械、組織、原料の如何により、從て受くる奨勵金の高を異にすること可く、又國庫は爲に失ふ所大なるに至りしかば、其の弊害に堪へざるも、さりとて諸國との競爭上今俄に之を廢棄する能はざる事情あるを以て、勢ひ止むを得ず各國衆に輸出奨勵金を保存し、唯其の間接的のものなりしを直接的のものと改めて以て戾稅の更金を國に於ける砂糖輸出奨勵金なるものは、輸出奨勵の目的より見れば、寧ろ輸出奨勵金となり、遂に又直接輸出奨勵金となれり、是等關係の詳細は前項に述べたるを以て茲に之を略す。

六　輸出交付金

直接又は間接なるを問はず、國家が公然輸出奨勵金を附與するときは、多く前記の砂糖輸出奨勵金の如き運命を見るに至るものなれば、今や一切の生產國は皆爭うて奨勵金を附與するの狀なるより、其の效果全からざるのみならず、國庫の負擔は年と與に重きを加ふるの一方にして、而も輸出奨勵金に反對を唱へ、萬一大陸諸國にして反省する所なくんば、英國政府は斷然大陸よりの輸入砂糖に對し輸出奨勵金に等しき輸入稅を課して以て之を相殺す可しと公言し、米國も亦英吉利と略ぼ同一の地位に立ちしかば、大陸諸國の輸出奨勵金を喜ばず。遂に一九〇二年の四月、年輸出奨勵金を授くる國より輸入する砂糖には普通の輸入稅たる從價四割の外に一「ヰンド」に付き十分の一「キント」の附加稅を課することと定め（「キルソン」關稅法）、更に一八九七年此制度を擴張して、附加稅を生產國の附與する輸出奨勵金の幾額に等しきものとなし、大藏大臣は諸國の輸出奨勵金又は戾稅を調査して附加稅を定むと改めたり（「ディングレー」關稅法）。

斯くて大陸諸國の輸出奨勵金には英米諸國の激烈なる反抗起りたるが上に、之を附與する大陸諸國に於ても今や一切の生產國は皆爭うて奨勵金を附與するの狀なるより、其の效果全からざるのみならず、國庫の負擔は年と與に重きを加ふるの一方にして、而も輸出奨勵金に反對を唱へ、萬一大陸諸國にして反省する所なくんば、英國政府は斷然大陸よりの輸入砂糖に對し輸出奨勵金に等しき輸入稅を課して以て之を相殺す可しと公言し、米國も亦英吉利と略ぼ同一の地位に立ちしかば、大陸諸國の輸出奨勵金を喜ばず。遂に一九〇二年の四月、年輸出奨勵金を授くる國より輸入する砂糖には普通の輸入稅たる從價四割の外に一「ヰンド」に付き十分の一「キント」の附加稅を課することと定め（「キルソン」關稅法）、更に一八九七年此制度を擴張して、附加稅を生產國の附與する輸出奨勵金の幾額に等しきものとなし、大藏大臣は諸國の輸出奨勵金又は戾稅を調査して附加稅を定むと改めたり（「ディングレー」關稅法）。

伴うて輸入稅を低減する結果、內國臣民は外國臣民よりも高價なる砂糖を消費せざる可からざるに至り、遂に高價なる砂糖を消費せざるの不平の聲漸く高し。於是乎、是等關係の諸國相會して一切に之を妥協せむとの議出づ。萬國砂糖會議は卽ち此の結果にして、一八六三年の巴里會議より一九〇一年の「ブラッセル」會議に至るまで、前後十回を重ねたり。此間諸國の事情に妨げられ每會不首尾に了りしも、最後に「ブラッセル」會議に於て、一九〇一年十二月より翌年三月に亘る長討議の末、遂に三月五日首尾よく砂糖輸出奨勵金全廢に關する協約、卽ち所謂「國際砂糖條約」なるものを締結しぬ。此際本條約に調印せし國々は、獨國を除くの外、英吉利・佛蘭西・瑞典・ベルギー・ルクセンブルグ等の關係諸國にして、獨國も亦一九〇八年二月に至り、條件付にて之に加盟す。今、本條約の要點を略述せむに、條約國は一九〇三年九月一日以降、直接たると間接たるとを問はず、一切砂糖輸出に對する輸出奨勵金を全廢す可く、又砂糖輸入稅は百斤に付き六法の割合を超ゆべからず、但し條約國又は其の植民地領地にして輸出奨勵金全無きものよりの砂糖に對しては最低輸入稅率を課す可く、生產奨勵金若くは輸出奨勵金の金額を下らざる附加稅（卽ち相殺關稅）を課す可きものとさだめ、而して本條約は一九〇三年九月一日より向ふ五箇年間有效なる旨を約せり。依て本條約は一九〇八年滿期となりたるが、同年更に向ふ五箇年間繼續に決し、此際英吉利のみは輸入砂糖に對する相殺關稅を廢したり。

六　輸出交付金

直接又は間接なるを問はず、國家が公然輸出奨勵金を附與するときは、多く前記の砂糖輸出奨勵金の如き運命を見るに至るものなれば、今や一切の生產國は皆爭うて奨勵金を附與するの狀なるより、其の效果全からざるのみならず、國庫の負擔は年と與に重きを加ふるの一方にして、而も輸出奨勵金に反對を唱へ、萬一大陸諸國にして反省する所なくんば、英國政府は斷然大陸よりの輸入砂糖に對し輸出奨勵金に等しき輸入稅を課して以て之を相殺す可しと公言し、米國も亦英吉利と略ぼ同一の地位に立ちしかば、大陸諸國の輸出奨勵金を喜ばず。遂に一九〇二年の四月、年輸出奨勵金を授くる國より輸入する砂糖には普通の輸入稅たる從價四割の外に一「ヰンド」に付き十分の一「キント」の附加稅を課することと定め（「キルソン」關稅法）、更に一八九七年此制度を擴張して、附加稅を生產國の附與する輸出奨勵金の幾額に等しきものとなし、大藏大臣は諸國の輸出奨勵金又は戾稅を調査して附加稅を定むと改めたり（「ディングレー」關稅法）。

斯くて大陸諸國の輸出奨勵金には英米諸國の激烈なる反抗起りたるが上に、之を附與する大陸諸國に於ても今や一切の生產國は皆爭うて奨勵金を附與するの狀なるより、其の效果全からざるのみならず、國庫の負擔は年と與に重きを加ふるの一方にして、而も輸出奨勵金に反對を唱へ、萬一大陸諸國にして反省する所なくんば、英國政府は斷然大陸よりの輸入砂糖に對し輸出奨勵金に等しき輸入稅を課して以て之を相殺す可しと公言し、米國も亦英吉利と略ぼ同一の地位に立ちしかば、大陸諸國の輸出奨勵金を喜ばず。遂に一九〇二年の四月、年輸出奨勵金を授くる國より輸入する砂糖には普通の輸入稅たる從價四割の外に一「ヰンド」に付き十分の一「キント」の附加稅を課することと定め（「キルソン」關稅法）、更に一八九七年此制度を擴張して、附加稅を生產國の附與する輸出奨勵金の幾額に等しきものとなし、大藏大臣は諸國の輸出奨勵金又は戾稅を調査して附加稅を定むと改めたり（「ディングレー」關稅法）。

伴うて輸入稅を低減する結果、內國臣民は外國臣民よりも高價なる砂糖を消費せざる可からざるに至り、遂に高價なる砂糖を消費せざるの不平の聲漸く高し。於是乎、是等關係の諸國相會して一切に之を妥協せむとの議出づ。萬國砂糖會議は卽ち此の結果にして、一八六三年の巴里會議より一九〇一年の「ブラッセル」會議に至るまで、前後十回を重ねたり。此間諸國の事情に妨げられ每會不首尾に了りしも、最後に「ブラッセル」會議に於て、一九〇一年十二月より翌年三月に亘る長討議の末、遂に三月五日首尾よく砂糖輸出奨勵金全廢に關する協約、卽ち所謂「國際砂糖條約」なるものを締結しぬ。此際本條約に調印せし國々は、獨國を除くの外、英吉利・佛蘭西・瑞典・ベルギー・ルクセンブルグ等の關係諸國にして、獨國も亦一九〇八年二月に至り、條件付にて之に加盟す。今、本條約の要點を略述せむに、條約國は一九〇三年九月一日以降、直接たると間接たるとを問はず、一切砂糖輸出に對する輸出奨勵金を全廢す可く、又砂糖輸入稅は百斤に付き六法の割合を超ゆべからず、但し條約國又は其の植民地領地にして輸出奨勵金全無きものよりの砂糖に對しては最低輸入稅率を課す可く、生產奨勵金若くは輸出奨勵金の金額を下らざる附加稅（卽ち相殺關稅）を課す可きものとさだめ、而して本條約は一九〇三年九月一日より向ふ五箇年間有效なる旨を約せり。依て本條約は一九〇八年滿期となりたるが、同年更に向ふ五箇年間繼續に決し、此際英吉利のみは輸入砂糖に對する相殺關稅を廢したり。

「國民經濟雜誌」第四卷第五號）。津村秀松「綿糸輸出奬勵金制廢（同上同卷第四號）。（津村秀松）

輸出稅（ユシュツゼイ）

獨 Export Duties. 佛 Droits de Sortie. 露 Ausfuhrzölle.

一 意義及び沿革　貨物の輸出に際し、之れに課する關稅を云ふ。元來關稅は一種の通行稅と見做されるものなるが故に、往昔に於ては、輸出稅も輸入稅も同一視せられ、兩者は常に同額を課し、其間に何等の區別を設けざりき。加之當時に於ける輸出稅制度の趣旨は、單に國境を超えて外國に輸送せらるる貨物に課稅して收入を得るにありて、他に何等の目的なかりき。卽ち單純なる財政關稅にして、而も政策的意義を有せざりしなり。輸出稅が經濟政策の目的に應用せらるるに至りたるは、十七世紀以降の事に屬す。

往時希臘に於ては、港灣又は內地の要衝に關所を設け、玆を出入する一切の貨物に對し、其輸出品たると輸入品たるとに論なく、收入關稅を課したることあり、羅馬に於ても、國境に稅關を設け、單り輸入品のみならず、通過貿易品並びに輸出品にも課稅したり。尤も其稅額は寧ろ低率なりしが如し。降て中世に於ては、關稅制度は壞頹して、稅關は或は大河の渡場に或は峠の中途に、或は街道の要衝に、到る所に濫設せられ、商品は到る所に於て國內關稅を徵せらるることとなれり。其稅率は必ずしも高からざりしも、斯くの如き稅關の數甚だ多く、回を重ねて課稅せらるるが故に、其負擔は決して輕からざりき。殊に獨逸に於ては、當初王家に屬したる稅關が、漸を追うて地方の領主の掌に歸し、領主は禁令を顧みずして自ら各地に稅關を新設し、輸出輸入の貨物に對して課稅したり。

單に財政上の技術の點より見れば、輸出稅は輸入稅に優るとも劣るものにあらず。蓋輸出向の貨物は其未だ輸出せられざるに當つて略之れを知ることを得るが故に、輸出貿易の監視は輸入貿易の監視よりも寧ろ容易なるべきが故なり。加之、國際貿易は大體に於て結局貨物と貨物との交易に了るものにして、輸出貨物の價格總額と概略一致する傾向あるものなるが故に、輸出に課稅するも、輸入に課稅するも、其收入額に於ては大差なかるべきが故なり。されば、輸出稅可なりや輸入稅可なりやの問題は、主として國民經濟の利害を考量するに至つて初めて解決せらるべきものなり。斯くの如き見地より輸出稅を批判して之れを改廢したるものを「マーカンチリズム」の學說並びに政策となす。而して「マーカンチリズム」は輸出稅の一半を不可として之れを廢し、其一半を可として之れを保てり。

「マーカンチリズム」に從へば、輸入貿易は金銀流出の基をなすものなれば、大に之れを制限せざるべからず。之れに反し、輸出貿易は金銀流入の基をなすものなれば、盛に之を奬勵せざるべからず。從て、輸入貿易を妨ぐる輸入稅は之れを增加すべく、輸出貿易を妨ぐる輸出稅は之れを廢棄すべしと斷ぜり。唯、原料品並びに食糧品に對する輸出稅は、國內に於ける原料品食糧品を低廉ならしめ、從て工業の發達を助け、其結果輸出の增進を促すものなりとして之れを保存したり。されど斯くの如き原料品・食糧品に對する輸出稅は農業の利益を顧みざるものなるが故に當然土地階級の不滿を買はざるを得ず。英吉利に於て、十七世紀の末に、穀物輸出奬勵金の制度設けられたるが如き、また普魯西に於て、或種の輸出禁止が撤廢せられたるが如きは、土地階級の不平を和げんとするの策に出でたるものと知るべし。

今日の關稅政策は偏頗なる保護を以て一二の產業を幸することを目的とするものにあらずして、國民經濟全體の向上發展を目的とするものなるが故に、農業を度外に於て顧みざりし「マーカンチリズム」の偏頗なる輸出稅は今日に於ては問題とならず。今日に於て有利に國民經濟の利益を害することなく輸出稅を行ひ得べき場合は次の二つに過ぎざるべし。（一）其の輸出品が自國の獨占品たる場合、若しくは、（二）少くとも其の輸出品の生產に於て自國が極めて優越なる地位を有する場合、卽ち是なり。其輸出品が自國の獨占に屬する場合には、自國の輸出者は課稅額だけ價格を引上げて輸出稅を輸入國に轉嫁するを得べく、若し又、價格が既に最高限に達して更に之れを引上げ難き場合には輸出者自ら之れを負擔することゝなり、國家は獨占に因る利益の一部を收得することゝなるなり。何れの場合に於ても一定の限度を越えて需要の減退を見るに至らざる限り、弊害を見ることなかるべきなり。次に內國の生產條件が優越なる場合には、稅額が此優越の程度を超えて之れを減却せざる限り、國際市場に於て自國商品の競爭力を害することなかるべし。然るに今日に於ては世界の交通大に開け、貿易甚だ進みたる結果、地方的獨占又は優越を守ること甚だ難く、右の二條件に適する商品甚だ少く殊に食糧品原料品の如きは國際市場の一大商品となり、單に一國に於て之れが輸出の抑制を圖るも、到底一般市場を左右することを得ざるのみならず、多くは自國の不利を招くに過ぎざること明になりしを以て、輸出稅は益〻減少して、經濟政策上の利益を顧みるの餘裕なき未開國に於ては兎に角文明國に於ては、二三の例外を除き、殆ど其跡を絕つに至れり。

二 種類及び現狀　然らば今日尙ほ多少に拘らず、輸出稅を存する所以如何。之には三種の理由あるなり。曰く、（第一）財政政策上の理由、（第二）商業政策上の理由、（第三）社會政策上の理由是れ也。從て又今尙ほ殘存する所の輸出稅には、是等三種の理由に基き三種の別ある可し、曰く 第一 收入的輸出稅（Revenue Export Duties） 第二 保護的輸出稅（Protective Export Duties） 第三 社會的輸出稅（Social Export Duties.）卽ち是れ也。順を逐て之を說明せむ。

第一 收入的輸出稅　收入的輸出稅とは、國庫の收入を增加するを目的とする輸出稅をいふ。曩に述べたるが如く、元來、輸出稅の發生を見るに至りし所以は、輸入稅又は通過稅と等しく、一に之によつて國庫に確實なる財源を供せむとの財政上の理由に外ならず。されば今日と雖も財政上の理由こそ、輸出稅の存する主なる理由にして、從て又收入的輸出稅こそ、今尙ほ存する輸出稅中主部を占むるものなり。（一）卽ち今日とても國費多端に財源缺乏せる貧弱國に於ては、往々一切の輸出品に對し、一切輸出稅を課するものあるが、是等は最も明瞭に其の收入的輸出稅たることを表明せるものと謂ふ可し。土耳古・埃及・スダン（從價一分）・波斯（從價五分）・ブルガリヤ（從價一分五厘）の如き卽ち是れ也。（二）又其の國の一切の最重要輸出品に對し、一切輸出稅を課するものあるが、是れ亦其の收入的輸出稅たる旨を立證するものと謂ふ可し。中米・南米・西印度の諸國が珈琲・護謨・砂糖・「ラム」・蜂蜜・煙草・果物・材木・穀果・獸皮・毛皮等に對し、亞弗利加の諸國が護謨・象牙・穀果・海綿・椰子油・椰子實等に對し、亞細亞の諸國が阿片・茶・米・生糸・錫・煙草・香料・介殼・毛皮・寶石等に對し、輸出稅を課するが如き、卽ち是れ也。（三）更に又自國の獨占的產物に對し、輸出稅を課するものあるが、是れ亦收入的輸出稅たるや明けし。印度が阿片に、米國が棉花に課したる輸出稅の如きもの、卽ち此の一適例なるが、現に存する所に就て云へば、ブラジルの珈琲に、智利の硝石に、西班牙並に葡萄牙の「キルク」に、伊太利の硫黃に、キューバの煙草に課する輸出稅の如きは卽ち此の例にして、又近く一九〇一年四月、南阿戰爭に際し、一噸一志の輸出稅を課したるが如きも亦此の例なり。されど斯る獨占的產物に對し、新に他に競爭品發生して、爲に其の獨占的地位に動搖を來すことあらば、之に對する輸出稅も亦自から撤廢せざるべからざるに至らむ。昔て淸國は製茶に於て略英吉利の石炭に對し、一切の輸出稅を廢したるが如きも亦此の例なり。

第二 保護的輸出稅　單に財政上の理由に基く輸出稅は、今日殆んど文明國に其の跡を絕つに至りたること、旣說の如くなるが、輸出稅は獨り財政上の理由に發するのみならで、又商政上の理由に發するものなり。國庫收入主義に基く輸出稅あると同時に、又產業保護主義に基く輸出稅もあるなり。而して保護的輸出稅とは實に內國產業の保護を目的とする輸出稅をいふなり。彼の石炭・鐵鑛・木材の如き原料品、穀物其の他の食料品・獸皮・古苧・屑紙・古鐵の如き屑物品は、工業立國上缺くべからざる必要品なるが故に、之が輸出を容易ならしむるは、工業上の競爭國たる敵に武器を與ふるに等しく、之が輸出を防止するは、他國に對して自國の工業を優勢ならしむる所以なるを以て、之が輸出に對して輸出稅を課するが如きは、卽ち保護的輸出稅なりとす。曩て佛蘭西のコルベヤが農產品の輸出に重稅を課したるが如き、此種の適例にして、十七世紀十八世紀に於ける歐洲各國の「マーカンチリズム」も亦、皆盛に此の種の關稅を課して以て、此種の政策を弄したるものなり。近時、世界各國に所謂る新「マー

珈琲輸入稅の輕減を促したりき。コロンビヤも亦之に倣ひ、一八九六年十月十四日の法律を以て、外國に於ける珈琲の相場の下落に伴うて、珈琲輸出稅を輕減又は全廢し得るの權を政府に委ねたり。此の他、尙ほ珈琲の產地を以て有名なる中米諸共和國も亦續て以上二國の政策に倣へりといふ。之を要するに、收入的輸出稅は今尙ほ多く世界に存すれど、之を存するは多く財政困難なる後進國にして、國運旣に開け、財源に窮せざる前進國に於ては、一二例外の場合の外、最早や此の種の輸出稅を存するの必要を認めざるのみならず、進で輸出を奬勵せむとすること、今や是等の諸國の最も苦心する所なるを以て、其の方針に反馳するの輸出稅は成る可く之を廢棄し、若くは之を廢棄せむとするは、固より當然のことなりと謂ふ可し。

輸出稅

（四八九三）

輸出稅

輸出稅

輸出稅

ユスチ

ユスチ

ユストゥム・プレチウム

羅 Justum Pretium. 英 Just price. 獨 Gerechter Preis. 佛 Prix juste.

概説 「ユストゥム・プレチウム」は拉丁語にして直訳すれば「公正價格」の義なり、從に英佛獨にて「ジャスト・プライス」「ジュスト・プリ」「ゲレヒター・プライス」等と翻譯す。但し此は單に文字に付ての譯語たるに止り、其の實質に至ては大に異るものあり。抑も「ユストゥム・プレチウム」と稱して公正價格と云ふ文字を冠するに至りしは、一切の價額を正しく衡るべきなりと。それは「ユストゥム・プレチウム」と稱する語を屢著者共通に用ふるものの一と雖も去事實說の詮索たるに止らず、極めて切實なる實際問題と交渉するものと云ふ可し。

II 羅馬法に於ける「ユストゥム・プレチウム」の思想 羅馬法に於ては價値と價格との無別殆んど全然たらず、「プレチウム」なる語を屢著共通に用ふるものの一と雖も去事實說の詮索たるに止らず、極めて切實なる實際問題と交渉するものと云ふ可し。

羅馬法の如き非常に發達したる法律なく、又敎會法の如き原はしき制度なくとも古人の經濟思想が或る程度に達するときには、知らず識らずの裡に一種の「ユストゥム・プレチウム」的概念を形成するに至りしこと例は之を看出すに難からず。此の意味に於ては古代支那に所謂「平準」・「均輸」等は亦一種の「ユストゥム・プレチウム」の政策なりきと云ふ可し。司馬遷『史記』を作り「平準書」の一篇を置く。曰く「元封元年、桑弘羊、爲治粟都尉、領二大農一代二元狩一、筦二天下鹽鐵一、而天下饒給、弘羊以二諸官各自市一、相與爭二物故騰貴一、而天下騷動、弘羊乃請令吏得以入粟補官、及罪人贖罪、拜爵各有差、以便利農、除千金之路、而入粟於邊者、足以實二塞下一、乃令吏民入粟甘泉各有差、以復其終身、不復告緡、以除其算、十萬口一算、軺車二算、商賈人軺車二算、船五丈以上一算、匿不自占、占不悉、戍邊一歲、沒入緡、有能告者、以其半畀之、是時大農斥上林、均輸、以便宜稍稍籍田官、衆益、置二水衡一、欲以主盡籠山海之利、排富商大賈、出其奇羨、以佐助縣官、於是天子北至二朔方一、西渡二河、登二隴西一、北出二蕭關一、歷二上郡一、自二代、並二北邊一還、祠二橋山一、乘二黄帝之仙一、釋二兵須一、望二祀泰山一、修二封禪一、勒二兵十餘萬一、揚二旗幟一、出二渤海一、望二祀蓬萊一、冀遇二神人一、羨門之屬一、而方士傳言神事、入海者求之蓬萊、未能至、而海上燕齊怪迂之方士、多更來言二神事一矣、於是以二東萊一延二年一、宿二留海旁一、求二蓬萊一、未有驗、乃益遣二入海一、資二糧食一、丁二壯一、多齎二童男女一、遠涉二海中一、以候二神人一、言二蓬萊一、見二大人一、大人不欲、令二人主一、以二不死藥一、黄帝時至二萬年一、其後或千歲、或數百歲、仙人好樓居、上爲二築蜚廉桂觀一、甘泉前殿、度二五十丈一、輦道相屬、又興二建章宮一、度二二十餘里一、其東則鳳闕、高二二十餘丈一、其西則唐中、數十里虎圈、其北治二大池一、漸二臺高一、度二十餘丈一、命曰二泰液一、中有二蓬萊、方丈、瀛洲、壺梁一、象二海中神山龜魚一、其南有二玉堂、璧門、大鳥一、設二祠具一、將二以候一、神人一、公孫卿持二節一、夜設二祠具一、招二來仙人一、乘二雲車一、以迎二黄帝一、於是甘泉、建章、鼎湖、延壽、之屬、興焉、其後天子病鼎湖甚、巫醫無二所不一用一、及二鬼神一、禱二祠之一、益二興一、而方士有二言一、僊人可二招一、以二物一、致一、天子既誅二大將軍一、滅二丁、傅一、而公孫卿、以二手書一、迹、書二其一、曰、陛下宜二時一、巡二天下一、以候二神人一、上乃遂東、至二緱氏一、問二卿一、卿曰、有二上仙一、跡、近二人一、然好二微一、迹、不二肯一、見二其一、人一、見二其一、迹、愈二遠一、上乃使二人一、持二大一、入一、山一、視一、有二大人一、迹一、一、云、見二其一、人一、可二數一、丈一、欲一、復一、見一、之一、以二誠一、心一、其一、後一、卿一、以二中一、大一、夫一、病一、使一、人一、持一、其一、符一、節一、候一、神一、於一、太一、山一、還一、報一、曰一、僊一、人一、可一、見一、然一、天一、子一、使一、不一、能一、自一、往一、其一、後一、有一、使一、見一、之一、曰一、上一、已一、數一、月一、不一、見一、矣一、天一、子一、既一、已一、遂一、東一、封一、泰一、山一、無一、風一、雨一、還一、至一、奉一、高一、宿一、祠一、祭一、明一、日一、下一、自一、泰一、山一、陽一、道一、復一、至一、梁一、父一、祠一、祭一、禪一、肅一、然一、山一、上一、亦一、有一、封一、禪一、其一、夏一、六一、月一、還一、至一、甘一、泉一、郊一、見一、太一、上一、光一、明一、燭一、天一、下一、因一、禮一、神一、之一、壇一、旁一、亦一、有一、小一、山一、祠一、其一、秋一、作一、建一、章一、宮一、以一、南一、臨一、勉一、道一、自一、是一、後一、常一、三一、歲一、一一、郊一、泰一、山一、一一、至一、梁一、父一、天一、子一、既一、已一、封一、禪一、泰一、山一、無一、風一、雨一、之一、符一、然一、後一、上一、泰一、山一、復一、有一、風一、雨一、此一、其一、效一、驗一、之一、明一、者一、也一、而一、公一、卿一、大一、夫一、怪一、之一、則一、以一、爲一、天一、子一、至一、誠一、感一、神一、天一、子一、既一、聞一、公一、孫一、卿一、大一、人一、之一、跡一、在一、緱一、氏一、亦一、數一、使一、人一、候一、伺一、緱一、氏一、有一、大一、人一、跡一、輒一、以一、聞一、天一、子一、於一、是一、天一、子一、幸一、緱一、氏一、問一、公一、孫一、卿一、曰一、仙一、人一、好一、樓一、居一、脩一、觀一、候一、神一、人一、宜一、可一、以一、來一、公一、孫一、卿一、曰一、僊一、人一、之一、好一、合一、其一、物一、物一、多一、奇一、惡一、不一、可一、以一、神一、接一、今一、陛一、下一、欲一、修一、觀一、以一、候一、神一、人一、宜一、以一、城一、居一、乃一、可一、來一、其一、後一、三一、月一、天一、子一、遂一、東一、幸一、東一、萊一、宿一、留一、海一、旁一、數一、月一、見一、大一、人一、迹一、復一、作一、大一、人一、迹一、其一、中一、外一、behind 以言語官名自市、相與爭物故騰貴、而天下厭苦、弘羊、或以諸官各自市、相與爭物故騰貴、而天下厭苦、弘羊、

【參考書】 (1) Allgemeine deutsche Biographie, Bd. XIV, Leipzig 1881.—(2) **Conrad**, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl., Bd. V.— (3) **Kautz**, Theorie und Geschichte der Nationalökonomik, Bd. II, Wien 1860.—(4) **Marchet**, Studien über die Entwickelung der Verwaltungslehre in Deutschland, München u. Leipzig 1885.—(5) **Palgrave**, Dictionary of Political Economy, vol. II. London 1896.—(6) **Rosher**, Geschichte der Nationalökonomik, München 1874. (栗井常雄)

【參考書】 Von der Abtretung des Reichslehns im Frieden mit auswärtigen Mächten, Wien 1751.—Gutachten von dem vernünftigen Zusammenhange und praktischen Vortrage aller ökonomischen und Kameralwissenschaften usw., Leipzig 1754.—Entdeckte Ursachen des verderbten Münzwesens in Deutschland, Leipzig 1755.—Neue Wahrheiten zum Vorteil der Naturkunde und des gesellschaftlichen Lebens der Menschen, 2 Bde. Leipzig 1754–58.—Staatswirtschaft, oder systematische Abhandlung aller ökonomischen und Kameralwissenschaften, die zur Regierung eines Landes erfordert werden, Leipzig 1755; 2. Aufl. 1758.—Göttingische Polizeiamtsnachrichten usw., Göttingen 1757.—Grundsätze der Polizeiwissenschaft in einem vernünftigen, auf den Endzweck der Polizei gegründeten Zusammenhang, usw., Göttingen 1756: 3. Aufl. 1782.—Der handelnde Adel, welchem der kriegerische Adel entgegengesetzt wird, Göttingen 1756.—Vollständige Abhandlung von den Manufakturen und Fabriken, 2 Bde, Kopenhagen 1758–61; 3. Aufl. Berlin 1788.—Die Chimäre des Gleichgewichts von Europa, usw., 2 Teile, Altona 1758.—Die Chimäre des Gleichgewichts der Handlung und Schiffahrt, Altona 1759.—Fortgesetzte Bemühungen zum Vorteil der Naturkunde und des gesellschaftlichen Lebens des Menschen, 4 Stücke, Berlin u. Stettin 1759–61.—Der Grundriss einer guten Regierung, Frankfurt a. M. 1759.—Die Folgen der wahren und falschen Staatskunst in der Geschichte des Psammitichus, Königs von Egypten und der damaligen Zeiten, 2 Teile, Frankfurt a. M. 1759–60.—Die Natur und das Wesen der Staaten usw., Berlin 1760; 2. Aufl. Mietau u. Leipzig 1771.—Abhandlung von der Macht, Glückseligkeit und Kredit eines Staates, Ulm 1760.—Oekonomische Schriften über wichtigsten Gegenstände der Stadt und Landwirtschaft, 2 Bde, Berlin 1760–61; 1766–67.—Die Grundveste zu der Macht und Glückseligkeit der Staaten oder ausführliche Vorstellung der gesamten Polizei ssenschaft, 2 Bde, Königsberg u. Leipzig 1760–61.—Abhandlung von der Vollkommenheit der Landwirtschaft und der höchsten Kultur der Länder Ulm 1761.—Gesammelte politische und Finanzschriften über wichtige Gegenstände der Staatskunst, Kriegswissenschaft und des Kameral- und Finanzwesens, 3 Teile, Kopenhagen 1761–64. — Abhandlung von den Steuern und Abgaben, Königsberg 1762.—Von dem Manufaktur- und Fabrikregelment, Berlin 1762.—La chimère de l'équilibre du commerce et de la navigation, Kopenhagen 1763.—System des Finanzwesens nach vernünftigen, aus dem Endzweck der bürgerlichen Gesellschaft und aus der Natur aller Quellen der Einkünfte des Staates hergeleiteten Grundsätzen und Regeln ausführlich abgehandelt, Halle 1766.

【參考書】 (1) Allgemeine deutsche Biographie, Bd. XIV, Leipzig 1881.—(2) **Conrad**, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl., Bd. V.— (3) **Kautz**, Theorie und Geschichte der Nationalökonomik, Bd. II, Wien 1860.—(4) **Marchet**, Studien über die Entwickelung der Verwaltungslehre in Deutschland, München u. Leipzig 1885.—(5) **Palgrave**, Dictionary of Political Economy, vol. II. London 1896.—(6) **Rosher**, Geschichte der Nationalökonomik, München 1874. (栗井常雄)

II 羅馬法に於ける「ユストゥム・プレチウム」の思想 羅馬法に於ては價値と價格との無別殆んど全然たらず、「プレチウム」なる語を屢著共通に用ふるものの一と雖も去事實說の詮索たるに止らず、極めて切實なる實際問題と交渉するものと云ふ可し。羅馬法の如き非常に發達したる法律なく、又敎會法の如き原はしき制度なくとも古人の經濟思想が或る程度に達するときには、知らず識らずの裡に一種の「ユストゥム・プレチウム」的概念を形成するに至りしこと例は之を看出すに難からず。此の意味に於ては古代支那に所謂「平準」・「均輸」等は亦一種の「ユストゥム・プレチウム」の政策なりきと云ふ可し。司馬遷『史記』を作り「平準書」の一篇を置く。曰く「元封元年、桑弘羊、爲治粟都尉、領二大農一代二元狩一、筦二天下鹽鐵一、而天下饒給、弘羊以二諸官各自市一、相與爭二物故騰貴一、而天下厭苦、弘羊、或以諸官各自市、相與爭物故騰貴、而天下厭苦、弘羊、

【參考書】 (1) Allgemeine deutsche Biographie, Bd. XIV, Leipzig 1881.—(2) **Conrad**, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl., Bd. V.— (3) **Kautz**, Theorie und Geschichte der Nationalökonomik, Bd. II, Wien 1860.—(4) **Marchet**, Studien über die Entwickelung der Verwaltungslehre in Deutschland, München u. Leipzig 1885.—(5) **Palgrave**, Dictionary of Political Economy, vol. II. London 1896.—(6) **Rosher**, Geschichte der Nationalökonomik, München 1874. (栗井常雄)

ノイタンは「アンチクイ」は貨幣の一定額に限る(nur in Geld denkbar während das mit dem Preise sich umgekehrt verhalte)と云ふは非なり云々と曰ひ(羅馬法の註釋學用語第四十一頁以下)今其の考定を考定せんに、羅馬法の實質契約は原語考定が引證す可き個所とその前後とに徴して合理したることに效力を生ず。Der emtiovenditio ist gültig in dem Augenblicke, in welchem beide Teile über Ware und Preis sich geeinigt haben(Sohm, Institutionen § 82)同に形式を要せざるものにして、「アンチクイ」は其の數額たる一定の貨幣を言ふものなれはノイタン氏の云ふ如く今日の價格とは同じからず(Irrig ist die oft beliebte Identificierung von Preis und pretium. Der letztere Ausdruck wird nach gemeinem Rechte vielmehr häufig auch für Wert gebraucht. verum rei pretium für vera rei aestimatio. und ausserdem ist pretium nach römischem wie gemeinem Rechte etwas dem Kaufe Eigentumliches. Vom Preise hingegen sprechen wir in unserer wissenschaft wie im Leben auch z. B. beim sog. Naturaltausche von Sachen, desgleichen beim Tausche von Lei tungen gegen Sachen oder Leistungen und erörtern daher neben den Warenpreisen auch z. B. Fracht-, Pacht-, Arbeitspreise u. s. w. Schönberg's Haudbuch. I, i. S. 170—1.(「アンチクイ」と價格とを混同するに基けられたる是は誤なり。「アンチクイ」とは價値の客體にも用ひらるゝ語にして、又實質に特有なる者等なり、價格は然らず、價格は公と土に實際上種々なる場合にも使用し其に始めも後又は公私との交換に就ても用ふ、故に商品に價格あるのみならず、勞働・小作料・賃貸料・賃銀等をも價格と稱す)果に對してチヤルトマンは反對說を主張して「ノイタンは「アンチクイ」は貨幣の一定額に限る」(nur in Geld denkbar während das mit dem Preise sich umgekehrt verhalte)と云ふは非なり云々と曰ひ(羅馬法の註釋學用語第四十一頁以下)今其の考定を考定せんに、羅馬法の實質契約は原語考定が引證す可き個所とその前後とに徴して合理したることに效力を生ず。Der emtiovenditio ist gültig in dem Augenblicke, in welchem beide Teile über Ware und Preis sich geeinigt haben(Sohm, Institutionen § 82)同に形式を要せざるものにして、「アンチクイ」は其の數額たる一定の貨幣を言ふものなれはノイタン氏の云ふ如く今日の價格とは同じからず(Irrig ist die oft beliebte Identificierung von Preis und pretium. Der letztere Ausdruck wird nach gemeinem Rechte vielmehr häufig auch für Wert gebraucht. verum rei pretium für vera rei aestimatio. und ausserdem ist pretium nach römischem wie gemeinem Rechte etwas dem Kaufe Eigentumliches. Vom Preise hingegen sprechen wir in unserer wissenschaft wie im Leben auch z. B. beim sog. Naturaltausche von Sachen, desgleichen beim Tausche von Lei tungen gegen Sachen oder Leistungen und erörtern daher neben den Warenpreisen auch z. B. Fracht-, Pacht-, Arbeitspreise u. s. w. Schönberg's Haudbuch. I, i. S. 170—1.(「アンチクイ」と價格とを混同するに基けられたる是は誤なり。「アンチクイ」とは價値の客體にも用ひらるゝ語にして、又實質に特有なる者等なり、價格は然らず、價格は公と土に實際上種々なる場合にも使用し其に始めも後又は公私との交換に就ても用ふ、故に商品に價格あるのみならず、勞働・小作料・賃貸料・賃銀等をも價格と稱す)果に對してチヤルトマンは反對說を主張して

に拘らざる貨幣價値の意に於ける「アレチウム」は實質に於て存するのみ。從て實質を交換の一個と見、唯一方の交換財が貨幣となるの差あるのみとするは皮相の見たることを多言を要せず(日本民法第五五五條。實質は當事者の一方が或財產權を相手方に移轉することを約し相手方が之に其代金を拂ふことを約するに因りて其所有權に非ざる財產權を移轉することを約するに因りて其效力を生ず)されはニベルマンが云くりし如く

Es giebt keinen andern Preis, als den Preis in gemünztem Geld. Erst durch die Existenz der pecunia ist der Begriff des pretium und damit des Kaufs, wie ja schon römische Stellen besagten, möglich geworden(故會法の經濟學說九十二頁)(貨幣にて言表はされたる以外の「アレチウム」なるものなし「ペクニア」(貨貨)ありて始めて「アレチウム」並に實質の統念あり得ることは羅馬法の指示する所なり)と云くるものは一點の疑似を容れざるなり。而して「ニストム・プレチウム」とは此實質に於ける貨幣價値の個々に交拂はるゝものの謂なり。其の一般的に許定せらるゝものは明瞭なる思想なし、茲に實用を以て出立點とするか、利用を以て根抵とするかの重大問題に就ては之を說知するに由なしとす。況んや「ニストム・プレチウム」に就ての倫理的考察をや。其の之あるは中古の敎會法に於てのみ。故に曰く今日の學說に於ては殆んど之を及ぼしたるは undenkbar, was nach Neumann's Ansicht der Fall sein müsste, sondern nur " non poteat inveniri, quid enorum merx eb quid pretium ist" と云ふは物會の區辨と斷せざるを得ず。交換には對價なる「アレチウム」はなく唯だ交換物あるのみ、物權を離れ定形

ス・ト・プレチウム

如し。其の點に於ては希臘羅馬の方法が今日の學說に接近するものと云ふ可し、アリストテレスの價値の二種の意義區別のもの羅馬の時間には大加たるなり。彼をチエルトマンの云ふ如く、「アンチクイ」は全に相對的の概念として認められたり。卽ち Paulus 1. 63. § 2. D XXV, 2 : nonnullum tamen pretio varietatem loca temporaque adferunt; nec enim tandidem Romae et in Hispania oleum aestimabitur nec continuis sterilitatibus tantidem, quanti secundis fructibus, dum hic quoque non ex momentis temporum nec ex ea quae raro accidat caritate pretia constituantur. と云ふに依して近來の學說の所謂客觀說なるものを認むるに非ず、又「アンチクイ」を以て物に固有なりとするにもあらず、人と物との關係より起る相對概念なりとするの意を排知す可きなり。從て物自らに於て「アンチクイ」を有するの有せざるの論は起らず、其の物が人に對して置かれたる關係に於て其の有無を云ふ可きなり。perpetua aestimatio(不易の評價を有するものにして、其の他のものの「アンチクイ」は全に變易なりとなすものと云ふなり。又曰く Pretia rerum non ex affectione nec utilitate singulorum sed communiter fungi 卽ち個人の主觀的評價は「アンチクイ」とならず、從て價値と價格との辨別明ならず、其關係に於て同等の價格を下すを得ず、否「アンチクイ」の「語」については實質の意にて時としては價格の意にて用ふ。例へば si quis centum debens frumentum eiusdem pretii constituant 若くは nisi si quando maioris pretii sit is qui ante nominatussit 等と云ふときは價値の意にして、sin autem certo quidem pretio, quod non prima facie videtur esse iniquum, dominus servum vendere paratus est 又は domini interesse, ut praetur pretium accipiat, quo pluris eam testator redimi iussit 若くは pretium autem constitui oportet: nam nullien emtio sine pretio esse potest 抔と云ふときは價格を意味するなり。然るに「一般の概念としての「アンチクイ」と現實に一定の「アンチクイ」との區別は法定明瞭に區つ註釋に記載をられ res valet ut vil emta est 又は救立せしむるなり。卽ちパウルスが云くる如く quemadmodum in emendo et vendendo naturaliter concessum est quod pluris sit minoris emere, quod minoris sit pluris vendere et ita invicem se circumscribere 是なり。かくて「ニストム・プレチウム」の概念に到達するなり。卽ち現下實際に採取せられたる「アンチクイ」に對し一般の意味にて云ふ價値を verum 又は justum pretium(眞正又は公正價格)と稱せり。彼にチエルトマンの如く Rem maioris pretii sit tu vel pater tuus minoris pretii distraxit, humanum est, ut vel pretium te restituente emtoribus fundim venditum recipias auctoritate intercedente iudicis, vel, si emtor elegerit, quod deest iusto pretio recipies. minus autem pretium esse videtur, si nec dimidia pars veri pretii soluta sit と。茲に maioris pretii と云ひ minoris pretii と云ふは價格卽ち實際支拂はるゝ所と、原價卽ち一般の認定とを意味するものにして兩者相違するときは laesio enormis(此は此の時始めて認められ後世に大なる影響を與へたり)生するものにして、買手が價値の二分の一以下の價格を支拂ふに過ぎりしときは其の實質契約は何時にても取消すことを得と定めたるなり。蓋し羅馬法に於ける實質契約(emtio venditio)とは當事者の一方が商品を給付し、他方が其の價格(賣買卽ち一定の貨幣額)を支拂ふ義務を負ふによりて效力を生ず

せず又一方より給付あるを待つに及ばず是れ賣買と交換との異る點なり。茲にゾーム曰く Der sachliche unterschied zwischen Kauf und Tausch(der letztere ist heute gleichfalls Consensualcontracte. besteht darin, dass der Kauf für den einen Vertragsteil (den Käufer) eine Geldschuld, für den anderen Teil (den Verkäufer) eine Geldschuld hervorbringt, während der Tausch für beide Teile eine Sachschuld setzt〔賣買と交換との差は(交換は今日の法理にては同じく同意契約なるも)次の如し、賣買に於ては一方の當事者卽ち買手に對して代價債務を喚起し、他方卽ち賣手に對しては物件債務を生ずる所以にして交換に於ては兩當事者共に物件債務を負ふことを是なり〕と。貨幣(金錢)債務とは一定の貨幣額卽ち一定量の價値を給付す可き義務を云ふものにして、一定の貨幣の幾片を給付す可き義務を指すに非ず。故に買手は單に一定の貨幣額(貨幣價値)を負ふのみにして決して貨幣の實物を負ふものに非ず。故に一定の貨幣を賣ぐ五圓金貨十枚を引渡す可しと契約するときは、此の契約は賣買に非ずして交換なり、又賣手は一定の貨幣額を引渡す可き義務を負ふことなきは勿論なれども、一定の貨幣價値を引渡す可きことあるの理なし。ゾーム曰く Man sieht, wie wenig zutreffend es ist, beim Kauf von Umsatz der Ware " gegen Geld " zu sprechen, oder den Unterschied von Kauf and Tausch dahin zu bestimmen, dass dort von der einet Seite "Geld" geleistet werde. Das entscheidende ist, dass der Kaufvertrag den Umsatz der Ware gegen eine Geldsumme(darin liegt des Wesen des Preises)bedeutet, dass die Verpflichtung des Käufers eine Geldschuld ist(S. 384)羅馬の賣買を以て商品と貨幣との交換なりと云ふ說の誤なること明なり。又賣買と交換とを區別するに賣買に於ては當事者の一方が貨幣を給付するものなりと云ふも既なり。賣買契約とは商品と貨幣との交換なり、是れ「アレチウム」の本質なり買手の負ふ債務は貨幣にあらず唯一定の額のみと。而して賣手は商品の給付 rem tradere の義務を負ふのみならず rem habere licere の義務を負ふ。卽ち賣手が其の賣ることを約したる商品の所有者たらず、又之に對し完全所有權を有せずして第三者をして買手に其商品を引渡さしむる場合の損害賠償是なり。さて賣手の負ふ所は rem tradere にして rem dare にあらず。換言すれば Eigentumsübertragungshandlung (Besitzübergabe mit dem Willen der Eigentumsübergabe)所有引渡行爲(所有轉移の意志を以てする所持の轉移)の義務を負ふも Eigentumsübertragungserfolg 所有引渡效果の義務を負ふものにあらず。故に賣手が或の所有者なるときは、他方當事者は之を訴くるは損害賠償を請求するを得るなり。賣買に於ては引渡の效果を缺くも尙所持が無效となる時、卽ち「エヂクチオ」の場合に於て始めて爭起り得るなり。是によりて見れはチエルトマンが

Es heisst also keineswegs, dass der Preis ohne Geld unmöglich wäre, sondern nur, dass sich ohne dasselbe Preis und Ware nicht unterscheiden liessen. Daher ist denn beim Tausch ein Pretium keineswegs undenkbar, was nach Neumann's Ansicht der Fall sein müsste, sondern nur " non poteat inveniri, quid enorum merx eb quid pretium ist" と云ふは物會の區辨と斷せざるを得ず。交換には對價なる「アレチウム」はなく唯だ交換物あるのみ、物權を離れ定形

（實質の本質は單一點に在り純乎外形的なることこれなり。價値のみが價格なり。法律上認められたる價値を物質的に又數量的に實行することのみが價格の性質なりと。此の思想は教會法の基礎をなすところの禁止を不當の「ルクラ」として排斥するの點より來れり。價格に利子を認めざるところは其の價値に於ける變更の危險を負擔せざるところなりと。教會法は其の價値の變更に關係なく貨幣の數量に從ひ返還すべきものとなせり

行す。然れども其の實行は甚だ困難なるを免れず。殊に手形業務保險「レンテン、カウフ」等に付て「ユストム、プレチウム」を以て價格と看做すは殆んど不可能事たり。然るに强ひて此「ユストム、プレチウム」を見出さざる可らず、故に一切の契約を檢束して其の要求に背かざるや否やを吟味したり、從て其の「ユステチア」は何なりやを定むることは學理上實際上の最緊要事となる、されば Die vollständige Durchführung der canonischen Preisrichtigkeit würde, wie die überhaupt möglich gewesen, volkswirtschaftlich die grossartigste Polizei der kirchlichen Dogmatik über den gesammten Verkehr hin erstreckt haben.（敎會法の正當價格の主義を完全に遂行せんには敎會戒規に基く大規模の警察的監督を一切の經濟界に普及せざれば效を奏する能はず）とエンデマン氏の云へる誠に至言なり。換言すれば敎會の戒規を一步にても背くときは罪惡を構成することとなるなり。

四　ユストム、プレチウムの規定　かくて「ユストム、プレチウム」の學說は甚だ詳密に又煩瑣的に形成せられざる能はず。其の所謂「ユステチア」とは抑も如何なることを意味するや。貨幣は一定不易の價值を有すと定むるも其の貨幣の單位の何程が一定の寶貿並に之に準ずる取引に於て授受せらるゝや定まらざれば「ユストム、プレチウム」の概念は得られず。仍て之を分量的に確定する必要あり。確定にして絕對的なる「プレチウム」を得ることは最高の目的なり、而も之を得ること容易ならず唯だ公權を以て强制する一途あるのみ。俸貨に valor legale ある如く商品に pretium legale ある可し。されば敎會法の下には甚だ綿密にして又煩雜なる物價定表の制あるを免れず。rebus venalis imponere pretium の權を有するものは第一に「ピ

ショップ」又は法王にして第二に君主なりき。其の定率をすることも出入するは罪惡たり。然れども如此定率なきものに付ては「ユストム、プレチウム」は如何にして之を見出すを得可きや。是に一般の原則あり、即ち emtor sciens, intelligens, non egens, ex communi hominum aestimatione. 共通なる人類の判斷よりして常識あり思慮ある買手の與ふる所是なりとす。元より商品を賣ると賣らざるとは各人の自由なり、然れども其の賣るときは其の價格を自由に定むるを得ず、必ず「ユストム、プレチウム」に於て賣らざる可からず。「ユストム、プレチウム」は先づ bonitas rei を基礎とし、買手之に贊したる費用と勞働とを加算す可しと雖も、買手の利用を考勘すべからず。換言すれば communis utilitas のみを顧み personalis utilitas を顧みる可からず。此の說を最も完全に打建てたるものはトマス、ダキノなりとす。蓋敎會法の意に用ひらるゝ「ユストム、プレチウム」なる語はヒッポの聖アウグスチンの次の一句に胚胎す。Solo ipse cuiquam vendit, quod ei fuisset oblatus, pretiique ejus ignarum nullis codex ei fuisset oblatus, pretiique ejus ignarum exiguum posentem cerneret venditorem, justum pretium, quod nuelo amplius emat neo opinanti deluisse.（予が知れる人に或る文書の價值を知らざりしに、其の賣手は其文書の價值を知らんと申出でしに拘らず、其の期待せざりし「ユストム、プレチウム」を授受することを稱揚せり、之れ其の期待せざりし「ユストム、プレチウム」を之に與へたり）クニース此の一句に附言して曰く、アウグスチンは安く賣ひ高く賣る風俗を非難し之に代へて「ユストム、プレチウム」を以てせんことを主張せるなりと。然れども此の思想を著者が之によりて均一の利益を得る樣ならざる可からず。均一の利益は均一の價值の受授によるを要す。然るに一方の得る所の價が其の與ふる物の價值以上なるときは均一の價值の受授と云ふ能はず。（B）一方買手が物品を要する甚だ急なるに、其の物の所有者は之を手放すことによりて損害を蒙むることなきも買手は之を得ざれば甚しき危難を招く可き場合ありとせよ。此の場合には賣手は其の物の實際價值以上の價を要求す可からず。是れ他の窮狀に乘ずるものにして罪惡なり。唯買手は好意上自己が之によりて危難を免かれ得たるを謝せんが爲、賣手に對し實際の價值以上若干の餘分を價として支拂ふことは之れあらんも之れ全く任意に出づること勿論なり。卽ち特別の事情あるときは此限に非ずと云ふ所以なりとす。さてかく考察し來れば初の三個の論據は打破せられざる可からず。（A）羅馬法の公正の觀念は之を許容すとの論に對しては次の如く答ふ可し。人間倫世の法律たる羅馬法は其の本來の性質上道德に背反する行爲は法律上亦必ず悉く之を禁ずるものと云ふ可からず。唯社會の秩序安寧を害す可きものを禁止するに止れり。其の他の非德事は元より之を賞することは爲さざれども亦之を禁ずるものにあらず。今神の法は之に反し凡てありとあらゆる背德の行爲を禁ずるなり。然れば賣買に方りて均等の公平のみを要求する羅馬法之を許容するが故に罪惡に非ずと云ふ能はざるや明白なり。（B）凡ての人に自然共通なりとの論據に對して答へんに、罪惡は凡ての人に共通なれば罪惡たらずと云ふこと能はず。殊に此場合に於て共通な

事者が之によりて均一の利益を得る樣ならざる可からず。均一の利益は均一の價值の受授によるを要す。然るに一方の得る所の價が其の與ふる物の價值以上なるときは均一の價值の受授と云ふ能はず。（B）一方買手が物品を要する甚だ急なるに、其の物の所有者は之を手放すことによりて損害を蒙むることなきも買手は之を得ざれば甚しき危難を招く可き場合ありとせよ。此の場合には賣手は其の物の實際價值以上の價を要求す可からず。是れ他の窮狀に乘ずるものにして罪惡なり。唯買手は好意上自己が之によりて危難を免かれ得たるを謝せんが爲、賣手に對し實際の價值以上若干の餘分を價として支拂ふことは之れあらんも之れ全く任意に出づること勿論なり。卽ち特別の事情あるときは此限に非ずと云ふ所以なりとす。さてかく考察し來れば初の三個の論據は打破せられざる可からず。（A）羅馬法の公正の觀念は之を許容すとの論に對しては次の如く答ふ可し。人間倫世の法律たる羅馬法は其の本來の性質上道德に背反する行爲は法律上亦必ず悉く之を禁ずるものと云ふ可からず。唯社會の秩序安寧を害す可きものを禁止するに止れり。其の他の非德事は元より之を賞することは爲さざれども亦之を禁ずるものにあらず。今神の法は之に反し凡てありとあらゆる背德の行爲を禁ずるなり。然れば賣買に方りて均等の公平のみを要求する羅馬法之を許容するが故に罪惡に非ずと云ふ能はざるや明白なり。（B）凡ての人に自然共通なりとの論據に對して答へんに、罪惡は凡ての人に共通なれば罪惡たらずと云ふこと能はず。殊に此場合に於て共通な

りと云ふことは俗人間に共通なるの意にして神の道に於て共通なりとの意にあらず。（C）贈答說に對して答へんに、賣買上の公正は友誼と同一視す可きものにあらず。蓋し賣買上公正と云ふは物品の價值其ものの均一なるを要するの意なるに、友誼上に於ては物品より受くる利益の均一を主とするものなればなり。さてトマスが玆に特別の事情あるときは此限に非ずとの追加を爲せることは「ユストム、プレチウム」の思想を著しく擴張したるものなるを知らざる可からず。換言すれば唯だ物質的に對等なり均一なりとの前提に基く「ユストム、プレチウム」は全然客觀的にして、又機械的なるに特別の事情なるものを玆に認容するに及んで主觀的要素は著しく加はり、機械的性質も亦頓に變遷せざる能はず。是れトマスの「ユストム、プレチウム」論の從前の敎父等の說く所と大に異る點たり。プレンタノ氏曰く、Der Verkäufer soll mehr nehmen Können, wenn die Ware, die er verkauft, für ihn mehr wert ist, als ihren Iseschaffungskosten entspricht; denn ohne solche Mehrforderung würde er Schaden erleiden, den ihm niemand zumuten könne. In diesem Falle also dürfe etwas teurer verkauft werden, als es an sich wert sei, wiewohl es nicht teuerer verkauft werde, als es dem wert sei, der es besitze. Damit hielten die subjektiven Preisbestim mungsgründe ihren Einzug, um bereits im folgenden Jahrhundert zu triumphieren.（倫理と經濟第十五頁、賣手は其の賣る所の商品が其の敎得費用より以上の價值を己に對して有するときは之に對して費用以上の價を敎むるを得、何となれば然せざるときは彼は損害を蒙る可くしては其の物の價值以上に高く賣るは妨なし、但し所有者に對する價值以上に賣る可からずと。是れ實に價格決定の原因として主觀的要素を認むる所以にしてトマスの次の世紀に於ては此の要素優勝を占むることとなれりと。誠に其の言の如し。次にトマスは問を設けて曰く、安く買ひ高く賣るは罪なりや。今此の問を肯定するに三個の理由あるが如し。（A）聖クリソストム曰く、物を買ひ之に變化を加へずして單に利益を得る爲めに賣るものは基督がエルサレムの殿堂より驅逐したる商人と同じ、故に基督の徒は其に做ふ可からず。（B）物品を其の價值以上に賣り又は以下に買ふの罪なるは上述の如し。今安く買ふと云ふは價值以下に買ふの義にして、高く賣るとは價值以上に賣ることとなり、其の罪惡たる多言を要せず。（C）聖ヒエロニムス曰く、商業を營み賞を變じて富となる僧侶は疾病の如くこれを遠ざけよと。僧侶に取りて罪惡たることが俗人に取りて正しきことたる可き理あらんや是なり。然るに此三個の論辨は共に次のアウグスチンの敎を克く諒解せざるものなり。曰く、貪慾なる商人は損失を呪ひ價を偽ることありとも是れ其人の犯す罪なり、賣買其事に固有なるに非ず、賣買は此等の罪惡を犯すことなくして營むを得るものなりと。故に結論としてトマスは曰く、生活必要の資料を得んが爲に商業に從事するは差支あることなし、營利資殖の目的を以て營むときは罪惡なり、但し此の場合と雖も其の得たる利益を高尙なる目的の爲めに充用するときは罪惡に非ず、而して其の理由下の如し。アリストテレスは交換を區別して自然的不自然的の二とせり。不自然的交換は其自分に於て卑しむ可きものなり。何となれば既なき營利心の奴僕なればなり。然れども射利の目的高尙なる使途にあるときは正當の制限ありて卑しむ可きものにあらず。卽ち其の罪惡たるは無制限なる一事にあり。而して自己並に

家族の生計を支へんとの目的は限あり又た卑む可からず。さて商業を罪惡なりとする論據は次の如くに打破す可し。(A)第一アリストムの言は非常なり。商業の目的が卑しむ可き射利に存するときは罪惡なり、殊に物品に變化を加へずして高く賣るとき然りとす。然れども加工して高く賣るは其の加工の價を得る所以にして卑む可きに非ず。殊に商業の目的生計維持又は他の高尚なる目的にあるときは決して罪惡に在らざるのみか正當事なり。(B)此の場合は二に區別す可し。(a)單に高く賣らんが爲に安く買ふとき、(b)安く買ひたるものを或事情生ずるにより高く賣るとき是なり。(a)は罪惡なり、(b)は正當なり、而して(b)に四個の場合ある可し。(イ)安く買ひたるものに加工して高く賣る、(ロ)買ひたる處に於ける方相場高きとき、(ハ)買ひたる處より賣る處に品物を移轉する爲めに勞費を要するとき、(ニ)以上の場合に危險を冒すとき是なり。(c)借假は最も純潔に身を持す可きものなるが故に些少にても疑のあることは悉く之を禁ずるなり。俗人は然らず。さて此の論證に於てトマスは亦「ユストム、プレチウム」の意義を著しく改修したり、元より「ユストム・プレチウム」を以て收得費用に一致せざる可からずとする根本義は改めたるに非ずと雖も、其收得費用の概念を定むるに生活資料の思想を以てしたるにより其内容は大に擴張せられざる能はざるなり。プレンタノ氏の云へる如く中古に於ては等族の制儀として存せり、其生活資料と云ふものは各人の屬する階級の高下に從ひ甚しく徑庭あるものなり。されば富有なる商人階級の要する生活資料を支へん爲めには大なる利潤を其の間に認めざる能はざるなり（倫理と經濟十四頁を看よ）。此くの如く教會法の定たる物質的・機械的・客觀的價格の思想はトマスによりて著しく改造せられたり。然れども其の根柢に於て自然的なる又普通的なる「ユストム、プレチウム」ありて一切の實質價格否凡ての取引に於ける代價は之に準據せざる可からずと認むることは決して捨てられるに非ず。否トマスの學說により著しく實際生活と調和したる從來に之と提携して歐洲人の價値・價格思想を支配し、後世經濟學の建設せらるゝとき自然價格・常準價格等の思想を喚起する源となれるものとす。アレレー氏はトマスの意味せる生產費と今日謂ふ所の生產費とは資本の利子を包含するとせざるとの如き、又勞銀なる語の當時は全然人の身分によりて定れるものなるに、今日は自由競爭によりなる等非常に懸隔あることを其の『英國經濟史』に詳論せり。然れども其は別に論ずる迄もなきことなり。唯トマスが生產費（收得費用）を以て價格の原因とし、而して其の意義を著しく擴張したることは看過す可からざるなり。詳しく云へば從來單に物質的に又た客觀的にのみ解釋せられたる生產費に主觀的方面を認めたること是なり。此によりて「ユストム、プレチウム」の理想の影響を受けたる最高低標準を臆設し、之を以て實際取引の價格を左右せんとするも亦一種の「ユストム、プレチウム」的迷想に陷れるものと云はざるを得ず。生產費が價格唯一の決定原因なりと主張するは殆んど純然たる「ユストム、プレチウム」論たらざるなきを得んや。然れば「ユストム、プレチウム」の說は單に中古敎會法と共に葬り去られたる舊時の思想と見る可からず、種々異なる形態に於て屢〻復活し來りて正常なる經濟思想の發達を妨げたるものなりと斷じて大過なし。此の考を以て所謂「ノルマル、プライス」論を見るときは眞想を得るに近し。アダム、スミスが價格は勿論勢銀并に利潤にも、自然率ありと論じたるも亦取つて以て鑑みる可き所とす。否マルクスの平均利潤率の說も彼が作出せる說にあらずしてトマス否溯つては中古代々の敎父が作り出し置ける所たらずんばあらず。然らばプレチウム」の論の經濟學史上肝要の題目たること復た贅說を要せずと知る可し。

【參考書】 Endemann, Die nationalo-ökonomischen Grundsätzen der canonistischen Lehre. Jena. 1863.—Endemann, Studien in der romanisch-canonistischen Wirthschafts- u. Rechtslehre. 1883.—Roscher, Geschichte der Nationaloekonomik in Deutschland. 1874.—Knies, Die Politische Oekonomie vom geschichtlichen Standpunkte. Braunschweig. 1883.—Funk, Geschichte des kirchlichen Zinsverbotes. Tübingen 1876.—Neumann, Geschichte des Wuchers in Teutschland. Halle. 1865. Ashley, English economic history and theory. London. 1894.

（扇田德三）

輸入稅（ユニウゼイ）

佛 Import Duties. 獨 Einfuhrzölle. 英 Droits d'entrée.

一　意義及び種類　貨物の輸入に際し之れに課する關稅を云ふ。元來關稅には輸入稅の外、尙ほ通過稅及び輸出稅なるものある次第なれども、現今文明國に於ては通過稅殆其跡を絕ち（「通過稅」題下參照）、輸出稅も亦大に減滅せしかば（「輸出稅」題下參照）、今日關稅と云へば、單に輸入稅を意味するが如き狀を呈するに至れり。されば、方今何れの國に於ても、輸入稅は關稅中最も重要なるものの一にして、關稅收入の殆全部は之れより成るものなり。

輸入稅は其之れを課する目的によりて之れを(一)收入的輸入稅(Revenue Import Duties)　(二)保護的輸入稅(Protective Import Duties)　(三)社會的輸入稅(Social Import Duties)の三種に分別することを得べし。此の內最も早く行はれたるものは第一の收入的輸入稅にして、往昔、希臘・羅馬に行はれたる關稅及び中世の歐洲に行はれたる關稅・內地關稅・入市稅等は皆國君・領主・縣市が收入を目的として課したるものなり。降て、「マーカンチリズム」の政策行はるるに至つて、其手段として初めて第二の保護的輸入稅起れり。而して第三の社會的輸入稅は產業發達し社會問題勃待するに至つて顯著となりたるものなり。輸入稅發達の順序は「輸出稅」の題下に述べたる所と略〻趣を同じうす。唯夫れ今日輸出稅に於ては、收入的輸出稅を以て主とするに反し、輸入稅に至ては、近時保護政策の勃興と與に、保護的輸入稅次第に其の主部を占むるに至るの傾向あるもの也。夫は兎に角、方今各國共に、關稅は主として輸入稅より成るが故に、輸入稅中、國庫の收入を目的とするもの、即ち收入的輸入稅は、財政關稅の主部を占め、產業の保護を目的とするもの、即ち保護關稅の主部を占むる。之を以て吾人は二重に之を說明するの必要あり。即ち國庫の收入を增加せむが爲めに課したる關稅を「輸出稅」の題下に於て說明し、其の內、輸出稅たる部分は、之を「輸出稅」の題下に於て說明し置きたるを以て、讀者就て參照せらる可し。

一　財政關稅　財政關稅とは、一名、收入關稅とも稱し、國庫の收入を增加せむが爲めに課したる關稅を云ふ。即ち國庫收入主義に出でたる關稅なり。然るに此の種の關稅なきに非ず。然るに從來單に物質的に又た客觀的にのみ解釋せられたる生產費に主觀的方面を認めたること是なり。此によりて「ユストム、プレチウム」の理想の影響を受けたる最高低標準を臆設し、之を以て實際取引の價格を左右せんとするも亦一種の「ユストム、プレチウム」的迷想に陷れるものと云はざるを得ず。生產費が價格唯一の決定原因なりと主張するは殆んど純然たる「ユストム、プレチウム」論たらざるなきを得んや。然れば「ユストム、プレチウム」の說は單に中古敎會法と共に葬り去られたる舊時の思想と見る可からず、種々異なる形態に於て屢〻復活し來りて正常なる經濟思想の發達を妨げたるものなりと斷じて大過なし。此の考を以て所謂「ノルマル、プライス」論を見るときは眞想を得るに近し。アダム、スミスが價格は勿論勢銀并に利潤にも、自然率ありと論じたるも亦取つて以て鑑みる可き所とす。否マルクスの平均利潤率の說も彼が作出せる說にあらずしてトマス否溯つては中古代々の敎父が作り出し置ける所たらずんばあらず。然らばプレチウム」の論の經濟學史上肝要の題目たること復た贅說を要せずと知る可し。

【參考書】 Endemann, Die nationalo-ökonomischen Grundsätzen der canonistischen Lehre. Jena. 1863.—Endemann, Studien in der romanisch-canonistischen Wirthschafts- u. Rechtslehre. 1883.—Roscher, Geschichte der Nationaloekonomik in Deutschland. 1874.—Knies, Die Politische Oekonomie vom geschichtlichen Standpunkte. Braunschweig. 1883.—Funk, Geschichte des kirchlichen Zinsverbotes. Tübingen 1876.—Neumann, Geschichte des Wuchers in Teutschland. Halle. 1865. Ashley, English economic history and theory. London. 1894.

（扇田德三）

を目的とするもの、即ち收入的輸入稅は、財政關稅の主部を占め、產業の保護を目的とするもの、即ち保護關稅の主部を占むる。之を以て吾人は二重に之を說明するの必要あり。即ち國庫の收入を增加せむが爲めに課したる關稅を「輸出稅」の題下に於て說明し、其の內、輸出稅たる部分は、之を「輸出稅」の題下に於て說明し置きたるを以て、讀者就て參照せらる可し。

一　財政關稅　財政關稅とは、一名、收入關稅とも稱し、國庫の收入を增加せむが爲めに課したる關稅を云ふ。即ち國庫收入主義に出でたる關稅なり。然るに此の種の關稅なきに非ず。然るに從來單に物質的に又た客觀的にのみ解釋せられたる生產費に主觀的方面を認めたること是なり。此によりて「ユストム、プレチウム」の理想の影響を受けたる最高低標準を臆設し、之を以て實際取引の價格を左右せんとするも亦一種の「ユストム、プレチウム」的迷想に陷れるものと云はざるを得ず。生產費が價格唯一の決定原因なりと主張するは殆んど純然たる「ユストム、プレチウム」論たらざるなきを得んや。然れば「ユストム、プレチウム」の說は單に中古敎會法と共に葬り去られたる舊時の思想と見る可からず、種々異なる形態に於て屢〻復活し來りて正常なる經濟思想の發達を妨げたるものなりと斷じて大過なし。此の考を以て所謂「ノルマル、プライス」論を見るときは眞想を得るに近し。アダム、スミスが價格は勿論勢銀并に利潤にも、自然率ありと論じたるも亦取つて以て鑑みる可き所とす。否マルクスの平均利潤率の說も彼が作出せる說にあらずしてトマス否溯つては中古代々の敎父が作り出し置ける所たらずんばあらず。然らばプレチウム」の論の經濟學史上肝要の題目たること復た贅說を要せずと知る可し。

【參考書】 Endemann, Die nationalo-ökonomischen Grundsätzen der canonistischen Lehre. Jena. 1863.—Endemann, Studien in der romanisch-canonistischen Wirthschafts- u. Rechtslehre. 1883.—Roscher, Geschichte der Nationaloekonomik in Deutschland. 1874.—Knies, Die Politische Oekonomie vom geschichtlichen Standpunkte. Braunschweig. 1883.—Funk, Geschichte des kirchlichen Zinsverbotes. Tübingen 1876.—Neumann, Geschichte des Wuchers in Teutschland. Halle. 1865. Ashley, English economic history and theory. London. 1894.

（扇田德三）

諸國が年々多量に輸入する所の珈琲・茶・「ココア」・「胡椒」・「アニシ」・煙草・香料其の他彼國の所謂る殖民地產物（Kolonialwaren）と稱せらるゝものゝ如きは、即ち是れ西洋諸國に產せず、又其の代用品を有せざる熱帶國又は東洋諸國の特產物なりとす、されば是等の物品に課する西洋諸國の輸入稅は、皆純然たる財政關稅なる可し。されど此の際注意す可きは、是等の物品に對し、區別稅主義を採用し、自國の殖民地より直接に輸入するものと、他國又は他國の殖民地より輸入するものとの間に區別を設け、輸入稅率に輕重あらしめむには、夫は最早や純然たる財政關稅に非ずして、保護關稅たるの性質を帶ぶるものとなることなり。又其の輸入品は內國に產せざれども、其の代用品を產する場合に、之に課稅せむには、之れ間接に其の代用品を保護奬勵するものにして、單に財政關稅とは謂ふべからず。我國に於て紅茶に百斤二十圓、珈琲に同十五圓、「ココア」並に「チコリー」に從價四割五分の輸入稅を課するは、間接に內國の茶菜を保護するものと稱す可く、又獨逸よりの人造藍並に印度よりの「インヂゴ」に從價二割の輸入稅を課するは、間接に阿波の藍業を保護するものと見るを得可けむ。(二)以上は內國に產せざる物品若くは內國に代用品なき物品に課したる輸入稅なれば、孰れも純然たる財政關稅たること疑ひなけれども、更に內國に產する物品若くは內國に代用品ある物品に課したる輸入稅にして、尙ほ財政關稅たるものある可し。夫は同種の內國品若くは代用品に課したる場合即ち是れ也。若し此の種の關稅なかりせば、租稅は內に重くして、外に輕く、內國產業は忽ち外國品の競爭の爲に壓倒せらるる可きが故に、結句、國家は內國消費稅より十分の收入を得ざるに至る可し。之を以て國家は敢て內國產業を保護せむとの意にはあらで、

單に財源涵養の爲め、內外品をして負擔の公平を得せしむる必要上、消費稅と同額の輸入稅を起すことあらば、此の種の輸入稅は保護關稅に非ずして、其の實、財政關稅たるなり。而して此の種の關稅は、其の目的たる、一に全く內國消費稅に對する補償の意に出づるものなるを以て、補償關稅（Compensatory Taxes, Ausgleichungszölle）の一種と見るべきものなり。この補償關稅は自由貿易論者たるアダム、スミスの如きも夙に是認したる所にして、近時、各國與に內國消費稅增加せるを以て、此の種の關稅も次第に多きを加ふ。先づ歐洲諸國に就て見るに、麥酒・葡萄酒。「ブランデー」等、一切の「アルコール」性の飮料、並に石油に對する輸入稅は、全部又は一部に於て補償關稅なり。殊に明白なるものは、英吉利に於ける麥酒・「ラム」酒・「ブランデー」・酒精等の輸入稅なりとす。又我國に於ても、粗糖・石油・麥酒等國定稅率によるものは勿論、精糖の如き、協定稅率によるものも、亦內國消費稅負擔の程度を限り、輸入稅率を增徵し得るを以て（日獨條約第九條）、是等の諸品に對する輸入稅は、現に皆一部に於て補償關稅たるものなり。

斯くて財政關稅には二種の場合存すれど、孰れも財政關稅たる以上は、其の性質上、純然たる消費稅なり。之を以て若し一國にして國庫收入主義を採り、財政關稅を徹せむ場合には、常に一般消費稅賦課の原則に等しき原則を守らざるべからず。何ぞや、曰く

（第一）輸入稅目を輸入高多き少數の物品に限ること、

（第二）輸入稅率を奢侈品に高くし、日用品に低くすること、（第三）輸入稅率を爲に輸入を減退せしめざるの程度に止ること。是れ也。斯くせむには、第一に於て增收に伴ふ出費の增加を避く可く、第二に依て消費に伴ふ負擔の公平を得可く、第三に依て增稅に伴ふ收入の減退を防ぐ可く、依て以て國庫收入主義の完璧を期するを得む。方今英吉利が僅々三十七種の物品に課稅して、能く三千二百二十三萬磅（一九〇六年度）の關稅收入を得る所以のものは、一に全く此の原則を遵率するが爲めなるに外ならず。

二　保護關稅　保護關稅とは、一名、保護稅とも稱し、內國の產業を保護せむが爲めに課したる關稅をいふ。卽ち產業保護主義に出でたる關稅なり。保護貿易主義の旺んなる現代に於ては、各國の關稅多く之に屬す。而して之にも亦二種あり。卽ち

（第一）內國に於て全く消費稅に服せざる物品と同種、若くは其の代用品たる物品に課したる輸入稅、（第二）內國に於て消費稅に服する物品と同種、若くは其の代用品たる物品に、內國消費稅と同率以上に課したる輸入稅、

是れ也。而して斯く二種の保護關稅を生ずる所以に至ては、之を前項述ぶる所の二種の財政關稅と比較對照するに於て、自から首肯するを得む。

保護關稅は、其保護の程度の如何によりて、之れを三種に分つことを得べし。（一）補償關稅（Ausgleichungszölle）（二）禁止又は封鎖關稅（Prohibitiv- oder Sperrzölle）卽ち是なり。第一の補償關稅とは、內國の或產業が、特殊の負擔を被るか、若しくは特別に不利なる條件の下にありて外國の競爭に堪へざる場合、又は外國の產業が、一時、異常の有利なる地位を占め、內國產業が競爭上危地に陷らんとする場合に、內國產業の爲めに此負擔又は不利を補償し、平等の地位に立ちて外國產業と競爭せしむる爲めに起す輸入稅なり。故に其稅額は此負擔不利を補償し生產條件の自然的平準を保つ以上に出でず。卽ち此種の關稅による保護は積極的にあらずして消極的なり。例へば間接稅重くして其結果貨銀高き場合には內國產業は不利なる地位に立つが故に之れを補償するが爲に輸入貨物に補償關稅を課することあるべし。又後に述ぶる所の社會的保護關稅の如きも此點より見れば補償關稅の一種なりと云ふことを得べし。蓋し工場法・勞働保護法等の制定によりて、自國產業が、是等の勞働者保護法なき國の產業に比して、餘分の負擔を被る場合に、之れを補償する爲めに課せらるるものなればなり。此外豐穰に際して安價なる外國の穀物が一時に殺到して內國穀物市場を紊亂するを防止せんとする歐洲諸國の穀物關稅の如き、又輸出奬勵金を與へらるる外國貨物に對して課する附加輸入稅の如きも補償關稅の一例なりと云ふべし。第二の保育關稅とは、發達の程度未だ幼稚なれども將來有望なる內國產業を優勢なる外國商品の競爭より庇護し、十分なる發達を遂げしむる爲めに、競爭品たる外國商品に對して課する輸入稅を云ふ。故に此種の關稅による保護は、單に消極的なる補償に非ずして、更に積極的に內國品の爲めに外國品との競爭上有利なる地盤を與へんとするにあり。第三の禁止的關稅とは、或貨物の輸入稅を極めて高くし、其輸入を實際上殆不可能に至らしむるものなり。此種の關稅は、財政上より見て關稅收入を減却する弊あるのみならず、產業保護の上より見るも決して策の得たるものにあらず、蓋し斯くして全然外國の競爭を絕つに至るときは、內國產業の改良發達を促すに由なく、沈滯に陷り、偸安に淪み、此種關稅の目的たる產業保護の實を擧ぐることを得ざるのみならず、却て國民經濟の生產能力を萎縮せしむるに至るべきが故なり。之れを要するに、保護關稅によりて積極的に內國產業を保育せんとする場合には、須らく稅額を外國の競爭を杜絕せざる程度に止め、內國產業を刺戟して

其改良進步を促し、且つ內國產業が發達して優勢となるに伴れて、保護關稅の程度を漸次に輕減し、幼稚なりし內國產業が完全に成育して獨立し得るに至るときは保護も亦速に之れを撤廢せざるべからず。

次に保護關稅は其の保護の目的の工業たると、農業たるとにより、更に分れて二種となりね可し。（一）工業保護關稅（Industrial Protective Duties, Industrieschutzzölle.）（二）農業保護關稅（Agricultural Protective Duties, Agrarschutzzölle.）卽ち是れ也。元と保護關稅なるものは、「マーカンチリズム」の勃興と與に、自國工業保護の必要より發せしものなれば、保護關稅と云へば、夫は全く工業保護關稅、一名工業關稅（Industrial Duties, Industriezölle）の謂なりしなり。現に一八四〇年の頃、フリードリッヒ、リストが幼稚產業保護主義を主張するや、其の意は農業の保護に非ずして、全く工業の保護にありたるに徵するも、其の然る所以を首肯するに足る可く、又當時歐洲各國を通じて、農業者は常に有力なる自由貿易論者たりし事實に照すも、亦其の然る所以を理解するに足らむ。然るに其の後十九世紀の中頃に至り、大西洋上に於ける交通機關の發達に伴うて、低廉なる米國農產物は、盛に歐洲市場に侵入するに至りたれば、生產費の割高なる歐洲諸國の農業は、到底其の競爭に堪へず。年々田畑は荒廢に歸し、歲々農民は牧入を失ふ。於是乎、曩日の自由貿易論者は一變して保護貿易論者となり、自國の工業を保護するの必要あらば、同一の理由により、又自國の農業をも保護するの必要ある可きは勿論、農は實に國の本なれば、何は扨て措き、先づ以て農業の保護に努めざるべからずと論ずるものあるに至れり。斯くて保護關稅には工業保護關稅の外に、別に農業保護關稅、一名農業關稅（Agricultural Duties, Agrarzölle）な

るものあるに至りぬ（「穀物關稅」の題下參照）。我國に於ても亦略ぼ同一の原因に基き、同一の結果を見るに至れり。「農業立國主義と商工立國主義」の題下參照）。序に言ふ。輸入農產物に對する關稅と、生計費に對する關稅と異に、昔より多々之れありしも、次第なれば單純なる農業關稅は、單純なる工業關稅と共に、決して物珍しきものにあられど、そは其の然らざる國々よりの輸入貨物に賦課すべきと同時に、其の設けある關稅たるものなるに過ぎず、玆に所謂る農業關稅又は工業關稅は、皆保護關稅にして、內國產業保護の趣旨に出でたるものなるが故に、自から新なる現象となり。

三　社會的保護關稅　社會的保護關稅とは、一國社會の公安を維持せむとの目的を以て課したる關稅をいふ。卽ち主として社會政策上の理由に基く關稅なり。之れも亦二種の別存す。卽ち（一）消費者保護の目的に出づるもの、（二）勞働者保護の目的に出づるもの、是れ也。されど前者は主に輸出稅として現はるるが故に、之を輸出稅の所に於て說明し（「輸出稅」の題下參照）、後者は主に輸入稅として現はるるものなるが故に玆には專ら後者に就て研究せむ。

幼稚なる工業國として、突然外國より猛烈なる競爭を被らむには、忽ち事業の衰頹を招くのみならず、其の結果、從來之に從事せし無數の勞働者は忽ち其の職を失ひ、路頭に迷ふの悲劇を演ずるに至るならむ。又發達せる工業國に於ても、其の發達に連れ、或は工場法を制定して以て勞働時間を制限し、或は勞働保險法を制定して以て雇主の負擔を增加せむには、其の然る國は、其の然らざる國に比し、自から貲銀の騰貴を招く可く、又生產費の增加を起す可きに、今日の所、萬國を通じて同一の工場法又は勞働保險法を制定せむとは、望む可くして行はれ難ければ、是等の國々は、其の然らざる國々よりの輸入品に對し、特に課稅して以て、國際競爭上、不利の地位に立つを免れざるべからず。斯る理由に基き、斯る場合に、斯る輸入稅を起し以て、一には內國勞働者をして、職業の豐富と、生計の安全とを得せしめ、二には內國工業の發達に應じて適切なる社會政策の實行を得せしむるもの、之を社會的保護關稅とはいふ也。然し乍ら、斯かる趣旨より出づる關稅は、勞ひ區別關稅一名差別輸稅（「區別關稅」の題下參照）とならざるを得ず。何となれば此種の關稅は、前述の如き各種勞働者保護法の設けあらざる國々よりの輸入貨物に賦課すべきと同時に、其の設けある國々よりの輸入貨物には賦課すべからざるを以てなり。然るに此の如き理由により、輸入稅に區別を設け差別を立てむこと、相當の理由あるにせよ、實際に於て、對手國を首肯せしめ難く、其の反感を招くことなしといふべからず。且つ夫れ各種の勞働者保護法の設けある國々の間に於ても、保護の厚薄に於て區別あり差別あることなれば、其の程度に應じて、是等の國々よりの輸入品に對する稅率にも區別を設け、差別を立てざるべからざる道理となるものなるが、斯かる細密なる區別關稅又は差別關稅は、實際に於て、到底不可能のことに屬す。之を以て、純粹なる社會的保護關稅の實現は、今日に於ても、極めて稀有にして、多くは後段に述ぶるが如く、他種の關稅の一部に、社會的保護の趣旨をも加味せられて現はるるもの多きが如し。そは兎に角、斯くの如く、社會的保護關稅は、一名勞働者保護關稅（Arbeiterschutzzölle）とも名く可きもの也。されど其の勞働者は單に工業上の勞働者にのみ限らずして、又農業上の勞働者をも含むことあり。之れ蓋し前項に述べたる如く、近時農業上に於ても國際間の競爭甚しく、舊開國の農業は動もすれば新開國の

產業の爲に應用せられむとするの傾向あるより、產業保護の理由より唱道せらるゝに止らずして、又新に產業勞働者保護の理由より唱道せらるゝに至りたれば也。されど產業保護といひ、勞働者保護といひ、皆に相關聯するものなるを以て、同一關稅にして、是等二種の趣旨を合むものなること多く、これと彼れとを明別せむは、實際に於ても不可能のことに屬す。

以下論ずる所により之を觀れば、此兩關稅と社會的保護關稅とは、必しも自由貿易主義に低觸するものにあらざれども、保護關稅は常に必ず之に低觸するものなり。保護關稅と社會的保護關稅とは、常に必ず保護貿易主義に隨伴するものなれども、此兩關稅は必ずしも之に隨伴するにあらざる可し。從て又此兩關稅と保護關稅とは、其の根本的性質に於て、永遠相容れざるものなれども、此兩關稅若くは保護關稅と社會的保護關稅とは、其の根本的性質に於て、爲自相反するものに非ざる可し。これ蓋し此兩關稅は國益收入主義に效するものなるを以て、成る可く輸入の增加せむことを欲するものなる可く、之に反し、保護關稅は產業保護主義に基くものなるを以て、成る可く輸入の減少せむことを要するものなる可く、斯くて爲めに內國產業に對する改良進步の刺戟を減却する憂なき場合に於ては、茲に輸入會減するに及て、初めて能く其の目的を貫徹せらるゝものと謂ふを得べく、社會的保護關稅に至ては、單に勞働者保護主義に出づるものなるを以て、輸入の防遏を期するは勿論なれども、さりとて又全然其の社會的效果をも期待するものに非されば也。

然れども以上は是れ單理上の話にして、其の實際に於ては、此の如き單純なる目的を有する關稅殆ど稀にして、其の目的全然相反する二個若くは二個の關稅を同一の關稅目に就て見るの場合頗る多し。例へば一方に保護を望みつゝ他方に之に於て收入をも得むことを圖り、一方に勞働者の保護を企てつゝ同時に產業の保護をも達せむことを會するが如きは、各國の關稅の政策上決して珍とするに足らざる所也。是れ蓋し勞働の保護は事實の保護と化し易く、收入の目的は保護の結果を伴ひ易きは勿論、茲に輸入の杜絕は國益の杜絕を意味するが故に、保護關稅も之を或る程度に止めて、內國產業の根底を動搖せしめざる限り、常に多少の外國よりの刺激を感受せしむると同時に、之によつて相當の收入を圖るは、蓋の得たるものなれば也。

II 影響

輸入稅の直接の影響は、內國市場に於ける外國商品の價格を騰貴せしめ其競爭力を賴むるにあり。關稅の程度と價格の騰貴の割合との間に如何なる關係あるやは個々の場合により定る所にして一概に斷ずべからず。今假に關貨を度外に措て論ずることを得ば、其商店に輸入稅を賦することにより生ずべき內外市場に於ける價格の差異は、輸入稅額と輸入稅を支拂ふことに隨伴して必要となりたる流動資本の失費との合計に外ならず。或は內國の原價が、此差異に等しだけ從前より騰貴して、全部內國人の負擔となりたることあるべく、或は外國に於ける價格が關稅前よりも下落して、一部外國人の負擔となることあるべし。後の事實は、(一)輸出國が關稅品生產高の全部又は大部分を關稅額に輸出し、他にこれを輸入すべき國なく、且つ(二)關稅品が生活必需品に非ざる場合に生ずべし。此種の物品の價格が輸入稅に等しき額までの騰貴は、消費の減退を促し輸入の減少を見るに至るべし。尤も必需品たらざる場合には原價の騰貴は消費の減退を促し輸入の減少を見るに至るべし。尤も必需品たらざる場合には原價の騰貴は消費の減退を促し輸入の減少を見るに至るべし。

されど輸入稅の結果は內國產業の發展を促し、從て外國與物輸入の必要減少し、內國市場に於ける生產者の競爭と相俟つて內國に於ける價格を引下げ、治輸入稅なき場合と大差なきに至ることあり得べし。ま た內國生產者が、保護關稅を利用して內國の價格を相當なる額に止め、外國市場には進めて廉賣に賣出すこともあり得べし。所謂「ダンピング」を試みるに至ることもあり得べし。

內國の生產條件が、外國に比して劣る場合には、關稅

實することは、內國人は消費を制限することを餘儀なくせらるゝが故に、輸出國は輸出額を減少するの外なし。しかも價格を低廉ならしむるべからず。多くの場合に於ては、輸出額の減少及び價格の低落併び行はるゝを常とす。即ち輸出國は內に於て從來不利なる條件の下に產出し來りたる生產者は倒れ、輸出國は價格の下落により、輸入國は價格の騰貴により、共に關稅の一部を負擔するを常とす。之れに反し(一)關稅品が內國の生活必需品にして、且つ(二)內國生產者が、關稅による價格の騰貴に拘らず、內國の需要を充たして輸入品供給の減退を補ふことを得る場合には、輸出國は關稅以前と同樣の價格を要求することを得べく、內國價格は關稅額と略ゝ等しき騰貴をなし、輸入稅は殆全部內國人の負擔となるべし。

次に關稅が關稅品の主要なる輸入國にありては、輸出國が輸入稅を賦せざる參數の需要國を有するときは、內國の輸入稅は殆輸出國の價格を引下ぐるの力なし。而して內國に於ける需要の大部分が輸入品によりて充さるゝ場合には、關稅品が必需品たると必需品たらざるとに關なく、內國の價格は關稅額に略ゝ等しく騰貴すべし。尤も必需品たらざる場合には價格の騰貴は消費の減退を促し輸入の減少を見るに至るべし。

輸入稅の結果は內國產業の發展を促し、從て外國與物輸入の必要減少し、內國市場に於ける生產者の競爭と相俟つて內國に於ける價格を引下げ、治輸入稅なき場合と大差なきに至ることあり得べし。ま た內國生產者が、保護關稅を利用して內國の價格を相當なる額に止め、外國市場には進めて廉賣に賣出すこともあり得べし。所謂「ダンピング」を試みるに至ることもあり得べし。

內國の生產條件が、外國に比して劣る場合には、關稅により內國產業を發育して、內國品の價格を外國品と同等ならしむるまでこれを發達せしむることを得ば不可能なり。此場合に於て關稅に基きて生ずる內外品價格の差異は、生產條件の相違の程度、內外に於ける競爭の有無大小、並びに其商品が生活必需品なりやなや等によりて定まるものなり。

【參考書】 (1) **Fisk**, International Commercial Policies, 1907. Chap. V.—(2) **Root**, Tariff and Trade. —(3) **Kelley**, Customs Tariffs of the World, "Customs Duties." in Encyc. Brit. "Customs Duties" in Lalor's Cycl. "Custom" in Palgrave,s Dict.—(4) **Grunzel**, System der Handelspolitik, 2. Aufl., 1905. S. 343—353.—(5) **Van der Borght**, Handel und Handels-Politik, 2. Aufl, 1907, 3. Kap. § 2.—(6) **Max v. Herke**, "Zölle" im Wörterb. d. Volksw. 2. Aufl., 1907.—(7) **Lexis**, "Einfuhrzölle" im Handw. d. Staatsw., 3. Aufl., 1909. (井村秀松)

大正四年十一月二十日印刷
大正四年十一月廿五日發行

經濟大辭書第八卷
定價金六圓

大日本百科辭書編輯所編纂

發行者 株式會社 同文館 東京市神田區表神保町貳番地
印刷者 右代表者 森山章之丞
印刷所 中田福三郎 東京市牛込區市谷加賀町壹丁目拾貳番地
株式會社 秀英舍第一工場 東京市牛込區市谷加賀町壹丁目拾貳番地

不許複製
不許轉載
不許漢譯
著作權所有

發行所

大賣捌所

合資會社 東京堂 東京市神田區大阪市備後町
合資會社 寶文館
株式會社 同文館 東京市神田區表神保町貳番地 電話本局四四三七・三三六七番 振替貯金口座東京一三五番
朝鮮 同文館
京城 代理店 日韓書房
東京市早稻田 同文館

大日本百科辭書

『大日本百科辭書』の刊行は今や單純なる一私人の事業を以て看られず半ば公共的の性質を帶ぶるものとして其の進行は朝野識者の齊しく留意する所となれり之が發行者たるの榮譽を擔へる我が同文館は微力聊か昭代の學術界に貢獻するを得たるを光榮として夙夜奮勵既に

商業大辭書（定價金貳拾參圓）（特價金拾八圓）合本全三冊紙數三千七百五十五頁

醫學大辭書（定價金五拾四圓）（特價金參拾九圓）合本全四冊紙數四千五百三十三頁

教育大辭書（定價金拾六圓）（特價金拾貳圓）合本全二冊紙數二千頁

法律大辭書（定價金參拾圓）（特價金貳拾貳圓）合本全三冊紙數三千七十六頁

哲學大辭書（定價金參拾五圓）（特價金貳拾四圓）合本全四冊紙數三千四百三十八頁

工業大辭書（定價金六拾圓）（特價金四拾五圓）合本全四冊紙數四千六十頁（外に索引一冊）

經濟大辭書（定價金五拾四圓）（特價金參拾六圓）分本全九冊紙數四千五百頁　第八冊出來

農業大辭書（定價金參拾六圓）（特價金貳拾七圓）分本全六冊紙數三千頁　第二冊出來

を完成して朝野の激稱の裡に我が出版界未聞の大部數を頒布したるが今や更に一般經濟界及び農業界の大寶典として第一冊刊行以來既に夫れ〳〵多大の貢獻を其の道に致しつゝある

を告げ何れも斯界の大參考書として珍重せられつゝあり

斯くて鬱乎たる萬有知識の大叢林は期月ならずして全部の大成を告ぐべく從來殆んど度外に付せられたる絕東の我が學術界も茲に初めて其の面目を世界に認めらるゝを得ん歟

發行所（電話本局特四三七番）東京神田區表神保町　株式會社 同文館
振替東京一三五番

33
17

331
17

8.2.9